

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第9号
2003.5

目次

巻頭言		
法整備支援の目指すもの	国際協力部長 田内正宏	1
特集	第4回法整備支援連絡会（2003.1.15）結果の概要	
	国際協力部教官 黒川裕正	4
講演	ヴェトナム社会主義共和国グエン・ディン・ロック前司法大臣	20
基調講演	「カンボディア民事訴訟法起草支援の経験と法整備支援の今後の課題」 駿河台大学学長、一橋大学名誉教授 竹下守夫	25
基調講演	「ヴェトナムにおける法整備支援」 地球環境戦略研究機関理事長、名古屋大学名誉教授 森嶋昭夫	33
クエスチョネアに基づく問題分析の報告及び問題提起	前国際協力部教官（現東京地方検察庁検事）田中嘉寿子	42
パネルディスカッション 第一部		
	「アジア諸国に対する法整備支援活動の実情と課題—法整備支援の現場から」	47
パネルディスカッション 第二部		
	「法整備支援の新たな展開—その理想像と戦略」	69
同連絡会資料		99
国際研修	第1回ウズベキスタン国法整備支援研修（2002）結果の概要	
	国際協力部教官 丸山 毅	139
カントリーレポート発表		
	「刑事司法手続」	149
	「経済裁判所の訴訟手続」	152
	「司法省の組織／弁護士監督」	155
	「中小企業の活動に対する干渉の防止」	160
	「民法の基本構造」	164
	「民法改正・商法制定の動向」	169
	「民事訴訟手続」	175
	「経済裁判所の役割」	179
～国際協力の現場から～		
“私の国際協力”		
	前国際協力専門官（現神戸地方検察庁主任捜査官） 上谷智子	184
～@閑話～		24, 68, 138, 183

～ 卷頭言 ～



法整備支援の目指すもの

法務総合研究所国際協力部長 田内正宏

本年4月10日付けで、法務総合研究所国際協力部長に着任いたしました。これまでの法整備支援の成果を継承しつつ、関係諸機関と連携し皆様方の御協力を仰ぎながら法整備支援を一層発展させていきたいと思っております。国際協力部への引き続いての御支援をお願いいたします。

これまで、我が国の法整備支援は、法律専門家が叡智を結集してカンボディア民法・民事訴訟法の起草を行うなど画期的な成果を上げてきました。国際協力部が行う法整備支援の対象国も、ヴェトナム、カンボディア、ラオス等に加え、ウズベキスタンやインドネシアなどが新たに加わり、支援の内容も対象国のニーズに応じて多様化しつつあります。

そうした法整備支援の成果や活動の量的・質的な広がりがある一方で、法整備支援活動は、その歴史が浅く経験が乏しいため、試行錯誤を繰り返し、これまで法整備支援に携わってこられた方々の御労苦は大変なものであったと拝察しています。今後法整備支援活動を一層発展させていくためにも法整備支援の基本理念を踏まえつつ、活動の現状と問題点を常に議論し、今後の方向性を考えていかなければなりません。

さて、開発途上国の実情を見ると、人的・物的資源が十分でないため、独力で、迅速かつ適切に法整備を行うことは容易ではありません。国際協力部の教官がカンボディアやラオスで経験したところでは、両国に共通して、法律に関する図書、教科書、コンメンタールの類が皆無に近く、あるにはあっても外国の支援機関から寄贈されたもので英語、仏語等の外国語のものでしかなく、六法全書や判例集も普及していない状況です。ラオスには司法試験がなく、法曹になるための明確な基準もありません。開発途上国の中には、地方に裁判所の建物がないとか裁判のために通常の部屋を片付けて法廷を作るような状況も存在し、現在の日本からすれば彼我の相違は驚くばかりです。

しかし、我が国も明治時代の初めには民法もなければ裁判所も十分でない状態で、欧米に追いつき肩を並べるために欧米に学びました。フランスからボアソナード教授を招いて司法省法学校で講義を始めたときには、フランス語でフランス民法などを講義されたということです。ですから、今の開発途上国の状況は、日本がかつて置かれていた状況でもあるわけです。三

ヶ月章東京大学名誉教授は、日越民商事法セミナーの基調講演で、日本の近代化以後における法制度構築の歴史を振り返り、「これまでの日本の法及び法学は、その目を西欧先進国にのみ向けて、近隣のアジア諸国の法や法学に対する関心が極めて希薄であった。アジア諸国の経済発展などを契機に世界史の流れが、ヨーロッパ、アメリカ、アジアの三極構造になるならば、アジアの一員であるとの自覚に立ち、近隣の諸国と力を合わせて、アジアがヨーロッパ・アメリカに対抗できる力を付けるために、100年以上かかって積み上げてきた経験を生かしていくべきである。」とされています。確かに日本がアジアの風土や文化の中で、明治以後、東洋的な法制度と決別し、仏、独、英、米の法制度を研究し採り入れてきた経験は、他のアジア諸国に大いに参考にしてもらおうことができるはずです。

ところで、明治時代の先覚者たちは、不平等条約の改正という要請を別として、法制度の構築により何を目指したのでしょうか。明治時代初期に日本の法制度の構築に献身した司法卿江藤新平について書かれた毛利俊彦著「江藤新平 急進的改革者の悲劇」(中公新書)を見ますと、明治6年1月24日、江藤司法卿は、司法省の予算削減に抗議して、長文の辞表を太政官正院に提出しました。江藤司法卿の辞表は不受理とされ留任するのですが、江藤司法卿は、その辞表の中で法制度の整備の重要性を訴え、「元来各国と並立の・・・元は、国の富強にあり。富強の元は、国民の安堵にあり。安堵の元は、国民の位置を正すにあり。」と述べています。すなわち、国民の位置を正して、国民の生活の安定(安堵)を図れば、国家の富強がもたらされ、日本が国際社会に伍していけるとしているのですが、国民の位置を正すとは、民法(家族法・財産法)が厳正に定められて民事裁判が迅速公正に行われ、憲法・刑法が確立して刑事裁判が公明正大に行われることであるとしています。つまり、江藤司法卿は、法律体系と司法制度が整備され、国民の権利義務が保障されれば、国民の生活が安定し国家の富強がもたらされ、列国と伍していけると喝破したのです。

私たちが携わる法整備支援が目指すところも同じように壮大です。現代の法整備支援、特に国際協力部がかかわることの多い民商事法分野での法整備支援について述べれば、民商事法の基本法制の整備は、その対象国の市場経済への移行を促進し、健全な経済発展を実現するのみならず、対象国における法の支配の確立、民主化の促進ひいては個人の権利や自由の保障にもつながるものです。すなわち、市場経済の根幹となる民法、民事訴訟法等の基本法制の整備と紛争解決のための司法制度の確立により、市場が前提とする独立した私的経済主体の財産権や契約の自由、それらの間の自由な経済活動などが保障され、開発途上国の市場経済への移行を促進し、その国の健全な経済発展の実現が期待されます。これは国民生活の安定や貧困の解消につながるのみならず、日本やアジア、そして世界経済にとっても有益です。また、紛争が生じた場合に、法に基づいた裁判を受けることを保障することはすなわち、法の支配を確立するものです。国民の自由・独立・平等を基本とする民法、民事訴訟法等の基本法の制定と普及は、国民の権利の主体者としての意識を向上させ、民主化や基本的人権に対する理解を深めこれを促進するものとなるはずです。先ごろカンボディア政府に引き渡

した民事訴訟法典において、民事訴訟制度の目的を国民の権利保護にあることをうたうとともに民事上の紛争につき裁判所において裁判を受ける権利を保障することを宣言し、対審審理、公開審理の保障や法律の定める裁判官による裁判を受けられることを具体的に規定したことも同じような理念に基づいたものであると考えています。

このような法整備支援を着実に進めていくことが今後も国際協力部の第一の課題です。我が国の法学者や法曹は、今でもボアソナード教授を始めとする外国の教師の貢献を高く評価していますが、私たちも和製ボアソナードとなる気概を持って、法整備を通じた国際貢献を継続していくことにより、日本の国際的な評価を高めることができれば大変有益なことだと思います。

～ 特 集 ～

第4回法整備支援連絡会（平成15年1月15日開催）結果の概要

国際協力部教官 黒川 裕 正

1 はじめに

法務総合研究所では、国際協力事業団（JICA）及び財団法人国際民商事法センター（ICCLC）と連携し、関係機関の皆様の御協力を得ながら、ヴェトナム、カンボディア、ラオス、インドネシア、ウズベキスタン等のアジアの開発途上国を対象として、民商事法分野における法整備支援を実施してきました。

ヴェトナム及びカンボディアに対する支援は、今、新たな段階への転機を迎えており、インドネシア、ウズベキスタン等の国々が新たに対象国に加わるとともに、支援内容も多様化しつつあり、法整備支援の今後の方向が大きな検討課題となっています。

このような状況の下で法整備支援を更に発展させるためには、関係機関・関係者間において、法整備支援の現状と問題点及び今後の方向について議論を尽くし、その連携の基盤となる共通の認識を持つことが重要と考え、法整備支援連絡会を開催いたしました。

2 開催日時等

（日 時） 平成15年1月15日（水） 10:00～17:30

（場 所） 大阪中之島合同庁舎2階 国際会議室

（主 催） 法務省法務総合研究所，国際協力事業団（JICA）

（後 援） 最高裁判所

日本弁護士連合会

名古屋大学法政国際教育協力研究センター

日本貿易振興会アジア経済研究所（JETRO）

財団法人国際民商事法センター（ICCLC）

（進 行） プログラム（本誌10ページ）を御参照ください。

（出席者） 約120名（詳細は、参加者名簿を御参照ください。）

インドネシア領事館	カンボディア領事館	最高裁判所
法務省大臣官房秘書課	衆議院法制局	司法制度改革推進本部
経済産業省	日本弁護士連合会	大阪法務局
日本司法書士会連合会	JICA 本部	JICA 大阪国際センター
名古屋大学	九州大学	早稲田大学
大阪大学	立命館大学	日越関西友好協会
財団法人日本国際協力センター大阪支所及び中部支所		
財団法人比較法研究センター		ほか多数

3 主な内容

(1) 講演 — ロック前司法大臣（越日同時通訳：初鹿野マイ）

ヴェトナムのロック前司法大臣は、JICA が招へいし、日本滞在中に、名古屋大学での講演や日本の立法手続などについての視察をするとともに、今回の法整備支援連絡会で講演され、次の内容を述べられました。

ア 日本は対ヴェトナム法整備支援の活動において、他の国々に比べ、現在最も重要な地位を占めており、ヴェトナム側が期待した効果が達成されている。

イ 日本人の問題へのアプローチと問題解決の仕方に非常に興味を持っており、ヴェトナムに日本法センターを設立し日本の法律・資料を整備するとともに、日本の大学でヴェトナム人の法律専門家を日本語で育成することが望まれる。

ウ ヴィエトナムの専門家の立法技術並びに法の解釈及び運用に関する経験の不足や欠点を克服するためにも、日本の支援が是非必要である。

なお、この内容は、ロック前司法大臣と三ヶ月章元法務大臣の対談でも話題とされています（本誌8号参照）。

(2) 講演 — 竹下守夫（駿河台大学学長）

法整備支援は、2001年の司法制度改革審議会の意見書でも、日本が国際社会の一員としての主体的役割を果たす上で重要であると指摘されるように、現在の日本の国際的地位から見て、国家的責務であるとされています。

また、法整備支援は、「相手国が民主国家に生まれ変わるため」の支援でもあり、自身が起草を手掛けたカンボディア民事訴訟法典の条文案にも、民主的な訴訟原則を随所に採り入れ、「民主的法治国家の法典」としたことが紹介されました。

その上で、カンボディア民事訴訟法条文案の起草作業の経緯と、作業が予定どおり完了したことが紹介され、起草作業完成が実現した諸要因についての説明がありました。

最後に、今後の課題として、日本側の管理・運営の在り方について触れられています。

(3) 講演 — 森嶋昭夫（財団法人地球環境戦略研究機関理事長）

まず、日本の法整備支援は、政府開発援助（ODA）事業として我が国が JICA を通じ責任を持って行っているものであるとの指摘がありました。

そして、法整備支援の世界的動向について触れられました。つまり、①1960年代にアメリカが法律専門家をアドバイザーとしてアフリカや南米の国々に派遣し、アメリカ型の制度を持ち込もうとしたこと、②その活動は1970年代ころから下火になったこと、③その後、形を変えて西欧諸国が東欧諸国に対し、担保法、破産法などの法整備を条件として融資を行うという形で法整備支援を行ってきたため、基本法よりも先にそれらの法律が持ち込まれたこと、④中国では法律そのものが国家機密とされた時代もあり、中国に比べれば、ヴェトナムはオープンであるが、カンボディアの場合と違って、起草作業そのものはヴェトナムが行っていることなどが紹介されました。

今後の課題としては、法整備支援の評価について、日本にとってどういう意味があったかも評価項目に加えるべきではないかとの問題提起があり、さらに、今後の目標を立てる

に当たって取り上げるべき論点として、以下のものが考えられるとの説明がありました。

ア 日本側の人材等持てる能力を前提としてどのようなゴール・ターゲットを考え、コストパフォーマンスの高い支援を考えるべきであること。

イ 人材育成については、だれに対してどういう育成をするのか。Training of Trainers をするとしても、どこまで何をするのか。

ウ 法整備支援においてはハード面の支援は行わない方針であったが、今後も行わないのか。仮に、今後行うとすると、どういう位置付けでどこまでするのか。

(4) 問題分析の報告及び問題提起－田中嘉寿子（国際協力部教官）

関係諸機関への質問票に対する回答を基に、法整備支援活動における問題点及び解決策を計画策定段階、支援実施段階及び評価段階に分けて網羅的に整理し、その要点が報告されました。

最後に、法整備支援活動における経験が国内での活動にフィードバックされるとともに、今後も広報活動やお互いの情報交換活動が盛んになって、より良い法整備支援活動が行われることを期待すると結びました。

(5) パネルディスカッション 第一部

ア 坂野一生 － 元 JICA 長期専門家（カンボディア）

カンボディア民法、民事訴訟法起草支援において、両草案の起草作業がほぼ完了し、今後は、制定に向けての活動や周辺法の起草支援の可能性を探ることが必要であることが紹介されました。

なお、坂野元長期専門家には、2002年12月4日に当部で「法律用語の翻訳上の苦勞」及び「カンボディア側の起草メンバーの目覚ましい進歩」について発表してもらいました（本誌第7号91頁以下参照）。

イ 工藤恭裕 － JICA 長期専門家（ラオス）

ラオスの特色（国として小規模であることによる長所と短所、法制度整備の遅れが大きいこと、ラオス語の壁など）について説明があった後、ラオスで経験した問題やラオスにおける工夫について紹介されました。

ラオス語の壁については、ラオス語ではコンピュータでキーワード検索ができないというコンピュータ利用上の問題があることが説明されました。また、現地セミナーをレベル分けし、最初のレベルを修了しないと次のレベルに進まないこと、現地セミナーでの修了を原則として本邦研修の参加要件としていることなどが報告されました。

ウ 市橋克哉 － 元 JICA 長期専門家（ウズベキスタン）

名古屋大学教授の市橋元 JICA 長期専門家から、ウズベキスタンにおける司法制度改革、基本法典整備の動きが紹介されるとともに、タシケント国立法科大学が、中央アジアで最も歴史があり、インドシナ諸国やモンゴルから多数の留学生を受け入れているという紹介がありました。また、日本がウズベキスタンに対して行っている様々な法整備支援活動についても紹介がありました。

エ 山下輝年 — 国際協力部教官（インドネシア）

インドネシアではまだ支援が始まったばかりであること、司法の汚職があること、他の支援機関が先行していることなどが指摘されたほか、2001年の第三次憲法改正による憲法裁判所などの設置については、「法律のひろば」（2002年10月号58頁以下、同年11月号58頁以下）で詳しく説明している旨の紹介がありました。

オ 河津慎介 — JICA 長期専門家（ヴェトナム）

ヴェトナムでの法整備支援活動の概要が紹介されるとともに、「ヴェトナムの人たちは人的な関係を非常に重視することから、これまではヴェトナム側との人的な信頼関係を構築した上でプロジェクトを遂行してきたが、今後は、長期専門家が異動してもプロジェクトが継続する体制作りが重要」という意見が示されました。

カ 中野武 — JICA アジア第一部次長（アジア諸国全般）

支援方針や支援のための資源の組合せの必要性などについて紹介されました。

支援方針については、例えば、カンボディア民法、民事訴訟法起草支援は「代替案提示型」に位置付けられるとのことでした。

また、資源の組合せについては、ソフトウェア、ハードウェア、そして、それらを使う人材の育成に焦点を当てて支援をしていく必要があるということでした。

(6) パネルディスカッション 第二部

以下の論点について、議論が行われました。

ア 理念の必要性等

法整備支援に理念が必要かどうか、対象国については、移行経済国のみでは狭いのではないかといったことから、ODA 大綱が述べている民主化、市場経済化の促進、人権保護との関連で、法整備支援は市場経済化支援に偏りすぎていないかという点が議論されたが、これまでの支援も民主化、人権保障の意味を併せ持つことを再認識する必要があると指摘されました。

イ 要請主義

要請主義は、人によっていろいろな意味で使われることから議論がなされたが、要請は単に申入れ段階での手順の意味にすぎないということでした。

1980年代半ばに環境破壊を伴う ODA に対する批判が出てから、既にこの原則は修正されており、1990年代の ODA 白書を見れば、ODA における要請主義の説明が変遷していることが分かるということです。

ODA 大綱も10年が経過して転換期が来ている旨の補足説明もありました。

ウ 韓国の行う法整備支援

韓国の援助機関 KOICA が「法律文化輸出は低費用高効率の国家戦略事業」「将来の北朝鮮との統一を控えての経験蓄積」のために、また、これまでのアフガニスタンへの司法制度支援とモンゴルへの法制支援の経験をきっかけに旧ソ連圏（カザフスタン、キルギス、ウズベキスタン、アゼルバイジャン）及びアジア諸国（特にモンゴル、インドシナ諸国）を対象に、法整備支援を開始しているとの指摘がありました。

エ 経済政策支援と法整備支援

経済政策支援を行う際に、提言をするだけでなく、実現させることも必要であり、そのためには、法律も必要であり、JICAの法整備支援活動との連携が必要であるという指摘がありました。

具体例として、「เวียดนามで民間企業振興を行ったが、会社法による企業が登記された数が少なく、その原因は商業登記法がなかったからである。実体法だけでなく手続法も制定し、手続を所管する機関も育成しなければならない。」という実情が紹介されました。

4 特記事項

(1) 広報活動

法務省ホームページ及び国際協力事業団（JICA）ホームページに案内を掲載。

(2) 取材申込と結果

今回の連絡会につき、報道機関の取材あり。

- ・NHK 総合テレビ 1月15日（水）午後8時45分～9時のニュースで放映。
- ・読売新聞 1月16日（木）朝刊に記事掲載。

5 第4回法整備支援連絡会を終えて～担当者所感

法整備支援連絡会は、平成11年度から毎年度1回開催していますが、今回の連絡会は過去3回と異なり、(1)大阪で初めて開催、(2)JICA 長期専門家から実情報告、(3)積極的な広報（ホームページほか）といった特徴のある連絡会であったと思います。

参加者数は過去最大であり（しかも、幅広く様々な関係機関からの参加がありました。）、また、参加者の声を聞く限り、議論が好評であったことから、おおむね成功であったと評価できると思います。

6 過去の法整備支援連絡会開催状況

(1) 第1回 平成12年1月開催 於法務省大会議室

法整備支援に携わる関係者が、それぞれの機関の概要及び活動についての報告や質疑。

(2) 第2回 平成12年10月開催 於 JICA 国際協力総合研修所

法整備支援の基本方針に関し、「ODAによる法整備分野の援助戦略について」と題するディスカッションペーパーを基にして、支援対象法分野や対象地域についての協議。

(3) 第3回 平成13年9月開催 於法務省浦安総合センター

三ヶ月章東京大学名誉教授を始めとする関係者の報告、当所において招へいたしたヴェトナム最高人民裁判所ホアン・カーン副長官による講演、森島昭夫名古屋大学名誉教授による基調講演。

7 最後に

連絡会当日のプログラム，参加者名簿，議事録及び法整備支援関係機関調査票等の資料を収録しました。法整備支援活動の現状と課題を知る上で有益なものと考えますので，御参照いただければ幸いです。



〈第4回法整備支援連絡会〉

プログラム

10:00～10:30	開会あいさつ 尾崎 道明 法務総合研究所国際協力部長 隅田 栄亮 国際協力事業団理事
<hr/>	
講演	
10:30～10:50	H.E. Nguyen Dinh Loc ^{グエン ディン ロック} ヴィエトナム前司法大臣
<hr/>	
基調講演	
10:50～11:30	「カンボディア民事訴訟法起草支援と法整備支援の今後の課題」 竹下 守夫 駿河台大学学長，一橋大学名誉教授
<hr/>	
基調講演	
11:30～12:10	「ヴィエトナムにおける法整備支援」 森寫 昭夫 財団法人地球環境戦略研究機関理事長 名古屋大学名誉教授
<hr/>	
問題分析の報告 及び問題提起	
12:10～12:30	田中嘉寿子 法務総合研究所国際協力部教官
<hr/>	
12:30～13:30	昼食
<hr/>	
13:30～15:00	パネルディスカッション 第一部 「アジア諸国に対する法整備支援活動の実情と課題 －法整備支援の現場から」 カンボディア 坂野 一生 元長期専門家 ラオス 工藤 恭裕 長期専門家 ウズベキスタン 市橋 克哉 元長期専門家 インドネシア 山下 輝年 国際協力部教官／司会 ヴィエトナム 河津 慎介 長期専門家（ビデオレター） アジア諸国全般 中野 武 JICA アジア第一部次長 －ODA 実施機関の立場から 質疑応答
<hr/>	
15:00～15:15	休憩
<hr/>	
15:15～17:15	パネルディスカッション 第二部 「法整備支援の新たな展開－その理想像と戦略」 山下 輝年 国際協力部教官／司会 中野 武 JICA アジア第一部次長 新美 育文 明治大学法学部教授 鮎京 正訓 名古屋大学大学院法学研究科教授 矢吹 公敏 日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長 作本 直行 日本貿易振興会アジア経済研究所主任研究員 質疑応答／討論
<hr/>	
17:15～17:30	所感 三ヶ月 章 元法務大臣，法務省特別顧問，東京大学名誉教授 (財)国際民商事法センター特別顧問 日本ローエイシア友好協会会長
<hr/>	
17:30	閉会

講演者紹介（順不同）



グエン ディン ロック
H.E. Nguyen Dinh Loc ヴィエトナム前司法大臣

現職：国会議員， ヴィエトナム法律家協会副会長

(略歴)

1977 モスクワ大学博士課程修了（法学博士）
1986 国会議員
1987 国会司法局長
1992. 5 ヴィエトナム法律家協会副会長
1992. 5
～2002. 8 司法大臣



たけした もりお
竹下 守夫 駿河台大学学長， 一橋大学名誉教授

JICA カンボディア「法制度整備」

民事訴訟法部会長

(略歴)

1963 東京大学大学院博士課程修了（法学博士）
1990 一橋大学法学部長
1996 一橋大学名誉教授
1999 司法制度改革審議会（会長代理）
駿河台大学学長
2001 法制審議会会長



もりしま あきお
森嶋 昭夫 財団法人地球環境戦略研究機関理事長
名古屋大学名誉教授

JICA ヴィエトナム「法制度整備」

国内支援委員会委員長

民法改正共同研究会委員長

JICA カンボディア「法制度整備」

国内支援委員会委員長

民法部会長

(略歴)

1958 東京大学法学部卒業， 同学部助手
1968 ハーバード大学ロー・スクール大学院修了（LL.M）
1988 名古屋大学法学部長
1996 名古屋大学名誉教授， 上智大学法学部教授
1998 財団法人地球環境戦略研究機関理事長
2000 中央環境審議会会長

第4回法整備支援連絡会参加者名簿

番号	組織分類	所属先及び役職	氏名
1	海外	ヴェトナム前司法大臣	グエン・ティン・ロック
2	海外	ヴェトナム司法省 法律専門家	グエン・ゴック・カン
3	大使館関係	在大阪インドネシア共和国総領事館情報部	石松亜由美
4	大使館関係	在大阪カンボディア王国名誉領事館	OEUNG RAVANN
5	政府機関	衆議院法制局 参事	片山 敦嗣
6	政府機関	衆議院事務局 課長補佐	安堂 雅哉
7	政府機関	司法制度改革推進本部事務局 主査	矢野 正枝
8	政府機関	外務省経済協力局技術協力課 外務事務官	金子 祐二
9	政府機関	経済産業省地域協力課 課長補佐	八山 幸司
10	政府機関	経済産業省アジア太平洋地域協力推進室 室長補佐	池田 佳織
11	政府機関	経済産業省商務情報政策局情報政策課	大崎 友和
12	政府機関	国際協力事業団 理事	隅田 栄亮
13	政府機関	国際協力事業団アジア第1部 次長	中野 武
14	政府機関	国際協力事業団アジア第1部インドシナ課長	梅崎 路子
15	政府機関	国際協力事業団アジア第1部インドシナ課 副参事	高橋宏太郎
16	政府機関	国際協力事業団アジア第1部東南アジア課長	丹羽 憲昭
17	政府機関	国際協力事業団アジア第1部東南アジア課	寺田 智恵
18	政府機関	国際協力事業団アジア第2部東アジア・中央アジア課	井之上満明
19	政府機関	国際協力事業団大阪国際センター所長	斎藤 寛志
20	政府機関	国際協力事業団大阪国際センター業務課長	神崎 義雄
21	政府機関	国際協力事業団大阪国際センター業務課 課長代理	小池 芳一
22	政府機関	国際協力事業団大阪国際センター業務課	高橋 洋平
23	政府機関	国際協力事業団大阪国際センター業務課	鈴木 桃子
24	政府機関	国際協力事業団中部国際センター業務課	池原いつか
25	政府機関	国際協力銀行法規室 参事役	松本 光正
26	政府機関	日本政策投資銀行国際協力部 副調査役	立脇 正義
27	政府機関	日本学術振興会 特別研究員	桑原 尚子
28	政府機関	最高裁判所事務総局秘書課 参事官	手嶋あさみ
29	政府機関	最高裁判所事務総局秘書課 課長補佐	橋本ひろみ
30	政府機関	大阪高等裁判所総務課広報係長	西村 馨
31	政府機関	大阪地方裁判所総務課広報係長	岡田 吉峰
32	政府機関	大阪法務局	石元 克司
33	政府機関	大阪法務局	田中 竜一
34	政府機関	大阪法務局	伊藤 圭右
35	政府機関	大阪法務局	近成 弘樹
36	公益法人等	日本弁護士連合会国際交流委員会 副委員長	矢吹 公敏
37	公益法人等	日本弁護士連合会国際室嘱託 弁護士	川口 和子
38	公益法人等	日本弁護士連合会国際室嘱託 弁護士	外山 太士
39	公益法人等	日本弁護士連合会企画部国際課	前田かおり
40	公益法人等	日本弁護士連合会企画部国際課	藤川みゆき
41	公益法人等	小野昌延法律事務所 弁護士, (財)国際民商事法センター 評議員	小野 昌延
42	公益法人等	小野昌延法律事務所 弁護士, (財)国際民商事法センター 評議員	中野貞一郎
43	公益法人等	河本・三浦法律事務所 弁護士, (財)国際民商事法センター 評議員	河本 一郎
44	公益法人等	きつかわ法律事務所 弁護士	小原 正敏
45	公益法人等	黒田・内田法律事務所 弁護士, 九州大学名誉教授	吉村 徳重
46	公益法人等	共栄法律事務所 弁護士	井関 正裕
47	公益法人等	酒井法律事務所 弁護士	田邊 正紀
48	公益法人等	田中法律事務所 弁護士	田中みどり
49	公益法人等	遠野ひまわり基金法律事務所 弁護士	神木 篤
50	公益法人等	坂東・田中法律事務所 弁護士, (財)国際民商事法センター 学術評議員	生駒 啓
51	公益法人等	御堂筋法律事務所 弁護士	碩 省三
52	公益法人等	(財)地球環境戦略研究機関理事長, 名古屋大学名誉教授	森嶋 昭夫
53	公益法人等	(社)関西経済連合会国際部 主任	天野 了一
54	公益法人等	(財)国際開発センター	大口 修平
55	公益法人等	(財)国際貿易投資研究所公正貿易センター 特別顧問	松本 健
56	公益法人等	(財)国際貿易投資研究所公正貿易センター 総務部長	岩本 功志
57	公益法人等	(財)国際民商事法センター 事務局長	金子 浩之
58	公益法人等	(財)国際民商事法センターカンボディア法整備支援事務局 研究員	吉本 篤人
59	公益法人等	(財)国際民商事法センター 大阪協力員	松本 茂雄

60	公益法人等	日越関西友好協会 代表理事	和田 貞夫
61	公益法人等	日越関西友好協会事務局 次長	西村 浩一
62	公益法人等	(財)日本国際協力センター大阪支所長	津川 智敬
63	公益法人等	(財)日本国際協力センター大阪支所	加藤 宏紀
64	公益法人等	(財)日本国際協力センター大阪支所 研修監理員	竹内真由美
65	公益法人等	(財)日本国際協力センター大阪支所 研修監理員	畑 知也子
66	公益法人等	(財)日本国際協力センター中部支所	狩野 忠俊
67	公益法人等	日本貿易振興会アジア経済研究所経済協力研究部 主任研究員	作本 直行
68	公益法人等	(財)比較法研究センター 研究員	小林 正典
69	公益法人等	(財)比較法研究センター 研究員	高山 恵子
70	公益法人等	ベトナム商工会議所日本代表事務所	児島 あき
71	公益法人等	本町公証役場 公証人	清水 博
72	公益法人等	UFJ総合研究所政策研究部 主任研究員	土生 英里
73	公益法人等	(財)アジア・太平洋人権情報センター 総括研究員	前川 実
74	大 学	駿河台大学学長	竹下 守夫
75	大 学	明治大学法学部 教授	新美 育文
76	大 学	早稲田大学比較法研究所 研究員・法学部教授	戒能 通厚
77	大 学	名古屋大学法政国際教育協力研究センター 教授(センター長)	杉浦 一孝
78	大 学	名古屋大学法政国際教育協力研究センター 教授	松浦 好治
79	大 学	名古屋大学国際教育協力研究センター 教授	鮎川 正訓
80	大 学	名古屋大学大学院法学研究科 教授	市橋 克哉
81	大 学	名古屋大学法政国際教育協力研究センター 助教授	フランク・ベネット
82	大 学	名古屋大学法政国際教育協力研究センター 助教授	渡辺 肇
83	大 学	名古屋大学大学院法学研究科 助手	ブク・ティホン
84	大 学	名古屋大学法政国際教育協力研究センター 助手	大場 陽子
85	大 学	名古屋大学法政国際教育協力研究センター 研究員	マツ・リンリ
86	大 学	名古屋大学法政国際教育協力研究センター 研究員	コン・ティ
87	大 学	名古屋大学大学院国際開発研究科 大学院生	瀬戸 裕之
88	大 学	日本学術振興会 特別研究員(名古屋大学)	桑原 尚子
89	大 学	南山大学外国語学部 教授, 名古屋大学名誉教授	大久保泰甫
90	大 学	大阪大学大学院法学研究科 講師	田中規久雄
91	大 学	京都学園大学法学部教授, (財)国際民商事法センター 学術評議員	志村 治美
92	大 学	京都学園大学法学部 教授	坂東 俊矢
93	大 学	京都学園大学法学部 教授	宮川不可止
94	大 学	立命館大学法学部 教授	出口 雅久
95	大 学	九州大学大学院法学研究院院長(教授)	吾郷 眞一
96	大 学	立命館アジア太平洋大学アジア太平洋マネジメント学部 教授	鈴木 康二
97	その他	元カンボディア現地専門家	坂野 一生
98	その他	ヴェトナム語通訳	初鹿野マイ
99	その他	大阪大学大学院法学研究科 博士後期課程	若林 翼
100	その他	同志社大学大学院 博士前期課程1年	伊藤朝日太郎
101	その他	関西学院大学総合政策学部 3回生	谷口 紀仁
102	法務省関係	元法務大臣, 法務省特別顧問, 東京大学名誉教授	三ヶ月 章
103	法務省関係	法務省大臣官房秘書課国際室 補佐官	横井幸四郎
104	法務省関係	法務省大臣官房秘書課国際室 国際協力係長	原 一広
105	法務省関係	法務省大臣官房秘書課国際室 語学アドバイザー	柴原 美奈
106	法務省関係	法務省刑事局国際課 補佐官	北野 茂
107	法務省関係	法務総合研究所国際協力部長	尾崎 道明
108	法務省関係	法務総合研究所 教官	秋山 実
109	法務省関係	法務総合研究所 教官	山下 輝年
110	法務省関係	法務総合研究所 教官	田中嘉寿子
111	法務省関係	法務総合研究所 教官	丸山 毅
112	法務省関係	法務総合研究所 教官	黒川 裕正
113	法務省関係	法務総合研究所 教官(ラオス長期専門家)	工藤 恭裕
114	法務省関係	法務総合研究所 統括専門官	平川 貴洋
115	法務省関係	法務総合研究所 統括専門官	植田廉太郎
116	法務省関係	法務総合研究所国際協力事務部門 主任国際協力専門官	戸根 省吾
117	ヴェトナム	現地専門家(国際協力事業団)	河津 慎介
118	ヴェトナム	現地専門家(裁判官)	杉浦 正樹
119	ヴェトナム	現地専門家(弁護士)	塚原 長明
120	ヴェトナム	現地専門家(検事)	柳原 克哉

第4回法整備支援連絡会議事録

平成15年1月15日（水）10:00～17:30

大阪中之島合同庁舎2階国際会議室

開 会

【司会（平川）】 大変長らくお待たせいたしました。ただいまから第4回法整備支援連絡会を開会いたします。私、本日の進行を務めます、法務総合研究所国際協力部の平川と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは開会に当たりまして、法務総合研究所国際協力部長尾崎道明がごあいさつ申し上げます。

尾崎道明法務総合研究所国際協力部長あいさつ

【尾崎】 皆様おはようございます。本日はお忙しい中、多数の方にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、本日は遠路、ヴィエトナムのロック前司法大臣閣下の御出席を賜っております。ロック前司法大臣におかれましては、我が国関係者によるヴィエトナムへの法整備支援が始まった段階から、その企画、調整等に御尽力いただきました。ここに改めて深く感謝申し上げるとともに、心から歓迎の言葉を申し上げさせていただきます。



法務省では、平成11年度から、国際協力事業団（JICA）との共催により、財団法人国際民商事法センター（ICCLC）などの御支援も得まして、法整備支援活動に関係する方々に広くお集まりいただきまして、本連絡会を開催してまいりました。その目的は、法整備支援に関する情報や意見の交換と、これによる関係機関、関係者間の連携の促進であり、皆様方の御協力を得て一定の成果を上げてきたものと考えております。本連絡会も回を重ねまして本会が第4回となりますが、今回は、私ども国際協力部といたしまして、大阪に移転して初めて、そしてまた、ここ大阪の地で開催される最初の記念すべき連絡会ということになります。

法務省の民商事法分野における国際協力に関しまして、ここに若干申し上げますと、法務省の活動は平成6年（1994年）に始まり、法務総合研究所がその実施を担当してまいりました。そして、当研究所による法整備支援活動の広がりとその重要性にかんがみまして、平成13年（2001年）4月には法務総合研究所の中に法整備支援を専門的に扱う独立の部といたしまして、私ども国際協力部が設置されるに至っております。この間、法務総合研究所では、国際協力事業団、財団法人国際民商事法センター、学界、財界、法曹各界の方々の御協力を

得ながら、国際協力事業団による政府開発援助（ODA）の枠組みの下に、主としてヴィエトナム、カンボディア、ラオスといった、中央指令経済から市場経済への移行を図る国々を対象に法整備支援活動を行ってまいりました。また、当所では、独自の企画といたしまして、アジア諸国から法律関係の政策関係者あるいは法律専門家を招へいたしまして、情報交換や共同研究を実施するなどの活動も行っております。このような支援活動の対象国は、今や、ヴィエトナムなどと同じく、市場経済への移行という課題に直面しておりますウズベキスタンなどの中央アジア諸国あるいはモンゴル、そしてまた、アジア通貨危機を経て、いわゆるグローバリゼーションの波に洗われておりますインドネシアあるいはフィリピン、こういった国々にも広がりつつあります。

ところで、御承知のとおり、平成13年（2001年）12月、内閣に司法制度改革推進本部が設置されまして、新しい時代にふさわしい司法制度の構築を目指して様々な改革が進められております。その中で、法整備支援活動の拡充もまた重要課題の一つに位置付けられております。平成14年（2002年）3月19日、司法制度改革推進計画が閣議決定されましたが、その中でも、「グローバル化が進む世界の中で、司法の役割を強化し、その国際的対応力を強めることが一層重要となっているとの認識の下に、民事司法の国際化、刑事司法の国際化、法整備支援の推進及び弁護士国際化を図るための措置を講ずる。」「開発途上国に対する法整備支援を引き続き推進する。」旨が述べられております。

先ほど当研究所による支援活動の対象国の広がりについて述べましたが、当研究所の関与するものに限らず、我が国の関係者によります法整備支援活動は、全体として近時、急速にその規模が拡大し、内容的にも充実してまいりました。また、これに伴いまして、各方面の法整備支援活動に対する注目、関心にも一層の高まりが見られるように思われます。例えば、カンボディア民法、民事訴訟法起草支援は、本年度の終了をもって草案の完成という一つの節目を迎えることになっております。そして、平成14年（2003年）10月には、これを記念するセミナーがプノンペンで開催され、フン・セン首相も出席されました。この起草支援をめぐるしましては、各種報道がなされております。これもこのような関心の現れということができると思います。

なお、この記念セミナーには私自身も参加いたしましたけれども、学者の方々を中心とする我が国の法律専門家が長きにわたって英知を結集した成果に深く印象付けられたことはもとより、この起草作業によりまして、カンボディアの起草担当者が見事に成長を遂げ、この草案のために新たに造られたものを含むクメール語の法律用語を駆使いたしまして、草案の内容を明快にセミナーにおいて説明し、質問にも的確に対応している姿に感動した次第でございます。このように我が国関係者による法整備支援活動は、量的にも質的にも目覚ましく発展いたしまして、その成果も実りつつあり、誠に喜ばしいところであります。法整備支援の成果はなかなか目に見えにくく、評価が困難と言わざるを得ないところがありますけれども、言うまでもなく、法律は紙の上で法が制定されるだけではなく、それが公平、確実、迅速に実施されて初めて真の意味での法規範としての実質を備えることとなります。そのためには、法の制定のみならず法を運営する組織の整備、そしてこれを担う人材の育成と運営の

ノウハウの蓄積が必要であります。法整備支援の評価も、このような法の特徴を踏まえる必要があります。当研究所は、このような認識の下に、各方面の法律専門家の御協力を得ながら、その力を結集して長期的な視点をも踏まえた支援を実施してまいりました。これまでの努力の成果は次第に姿を現し、次の段階における新たな支援の基盤となっていくものと信じております。

ところで、このように我が国関係者による法整備支援活動が発展する一方におきまして、近時の ODA の見直しに伴い、法整備支援を含む政府開発援助全体が厳しい評価の対象となり、従来にもまして効果的、効率的な支援が強く求められるに至っております。このような言わば、外在的な要因だけではなく、法整備支援活動自体も内在的にその発展に伴いまして各種の課題に直面し、転換期を迎えているように思われます。すなわち、カンボディアやヴェトナムに対する法整備支援がいずれも来年度には新しい段階に入ることになっていること、インドシナ3国のほか、ウズベキスタン、インドネシア等の国々が対象国に加わりつつあること、これらのことから、新たな支援の内容や手法を企画する必要が生じております。また、従来の活動を評価してその成果や問題点を確認するとともに、今後の法整備支援活動の在り方を検討し、新たな段階、あるいは新たな国、新たな分野におきまして、一貫性のある方針の下に継続的に活動を積み重ねて、一層効果的、効率的な支援を実現していく必要があると思われます。このような問題意識から、当部職員を含む法整備支援関係者が集まって、法整備支援の在り方を検討する機会も設けられており、議論が重ねられております。今回の連絡会は、このような状況をも踏まえ、これまでの法整備支援活動の成果を確認するとともに、今後を展望するものとしていたいと考えております。幸い現地で活躍されている長期専門家を含め、各分野において御活躍の方々に、講演や総括、また、パネルディスカッションへの参加を御快諾いただきまして、充実した日程を企画することができました。これらの方々に改めて厚く御礼を申し上げます。会場の皆様にも議論に積極的に御参加いただき、本日の会議が活発で実り多いものとなることを心から期待しております。

最後に、本連絡会を御支援いただいた最高裁判所、日本弁護士連合会、財団法人国際民商事法センター、名古屋大学法政国際教育協力研究センター、日本貿易振興会アジア経済研究所を始めとして当部の活動に御協力いただいている方々に対し、深く感謝申し上げますとともに、本連絡会が、我が国関係者による法整備支援の一層の発展に資するものとなることを心から祈念いたしまして私のあいさつといたします。ありがとうございました。

隅田栄亮国際協力事業団理事あいさつ

【司会】 引き続きまして、国際協力事業団（JICA）理事隅田栄亮様からごあいさつをいただきます。

【隅田】 皆様おはようございます。今日はまだ1月の15日でございますので、若干手遅れでございますが、改めまして新年明けましておめでとうございます。本年もよろしく願います。

私は、ただいま御紹介を賜りました国際協力事業団（JICA）の隅田と申します。このたびは法務省、それから JICA との共催、財団法人国際民商事法センター等の後援によりまして、第4回の法整備支援連絡会の開催が実現しましたことを大変喜ばしく思っております。また、この場をお借りいたしまして、JICA の日ごろの途上国協力、今現在も約150の開発途上の国々に協力を展開させていただいておりますけれども、そういう JICA の途上国支援の事業に対しまして大変な御支援をいただいております皆様方に、御理解と御支援、御協力をお願いいたしまして、また、厚く心から御礼申し上げたいと思います。



さて、我が国の法整備分野に対します協力につきましては、1990年代の冒頭より、ヴェトナムにおいて開始されたのが最初でございますけれども、先ほど尾崎様からもお話がございましたように、特に、本日この場に御参加いただいておりますヴェトナム国ロック前司法大臣閣下におかれましては、ヴェトナムでのプロジェクトの立ち上げから、我が国が本分野における協力の経験がなくて、手探り状態で作業を進める中で、現在に至るまで我が国協力の成果を生み出すに至る基盤作りのために、力強いリーダーシップを発揮していただき、ヴェトナム側の調整、あるいは日本とのかけ橋として御尽力をいただいております。誠に感謝の念に耐えない次第でございます。改めて JICA を代表いたしまして、これまでの御貢献に対する感謝の意を述べさせていただくとともに、あわせて、従来の成果を拡充することに対する更なる御協力、御支援をお願いしたいと思います。

さて、本連絡会の開催に際しまして、本分野に対する従来の JICA 支援の成果や経験につきまして、評価というか、大まかな印象を先に3点述べさせていただきたいと思います。まずは、カンボディアのケースのように、民法あるいは民事訴訟法案の起草支援というような、目に見える成果が着実に上がっているということでもあります。第2は、非常に目に見えにくいものでございますが、正に国の発展の根幹をなす法・司法制度の改革を担う先方カウンターパートの人材育成、カウンターパートの人材の能力も着実に向上しているということもございます。この人材育成は定量的な形での評価はなかなか困難という側面はございますけれども、それぞれの国々の発展を支え、また、我が国が実施をしておりますプロジェクトの成果のより一層の拡充のために必要不可欠なリソース・パーソンとなっていることは大いに期待されているところでございます。第3に、先に申し述べましたように、従来、JICA といたしましても、本分野に対する協力の経験やノウハウがない中で、三ヶ月先生や、あるいは竹

下先生，そして森寫先生を始めとした法曹関係者の皆様に，あるいは法務省，日弁連，最高裁などの方々にプロジェクトに御参加いただきまして，多大な御尽力を賜りまして，ここまでの大きな成果を上げてきたということでございます。JICA といたしましても，これまでに蓄積されました貴重な経験を，あるいはノウハウを抽出いたしまして，本分野に対する協力の質の向上，あるいは他の国で同じようなプロジェクトを展開する場合の参考にする等，更なる努力が必要ではないかと痛感をいたしております。

また他方，これまでの協力の結果得られました経験や，あるいは ODA を取り巻く状況の変化の中から，JICA といたしましては，大きく分けまして，今後，以下の三つの新たな問題あるいは課題が発生しているというふうに認識をいたしております。その第1は，まず JICA 自身の問題でございますが，国際協力事業団 JICA は，2003年10月に独立行政法人になることが決定をいたしまして，国際協力機構というふうに名前が新たに変わりますけれども，従来，外務省を含む関係省庁との間で不明確でございました権限や責任が明確化されていく中で，法整備支援分野の協力に当たりまして，JICA 自身がより一層，事業目標や，あるいは国，地域ごとの開発戦略あるいは手法を明確にした上で，強力な結果責任をも視野に入れながら事業に取り組むことがますます求められてきている状況でございます。この点は，言い換えますと，前述しました目に見える協力以外に，目に見えづらい協力の成果についても，協力に従事した関係者のみならず，より幅広い利害関係者や，特に国民全般に対してその意義や成果について明確に説明をし，評価を得るという努力が従来にもまして重要になってくるということでもあります。この点は，他の分野におきましても当てはまる課題ではございませんけれども，この機会をとらえまして，法整備分野に御協力をいただいております各参列者の皆様にも，独立行政法人下の国際協力事業団，国際協力機構の抱える問題意識について御共有いただければ大変有り難いと思っております。

第2に，上のことにも関連いたしますけれども，我が国がなぜ本分野に対する協力を意識する必要があるのかという基本的な援助理念を明確にした上で，さらに，我が国の法整備分野に対する協力の経験や成果を踏まえまして，同分野において我が国が比較優位を有する各セクターや，あるいは協力手法，また，国，地域ごとの固有性に応じた協力の在り方など，JICA としての本分野に対する協力の戦略性を策定していくことが必要でございますし，また，同分野に対する協力の成果や，あるいはインパクトを明確に説明していくという状況が必要でございます。そういう形の中で，経験分析あるいは議論をいかような形で進めていくかということを実際に検討していく必要があると理解しております。例えば，様々な報告書の中で，既に記述されておりますけれども，法案起草プロセスにおきます先方カウンターパートの意向や，あるいは置かれている状況等を十分尊重した形での対応という，いわゆる人材育成手法の成功例，これは JICA が実施をしております他の分野における協力に対するモデルとしても十分適用可能でございますし，その成功の諸条件を抽出することによりまして，JICA 協力の一層の質の改善につながると考えております。

第3に，従来，民商事法分野におきます法案の策定支援や，あるいは法律専門家の要請という法・司法制度分野に対する特化した協力と，その他密接に関連する分野との協調，連携，

これをいかに確保していくかという課題でございます。JICA といたしましては、現在、法整備分野に対する協力を実施しておりますアジアを中心とした諸国におきましても、グッド・ガバナンスに資する民主化支援や行政改革支援、あるいは市場経済化進展を促進するための経済政策支援、あるいは日本センターを通じたビジネススキル向上を中心とした人材育成に対する協力などを実施しております。これに加えまして、近年、大きなニーズとして、それら諸国から要望のございます世界経済への統合、すなわち WTO 加盟に資する支援をいかに進めていくかという問題、あるいは IT 関連法整備をいかに進めていくかという、我が国に対しまして新たなる課題というものもでございます。これらの分野におきましても、法整備や、あるいは関連人材の育成ということは必要不可欠でございますので、我が国が従来実施をしましてまいりました法律分野、あるいは手法のみならず、新たな対応に迫られていくことになると考えております。また、双方の分野及び関係者間の連携・協調をいかに実現していくかという点も今後真剣に議論していく必要があると考えております。

以上のような問題意識の下で、現在、JICA といたしましては、関係諸機関の御協力をいただきながら、法整備支援戦略研究会というものを立ち上げておりまして、その場で法整備支援分野における戦略策定への努力あるいは課題別実施方針の一つといたしまして、ガバナンス分野における協力指針の作成など、より明確な法整備支援分野に対する協力の指針、戦略策定のための努力を継続いたしております。しかしながら、こうした大きな課題に対しましては、当然のことながら、JICA のみでは対応できませんので、今後とも引き続き、法曹関係者の皆様からの御指導や御意見を是非賜りたいと思っております。また、本日の連絡会のおきましても、上記の視点を含めまして議論を深めていただければ、今後とも JICA の実施いたします法整備支援分野における方向性、課題等についての大きい参考になるということで、期待をいたしているところでございます。

最後に、本日の連絡会の成果が実り多いものとなりますように、また、今後法整備支援分野に対する協力がますます発展していくことを祈念いたしまして、開会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

【司会】 隅田様、どうもありがとうございました。

ヴェトナム社会主義共和国グエン・ディン・ロック前司法大臣講演

【司会】 それでは、本日、本連絡会のため、遠路ヴェトナムよりお越しいただきましたグエン・ディン・ロック前司法大臣閣下を御紹介申し上げます。

同氏は、1992年5月から2002年8月まで約10年の長きにわたりまして、ヴェトナム社会主義共和国司法大臣をお務めになり、現在は国会議員として御活躍中であります。本日の通訳は初鹿野マイさんをお願いいたしております。同時通訳のチャンネル1で日本語をお聞きいただけます。どうぞ御準備ください。



【グエン・ディン・ロック】 主催者の皆様、御臨席の皆様、まずこの会議に出席させていただくことに対し、心から感謝いたします。この2003年の法整備支援連絡会に出席できることは極めて大きな名誉であります。この会議は、過去何が達成できたか、また、今後協力できる可能性は何かあるのか、そして重要なのは、今後この技術協力を向上するにはどういう方針、どういう方向性を必要とするのかを検討する大変重要な会議と聞いています。長年、諸外国からいただいた法整備支援協力にかかわった人間として、この会議に自分の考えを述べる機会を与えられ、大変光栄に存じます。

今回初めてこの会議に参加して心強く思っている点が2点あります。第1に、この会議で発表する機会を与えられたということは、日本が、法整備支援という技術協力において、ヴェトナムに高い優先度を与えているということです。これは、日本の対外政策におけるヴェトナムの優先度の現れだと思えます。しかも、私の専門分野である司法、法律、法整備の分野であることから、本当にうれしく思います。第2に、私たちは昨年、一年以上かけて、ヴェトナムの2010年までの法整備のニーズを評価する活動を行いました。この活動には、日本を含む海外の支援国又は支援機関も参加し、一連のセミナー、ワークショップを実施したのです。活動としては、今までヴェトナムに対する法整備支援活動がどんな成果を達成できたか、また、今後10年間、どんなニーズが必要かという評価を行いました。ですから、私たちがやったことは、少なくとも日本の法整備支援連絡会議と同じようなことをやっているわけですし、その方向は正しかったと言えるのです。

それでは、日越の法整備支援に関する私の考え方を述べたいと思います。御臨席の皆様、この会議において、ヴェトナム国民、そしてヴェトナム法律家を代表して、日本国民、日本政府並びに日本の法律家の皆様に対して、これまでの多大な御協力、御尽力に心から感謝を申し上げます。すべての方々の名前を挙げることはできないのですが、両国のこの分野における関係で最も功績の大きな方として、森寫先生の名前を挙げたいと思います。森寫先生は、日越の法整備支援協力初期のころから、常に私たちを支えてくれました。そしてその名は、今後も日越の法整備支援協力の歴史に刻まれることでしょう。皆様、10年にも達していないこの法整備支援協力ですが、おそらくこの活動を知らない人たちから見ると、この短い期間では、あまり多くのことができないのではないかという意見をお持ちでしょう。この

考え方は、国際協力においては大変センシティブな問題がありますし、また、方針を法律の規定として表すのは大変時間がかかるということを考えると、その意見も正しいと言えるかもしれません。しかし、日越のこの法整備支援協力を常に見ていた人間としては、そうは思いません。確かにベトナムに対する法整備支援においては、時期的には、日本は他の機関や国に比べて遅かったのですが、しかし、現時点において見ますと、日本の占める位置は、他の国々よりも大変重要なものとなっています。おそらく他の国は、対ベトナムの日本の協力がこれほどの仕事になるとは思っていなかったでしょう。

もう一つ強調できるのは、これから日越の法整備支援協力は、ますます拡大されて、また深みが増していくと言えます。1996年にベトナム司法省と日本の JICA との間で合意文書が交わされました。当時、ベトナムの国会の法律制定スケジュールに基づいて、試験的なセミナーの実施から始まったのですが、第1期のフェーズにおいては約15のセミナーが実施され、総勢約1,000名の人たちがこれらのセミナーに参加しました。その間に約6回の本邦研修が実施され、また、ホーチミン市における社会調査も実施されました。そして、司法省から3名が日本で長期研修を受けることができました。また、三つのプロヴィンスに対しては教材も供与されました。そのような大変意義のある結果を得たフェーズ1に続き、両国の政府がフェーズ2を進めることを決定しました。フェーズ2においては、協力の内容、協力の方法、そして協力のカウンターパート、どちらも拡大いたしました。そして、現在、ベトナムサイドとしては、最高人民裁判所、最高人民検察院、司法省、日本サイドからは、JICA、法務省、最高裁、日弁連など大変多くのカウンターパートの参加を得ることができました。

このフェーズ2の協力内容としては三つあります。最も基礎にあると言えるのはベトナム民法改正支援プロジェクトですが、第1の内容としては、年間八つのセミナーが開催されることになったのです。セミナーのテーマは、ほとんど各カウンターパートが主管する法規範文書です。例えば、民事訴訟法、刑事訴訟法、改正刑事訴訟法、海事法、破産法、判決執行法、民事賠償法、刑事賠償法、司法鑑定法令、商事仲裁などです。第2の内容は、法律執行運営に関する支援です。これは、ベトナムの法律、特に民商事法における研究と評価を行ったことです。この中で、ベトナム民法改正支援も重要な柱になっています。第3の内容としては人材育成、これは裁判官、検察官と法律専門官に対する人材育成です。総括してみると、最高人民裁判所、最高人民検察院、そして司法省で約22のセミナーが実施されました。これは、国会の立法スケジュールに合わせて実施されたものです。また、ほとんどのテーマが、ベトナムの立法に必要な法案ばかりです。

もう一つ重要な活動は、ベトナム民法の改正作業に対する日本の専門家のコメントです。現在、この作業は第3草案まで出来ております。そして、司法省の科学研究所も、日本の専門家との間に民商事法システムの評価、つまり、鳥瞰図を作る仕事についても合意がありました。そしてもう一つの内容として、このフェーズ2においては、約11本の本邦研修が実施されました。長期研修としては、司法省の2名、最高人民裁判所の1名が日本で研修を受けております。設備供与は約10のプロヴィンスになされました。日越のこの分野における

協力の成果を全部挙げることはできません。しかし、当所の手探りの状態は既に克服することができました。この10年近くの法整備支援の協力が、我々が期待したものであり、また、効果が既に達成できたと思います。また、この作業はヴィエトナム社会の大変緊急的な法的課題を研究して、ヴィエトナムの法律が更に完備されたものになるよう、多くの意見やコメントが提案されました。そして、多くのセミナー、ワークショップが実施されて、多くのヴィエトナムの人材も日本で教育を受けることができ、特に、両国の高級法律家関係の交換事業も大変すばらしかったのです。これらの活動は両国の法整備支援協力活動がどれほど活発かということを証明しました。これらの成果を達成できたのは幾つかの要素があると思います。

最も客観的な要素、これは多くを言わなくても皆様お分かりと思いますが、我々東洋人の伝統や文化に対する価値観の類似性だと思えます。また、このような類似性が、非常にセンシティブな法整備分野における国際協力に対しては大きな意味を持っています。これは、我々が当初の協力関係を構築するために役に立ったのみならず、ヴィエトナム専門家にとっても、日本の法律を理解し、日本の法律を参考にヴィエトナムの問題を処理するためにも大変役に立っています。また、日本の専門家がヴィエトナムの事情を理解、同情するにも大変役に立っています。もう一つの影響も少なくない要素ですが、これは両国の関係が近年大変発展したことです。これは、縦にも横にも大変発展した両国の関係です。近年における両国の政治家、ビジネスマンの交流を見ると、両国の法律家もこの流れの外に立つこともできないでしょう。

もう一つの要素ですが、これは市場経済の需要と供給に似ていると思います。なぜなら、ヴィエトナムは今、市場経済に移行する国として市場経済に対応できる法律を整備するニーズが多くあります。それに対して、日本はこの分野において既に先進国であって、また、ヴィエトナムに対する支援に善意で協力してくれている方が多くおられるということです。ここでは正に需要と供給が合致しているということです。もう一つ私が言及したいのは、両政府のこの分野における協力の強い意向があったことです。しかし、この希望を実施するには、両国におけるこの分野の専門家グループの熱心さ、そして努力が必要です。このような活動の中に、集団の力とともに個々の方々の方々の力、その努力、その役割が大変大きいのです。ここで、私、ヴィエトナムの国民と法律家を代表して、森嶋先生の熱心さと日本の法律家の皆様の、過去数年間における両国のこの分野における協力に対する御努力に感謝申し上げます。

そして、その成功の理由には、両国の関係者の大変厳格な態度について言及しなければなりません。なぜなら、ヴィエトナム、その他の国に対する協力は、決して無限ではないということも私はよく知っています。双方は常に会って、また、常に率直に意見を交換して、どんな経験、どんなレッスンを導くことができるのか、これは今後の協力の効果を高めるには大変必要なことだと思います。また、これから私たちは、セミナーやワークショップの開催という狭い活動だけではなく、今後、法のテーマを研究する、あるいは日本の大学における長期的なヴィエトナムの人材育成についても活動を広げることもあり得ると思います。皆様、確かに今まで我々の法整備支援協力は、一定の重要な効果を達成することができまし

たが、しかし、まだ協力の余地があるのではないかと思います。そこで、これから私なりの考え方を述べたいと思います。

まず、我々が達成したことが、今後、両国協力を構築する基盤になったと思います。私は、この法律分野における日越の協力は、引き続き発展すると思います。しかし、どこまで発展できるか、それは我々にもよります。それは、日本がベトナムに対する法整備支援分野において、どれほどの優先順位を与えてくれるか、そして我々自身も、どんな協力の可能性、そして経費、そして人がどれほど確保できるかということにもよります。それを踏まえて、フェーズ2の終了に当たって、両国が率直に、また厳格にこのプロジェクトを評価するでしょう。実際、そのプロジェクトの評価活動が既に実施されて、近いうちにその評価が出ると聞いております。そして、次に重要なのは、双方の需要と供給が合致するように実施していただきたいと思います。日越法整備支援協力の今後の成功を確保するには、私の個人的な考えですが、日本の大学において日本語によりベトナムの法律専門家を育成する必要があると思います。ここでいうのは、日本の学部の学生と同じようにベトナムの学生を育成していただきたいと思います。このような教育を受けられれば、ベトナムの学生は、日本の法律に対する理解がより深まるでしょう。ここでいう学生というのは、ベトナムの若い学生が対象です。これはベトナムの若くて可能性のある学生を、日本の大学の学部で教育させていただきたいと思います。

もう一つの協力の可能性ですが、ベトナムに日本法センターを建設したいという提案です。今日まで実施した長期、短期専門家のセミナー、ワークショップの資料も相当集まっています。そして、もし日本の書籍、雑誌、そして法律、資料などをこのセンターに補充することができれば、おそらくベトナムの学生や法律家の人たちが大変喜んで参考にするでしょう。また、国際化という背景の中でベトナムが **WTO** に加盟するための法整備が大変重要になっています。この分野においては、ベトナムは経験が不足しております。私たちは、日本人の問題へのアプローチと問題解決の仕方に関して、非常に関心を持っております。ですから、国際経済への統合に必要な法整備については、是非日本の支援を必要とします。しかも、このグローバル化というのは、法整備のみならず、裁判所の司法活動、判決の執行という活動にも及んでおります。例えば、顕著な一例として、現在、ベトナム民法改正支援プロジェクトがありますが、その中に知的財産権関係法が入っています。これらの規定の改正は、**WTO** の **TRIPS** 協定の規定を無視することはできません。ですから、今後、我々の法整備支援の協力は、国際化という要素を考えなければなりません。また、両国が貿易・投資協定を現在交渉している中で、この法整備もこの要素を考慮しなければなりません。ですから、私は、向こう数年間における日本の法整備支援は、おそらくベトナムの世界経済への統合に向けたものが中心になるのではないかと思います。

最後になりますが、協力の可能性として、もう一つ提案したいのは、ベトナムの専門家の立法における技術、そして法の解釈と運用に関する技術に関しても経験が不足しております。これは、ベトナムの専門家が最も弱い分野ではないかと思いますので、日本の支援を是非とも必要とします。この法の運用、解釈適用に対する支援は、両国にとっては新し

い協力分野ではないかと思えます。例えば、司法省において、司法官養成学校が数年前に設立されたばかりですが、この学校は、ヴェトナムの法律専門家の欠点を克服するために設立されたのです。しかし、数年活動してみて、私は、この学校の活動は、まだ満足できるものではないと思っています。近いうちにこの学校を更にグレードアップして、司法学院にしたいと思えます。しかし、この司法学院の誕生には、日本の支援が是非とも必要です。ハード面においても、またソフト面においても、日本の支援に期待しております。ですから、司法学院の施設及びこの学校の講師陣に対する日本の支援を期待しております。

御列席の皆様、本日、主催者の皆様がこのような日越の司法・法律協力に対する私の考え方を発表する機会を与えてくださったことに心から感謝を申し上げたいと思えます。この機会に、私は日本国民、日本政府のヴェトナムに対する大変貴重な支援に感謝を申し上げます。また、本会議が成功裡に終わること、両国の友誼関係がますます発展することを心からお祈り申し上げます。御清聴ありがとうございました。

【司会】 ロック前大臣閣下、大変ありがとうございました。ロック前大臣閣下におかれましては、この後、東京での日程がございますので、これをもちまして御退席になります。御出席の皆様方、どうぞ大きな拍手でお送りをお願いしたいと存じます。

(ロック前大臣退席)

～ @閑話 ～

～ @閑話 ～

ヴェトナム法廷の一風景

ヴェトナム・ハノイの法廷を覗くと、大陸法系の国であることがすぐ分かる。裁判官の席は日本のように壇上にある。裁判官席に3名座るのは同じでも、第一審では職業裁判官は中央の裁判長のみ。両脇の2名は人民会審員で、いわば参審員のようなもの。

裁判官と同じく壇上の左側（傍聴席から見て）に検察官1名が座る。弁護人席はその反対の右側にあるが、被告人・傍聴席と同じく一段低いところにある。しかし、これまで弁護士を見たことはない（もっとも数回の傍聴経験しかない）。

検察官は民事事件でも行政事件でも立会権限があるため、刑事事件の法廷かどうかを見極める方法はただ一つ。裁判官席に相對して被告人が尋問を受ける位置（日本でいえば証言席）に「馬蹄形」の柵のようなもの（人の胸付近までの高さ）があるかどうか。これが可動式であり、あれば刑事法廷、なければそれ以外の法廷。やはり百聞は一見に如かず。

基調講演「カンボディア民事訴訟法起草支援の経験と法整備支援の今後の課題」

竹下守夫 駿河台大学学長，一橋大学名誉教授

【司会】 同時通訳はここまででございます。これから先は、同時通訳はございませんので、イヤホンの方はお使いいただく必要ございません。それでは、講演に移りたいと存じます。まず、竹下守夫先生を御紹介申し上げます。

先生は、本日御出席の皆様方には、改めて申し上げるまでもございませんが、駿河台大学学長で司法制度改革審議会会長代理、法制審議会会長等の要職をお務めでございます。先般、カンボディア民訴法起草支援の功績によりまして、カンボディア、フン・セン首相から勲章をお受けになっておられます。本日の演題は、「カンボディア民事訴訟法起草支援と法整備支援の今後の課題」でございます。

【竹下】 竹下でございます。

まず、第4回法整備支援連絡会議で講演をする機会を与えていただきましたことにつきまして、主催者の皆様方に心から御礼を申し上げたいと思います。ただいま御紹介いただきましたように、このほどカンボディア民事訴訟法典起草支援事業をほぼ完成いたしましたので、この機会に、その実施過程の実際、それが一応予定どおり完成できた、そのための諸条件、それから、この事業を遂行している過程で感じました今後の課題等についてお話をさせていただきたいと思います。



ただ、その前に、簡単に法整備支援の意義を確認しておきたいと思います。当法務総合研究所国際協力部長の尾崎さんが、昨年、日本法律家協会の雑誌「法の支配」126号にお書きになりましたように、法整備支援とは、一般的に申せば、開発途上国が行う法令及びこれを運用する体制の整備を支援する活動でございます。ただ、現在、我が国で問題となっております法整備支援というものを考える場合には、私はこれに二つの属性を付け加えたいと思うのでございます。一つは、現在、我が国で問題となっている法整備支援は、相手国が民主的法治国家、あるいは法の支配の妥当する民主国家となるような支援であるということでございます。それから、今一つは、相手国がそのような民主的国家体制整備に対する意思を持っておりまして、自助努力をしている、その相手国の民主的国家体制整備に向けての自助努力を我が国として支援をする、そういうことだという点でございます。

このような法整備支援は政府開発援助、いわゆる ODA としての面と、我が国司法の国際的責務の遂行という二つの面を持っており、言わばその両者の交錯するところに位置付けられると申すことができると思います。平成4年6月30日のいわゆる ODA 大綱における ODA の基本理念では、開発途上国の離陸に向けての自助努力を支援することを基本とし、広範な人づくり、国内の諸制度を含むインフラ・ストラクチャー及び基礎生活の分野の整備等を通じて、これらの国における資源配分の効率と公正や良い統治の確保を目的とするとうたわれておりますが、ここではまだ法整備支援に具体的に触れるところはございませんでした。しかし、平成8年（1996年）の OECD の「新開発戦略」後は、我が国 ODA の重点課題の一つ

として、「人材育成・知的支援」が挙げられ、その中で「法制度整備を含む政策・体制整備への支援を重視する」と述べられております。ここに ODA の中におきまして、法整備支援というものが確固たる地位を占めるに至ったと言えると思います。

他方、冒頭の尾崎部長のごあいさつにもございましたように、司法制度改革審議会の意見書の中でも、「法整備支援への取組は、我が国が国際社会の一員としての主体的役割を果たす上で重要である」という指摘をいたしております。申すまでもなく我が国は、明治期に欧米先進諸国の支援を受けて近代的国家の建設に向けて法制度を整備したという経験を有するわけでございます。したがって、現在の我が国の国際的地位から見まして、とりわけ、同じアジアの途上国に対し、民主的法治国家体制を確立するための支援をすることは、我が国の言わば国家的な責務ではないかと考えるところでございます。

法整備支援の意義についての確認は以上の程度にとどめまして、次に、具体的にカンボディア民事訴訟法典起草支援プロジェクトについて申し上げたいと思います。

このプロジェクトが発足いたしました起源は、御承知の方が多いたと思いますが、平成9年（1997年）にカンボディア王国政府より日本政府に対して司法改革援助の要請があったというところがございます。平成10年2月に JICA から予備調査団が派遣され、さらに、平成11年3月に実施協議調査団が派遣されまして、民法及び民事訴訟法起草支援のための具体的な実施計画協定が締結されました。それによりますと、計画期間は協定成立の日、1999年3月5日から3年間となっていたわけでございますが、その後1年延長され、2003年、本年の3月5日までの4年間となったわけでございます。実施機関は、日本側は JICA、つまり国際協力事業団、カンボディア側はカンボディア司法省となっております。

我が国ではこれに先立ちまして、国際協力事業団が平成10年11月に「カンボディア重要政策中枢支援『法整備』」というプロジェクトを立ち上げ、国内体制としましては、国内支援委員会、委員長は、本日も御出席の森嶋教授でございますが、国内支援委員会というものを設置し、その中に民法作業部会と民事訴訟法作業部会が設けられたわけでございます。民事訴訟法作業部会の方は、平成11年（1999年）1月9日、つまり、先ほどの実施協定以前に既に第1回の会議を開催して、法整備に向けた活動を開始いたしました。

私どもの民事訴訟法作業部会におきましては、起草支援事業を始めるに当たり、基本方針として三つのことを定めました。一つは、起草する法典の内容に関することでございますけれども、これは元々、先ほども申しましたように、法整備支援が、開発途上国、これはしばしば軍事政権を引き継いだ独裁体制という場合が多いわけですが、そういう国が法の支配する民主国家に生まれ変わるといふか、発展をしていくのを支援するためのものですので、私どもが起草する民事訴訟法典は、民主的法治国家の訴訟原則に基づく法典にするべきであるということでございます。この方針の下で具体的に出来上がりました民事訴訟法案におきまして、例えば、民事訴訟制度の目的は国民の権利保護にあるということをやりたい、あるいはカンボディア憲法では裁判を受ける権利の保障を定めた規定がございませんので、民事訴訟法の方で裁判を受ける権利を保障するということを宣言し、あるいはその一内容とも言えますけれども、審問請求権の保障等の原則を掲げているわけでございます。さらに、対

審審理、公開審理の保障とか、あるいは法律の定める裁判官による裁判を受けられることの保障というようなものを具体的に書いております。基本方針の第2は、起草作業の実施方法でございますが、これはしばしば指摘されており、御承知だと思いますけれども、決して日本側が一方的に法案を作成してカンボディアに引き渡すのではなく、主として現地で行われるワークショップを通じて、両国作業部会の共同作業として民事訴訟法案を完成させるということでございます。それから第3は、本日もこれまでのごあいさつ、あるいは、ただいまのヴィエトナム前司法大臣のお話にもございましたように、法典が出来た後は、それを解釈運用する人材が必要でございますので、民事訴訟法案の起草支援作業と人材養成とを兼ねるという方針を立てました。そして、ほぼそれを全期間通じて忠実に実現したと申し上げることができると思います。

起草作業実施の具体的な進行といたしましては、私ども、日本側の作業部会は毎月1回、主として最後の第4土曜日に開くことが多かったのでございますけれども、月に1回開くことにしました。一昨日は土曜日ではなくて、成人の日でございましたけれども、作業部会を開き、これが第51回作業部会でしたから、第1回作業部会から一昨日まで、全部で51回開催したことになります。このほかに、春と夏に2日ないし3日ずつ集中審議を行いました。後にも述べますけれども、民事訴訟法作業部会では、全員出席が原則でございまして、事実そのように行ってまいりました。現地ワークショップは、年3回ないし4回で、合計13回開催いたしました。常にこちらから、できれば3人、少なくとも2人は出席するというようにいたしました。この13回のうち初めの2回は、民事訴訟法を起草するに当たって、まず基本的に決定をしなければならない、いろいろな政策的課題についての審議をいたしました。例えば、陪審制あるいは参審制のような制度を採用するかどうか、それから、フランス政府が起草しました刑事訴訟法案では附帯私訴の制度が採用されておりますので、その附帯私訴と民事訴訟との関係をどのように考えるかという問題、それから、先ほども触れましたけれども、事件を担当する裁判官を決定する原則である「法律に定める裁判官」の原則とを取り入れるべきではないかというような問題が、それでございます。そのような諸問題について基本的な合意を得まして、それから後の11回を具体的な法案の審議に充てることにしました。カンボディア側は、とりわけ、初めのうちは必ずしもうまくいかなかったようでございますけれども、途中からはワークショップを受けて、現地の日本側長期派遣専門家の御援助を得ながら、用語確定会議という形でカンボディア側自身が法案の内容の理解を深め、さらに、テクニカルタームとしての法律用語を確定していくという作業を行ったようでございます。これも非常に有効であったと思います。

起草作業の現段階は、ただいまも申しました一昨日の第51回作業部会をもちまして、日本側としましては、民事訴訟法典起草の作業を完了いたしました。昨年の秋に JICA によりカンボディア側を招へいた際に、日本で開かれました2日間のワークショップで若干の問題が残っておりましたので、それにつきまして一昨日の作業部会で検討し、一部手直しをすると同時に、民事訴訟法草案571か条全体につき総括的な再検討を加えました。そこで、日本側としては、これで民事訴訟法典自体の起草作業を完了したということになります。その場に

出席をしておられました元長期派遣専門家である坂野さんのお話では、この作業部会でいたしました程度の修正であれば、今月中にクメール語のテキストも完成できるということでございましたので、1月中にはクメール語版も完成できると考えております。

このように、いささか手前味噌になりますが、私どもとしては、予定どおり起草作業を終えることができたわけですが、これはいろいろな良い条件に恵まれた結果であると考えております。振り返って、その条件は何であったかを考えてみますと、作業部会それ自体にかかわる条件とこの作業部会を支える周辺の諸条件との二つに分けることができると思います。作業部会それ自体にかかわる条件といたしましては、まず第1に、何と申しましても、起草に当たる人材の確保という点で恵まれていたと申し上げることができると思います。起草委員会の固有のメンバーは、学者委員9名、それから実務家、主として裁判官でございますけれども2名、その他実際にはオブザーバーとして弁護士の皆さん方がほとんど毎回出席をして協力してくださいました。この学者委員9名の中には、法制審議会での立法作業に慣れた者が比較的多かったという事情があり、また、我が国の新民事訴訟法の起草に当たられた当時の担当参事官もこのメンバーに加わっていただけたということも幸いであったと考えております。

それから2番目は、先ほども少し触れました全員による共同作業の必要ということでございます。毎回全員が出席をするということは、まず第1に衆知を集める、つまり、委員会を作って共同で法整備支援活動をするということにいたしましたのは、全員が協力してするというところから、まずその意味でも全員が集まることが重要であると思えます。さらに、皆それぞれほかの仕事を抱えておりますから、日程を合わせることは大変なことではございますが、いささか逆説めきますけれども、私は、全員が忙しいからこそ、全員集まることが重要であると考えております。と申しますのは、全員がいるからこそ非常に効率的に作業ができたと言えらると思えます。何か全体に関する重要な問題が出されたときに、全員がいれば、そこで衆知を集めて一度に解決をすることが可能であります。そのうちの数人だけが集まるということでは、軽い問題であればともかく、少し重要な問題になれば、その場で結論を出すことは難しいということになって、先送りにならざるを得ないわけですが、私どもはそういうことにならずに済みました。一例を挙げるとすれば、例えば、裁判の種類、これはいささか専門にわたりますが、我が国では、ドイツ法の影響を受けまして、裁判の種類としては、判決と決定と命令の3種類があるわけですが、これは必ずしも国際的に通用するものではございません。それ自体はかなり合理的なものだと私どもは考えておりますけれども、必ずしも国際的ではない。そこで、私どもは、このうち「命令」という裁判の種類をやめようと、裁判の種類は「判決」と「決定」だけにしようということにいたしました。こういうことを決断することは、一部の人間だけが集まっていたのではできないことだと思います。それから、全員が集まっておりますと、関連する規定を矛盾なく整備することができます。これも一例を挙げますと、かなり後の段階になって、具体的に申しますと昨年11月の最後のワークショップの際に、カンボディア側から、強制執行の記録を利害関係人が閲覧するときには手数料を払わなければならないということを明文で書いてほしい、つま

り、それまでは利害関係人はその利害関係を明らかにすれば記録の閲覧ができるという規定であったのですけれども、その場合に手数料を払うのだということを法律に書いてほしいということになりまして、そのようにいたしました。その場合に、これは強制執行に関する記録ですが、同じ問題は判決についての記録にもありますし、保全処分についての記録にもあります。そういう場合に、判決の方の記録を担当した委員は、立ち所に、それでは判決の方の自分が担当したところもそのように直そうと言いますし、保全処分を担当した委員は、自分のところもそう直すということで、瞬時に統一的な解決ができるし、お互いに矛盾することもなくなるというわけです。

それから3番目は、終期を見通した作業計画の設定ということでございまして、毎月1回作業部会を開き、それから夏休みに、あるいは春休みに2日ないし3日開くというところを、考えてみれば、3年なら3年、4年なら4年の間に何回作業部会を開けるかはもう分かるわけです。したがって、1回ごとに、この日はどこまでやる、この日は何をやるという計画を立てまして、それを実行するという、そういうやり方をしてまいりました。これは、日本の立法作業を法制審議会でやる場合に、担当参事官の行っている方法でございまして、脇道にそれて恐縮でございまして、現在、倒産法関連の立法は、政府の緊急経済対策等に組み込まれて、否応なしに、いつまでに国会に法案を提出できるようにしと、政治の世界から指令がまいります。それに間に合わせるためには、初めから何回会議の日があって、どのように、いつ何をやっていくかということに綿密な計画を立ててやってまいりませんと、到底実現することは不可能です。その手法をこの場合にも採用したということでもあります。

それから、作業部会を支える周辺諸条件ですが、これも非常に重要なこととございまして、まず第1に、法律用語に通じた通訳の確保が不可欠の条件です。その意味は、申し上げるまでもないと思います。それから、第2に、現地派遣専門家の熱意と責任感を挙げなければなりません。現地派遣専門家というのは、御承知のとおりで、JICAからほぼ1年を単位として派遣されている法律専門家でございます。弁護士の資格を持っている方もあれば、必ずしもそうでない方もおられます。この方々は、我々と現地のカンボディア側の作業部会、あるいは司法省等との連絡役、更には関係国際機関あるいは他の外国のドナー等との連絡調整というようなことをやってくくださるわけですが、私どもは、大変高いモラルを持った現地派遣専門家に恵まれました。とりわけ、御名前を挙げるのはかえって失礼かと思っておりますけれども、昨年まで現地におられました坂野さん、それから、現在もなお、現地におられます安田佳子弁護士のコンビになりましてから、大変順調に作業を進めることができたのは、この長期派遣専門家の熱意と責任感によるところが大きいと考えております。その状況は現在も続いております。それから、第3は人材養成のための研修との連携ということでございまして、人材養成の方はもちろん JICA もおやりになりますけれども、主として当法務総合研究所国際協力部がやったださいまして、どういう人をこちらへ招いて研修を受けさせるかという場合に、私どもの希望を取り入れてくださいますので、この法典の起草作業にも役に立つ、そういう人材を何回か研修に招いてくださいました。

それと、最後になります、事務局体制の確立。これも非常に重要なこととございまして、

事務局，具体的には国際民商事法センターの事務局の中に何人かの人をアルバイトその他の形で入れてくださいます，この起草作業の事務局を形成してくださいました。この事務局の仕事と申しますのは，作業部会の作業を正確に法典起草に反映させる。例えば，第1次案ができ，第2次案作成の段階で，どこをどう直すというときに，作業部会では，お互いと言って，記録は別にとる者がおりますけれども，いろいろな意見が出てくるわけですが，それを確実に前の原案に組み入れてくれる，そういう作業をやって下さる。それから，作業部会の席上，実際に原案を作った担当者に対する我々のいろいろな意見というものが出て，その担当者が修正案を作りますと，それを事務局に送付いたします。それをまた確実に元の案に反映させてくれる。さらに，いろいろ起草の順は必ずしも法典の順番どおりにいかないわけでございますけれども，そういうものの整理もきちんとしてくれるというようなこと，それから，現地の派遣専門家との連絡というようなことも事務局がやってくださいました。大変有能なスタッフで，私どもの作業はどれほど助けられたか分かりません。以上が，起草作業が幸い順調にできた条件であると，私が考えているところでございます。

最後に，法整備支援の今後の課題ということでございます。今回，私どもがやりましたような，一つの法典を始めから相手国と我が国との共同で起草するという形の法整備支援がこれからどれだけあるかは分かりません。しかし，仮にそのような法整備支援を今後も相手国の必要に応じて続けるということであるとすると，まず第1は，ただいま申し上げましたような，作業部会それ自体，それから，それを支える周辺諸条件を確保する必要があるだろうと思います。とりわけ法律用語に通じた通訳，それから事務局体制については十分な配慮が必要であろうと思います。起草に当たる人材の確保は言うまでもないことでございます。それから，それ以外の点でございますが，これから申すことについては，私の理解不足あるいは誤解があるかもしれません。もしも誤解であったとすればお許し願いたいと思いますが，私どもが一番問題ではないかと思ったのは，日本側の責任体制の在り方でございます。やはり一つのプロジェクトを，しかも，国際的なプロジェクトを遂行していくということになりますと，全体を企画・管理し，それをコントロールしていく，そういう責任体制の確立ということが不可欠のように思います。具体的には対内的，つまり，日本側について言えば，責任のあるスケジュール管理，それから，作業の品質チェックということが必要であろうと思います。相手方との国際的な約束ですから，やはり期限についても厳格に守るとというのが原則であるべきであろう。そうすると，それを守れるようにちゃんとスケジュールのチェックをする，もし不可能であれば，なぜ不可能であるかということをも十分説明して対処する必要があるであろう。それから，また，出来上がったものの品質のチェックは言うまでもないことでございます。相手国にその国の将来にかかわるような基本的な法典起草の整備を支援するというところでございますから，内容がよい加減なもの，あるいはずさんなものであってはならないということは言うまでもないことでございます。そういうことをしっかりチェックできる体制というものが求められるであろう。

それから，対外関係では，対外折衝，調整の責任というものが果たされなければならない。具体的には，支援対象国との関係で申しますと，相手国側の作業が順調に進むような環境整

備をするとか、あるいは立法化が必要になった場合に、要求される措置を日本側としても講じてあげるといったことが必要になってくるし、それから、私どもの作業をやっている過程でも、2、3回出てまいりましたけれども、他の援助国や国際機関の方から、相手国に対していろいろな要求が出てくる。それが必ずしもこちらでやっている日本側のプロジェクトと整合的でないというような問題が出てまいります。そういう場合に、一体だれが責任を持って相手国なり、あるいは他のドナー、あるいは国際機関と交渉をするのかということがはっきりしていなければならないのではないかと思います。もちろんこのプロジェクトを進めるに当たっても、関係する皆さん方は、それぞれのお立場でいろいろな努力をしてくださったということは私も十分承知しておりますけれども、全体を通じてみたときに、やはり問題が残されているのではないかと思います。

法整備支援というものは、やはり日本の国として行うべき事業であると私どもは考えております。それは、社会経済上のインフラ整備とは少し意味が違うのではないかと、インフラ整備のようなものであれば、これは民間がやって、それに資金援助をするというだけでいいだろうと思いますが、法制度支援は、冒頭に申しましたように、相手の国が法の支配する民主国家になる、それを支援するということでありますから、優れて国家的な支援というものが必要になってくるのではないかと。最近いろいろな場面で言われる官民の仕分けから言うと、民にはやはり任せられない、官の責任でやるべきことではないかと思うのでございます。大変失礼に当たるかもしれませんが、どうも見ておりますと、本来から言えば、国の機関がこちらの責任主体になってしかるべきところが、JICAも国の機関と言えそうですけれども、特殊法人であるJICAに、言わば丸投げになっている。それではJICAそれ自体がするかといえば、JICAは支援委員会というものを作って、その支援委員会がやるということで、この法整備支援プロジェクトの管理・運営の責任は、国本来の機関からJICAに移り、JICAから支援委員会に移って、希釈化されてしまっているという印象を受けました。専門家の意見を聞くということはもちろん必要ですけれども、しかし、それはあくまでも言わば諮問機関にとどまるべきでありまして、企画・執行・管理の責任はやはり国が負うべきものではないかと思う次第でございます。

それから、人材養成の点で申しますと、レジュメ（本誌100ページ参照）には人材養成プロジェクトの計画的整備、抜本的拡充と書きましたが、現在でも、先ほど申しましたとおり国際協力部が中心となって人材養成を進めており、大きな成果を上げておられることはそのとおりでございます。けれども、やはり一つの国の法律家の人材養成ということになりますと、法学教育レベルでの人材養成、それから法曹養成、日本的に言えば司法研修所のようなレベルの問題、それから、一応出来上がったその国の法曹の再教育の問題というものがあると思いますが、それらが、できれば全体を見通した、均衡のとれた一つの計画として行われることが望ましいのではないかと思います。それから、先ほどヴィエトナムの前司法大臣のお話にもございましたように、相手の国によっては、現地に法科大学のようなものをつくるか、あるいは司法学院のようなものを造って継続的に人材養成をしていくということも、将来的には考えてよいのではないかと思います。

今後の課題として申しました点につきましては、先ほど申しましたとおり、私の理解が十分行き届かないため、あるいは誤解に基づくため、必ずしも的を射ていないところがあったかもしれませんが、その趣旨は法整備支援という、ようやく我が国の社会でも一般に認知されるようになった重要な国家的事業が今後一層発展してほしいということを念願する意図に出たものでございますので、御理解をいただければ大変有り難いと思います。以上で私の話を終えさせていただきます。どうも御清聴ありがとうございました。

【司会】 竹下先生、どうもありがとうございました。

基調講演「ヴェトナムにおける法整備支援」

森嶋昭夫 地球環境戦略研究機関理事長，名古屋大学名誉教授

【司会】 続きまして，財団法人地球環境戦略研究機関理事長，名古屋大学名誉教授でいらっしゃる森嶋昭夫先生から御講演をいただきます。

申し上げるまでもなく，森嶋先生は我が国の法整備支援事業の先駆けで，第一人者であります。先生もまた先ごろ，カンボディア，フン・セン首相から勲章をお受けになっております。本日の演題は「ヴェトナムにおける法整備支援」でございます。

【森嶋】 それでは，ヴェトナムにおける法整備支援のお話をさせていただきます。私



は JICA の職員ではありませんけれども，お話を先立って竹下先生に先ほどの法整備支援に対する国の責任に関して，JICA の無権代理として申し上げます。国が金銭的な支援ではなくて，ODA として事業を行う場合の実施主体は JICA でございます。JICA がやっているということは国が逃げているということではありませんし，現に JICA がプロジェクトを策定する際には，外務省もきちっと出てこられます。なお，国内支援委員会に対して事業の丸投げというような誤解をお持ちのようではございますけれども，決してそうではなくて，国内支援委員会そのものは，言わば JICA のプロジェクトの具体的な実施を担っているわけでありまして，そこには常に JICA の責任者も出席いたしますし，また，法整備にかかわっておられる，法務省もそうでありますけれども，すべての機関が代表を出しておられます。仕組みそのものとしてはきちっと国の責任体制ができていたのですが，問題は，運営の中身が竹下先生にそういう印象を与えるような実態であるのかどうかです。もしも竹下先生のお話に対して実際にそれを担っている我々が反省しなければならないとすれば，果たしてその仕組みの中できちっとした責任を果たしているかどうかということですが，この点については，最後に戦略というところでお話をしたいと思います。しかし，JICA があちこちに金だけ出して丸投げをしているわけではないことは，最初に申し上げておきたいと思います。

まず，私のレジュメ（本誌101ページ参照）は非常に簡単なものでありますけれども，まず，法整備支援ということについて申し上げます。始めに，法整備支援はどういう形で始まったかということですが，最初の動きは，1960年代にアメリカが，当時独立をしつつあったアフリカや社会的に不安定であった南米の国々に対して，言わばアメリカ型民主主義を持ち込むために，ロー・アンド・モダニゼーションという運動を展開して，法律専門家や学者をアドバイザーとして派遣して，それらの国の法制度と国づくりにいろいろな形で介入しようとした。結局，アメリカは共産圏との力関係でアメリカ型の制度を持ち込もうとしたわけですが，1970年代に入るとこれに対する批判がアメリカの国内でも強くなりまして，ロー・アンド・モダニゼーションは結果的には失敗をしたわけでありまして。

第2番目の波は，申し上げるまでもなくソ連の崩壊，二極構造の崩壊によって旧社会主義国が市場経済に移行する，市場経済に移行するというよりも，西側諸国が東側を取り込んで

くるという、そういう過程で法整備支援事業が西側諸国によって行われているわけでありませんが。その場合に法整備支援というものをどういうふうにか考えるのか、また、どういう国に対して法整備をするのかということが問題となります。

まずは、東欧の諸国が対象となりました。東欧の国で、市場経済化をするための資本と技術がない国に対する支援を行う、融資を行うということでありまして、例えば、ヨーロッパ復興銀行 (EBRD) などは、東欧の国に専門家を送りまして、外資を導入する、つまり、投資をするための投資環境を整備することを目的として法整備をしております。したがって、基本的な民法とか商法の整備というよりも、国際金融機関が投資をした場合に、投資の回収を確保できるような、法律整備を最初に行っています。例えば、担保法であるとか、破産法といったような法律が基本法よりも先に持ち込まれています。ある意味では、このような法律を整備することをコンディショナリティー (条件) として融資を行うというような形でまず法整備支援が始まります。それとは別に一部の西欧諸国は、専ら実利的あるいは実質的な必要性からではなく、それぞれの市場経済移行国が必要とする市場経済法を確立していく上で直面する問題に対して、支援を開始しています。スウェーデンやドイツもそうでありまして、フランスも立法支援のためのグループを市場経済移行国に送っています。先ほどお話のありましたカンボディアにつきましても、旧宗主国のフランスはいち早く法整備支援の事業に乗り出し、例えば、刑法、刑事訴訟法、それから民事訴訟法についても立法支援をしていますが、必ずしもスムーズに行えておりません。実は、私どもはフランスの先例に対する反省に立って法整備支援の方法を考えたわけでありまして。フランスのやり方は、例えば、民事訴訟法について、フランスで数人の学者がフランス語によって起草しまして、1年ほどで出来上がったものをカンボディアに持ってきて、民事訴訟法草案として引き渡したわけです。ところが、カンボディアでは御承知のように、ポル・ポト以来法律家がほとんどいない状況ですし、しかも、フランス語やフランス法を理解する人は非常に数が少のうございますので、フランス語で書かれた草案を持って来られても、一体それが何を意味するのかが分からないというような状況でありました。

その他、例えばスウェーデンなどは、援助の規模は非常に小そうございますけれども、立法支援というよりも、立法の基礎となる、例えば、コンピューターによって資料を整理する、法令のインデックスを作って整理をする、また、そのためのソフトや判例収集のためのソフトを用意するというような支援をしています。UNDP も、立法そのものというよりも法制度の基盤作りに乗り出しておりました。基盤作りのためには、当然のことながら人材育成ということが必要であります。ただ、人材育成というのは、後でも申しますけれども、非常に裾野の広い、場合によってはきりのないところがあります。どこまで人材育成をするのかという問題がありまして、そこで、1990年代に法整備支援が始まったころには、多くの支援国は対象国において、セミナーを行いながらヨーロッパ法あるいはアメリカ法がどのようなものかということについて、短期の研修を繰り返して行うというようなことでありました。

これに対して、フランスは、フランス法あるいはフランス文化を導入するという観点から、例えば、ヴィエトナムの場合ですと、ハノイ法科大学にメゾン・ド・ドロア・フランセとい

う施設をこしらえまして、そこでフランス法の教育をするということで人材育成をやっております。カンボディアでもフランスは同様のことをやっておりまして、それぞれいろいろな国が、あるいは国際機関がいろいろな考え方で法整備支援を始めておりますが、今申しましたように、それぞれの目的なり、戦略によって、やり方が違っておりますので、法整備支援といっても、それはかなり違った形のもの、あるいは違った目的を持ったものとして90年代の法整備支援が始まったわけでありまして。

我が国は、先ほどロック前司法大臣のお話にありましたように、他の国から遅れて後から参加をしたのであります。アジアの市場経済移行国は、日本にも他の国がやっているような法整備支援をしてほしいというシグナルをかなり早い時期から送り続けていたのですけれども、日本では、欧米諸国の法制度を導入した我が国が何も法整備支援をやることもないのではないかという考えが強かったために、法整備の分野への対応は遅うございました。その後、外務省が経済支援の一環として法整備も必要だということになって、法整備支援事業に乗り出しましたが、その際、我々はこれまで他の国が行ってきた法整備支援を、言わば教師あるいは反面教師としては事前に学ぶことができたわけでありまして。

今までお話がありましたように、私はまだ日本政府が法整備支援に乗り出す前から、前におりました名古屋大学の関係でベトナムを訪ね、ロック前司法大臣に頼まれて、1993年からベトナムの民法草案に対して日本民法の立場からコメントをしていました。また、カンボディアについては、亡くなったチャム・スグム当時の司法大臣から、アメリカのアジア財団が主催した会議でお目にかかって、日本からの支援を求められておりました。このように、ベトナムやカンボディアから日本に対する法整備支援を依頼されていたわけですが、私としては何とかそれを実現させたいと思ってつなぎ役をしたのが切っ掛けでございます。そこで、日本が ODA として法整備支援に乗り出すに際して、どういう形の支援をするのかということを検討いたしました。当時、依頼があったのは、先に申しましたようにベトナム、カンボディアであります。ベトナムが先でしたが、当然のことながら、それはベトナムの国情を前提として、また、カンボディアの国情を前提として、どういう法整備が可能かということを考えてわけでありましてけれども、ベトナムでは周知のように1986年にドイモイが始まっておりますけれども、実際にはインフレなどによって法整備はほとんど進んでいない状況でありました。ようやく1990年代に入って、外資導入のために市場経済法整備の必要性が生じ、また、ASEAN に加盟しなければならない、さらに、その向こうに WTO 加盟があるということから、ベトナムとしては何としてでも市場経済システムを確立しなければならなかったわけです。

このような観点から、どうしてもグローバリゼーションの中でそれに必要な法律を整備したいということでございました。もちろん行政法とか、刑法などの整備も必要でありますけれども、ベトナムの場合、市場経済化をターゲットにすることが、最大の関心事であり、それに向けて、党、国会は、結果的にはスケジュールどおり行っておりませんが、市場経済法の立法スケジュールを作っております。このような状況下で日本の法整備支援が始まるわけでありまして。次に、市場経済法の支援をどういう形で行うかということでありまして

が、これも国によって、その国の統治機構と申しましょうか、ベトナムの場合共産党でありますから、党と行政機関、それに国有企業などの関係によって市場の在り方が違ってきます。

少し話がそれますが、中国は1970年代に、四人組が終わったところから、民法の起草を考えてきましたけれども、実際には、党の指導の下に全人代の常務委員会が作業を行って来ました。当時中国側の考え方は、法律は中国の国家機密に属するので、外国に漏らすべきではないとし、日本の法律家から情報を求められる場合でも、中国側の問題を伏せたままで、この点は日本ではどうなっているのかというようなことでした。中国に対する法整備支援の元を作られたのは、当時東大におられた加藤一郎先生ですが、加藤先生と私どもが中国に行っても、向こうはどういうことをしたいのかということをはっきりとしないので、向こうがやっている作業で分からないことを日本側に聞く。したがって、日本側はどのようなコンテキストでこれが聞かれているのかが分からないままにワークショップなどで返事をしていくということでありました。中国は最近大いに変わってきて情報を公開する方向にあり、今後も変わっていくと思いますけれども、ごく最近までは、外国からいろいろな情報の提供は受けるけれども、自分たちが何をしているかということは、中国の主権の問題であるから外部には公表しないという考え方でありました。仮に中国に対して法整備支援事業をすることも、中国の立法に対する考え方を前提とせざるを得ないと思います。

次に、ベトナムの場合であります。ベトナムの場合には、中国に比べてよりオープンではありますけれども、先ほどのロック前司法大臣の話にもありましたように、我々の作業は、ベトナム側が作った草案に対してコメントを加えることです。そして、ベトナム側といろいろ議論はいたしますけれども、起草そのものはベトナム側が行うわけでありまして、その意味では、我々としては、資料を提供したり、その制度がどういうものであるかということについて解説をするというのが役割であるというふうに考えています。カンボディアの場合には、先ほど申しましたが、ポル・ポト政権によって司法制度とそれを支える法律家が完全に消滅させられましたから、UNTAC 以来、法制度整備は全部外国に対する丸投げであります。先ほど申しましたように刑法、刑事訴訟法はフランス、民訴も当時はフランスでした。そこで、日本が後に乗り出したときには、民法を作ってくれということでした。それから民事訴訟法については、フランスが民事訴訟法草案を作っておりましたけれども、フランス人がフランス民訴と同じようなものをフランス語で作ったものでしたからカンボディア人には全く理解できず、形の上ではこの草案を完成してほしいということでしたけれども、我々の間の話し合いでは、それはフランスに対する関係で完成するという形にして、実際には、中身としては全く新しいものを日本で作ってほしいということでありました。このような、同じく市場経済へ向けて市場経済法を整備する場合でありましても、それぞれの国の立法プロセスと申しましょうか、考え方によって、だれを相手にどのレベルで法整備支援を行うかということが違ってまいります。その意味では、今後、どの国であれ、法整備支援の戦略を考えていく場合には、法というものを取り上げる以上は、相手の国の事情を前提として考えなければなりません。現在、法整備支援事業は、ラオスなどにも広がって

いますけれども、そういう場合にも、その国が何を求めているのかということ的前提にして考えていかなければならないわけであります。少なくとも私がかかわってきたベトナムとカンボディアについては、そうした考え方で市場経済における司法制度の基盤作りを支援してきたつもりです。その具体的なやり方については、その国との関係で決めるわけですが、基本的には、私どもは、フランスの例を見るまでもなく、その国の社会に根付かない、その国の社会と関係のない法は、いくら理想的な法であってもそれは実施されない、合理的な法の仕組みから見ると多少問題があるにしても、その国の社会の現状を前提としなければなりません。

しかしながら、その国の現状を追認するようなものであっていいのか、これは先ほど竹下先生がおっしゃったように、それらの国はグローバリゼーションの中で民主的な法の支配をこれから確立していくわけでありますから、言わば現状を踏まえながら、これから10年、20年先にその国がどういうふうになるか、法の支配を築き上げていくかという視点を持って法整備支援を行っていかねばならないわけです。そのことから、ベトナムの場合もそうでありますけれども、カンボディアの場合にはより一層密接に、相手方とのダイアログを通じて立法の支援を行っていくことが重要です。短期専門家がセミナーを行う場合であっても、言わばその限りではあります。人材育成ということも頭に入れて、その国の将来にとって、ワークショップに参加した人たちがどのように貢献していくのかということを考える必要があります。その意味では、カンボディアの場合、ベトナムもそうでありますけれども、現地の言葉である、クメール語なりベトナム語なりを用いて、その国の伝統的な規範も含めて、様々な規範の中からその国が民主的な法の支配に到達するためにどのような規範や制度を選んでいけばよいのかということ、こちらから提案しながら、我々の方でも学ぶべきものは学び、対話を進めていくという考え方をとってきました。

そこで、ベトナムにおける法整備支援を始めたときの状況についてお話をしたいと思います。ベトナムの法整備支援が JICA によって開始されたのは、今から6年前（1996年）の話でありますけれども、先ほどもお話ししたように、ベトナムでは共産党の支配が非常に強うございます。したがって、共産党の意向に反した法制度の導入は極めて難しい状況です。JICA の法整備の事業が始まる前から、私はベトナムの民法制定にかかわっておりました。場合によっては、ベトナム側の起草した民法草案について大臣と膝詰めで、ああでもない、こうでもないという議論をしましたが、党に行きまして、一体これは何だということになりますと、仮にその制度が欧米や日本の法律家から見て合理的なものであったとしても、立法されるとは限りません。

例えば、ベトナムの現行民法には所有権の種類がたくさんあります。国の所有権であるとか、党の所有権とか、あるいは軍や公共団体についてそれぞれ独自の所有権があります。私から言えば、所有の主体が変わるだけであって、所有権をどういうふうに変更、収益、処分するかということは、その主体が決ればよいことで、所有権そのものが変わるわけではないということを何回も言って、司法省は単一の所有権を規定することにしましたが、それを党に持っていったところ、党の所有権というのはほかの一般の所有権とは違うとされ、

さらに、党が独自の所有権を持つなら軍も持ちたい、労働組合も持ちたいということになり、ベトナム民法を御覧になるとお分かりのように、所有権の種類がずらっと並ぶことになりました。

それからまた、総則編では、社会主義国の国民としての倫理が格調高くうたわれており、民法は裁判規範というよりも、行為規範的な規定が数多く置かれています。その一例として、善意者保護に関する考え方には大変興味が引かれるものがあります。すなわち、権限を持たない、あるいはそれを超えた行動をする者と取引をした者は、たとえ善意であっても保護されないということになっています。ベトナム民法では表見代理や善意取得の制度などが否定されていますが、それは計画経済であった時代に、もしも計画に反する取引を有効としたのでは、計画経済が成り立たなくなるということに由来する考え方だとは思いますが、市場経済では善意の取引の相手方を保護しなければ市場の安全性が確保できないと説得したのですが、党の採用するところとはなりません。この点は、現在の改正作業の中でも繰り返しお話をしているところではありますが、なかなか理解されません。このように、政治体制において、ベトナムの場合は特殊性を持っています。

それから、今でこそ少し進んでまいりましたが、ベトナムでは、基本的に資本主義的な市場というものが存在していませんでした。ドイモイが始まった1980年代後半には市場を支える資本であるとか技術というものがほとんどありませんでした。したがって、法整備をする上で、まず外資をどう導入するかということが前提であります。それから、司法制度についても、資格を有する裁判官によって裁判所が構成されているわけではなくて、ほとんどの裁判官はきちんとした訓練を受けていないという状況の中で、法制度をどう整備していくかということを考えなければならなかったわけでもあります。同時に先ほど申しましたように、グローバリゼーションの中で、ASEANに加盟する、WTO加盟をにらむということですから、1996年から1999年までの第1期の支援事業においては、民法は既に出来ているものの、民法の付属法令とか、更に進んで知的財産権などの様々な法律の立法について、その資料を提供することが一つの重要な項目となっております。そのため、長期専門家1名を派遣しましたが、それまでにUNDPなどから派遣された長期専門家がベトナム側に干渉したということから、当時は司法省としては、長期専門家は要らないという態度でした。司法大臣とも散々交渉をした上でようやく置いてもらったわけでもあります。この長期専門家を通じて、様々な立法についての資料を日本から取り寄せて、ベトナム語に翻訳して提供いたしました。そしてまた、ワークショップ、セミナーなども、ベトナム側の立法スケジュールで予定されているところに沿って展開をしました。ハノイ駐在の長期専門家のほかに、立法のテーマによって、日本から短期専門家を派遣いたしまして、1回4日から5日間のワークショップを行いました。年間このようなワークショップを6、7回開催いたしました。言うならば、ベトナム側が立法するための資料をできるだけ提供するということがあります。

第2は、人材育成でありまして、これは先ほどの話にもありましたように、本邦研修という形で、1回1月ぐらいで、毎回10人ぐらいの人に日本に来てもらって、日本の裁判所を見

たり、様々なところで研修をしてもらうというのですが、これはベトナム側が非常に高く評価をいたしております。アメリカのフルブライト・プログラムなどで日本の研究者や学生がアメリカに呼ばれて、何か御褒美をもらったようなつもりになっていたことがありましたが、ベトナムに対する本邦研修も最初は、そういう感じでありまして、とにかくいいポジションにいる人に御褒美として日本の見物をさせるというような意識がありました。そこで日本側は、繰り返しどういう人を寄こしてほしいと要請していたのですが、実際に来た人の3分の1は全然関係のない人だったなどということがございました。しかし、次第にそうではなくなりまして、現在では、日本で長期研修をすることがベトナムの法律家の人材育成の上で非常に大きな役割を担っております。

それから、私から提案をいたしまして、ベトナム民法がどのようにベトナム社会で機能しているかという点について社会調査を実施いたしました。民法はできたけれども、実際にそれが使われているかどうかということがはっきりしていません。また、実際にいろいろなところで聞くところでは、民法が予定しているのとは全く違う運用がされているようでありまして。例えば、不動産登記などについても、全く民法が予定しているのとは違うような事態が起きているようでありまして。そこで、非常に小規模でありますけれども、社会調査をいたしました。先ほど出てまいりました司法省の法律科学研究所が主となって、大学などの協力を得て、ベトナム側が現地調査をすることとし、調査のプランニングについて日本の法社会学者や現地の長期専門家が、アドバイスを与えることとしました。それは、法というものは社会の中にあって機能しなければ、法としての意味がないのだということをベトナムの人たちに理解してもらうために、社会調査そのもののレベルや調査の成果はともかく、生きた社会の中で法がどういうふうに動いていくのかということ、認識してもらおうとしたものです。

次に、第2期は1999年から2002年まででありましたが、そこでは、立法スケジュールに従って必要な知見を提供するためのセミナーの実施は第1期と同じようにやっております。それから、第1期から常々感じていたことですが、いろいろな法律が各省ばらばらに勝手に立法されていて、各省間で調整がなされていないものですから、一体、どのような法律があり、それぞれがどのように重複し、あるいは欠落しているのか分かりません。そこで、先ほどロック前司法大臣もおっしゃいましたけれども、立法全体、とりわけ私法関係についての鳥瞰図を作ろうといたしました。ということで、どういう法律がどういうことを規定しているのかということについての調査を開始したわけです。

残念ながら、まだそれは完成しておりませんが、少なくともベトナム側でもそのことの重要性に気付いて作業が進められているところであります。もう一つが、民法は作ったものの、既に多くの問題点が出てきており、改正の必要性が主張されております。私は民法を作るときに、ここはおかしい、あそこはおかしいと言ったのですが、先ほど申し上げたように基本的な問題を抱えながら、とにかく1995年に立法され1996年から施行されております。しかし、現時点で民法改正が予定されております。そこで、カンボディアで民法起草をしてきたのと似たような考え方で、日本側とベトナム側の間で共同研究をするという形

で、民法改正作業を支援することにいたしました。日本側では、日本の学者に集まっていたいて、ヴェトナムの民法改正について作業をし、それをヴェトナムに持って行ってワークショップを行い、ヴェトナム側の研究メンバーと議論するというをやってまいりました。

このように、私どもはこれまでヴェトナムやカンボディアにおいて、基本的な制度の整備、特に、WTO 加盟のための法制度整備や人材育成に重点を置いて支援をしてきたわけですが、さて、先ほど JICA からのお話にもありましたように、今までのところはトライアル・アンド・エラーのような形で、しかも、必ずしもきちんとした評価の座標軸を持たずに、ともかくその場、その場で手作りをしてきたという段階であります。しかし、現時点ではインドネシアの法整備をどうするか、フィリピンをどうするか、市場経済移行国のラオスをどうするか、それから名古屋大学がやっておられるような中央アジアの法整備をどうするかというように、様々な国からの様々な分野で法整備支援が要請されています。そこで、今後は JICA としてどのように法整備支援事業を進めていくかということが改めて問題となります。

ところで、あと5分で私の話を終わらなければなりません。本当はお話をした後で皆さんに議論していただきたいわけですが、この後、パネルディスカッションがありますので、ここで議論していただくことを期待して、最後に、言わばチェックリストだけを申し上げます。

まず第1に、今までやってきた支援事業のアプローチでいいのかどうか、そして、対象は先ほど申しましたように市場経済移行国を相手方としてやってきました。そして方法については、先ほど申しましたようにヴェトナムとカンボディアだけでも違ってはいますが、このような過去の支援事業を振り返って分析して、それを評価する必要があります。

ただ、私は JICA にも申し上げたのですが、評価ということになると、すぐさまアメリカなどの評価方法を持ち込むおそれがあります。かつて、ヴェトナムの第1期から第2期に移るときに、アメリカの何とか法という評価方法を直接適用しようとしたものですから、無批判にそんなことをやってどうするのだと言って、実を言うと私自身がつぶしてしまったことがあります。と申しますのは、いろいろな事項について数値化して正規分布表のようなものをこしらえて、そのうちのこちら側ならばよいというようなことだったものですから、形はそれで整うかもしれないけれども、そのことから何も生み出さないではないかということ批判したのです。今、カンボディアの場合なども含めて JICA の評価法は前に比べまして非常に進んできておりますけれども、まだまだこれから開発していかなければならないわけですが、評価手法の開発もさることながら、まず今までやってきたことについて、それをどのように分析して、それに対する評価をどういうふうにするのか、その場合に、今開発しつつある評価方法がどこまで有効であり、かつ法整備という分野に適用する場合に、それを修正する必要があるのかということ、今までの過去の中身についての分析と同時に、今後の評価に向けての評価方法の開発という点から、きちんと考えていかなければならないと思います。その際、評価の基準であります。法律が幾つ出来たかということは一つの基準かも知れませんが、それよりも、ODA には、先ほど申しましたように、それぞれの国の利益に着

目した戦略目標があつて、それに基づいてお金が使われるわけです。日本の場合には、日本の国民のお金を使うわけでありますから、そこで評価軸として、例えば、ヴェトナムで法律が幾つ通ったかということだけではなく、日本にとってどういう意味があつたかということの評価のファクターとして考えなければならないと思います。結局、国民の税金を使い、国民から支持されないような法整備支援であるとする、今後、長続きはしないのではないか。ヴェトナムでもカンボディアでもそうですけれども、特にヴェトナムの場合に、ヴェトナムに進出している日本企業から、当初は非常に大きな期待を持って我々の作業をサポートしていただきましたけれども、最近、法整備支援事業があまり現地進出企業にとって役に立たないのではないかとされており。目の前の経済的利益についてはともかく、我々の事業が相手国の信頼を得て、ひいては日本に対する信頼性が高まるという形で役立つことも大事ではないでしょうか。

それから、評価の上に立って、それではどういう戦略あるいは目標を立てるかということも、単に抽象的に考えるのではなくて、日本が持っている資源、どれだけの人材があるのか、どれだけの金があるかという我が方が持っている能力を前提として、対象国に、例えばインドネシアやアフリカといった対象国の現状に対してどこまで有効な支援ができるのか、つまり、手持ちの能力を前提として、どのようなゴール・ターゲットを考えるかということであり。そして、法分野の中でどういうことについて支援をするのか、例えば、裁判所をつくることまでやるのか、私法分野でやるのか、それとも行政制度まで盛り込むのかというようなことも含めてコストパフォーマンスの高い支援を考えるべきです。また、中身であります。人材育成というのは、先ほど申しましたように、長期的に見れば効果のあるものですが、だれに対してどういう育成をするのか、これを根っこからやっていったのでは、とてもとても現在の JICA の予算ではできませんので、トレーナーズ・トレーニングをやるにしても、どこまで何をやるのかというような観点から、人材育成についても、もう一度きっちりとした戦略を立てる必要があります。

第3には、ハードについて、先ほども日本法センターというお話がありましたけれども、ハードについても一定のきちっとしたターゲットを付けた上ならば結構でありますけれども、ハードについては法整備支援ではやらないのだということでも今まで押し通して、ヴェトナムやカンボディアからのいろいろな要請をみんな断ってきたわけですが、仮にハードについての支援を今後やっていくとすれば、それはどういう位置付けでどこまでのハードについて支援をするのか。裁判所が欲しいから裁判所、図書館が欲しいから図書館というのではとても間に合いません。それでは、これで終了いたします。どうもありがとうございました。

【司会】 森島先生、どうもありがとうございました。

クエスチョネアに基づく問題分析の報告及び問題提起

法務総合研究所国際協力部教官 田中嘉寿子

【司会】 これから法総研国際協力部教官の田中嘉寿子が、「クエスチョネアに基づく問題分析報告及び問題提起」を行います。準備しております間に、ただいま御講演いただきました竹下先生、森嶋先生の講演に対する御質問がございます方は、お手元の質問記入票に、御記入の上、会場の後ろの方に回収箱がございますので、こちらへお入れいただきまして、午後のパネルディスカッションの部分で御質問にお答えいただきたいと思います。それでは、準備ができましたら田中教官、よろしくお願いいたします。

【田中】 法総研の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。お手元にパワーポイントの資料（本誌102ページから105ページ参照）がございますので、スクリーン又は資料を適宜御参照いただけたらと思います。



最初に、16の機関から質問票に対する御回答をいただきました。御協力、誠にありがとうございました。回答していただきました機関につきましては、法総研からの配付資料（本誌119ページから137ページ参照）に機関の概要についてのみ掲載しております。私の方の作業といたしましては、その機関の概要以外に、それぞれの機関が実施したプロジェクトの中で体験された問題点を指摘していただき、また、解決策を御提案いただいた中から、それを整理・分析したものについて、これから御報告するというごこととございます。共通しておりましたことは、この16機関の支援の対象国はアジア地域だけでございました。主として ASEAN 諸国の中の、特に CLMV と言われる、カンボディア、ラオス、ミャンマー、ヴィエトナムですけれども、中央アジアも入っております。また、やや ASEAN の中ではシニアになっておりますインドネシア等の国も入っております。支援の形態としては、現地でのセミナーないしワークショップを行うというもの、国内研修を実施する、留学生を受け入れる、現地に行つて課題の調査をする、講師を派遣するというようなものがありました。全体を通して、問題意識はほぼ共通であると思えました。

課題としましては、竹下先生や森嶋先生の御講演にもありましたように戦略性の問題、評価の問題とプロジェクトの目標をどうするかというような大きな枠組みの問題が指摘されている点が多かったように思われます。また、それらの課題をどう克服するかにつきましてはの方法論としては、いろいろ指摘されておりましたので、これから御報告したいと思います。指摘された問題点を3段階に整理させていただきますと、一定の支援をすることをプロジェクトといいます。そのプロジェクトの計画の策定段階、支援を実施する段階、評価する段階の3段階に分けられると思います。

計画策定段階での問題点といたしましては、まず、今までの御講演で指摘されておりましたとおり、戦略性が欠けている、又は不明確であり、関係者の間でもなかなか意思統一がなされていないという点です。また、現在 ODA 改革が進んでおりますけれども、その ODA 大

綱の基本原則で挙げられている三つの要素が、この法整備支援ではどういう形で位置付けられ、整理されているのか、又は国別援助計画が ODA の中にありますけれども、そういう中でどういう視点で法整備支援をやっているのかという点がいずれも不明確であるというようなことです。知的支援の分野として現在進んでおりますのは経済政策支援と法整備支援の2点だと思われましても、その関係がどうなっているのかという点と、いずれもこのような知的支援といいますのは、中長期的にしか効果が現れないもので、直ちに効果が現れるということはまず考えられないものですので、そういう中長期的視野が欠けているのではないかというような問題点が指摘されておりました。また、個々のプロジェクトの目標をどう設定するかというのがややあいまいであるために、結果的に評価も困難になっているという御指摘もありました。また、各支援活動の相互協力・調整が不十分であるというお声も多かったのですが、私が質問票を整理させていただいて、横の連絡が全然ないためにそれぞれ別の活動をしておられるという印象を受けたことも多々ございました。したがって、国内の各機関の調整という問題もありますし、また、ドナー間調整の問題もあるという点が指摘されておりました。

基礎調査については、法整備支援活動というのは、日本の場合、押し付けを回避する、相手方との対話を重視するという点では関係者間に共通の意識がございます。そのためには、相手方の事情ということをよく知らなければならないのですけれども、いずれも不十分ではないか、つまり相手国の法制度、まず社会背景や政治情勢などプロジェクトに影響を与えることに関する調査が不十分であるという御指摘がありました。また、プロジェクトを実施する段階では、やはり現地での活動が多く、また、現地・相手国の方との直接の対話が多い機関ほど多くの指摘がなされていたように思われます。ODA の従前の枠組みと知的支援というものがあまりよく合っておらず、従前の枠組みは物づくりが中心であったような状態ですので、知的支援の制度や人をつくるという目に見えにくい、また、継続性が必要であるもの、ノウハウの蓄積が必要であるものについては、必ずしも契約のやり方、評価のやり方、その他、もろもろの不整合があってやりにくい面が多いという御指摘もありました。

また、物づくりの枠組みでは、予算的・手続的な透明性や公正競争の原理が必要とされていますが、知的支援では、関係者間にまだ経験が少ないということもありまして、ノウハウの蓄積が非常に重要ですし、継続的・長期的支援が必要な分野ですので、手続的な透明性確保と効率的又は適正な知的支援を行うという面の両面をどう整合させるかという点に課題があるという指摘がありました。また、法律というのは優れて言語に依存する学問ですので、単語一つの翻訳を間違えましても全く違う結果が生じます。森嶋先生や竹下先生の部会で書かれたカンボディアの民法、民事訴訟法を翻訳するときに、非常に翻訳者の方々も努力されましたし、現地との対話を重視されましたのも、人の権利・義務を規定する単語をどう決めるかによって、カンボディアの国民全体に影響を与えるものになるからです。そのような重要な意味を持っている法律用語の翻訳につきましては、関係者はいずれも非常に高い問題意識を持っておられまして、専門用語の公定訳もないし、統一的な翻訳もされていない、また、英語を介在する場合には大陸法系がベースのところ英米法系の英語の訳語を与えると混乱

が起きるといような問題点が指摘されておりました。また、仮に相手の国に法律用語があっても、経済関係の法律の用語は、相手の国にとって新しい問題ですので、非常に用語が少ないため翻訳が難しいという問題があります。当然法律用語辞典も完備されておりませんし、通訳人も不足している、英語が介在する場合には、英語使用の特有の問題点がありますし、日本法の国外への情報発信が少ないという問題点も指摘されております。

このような問題点のほかに実施機関側の問題点も指摘されておまして、これらプロジェクトの実施チームの編成やプロジェクトの運営管理が非常に重要であるにもかかわらず問題点が多いという指摘がありました。これは竹下先生や森脇先生の御講演でも問題提起されていたところだと思います。また、法整備支援活動そのものがまだ新しい活動ですので、常設の協力実施機関というものがまだ多数ございません。法総研国際協力部は、その意味では2001年4月によりやく設置されたばかりですし、それ以外に法整備支援だけを専門に行っている部署というのはあまりないと思います。JICAの委託又はそれ以外の省庁その他で行っているいろいろな研修がありますけれども、例えば、WTO関連の研修だけを取り上げても、いろいろな研修が実施されていますが、それぞれ主体が違いまして、お互いの連絡調整やノウハウの情報交換などもほとんど行われていない状態にあります。

また、国内での研修がどういう成果を上げているか。これは評価の問題にもなるのですが、スキームの中身にインパクトを上げるようなものがあまりない。帰国後のフォローアップもされていないし、研修員以外に研修の成果が伝わるようなスキームにもなっていない。また、研修員のレベルにばらつきがあるとか、国別以外にマルチ研修特有の成果が上げにくいという問題点も挙げられておりました。

また、経済法制度整備支援と法制度整備支援との協力がほとんどなされていないので問題であるという御意見もありましたし、ドナー間会議への対応が不足しているという御意見もあります。また、カウンターパート側にもいろいろな条件が必要なのですけれども、それが必ずしもうまくいっていない場合があるということも指摘されています。カンボディアのような場合は比較的うまくいった例として挙げられておりましたが、やはり非常に重要な問題であります。また、向こうの人材の基本的な素養として、なかなか十分な知識を持った人材がいないがために、知識の伝達がやりにくいという面もあります。また、法令相互間の矛盾・重複についてのカウンターパート自身の調整能力や調整意識が低いというような意見と先ほども森脇先生から御紹介がありましたように、いろいろな法律をいろいろなドナーがかかわっているので、調整ができていないという指摘もあります。また、プロジェクトを考えたときの外部条件になるべきものなのですが、政治状況の影響も非常に大きいので、この観点も必要であるという御意見がありました。

また、評価の問題点につきましては、再三指摘されているところですので、十分お分かりのことだと思いますけれども、興味深かった点は、評価はあくまでも多様なものでなければならない。何かのプロジェクトを実施する機関自身だけの評価だけでは不十分なのはもちろんでして、それ以外の多様な意見を入れるための外部調査も必要であるし、また、外部から講師や専門家に来ていただいたときに、その専門家からも評価をしてもらうべきであるとい

う意見がありました。また、受けた研修員からも評価をしてもらうべきであるけれども、それもその研修なり、ワークショップなりが終わった直後だけではなくて、彼らが職場に帰った後、本当に仕事に役に立ったのかどうかというような長期的な視野での評価も必要なのではないかというような多様な評価方法があり得るだろうという点は、非常に興味深い指摘であったと思います。

解決策というのも1個だけの正解ではありませんで、こういう点についてもっときちんと検討すべきである、又はこういう考えもあるのではないかというような程度のものしか現段階ではまだないのですけれども、一応御紹介させていただきます。まず、事前調査をもっと拡充すべきであるというのは当然の御指摘なのですが、予算や時間的な制約も多い中で、どうやって調査を拡充するかにつきましては、まず調査結果が十分に公開・共有化されておらず、同じような調査を何度も日本のいろいろな機関がやるという御意見は多々ありますので、何とかこれを一括管理して、公開していく方向でできないかという御意見もあります。また、市場経済化向けの法整備支援ですので、法律と経済とのダイナミックな関係をどう認識すべきであるのか、また、法律自体と、その執行との関係をもっときちんと調査すべきであるという意見もありました。中央と地方のねじれの問題、これは執行の問題ともかかわりますけれども、そういういろいろな問題点の御指摘がありました。

また、計画策定の段階では、戦略策定が非常に重要であると再三御意見がありましたが、ODAの総合戦略は、国別援助計画との整合性をとりつつ、何を大きな戦略に持っていくのかという問題があります。また、ODA大綱の中に挙げられていました民主化や自由の拡大と、その市場経済化というものの関係につきましては、竹下先生の御講演にもありましたように、訴訟法というのは裁判を受ける権利の保障であり、正に人権保障の最も重要な中核を成すものの一つである。また、日本が支援しております基礎的な民商法というのは財産権の保障であり、人権保障の第一段階になります。そういう理解をあまりされていないのではないかというような御指摘があり、経済戦略の面でも、別に銀行系援助機関のように押し付けているのではなくて、自立的な執行までを視野に入れた、相手国も日本も満足するような意味での経済戦略を設定しているのだという点を指摘されていました。

また、目標を明確にすべきであるという点につきましては、もう言うまでもないことですが、それぞれの支援活動の内容をどう組み合わせ、どう活用するかという点をもっと考えるべきであるということと、中長期的な計画の中で何を終期に持ってくるか、どういう状態になればプロジェクトは終了であるかという考えかということが、ある程度の支援活動の経験を踏まえた方から御指摘がありました。やはり手探りで始めた段階が、過去何年かございましたので、どこで終わるかという点までなかなか視野に入っていなかったかもしれませんけれども、ある程度の御経験のある方からは、自立発展性を求める終期を設定すべきであるという御意見が出ておりました。

時間も押し迫りましたが、まず情報共有のための努力を今後も続けるべきであり、そのためにはこの種の法整備支援連絡会もその一つですけれども、もっといろいろなフォーラムがあればよろしいですし、プロジェクトの報告会なども国内でもっとやっていただきたい。ま

た、資料も作成して公開していただきたい。講義があれば講義録，レジュメがあればレジュメなども，いいものはどんどん公開していくようにしたい。また，プロジェクトの運営管理につきましても，法総研のような常設機関であれば意識が薄いのですけれども，日弁連や民訴部会のような非常設機関におきましては，運営管理が非常に重要な問題になりますので，そういう点が今後の検討課題であると思います。言語上の問題点につきましては，坂野さんの方からまた後で翻訳をされた立場から御報告があると思いますので，そちらに譲ります。また，国内研修の中でもいろいろなヒントをいただきましたので，研修を実施しておられるような方々は是非御覧いただきたいのですが，その中でモデレーターの役割というもの少しクローズアップされるべきではないかと思いました。個々の研修員と講師との橋渡しをして，途上国に対する活動に慣れておられない専門家と途上国からの参加者をつなぐ者がもっと養成されるべきであると思います。また，カウンターパート側にインパクトを与えるための方策をもう少し真剣に考えるべきであろうと思われました。評価につきましては，非常に難しい問題が多々ございますので，今後の研究課題だと思えます。

大分省略しましたがけれども，いろいろな課題が見受けられました。それぞれにつきましては，皆さん共通の認識を持っておられると思います。ただ，これは私の個人的意見ですけれども，このように法整備支援にかかわらせていただきまして思いましたのは，日本の法律家，学者，実務家にかかわらず，金銭的な報酬のために法整備支援活動をするというような方はめったにおられません。報酬はインセンティブになりにくいものですので，支援活動を今後ある程度拡充していくためには，この法整備支援活動にかかわることが，日本の国の法律家にとっても何らかのメリットがあるのだということをもう少し広く認識していただきたいと思えます。そのメリットといいますのは，それぞれ教える立場に立たれますと，講師の方々もおっしゃるのですが，法の本質に立ち戻って勉強し直さなければならない。日本人に教える以上に非常に難しい問題を突き付けられますので，そういう勉強のやり直しになるということと，通常業務であり得ない，ここにお集まりの皆さんのように，立法，適用，運用，解釈，教育，すべてにかかわる人々が一堂に会して協力する活動はほかにめったにございません。そこから得られるものは非常に大きいと思えますので，そういう経験が国内にフィードバックされるように，今後も広報活動やお互いの情報交換活動が盛んになって，より良い法整備支援活動が行われるように期待しております。どうも御清聴ありがとうございました。

【司会】 ありがとうございます。

予定の時間を少し過ぎましたが，これよりお昼の休憩に入りたいと思います。午後のセッションは1時30分から開始いたしますので，またこちらへお集まり願います。

(休 憩)

パネルディスカッション 第一部

「アジア諸国に対する法整備支援活動の実情と課題－法整備支援の現場から」

【司会】 それでは、午後の日程に入ります。

これから進行は国際協力部教官の山下輝年が担当いたします。山下教官、どうぞ。

【山下】 午後のセッションを始めたいと思います。

進行役を務めます国際協力部教官の山下と申します。午前は講演のためだと思いますが、端から見てもかなり硬い感じがしましたので、皆さんリラックスしていただきたいと思います。始める前に、若干お伝えしたいことがあります。午前にアナウンスしましたとおり、竹下先生、森島先生に対する質問のある方は質問記入票に書いていただきまして、質問箱に入れていただくか、書いたその場で手を挙げていただければ、係の者が集めにまいります。その際には自分の名前と質問相手を記入していただければと思います。それはこちらで整理する都合上でありまして、時間がありませんでしたら、その場で手を挙げて質問の時間に質問することはもちろんできます。そういう段取りで進めたいと思います。また、竹下先生が午後3時に退席される関係で、第一部のパネルディスカッションのところで竹下先生に対する質問時間を設けまして、森島先生に対する質問は第二部のパネルディスカッションの方で対応したいと思っております。国際協力に関心のある方がこちらに来られておりますので、発言したい方は多数いらっしゃると思いますが、現地報告というものがおりますので、1時間ほど我慢していただきまして、その後思う存分発言していただければと存じております。



それでは、パネルディスカッション第一部ということで、法整備支援の現場から各国、アジア諸国に赴いて仕事をした人たちの経験を共有するという意味で、それぞれの方に発表していただきたいと思います。最初は、カンボディアについて、坂野専門家からの報告であります。1999年にプロジェクトが始まり、坂野さんは、そのころから、クメール語、日本語が堪能でありますので、翻訳・通訳を兼ねて長期専門家として赴任しておられます。その前の準備期間のころからも担当されております。奥さんはカンボディア出身であります。民法、民訴法部会は分かれておりますけれども、両方を担当しておられますので、今や両方の草案の細部まで知る人はこの人しかいないということでありまして、まず坂野専門家に発表いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【坂野】 御紹介ありがとうございます。坂野でございます。まず初めに、皆様方を前にしまして、若輩者の私がこのような席でお話しさせていただくのは、身分不相応なことであるわけなのですが、現地の報告ということでお許しいただきたいと思います。また、私はプロジェクトの開始前から5年余りにわたりまして、このカンボディアの法制度整備のプロジェクトにかかわる機会を得たわけですが、これも関係者皆様方の御支援のお陰である

とっておりますので、まず皆様にご挨拶申し上げます。

カンボディアの法制度整備のプロジェクトにつきましては、先ほど竹下先生の方から非常に詳しい御説明がございましたので、時間も限られていることもあり、私の方からは本当にポイントを絞って報告させていただきます。カンボディアのプロジェクトは、皆様も御存知のように民法と民事訴訟法の条文案の起草という起草作業そのものに主眼が置かれたプロジェクトです。これはどのような背景から来ているかと申しますと、カンボディアは1975年から1979年までポル・ポトによる政権に支配され、その間に既存の法律がすべて廃止されてしまったという非常に特殊な事情によって成文法が一挙になくなりました。民法や民事訴訟法といった基本法さえもない状態での法制度整備支援ということを考えて際に、やはり非常に手間の掛かる作業ですが、条文案の起草という作業が基礎とならざるを得ないという事情がございました。起草が中心のプロジェクトとなったために、プロジェクトを担う日本側の関係者も非常に忙しい中を様々な先生方にお集まりいただきました。その結果、日本側の関係者が多く、非常に大きなプロジェクトになったという特徴もございます。また、皆様にお配りしたレジュメ（本誌106ページから107ページ参照）の中には書いていないのですが、言わば本体の両法案起草プロジェクトとともに、日本弁護士連合会の方も弁護士に対するトレーニングやセミナーを同時並行的に実施されており、また、学術関係者、特に名古屋大学の方々による、プノンペン法科大学との交流も行われております。その間の連携が比較的うまくいっているプロジェクトではないかと思っておりますし、今後もこの体制が続いていくのではないかなと考えております。

私が、専門家としては4年余り、プロジェクト全体としては5年間にわたりましてかかわらせていただいた経験の中で得たものを一口に言い表すことは非常に難しいわけですが、やはりカンボディアならではの問題がありました。それは、政党間の対立が非常に激しく、軍事衝突まで起こるような状態の中で、司法大臣がどの政党に属するか、あるいは司法省というものが政府全体の中でどのような位置付け、あるいは力を持っているかといったようなことがプロジェクトに非常に大きな影響を与えるという問題があります。その中で、長期専門家として司法省で働くという立場にあったわけですが、そういった政治的影響をどのように考慮しながら日常的な作業を続けるかという問題を日々考えさせられました。そういった中で一番大切なのは、やはり日常にかかわるカンボディア側の起草担当者たち、カンボディアの場合ですと、裁判官や検察官といった方、それから司法省内の担当者、そういった方々と日常的につき合っていくことが、どのように信頼関係の醸成に役立っていくかを学ぶことです。理論的には申し上げにくいことですが、これはプロジェクトを通じて学んだ大切なことだと思っております。それから、私の場合はクメール語というかなり特殊な言語を使って仕事をしていましたので、通訳や翻訳をしていく中でどのように言葉を選んでいくかということも非常に頭を悩ます問題でありました。一般的に言葉を使う際には言葉を使うセンスといったようなものが求められます。言葉を選んでいく作業の詳細につきましては、「ICD NEWS 7号」の方に掲載されますので、そちらの方を御参考にしていただきたいと思います。また、ドナー間の調整に関しましては、時間の関係もございましたので、レジ

ユメの方に書いてあるところを御覧ください。それから、今後の方向性に関しましては、法案自体の起草作業がほぼ終わりに近づいているので、今後、法案の制定に向けて、どのような活動をしていかなければならないかという点を考えていく必要がまず第1点目の課題です。

第2は、法案を施行するために必要な様々な制度を洗い出し、その構築に向けた支援の可能性を探ることです。例えば、民法に関しましては、公証人や供託、法人登記の制度、それから民事訴訟法については、特に執行の関係では、執行官の制度が必要問題になります。こういった制度、あるいはそれを作るための法律に関して、どの程度これから関与していけるのかという点も考えなければなりません。人材育成につきましては、法曹を担っていく実務家である裁判官、検察官、弁護士の養成とともに、やはり法案起草を担った人たちが、その起草のノウハウをどのように受け継いでいくかを考えねばなりません。つまり、民法、民事訴訟法につきましては、日本の支援で起草が行われたわけなのですが、今後、様々な法律を自分たちで作っていかねばならない中で、どのようにその法案を作るかという立法技術的なものを受け継いでいく必要があります。それから、クメール語で法案を作る際に、用語法の統一ですとか、あるいは類似の表現についてクロス・リファレンスを作っていくというような作業、これも非常に技術的なものなのですが、そのノウハウをカンボディア人の中でどのように受け継いでいくかという問題も考える必要があるかと思えます。また、これはパネルの第二部の話ともかかわってくるのですが、カンボディアも含めまして、法制度整備それ自体の戦略を考えていくとともに、そういった戦略が、例えば、カンボディアで進められようとしている法制度整備についてのカンボディア政府、あるいはカンボディアの場合は世銀などのドナーの方針も含めた法制度整備全体の政策や方針と個々のプロジェクトとの間でどのように整合性をとっていくかということを考える必要があるかと思えます。

そういった様々な今後の課題を網羅的に把握し、日本側の支援体制がどのくらい要望に対処していけるのかという体力的な問題を考慮した上で、今後の活動を選んでいく必要があるかというふうに考えております。それから、これはレジュメにも書いていないことなのですが、私も含めまして、現地で働く専門家たちがどのような人であるべきなのか、あるいはどのような資質を持った人が求められているのかということのカテゴリズしていった、必要な人材というものを確保していく方法も、今後考えていくべきではないかというふうに思います。非常に簡単ではございますけれども、私の報告とさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

【山下】 どうもありがとうございました。10分というのは案外短いもので、非常に酷な要求をしたと後悔しておりますが、まだ質問時間がございますので、パネリストに対しても質問がある方は記入票に書いていただきまして、係の者に渡していただければ幸いです。では、次はラオスでありますけれども、当部教官であります工藤恭裕が発表いたします。

工藤教官は、検事になって12年目であります。ラオスには1年間ということで、昨年6月から赴いております。その前に3か月ラオスで調査した経験もあります。実は、本日のために帰国してもらいましたので、費用対効果が現れるような報告を期待しておりますので、

よろしく申し上げます。

【工藤】 昨日（平成15年1月14日）帰国したばかりで日本語がまだ不自由である上（笑い）、ちょっと時間の関係で早口になるかと思えます。お聞き苦しい点があれば御了承ください。それでは、始めさせていただきます。

民法及び民事訴訟法の起草支援を行っていらっしゃるカンボディアに比べますと、ラオスに対する法整備支援活動は派手さに欠け、皆様、あまり御承知でないと考えますので、活動内容を御紹介のため一覧表（本誌110ページ別表1参照）を作成いたしました。現在の体制といたしましては、JICA 長期専門家の私のほか、JICA 企画調査員1名及びラオス人秘書1名の合計3名で執務を行っております。司法省の一室を執務室として提供されております。

次に、活動につきましては、支援内容を定めるための現地調査を除きますと、現地セミナー及び本邦研修の実施が中心になっております。現地セミナーは長期及び短期の専門家が講義を担当し、2002年度を例にとりますと、民商事法セミナーは短期専門家の学者の先生3名と私、刑事法セミナーは短期専門家の弁護士1名と私が講義を担当いたしました。国会セミナーは衆議院から派遣されました2名の短期専門家が国会内での約1か月間の調査を実施した上、その結果を踏まえて講義をいたしました。最後の商法起草支援セミナーは、2003年2月に実施しますが、学者1名が約1か月間の調査を担当します。本邦研修は、名古屋大学と法総研国際協力部で2週間ずつ担当し、合計1か月間にわたる研修を、現在は年2回行っております。

ラオス側に目を向けますと、正式カウンターパート機関といたしまして、司法省、最高裁判所、最高検察院の3機関、そして、それに準ずる機関といたしまして、国会及びラオス国立大学法政治学部が加わっております、実質5機関を相手に活動しております。ラオスの特色として掲げた7点（本誌109ページから110ページのレジュメ参照）のうち、6点目及び7点目につきましては日本側の問題ですので、1点目から5点目についてそれぞれ触れてまいります。まず、ラオスは、人口が約520万人で、職員数に移りまして、司法省が約120名、最高裁は約40名、最高検察院は約70名にすぎません。これには長所も短所もございまして、まず長所といたしましては、職員全体に占める割合で見ますと、多くの職員を対象とすることが可能となります。このことは、後で挙げます基本法中心という活動内容とも相まって、多数の機関を対象を広げることを可能としております。また、複数機関の参加により、機関同士の競争原理の導入も可能になっております。さらに、現地セミナーでの優秀者が本邦研修に選ばれやすいなどの支援活動相互の連携を図ることも容易になります。ドナー側に目を移しますと、継続して活動しているドナーは、JICA のほかは UNDP、スウェーデンの SIDA、フランス及び ADB だけでありまして、現地に法整備担当者が常駐していない ADB を除けば、情報交換を頻繁に行っておりまして、協力も十分行える状態にあります。その例としましては、UNDP、SIDA 及び JICA の各アドバイザーがすべて参加した最高裁判例集改善プロジェクトや SIDA 及び JICA が教科書を作成する前に行った科目調整を挙げることができます。私の経験から言いますと、外国ドナーや国際機関よりもかえって日本の JICA 以外の機関が単発的に支援を行う際の情報の方がこちらに入りにくいというのが実情です。逆に国が小さい

ことによる短所に移りますと、上述のように対象機関が多数になりますと、事務的にはかなり負担が増えます。ラオス側の機関におきまして英語で仕事ができる職員はまだ少なく、カウンターパート職員として働くことができる者も限られております。結局、優秀なカウンターパート職員はドナー間での取り合いになってしまうというのが現状です。

2番目は、法制度整備支援の対象国ですから、法制度が遅れているのは当然でございますが、その程度が大きいということです。一例といたしましては、2002年10月の国会で制定されました国有財産法を加えても、法律は47にすぎません。内容といたしましては、特に1990年前後に制定された法律には矛盾が多く、それが残されたままになっておりまして、問題が生じております。法律関係者の法律知識につきましては、大学の法学教育のレベルの低さと法律図書の不存在が大きな理由と考えます。大学で教えている講師でありまして、その多くは大学の学部卒業後数年経っただけという状況ですし、ラオス語で書かれた法律図書は数えるほどしか存在しません。

以上の状況にかんがみまして、基本法中心とし、人材育成及び教科書等の法律図書出版に力を入れるという方向が妥当と考えて、その方向で活動いたしております。言葉の壁につきましては、坂野さんの発表でカバーできていると思いますので、特殊なコンピューター利用の限界というところを申しますと、皆さんコンピューターをお使いになったときに、当然のように検索されていますが、それはラオスでは当たり前のことではございません。ラオス語の文字の特殊性や市場が小さいことからソフトウェアが発達しておりませんので、検索も原則として不可能な状況です。この状況につきましては、明治大学の和田先生の御協力も得まして、法令データベースの構築は技術的には可能であるということが何とか確認できたという状況であります。

ヴェトナムは同じ社会主義国でありまして、ラオスはその制度をまねることが多いという、言ってみれば兄弟に近い関係の国です。そして、ヴェトナムの法整備支援活動もラオスに比べれば歴史も長く、その活動も多彩でありまして、非常に参考になりますので、それは利用すべきだと考えます。ラオス人は、性格的に元々のんびりしている国民であり、1975年の現政権成立後、ヴェトナム及び旧ソ連による支援が長期間続いておりましたことから、自ら計画立案し、実施するという考えが乏しいと言わざるを得ません。かと言って、ラオスにおきましては、日本側がイニシアチブをとるのも怖い面がございます。と申しますのも、ラオス人は争いになることを好まない民族でありまして、こちらが言うことにノーとなかなか言わないので、相手が本当にいいと思っているのか、それとも本当は嫌だけど、争いを避けるために言っているのか分からない面があります。このような問題を前提とした上で、ラオスにおきまして気を付けている部分を掲げております。

JICAの支援は金銭管理に非常に厳格です。相手の機関の金銭的利益にはつながりません。そこで、JICAの支援の価値を高めるためには、まず質を高める、そしてセミナーを例にとりますと、修了の効果を明確にする、そして競争原理の導入で競争意識を使うというようなことを考える必要があります。質といいますと、セミナーであれば講師の質が一番重要でありまして、その点につきましては、大学、法曹、官僚など様々な人材に協力をいただいている

JICA の支援は、他の機関と比べても抜きんできていると考えます。

次に、セミナーのレベル分けについてですが、民商事法セミナーでは、レベル分けをして、最初のレベルを修了しないと次のレベルには進ませないというようなことを行っております。あと、簡単なテストも実施いたしまして、その成績が悪ければ修了証を与えないことにしております。現地セミナーでの修了は、原則として本邦研修参加の要件といたしております。そして現地セミナーと本邦研修の関連につきましては、JICA 専門家の活動範囲に入ります。留学関係は各大学の御協力も必要ですが、大使館が実施する面接試験には、JICA 専門家である私も同席して面接を行うなどしております。そして本邦研修につきましては、レジュメと研修員がとったノートをもとめて本にして、各機関、関係機関に配っておりますし、現地セミナーにおきましても、ノートをとる担当者を定めまして、それを出版しております。このような活動により、法律文献が少ないという現状を改善することに役立っていると考えております。

時間がありませんので、最後はお読みのとおりですので、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

【山下】 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、ウズベキスタンの報告をお願いしたいと思いますが、これは名古屋大学大学院の法学研究科教授であります市橋克哉教授をお願いしたいと思います。市橋先生はロシア語が堪能でありまして、ウズベキスタンのタシケント国立法科大学ですけれども、昨年の3月から7か月間赴任された経験がございます。

では、よろしく願いいたします。

【市橋】 ただいま、御紹介を受けました名古屋大学の市橋です。7か月、今お話がありましたようにタシケント国立法科大学、これは司法省の傘下の大学ですが、ここで JICA の短期専門家として仕事をしました。そのときのことを少し御紹介したいと思います。

まずウズベキスタンでは、2001年11月12日の大統領の命令がありまして、この命令で「国家法制度及び裁判制度の自由化・民主化並びに法分野の学術研究、法務関係職員の養成、法文化、住民、特に若い住民の法意識の向上に関する課題を実現するため」と称しまして、評議会というものも設置されています。この評議会の指導の下で、現在、ウズベキスタンでは市民社会、民主的法治国家の形成と市場経済への移行を目指した統治の仕組みの改革、司法制度の改革及び基本的な法典作りという作業が進められようとしております。

私の配属機関であるタシケント国立法科大学は、この評議会の議長職を務めるルスタンバーエフ教授が学長に就いておりまして、評議会事務局も、実はこのタシケント国立法科大学に置かれていました。そういうこともありまして、こちらの方に配属され、仕事をしたというのが背景としてあります。

最初に、簡単にタシケント法科大学のお話をしておいた方がよいと思いますので、そちらの方の話をさせていただきます。タシケント法科大学は、実はかつて旧ソ連邦時代はタシケント国立大学という総合大学の法学部であったところですが、これが独立直前に分離しまして、教育省の傘下から司法省の傘下に移り、現在の単科大学として存在しています。したがいま

して、歴史という点では、このタシケント国立大学時代からの歴史を持っていて、中央アジアの地域では最も古い歴史と権威のある法学部です。ソ連崩壊後、現在もウズベキスタンだけではなく、この地域の新たに独立した諸国で活躍する法曹の相当な部分はこの法学部の出身者が占めています。それから、今日お話が出ているインドシナ諸国あるいはモンゴルといった国々の法曹に関しても、旧ソ連邦時代には多くの留学生を受け入れ、自分たちが教育をしたという、そういう自負を持っています。この点は、法学と法実務の歴史と伝統ということからすると、しばしば現在の改革にとってブレーキをかけているという面もあることは明らかです。しかし、いい悪いは別にしまして、既に長年にわたり慣れ親しんできた法律の制度が存在しています。それから、それを運用する法律関係の組織も存在しています。法曹人材も存在しています。それが現在もなお、ソ連崩壊後独立していますが、相当の力を持って現実に働いているという面があります。しかも、この国の法曹自身は、そういう旧ソ連邦時代からの歴史も含めて、制度、組織、人すべてを自らの誇りとして語っています。この点はまず所与の条件というか、仕事をするに際しての前提として業務を行う必要がありました。

次に、このウズベキスタンにおける幾つかのこの間の、といってもこの2年間ぐらいなのですが、日本の法整備支援の特徴についてお話をしようと思います。まず、JICAの法整備支援です。2年前の2000年の7月から幾つかのセミナーを実施しております。特に、2001年、法務省の法務総合研究所と名古屋大学から2名の講師を派遣し、司法改革に関するセミナーを行って以降、定期的にセミナー等をウズベキスタン、それから日本で実施するという状況にあります。どのようなことを行ったかについては私のレジュメ（本誌111ページから115ページ参照）に書いてあるので、御参照ください。その結果、ウズベキスタン側について見るならば、現在の法制度改革と司法改革を担い、かつ、その対象となっている国家機関をほぼ網羅した形で、法整備支援の活動が行われているという状況にあります。抜けているところとしては、現在、憲法裁判所が参加していないということぐらいでして、あとはすべて網羅しているのではないかと思います。日本側もこの間、ウズベキスタンにおける法整備に積極的にかかわってきましたJICA、法務総合研究所、それから私たち名古屋大学の三者が連携して取り組むものになりつつあります。

さらに、名古屋大学の関係の法整備も2年前から始まっていて、そこに書いてあるような学術交流協定の締結、JICAの留学生や文部省ルートでの留学生を始めとする留学生の受け入れ、現在、大学院のレベル、マスターコースですが、11名のウズベキスタンの留学生を受け入れています。全員男子で、サッカーチームの数と一緒に、休みの日にはサッカーをやっているというところもあります。さらに、2002年度名古屋大学の方からも18名の学生がウズベキスタンを訪問し、学生交流をするといった活動をしていますし、研究交流に関しても、シンポジウム等継続的な活動を始めています。特にアジア法整備支援に関する研究プロジェクトが始まって以降は、こういった研究分野における交流も増大しています。2002年2月におけるシンポ、9月におけるウズベキスタンのシンポ等です。ウズベキスタンの場合は、イスラム法であるとか、慣習法といったものが相当な力を持っていて、市民社会や民主的

治国家の形成あるいは市場経済移行を目指す法律を作り実際に運用しようとする時、こういう伝統との衝突又は調和といったものをどうするかが課題になります。とりわけ地域共同体であるマハリヤというのがあるわけですが、これの持っている役割は現在でも非常に強いものがありまして、そういうものを調査するといったようなことも始めています。

それから、少しだけ他のドナーの活動についてもお話ししようと思ったのですが、現在、1990年代、世界銀行、アジア開発銀行、TACIS、ABA、GTZ 等が援助しておりましたけれども、現在はいずれも終了したという状況にあります。ただ、今年度からドイツがまた法律データベースの支援を司法省で始めたり、新たに中国が司法省に対する支援を始め、2002年12月には二百数十台のコンピューターを中国政府が司法省に供与したといったようなことも始まっています。ただ、私がいたころは、そういったところは目立ったことをしておらず、目立っていたのは、民間のソロス財団といったようなところの活動が相当活発に行われていたというのが特徴です。とりわけデータベースの作成であるとか、あるいはソロスの主催する会議に在野の法律家などを呼んで自由な意見交換の場を作っていたりしたのが印象的でした。

最後に、私の活動としましては、民法の全面改正と新たに商法を作るといふことの支援が要請されまして、それに関するコンセプト作りを行いました。これも先ほどからヴィエトナム等の話にもありましたように、日本の民法等にはないような多元的な所有権であるとか、公法的な規律というものがたくさん入ってしまっていて、そういうものをどう整理するか、あるいは向こうの意向としては、そういうものを更に増やしていくような面もありまして、その辺りのところをどうしていくかが今後の課題になっています。さらに、向こうの学者の場合は、若い20代ぐらいでは英語を話す人はいますが、上の世代はすべてロシア語のため、日本の民法と商法のロシア語訳を作りました。日本民法に関してはほぼ下訳が終わりまして、先ほどからいろいろ議論されています専門用語の確定等を今から詰めなければならないという状況にあります。

それから、最後に、現在の状況としては、法整備の第1段階としての民法や商法の制定に向けた、たたき台のたたき台といったような作業をやってきたという状況にあります。コンセプトを一応作った、それから、民法や商法のロシア語訳の作成をやった、あるいはやりつつあるといった状況にあります。引き続き、そういう点では専門家等を派遣し、この活動を継続する必要があると考えております。それから、ウズベキスタンにおける日本の法整備支援、2年前に始まった新しい事業で、現在では、JICA を始め法総研、そして名古屋大学といったようなところがそれぞれの立場から協力しながらこの事業に取り組んでいます。さらに、2002年10月には日弁連の方々も初めて訪問されまして、日弁連の方でも何らかの活動をされるのではないかと期待しています。そういう状況ですので、短い期間、性格を異にする多様な機関、団体がようやく参加する段階に入ったというふうに考えます。したがって、これからこの国における日本の法整備支援を考える際には、政府関係機関、とりわけ JICA あるいは法総研、それから大学・日弁連といったような民間の連携・協力を図りながら、今まで以上に連絡を取り合って、それぞれの活動状況を把握しながら、協力を更に進めていく必要があると考えております。

少し時間をオーバーしましたが、これでウズベキスタンの現在の状況報告とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【山下】 どうもありがとうございました。続きましてインドネシアですが、インドネシアは私が若干報告いたします。他の専門家と違いまして、インドネシアに滞在したことはありません。2002年の1月になります。2週間 JICA の調査団として1回行きまして、さらにその半年前に JETRO の関係で会議に行った程度であります。インドネシアに何年も滞在された方がこの中にいらっしゃるかと思いますが、司法の目から、JICA の調査団として実施した目から話したいと思います。

インドネシアについては、情報収集段階であるというのがまず第1であります。第2として、インドネシアを語るときには必ず言われることが、司法における汚職問題であります。それが第2の問題であります。それから、調査して分かったことは、自分の勉強不足もありますけれども、インドネシアでは、他の支援機関がかなり先行しておりまして、日本はいわゆる箱物支援だけをやってきたという状況であると、こういう三つの特色があると思います。

日本とインドネシアは、経済関係では多分既にかかなりの交流があります。しかし、JICA が知的支援、法整備支援として始めようという気になったのは、2001年の9月に当方に話がありました。メガワティ大統領が日本に来るという話がインセンティブになったのかもしれませんが、また、2003年1月下旬に再度調査に行く予定になっております。

行って分かりましたことは、法制度だけ見ると、これは私がヴィエトナムをやっていて良かったと思いますが、インドネシアの人も周りの人もあまり気付かないのですが、ヴィエトナムの法制度と非常によく似ているのです。共産党がないだけです。共産党がないから、逆にいろんな意見の者が一番トップ、国民協議会というところにいるのですが、あまり統制がとれていないという印象です。それは特に開発独裁が終わった後の現在の状況下で言えることです。それが一つであります。それで、司法の独立とか、司法の透明性に問題があるということがセミナーや非公式会談でよく出てきます。2002年1月の時点で分かっていたことは一つでした。インドネシアでは、実は1999年に5年先を見て、つまり、2004年を見て、下級裁判所の管轄が司法省から最高裁判所に移すことに決めております。これは日本の過去の経緯と同じであります。しかし、セミナーあるいは対話をしておりますと、日本の憲法裁判所の経験を知りたいという質問がきます。それから日本の司法委員会という裁判官を任命する経験を聞きたい、こういうものがありまして、それはインドネシアにとって何か非常に問題になっているのかと聞き返しますと、いや、まだ議論を始めたばかりだという答えだったのですが、実際には2002年の8月に憲法改正が行われまして、憲法裁判所の設置もうたわれております。司法委員会の設置もうたわれております。つまり、現存の司法が信頼できないために、憲法判断に関する別の機関を設けましょう、裁判官の任命をちゃんとするために司法委員会を設けましょう、そういう宣言がなされただけで、実際には下の方は動いていないという状況であります。

この司法の汚職というのは、ほかのいろんな面に影を落としておりまして、支援機関の移り変わりもその反映だと思えます。支援機関自体は移り変わらないのですが、どういう支援

手法でやるかということで移り変わっております。といいますのは、最初のころは、国家機関である BAPPENAS (バペナス) という援助受入窓口機関があるのですが、ここを通して国家機関に直接支援していた。ところが、これはどうもうまくいかない。そうなりますと、今度は、確か大統領令で設置された国家法制委員会 (KHN) というのができたのです。1999年から2000年辺りですけれども、半官半民のようなものですが、そういうところを通して支援しようとしていた。それもどうもメガワティ大統領に代わってから少し状況が変わってきた。そうしますと、今はインドネシア統治改革パートナーシップという基金のようなもの、これはドナーが金を集めて、そこに各機関がプロジェクトを申し込んで、その申込者のプロジェクトは認めると言って金を出すわけです。つまり、民間であります。流れとしては、国家機関から半官半民、民間と流れている。これは要するに、国家機関、公務員が信用できないという背景がありまして、どうも金は民間の方、あるいはドナーの方で握るけれども、プロジェクト提案はあなたたちがしなさい、こういう流れになっている。それもやっぱり背景には同じようなことがあるのだと分かりました。

インドネシアの特色で、一つ言っておきたいのは、皆さん御存知ないかもしれませんが、実は日本の警察が支援に入っております。これは、インドネシアには警察から日本大使館にアタッシュェが行っております、その専門家として過去のアタッシュェの人が行って非常にすばらしい活動をしているという評判であります。送られた人も、日本で県警本部長を経験した非常に立派な方が送られております。あるモデル地区をつくりまして、そこで支援をしているということもあります。それを前提としますと、今後どういう支援ができるかということの参考になると思います。

相手と対話しておりますと、日本には行動規範というものがあるか、裁判官の倫理・規範があるかと、それはありませんと答えますね。陪審制はありますか、ありませんと。憲法裁判所はありますか、ありません。司法委員会はありますか、ありません。日本は何を支援するのですかとまでは言いませんけれども、いかにもそういう質問、全部答えていくとそうなるのですが、そこで、では、インドネシアに今ないものと同じだ、日本にも同じものはないと。なぜ日本の司法は信頼されていて、インドネシアの司法は信頼されていないのかということに行き着くわけです。結局、人の問題であるということです。すると、インドネシアの人が驚くわけです。ほかのドナーからこういうものを作れ、作れと言われている。日本はないのになぜうまくいっているのだ、こういうふうに聞かれるわけです。信じられないという反応があります。信じられないなら、英語版で出ている司法制度改革審の報告書を見てくれと答えることにしています。これはいつも研修で言っていることなのですが、司法に関するいろんな問題が、最高裁にも耳が痛いこと、弁護士会にも耳が痛いこと、検察庁にも耳が痛いことが指摘されていますが、corruption の“c”の字も出てないのだと。要するに、それは日本では問題にされていないのは間違いのないのだから信用してくれと説明するわけです。そういう対話があります。それに基づいて、じゃ、日本は何を支援できるのか。そんな行動規範を作ったところで、作るのは作っていいですけれども、確かこれはカンボディアでも問題になったと思うのですが、事件の配点方法からして裁判所の所長が全部握っている。そこ

に利権が生まれる。なぜ利権が生まれるかは日本の感覚ではよく分かりませんが、そういう事件配分の透明性あるいは事件の配分、陪席とか裁判所、もちろん向こうは全部合議体ですから、そういう配分はあまり問題にならないのかもしれませんが。もしそういう制度的なことを助言していけば、何とかなるのではないかというような気が私はしております。以上であります。

続きまして、ベトナムになるのですが、ベトナムは現在、現地でセミナーを開催しております、日本に来ることはできませんので、ビデオを作ってもらいました。11分ぐらいのビデオですので、それを御覧いただきたいと思っております。

(河津慎介長期専門家によるベトナム現地報告のビデオ上映)

【柳原】 こんにちは。本日はベトナムに派遣されております長期専門家を代表いたしまして、河津専門家からベトナムの法整備支援の現状と概要について御説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

【河津】 よろしくお願いたします。

【柳原】 それでは、河津さん、まず、ベトナムの法整備支援の現状について御説明をお願いいたします。現在、ベトナムの法整備支援はどのような段階になっておりますでしょうか。

【河津】 2003年の3月31日で、このフェーズ2が終わるという意味で、フェーズ2の最終段階、最終総仕上げの段階にあると思っております。

【柳原】 具体的には、どのような活動をしておりますでしょうか。

【河津】 具体的に言いますと、私たちのフェーズ2のプロジェクトは3本の柱があると思っております。まず1本目は個別立法支援です。これは、ベトナムのその時々々の個別立法のニーズに合わせて日本側が支援をしていくと、アドバイスをしていくという形です。それから、2番目は共同研究です。これは、3年間を通じて一つのものを作り上げるということで、具体的な活動としては、民法の改正共同研究が挙げられます。それから、3本目は、人材育成です。人材育成は、具体的に幅広い人材育成をしていくということがまず一つ挙げられるのですが、特に私たちのやっているのは、司法省の下にある法曹養成学校を中心にして、カリキュラムの作成支援やマニュアルの作成支援、そういうことをやっています。したがって、民商事法を中心としながらも、幅広い支援をしているということが特徴だと思います。

【柳原】 今、司法省という名前が挙がりましたが、カウンターパートとしては、どの機関がカウンターパートとなっているのでしょうか。

【河津】 立法を具体的に担当しているのは司法省になります。それ以外に、最高人民裁判所、それから、最高人民検察院が私たちのカウンターパートになっています。したがって、具体的に言うと、立法だけでなく、司法の分野も対象にしており、民商事法だけでなく、刑事分野も対象としているということが言えると思っております。

【柳原】 対する日本側の体制はどのようなふうになっておりますでしょうか。

【河津】 具体的に言いますと、国内支援委員会の方も法曹三者、すなわち法務省、最高

裁判所，日弁連が参加しており，あと名古屋大学等，大学の方も参加するという形で，非常に強固な国内支援体制を持っているということと，それから，現地側の方にも法曹三者すべてが長期専門家を派遣しているという意味で，非常に大きなプロジェクトだということが言えると思います。

【柳原】 一言で言いまして，ヴィエトナムの法整備支援の特徴と言いますと，どういった点を挙げるができるでしょうか。

【河津】 ヴィエトナムは非常に意識が高いということが言えると思います。具体的に言いますと，完全に各ドナーの言いなりになるとか，各ドナーの知識に依存するというのではなくて，あくまでも，支援は補助的に使うという考えです。したがって，ヴィエトナム側には，作り上げるものに対して，適切ないろいろな幅広い知識を得たいということが根幹にあるということが非常に大きな特徴だと思います。

【柳原】 河津専門家は，ヴィエトナムに来て3年近く経つと思うのですが，これまで現地で活動を行ってきて，有益な体験ですとか，経験としてどういったものがあるでしょうか。

【河津】 まず，一つ大きなものとして挙げられるのは，ヴィエトナムという国は，人と人とのつながりを非常に重視するという国です。したがって，私は既に3年間ここにいるわけですが，ヴィエトナムの方たちとの人的なつながりが出来てきたのです。これによって，私たちの活動は非常に広がってきたということは，一番有益な体験ではなかったかなと言えると思います。

【柳原】 人と人とのつながりを重視するということですが，当然，最初のころは，現地活動をする上で，多くの困難に遭遇したと思うのですが，これまで現地で活動されてきて，どういった苦労があったかという話をお聞かせ願えますでしょうか。

【河津】 第1に，特に最初のうち，人的つながりがなかった段階の話なのですが，ヴィエトナム側が持っている情報と私たちが持っている情報が必ずしも一致していなかったということが一つあります。というのは，例えば，この話というのは，大きく，ドナー側のコーディネーションという話にもつながっていくのですが，実際にヴィエトナム側がやってくれと言ったことが，違うドナーに対して同じことをやってくれというふうに言っているケースが昔はよくあったのです。しかしながら，ドナー側ではそれを知らずにやってしまった結果に，無用な重複が生じたということがありました。

それから，あと一つ，先ほど申し上げた，非常に良かったと思う体験と表裏一体の関係にあるのですが，ヴィエトナムという国，ヴィエトナムの人たちというのは非常に人的な関係というものを重視するのですが，逆に言うと，人的な関係を持ってして物事を何か先に進めていきたいというふうな過度とも言えるような人間的な関係に対する依存があるということが困難の一つの原因だと思います。

それから，話がまた戻ってしまうのですが，ドナーの関係なのですが，現在で言えば，若干，特に去年から行われているLNA（リーガル・ニーズ・アセスメント）という作業を通じて，ドナー側の情報共有が非常に進んできたという意味で，改善している方向にはあるのですが，今，法整備支援をやっているこの国におけるドナーというのは，10をは

るかに超えていますので、その中での情報共有、また、その中でいかにうまく住み分けていくかということが非常に問題になっているということがあります。

ついこの間、LNA というものを通じて、ジョイント・プロジェクト・フォーミュレーション・ミッション、新しいプロジェクトを作っていこうと、そういうミッションがあったのですけれども、実際にジョイント・フォーミュレーション・ミッション自体は必ずしもうまくいかなかったのです。それはなぜかという、ドナー側がみんな均一で、必ずしも強いドナーがないし、ベトナム側にも強い機関がなく、調整機能がうまく働かないのです。だから、結果的に、ドナー側がそれぞれ独立に情報共有だけをしていくという状況で、必ずしもドナー側全体、ベトナム側全体が一つの方向に向かって、調整をしながらやっていくという形にはなかなか得ない社会ではないかなと思います。

あと一つ、これは特にプロジェクトの1年目にあった話なのですけれども、現地側と国内側のコミュニケーション、やはりベトナムにいる人たちと日本にいる人たちというのはかなり遠いところにいるということもあって、コミュニケーションが必ずしもうまくいかなかった部分があったかなと思います。そういう意味では、ある種、コミュニケーションをうまくするような方策を確保した方がよかったのかなというのは、困難としてあったことでございます。

【柳原】 2003年の3月で、フェーズ2が終わるということですのでけれども、今後の方向性、どういうふうになっていますか。

【河津】 実際にリーガル・ニーズ・アセスメントの報告書でもあったのですけれども、ベトナム側のニーズは非常に高いものがあります。今後10年間で、司法改革をして、それから立法改革をしていくということを彼らは目標に掲げていて、そういう意味で言うと、ニーズは非常に高いのです。特に高い分野として、まず一つは、司法改革です。例えば、裁判制度を変えていくとか、そういうものが一つありますし、それから、あと、ベトナムはどうしても2006年に WTO の加盟を果たしたいと考えています。しかし、今までのベトナムの法体系では、どう考えても WTO に加盟できないので、それに対する、それに即した法体系を作っていきたいということのニーズがあります。この中で私たちは、先ほどフェーズ2が最終段階にあると申し上げましたけれども、では、フェーズ3をやるのか、やらないのか、やるとしたらどういうことをやるのか、これは一つの大きな問題になってくるのではないかと思います。やはりフェーズ2は非常にいろいろなことをやってきたのですけれども、いろいろなことをやってきただけに、では、一体一つの目標が何だったのか、一体何が私たちの努力の成果だったのか、それは必ずしも見えなかったかもしれません。例えば、個別の立法支援をやったときに、それがどういうふうに立法に反映されたのかということあまりよく分かっていなかったのです。そういうことが一つ、フェーズ2ではある種の反省点となり得るのかなと思っていて、逆に言うと、例えば、フェーズ3を作るのであれば、ある種、戦略をきちんと立てて、目に見える目的、成果をはっきりさせて、それでフェーズ3を作っていくのが一つの方向性としてはあり得るのだろうなと思っています。

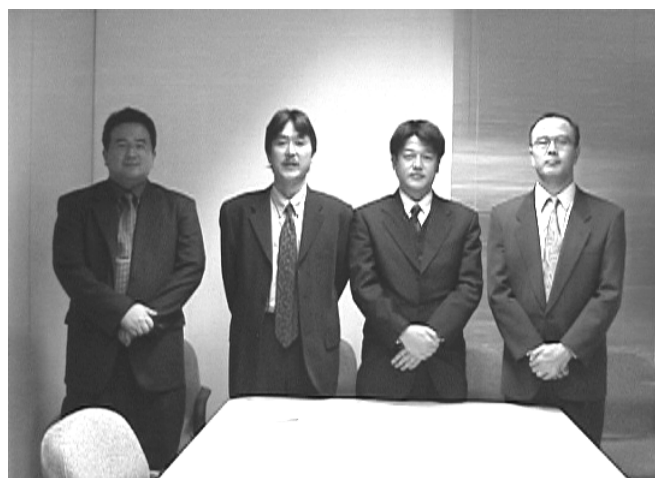
あと一つ、これは私が個人的に思っていて、実際にそうした方がよいのかなと思っています

のは、現地専門家が長くいることによって作られた人的な関係に基づいて活動していくとすると、例えば、その人が代わったときに、すべてがまたゼロからのスタートになってしまう。そういうふうな人的な関係に依存するような形ではなくて、あくまでも、プロジェクト体制の中で、人が代わってもプロジェクトはきちんと動いていく、そういうふうな形でやっていく必要があるのかなと思っています。

【柳原】 以上、現地専門家から御報告いたしました。

【山下】 どうもありがとうございました。

ベトナムには現在4名が行っております、一番左側の方が裁判官判事補の杉浦正樹さん、左から2番目が河津慎介さん、3番目が柳原克哉、当部から出向している検事です。4番目が大阪弁護士会から行っております弁護士の塚原千秋さんでございます。以上です。



それでは、予定の時間も押してまいりましたけれども、JICAのアジア第一部の次長をされております中野次長からODAを実施する側という目で若干お話しいただきたいと思っております。中野次長は、2002年1月、私と一緒にインドネシアに行きましたので、多分インドネシアの法律の事情も御存知だと思いますので、法整備の分野ではいろいろな側面を見つつ、ODA実施の問題を御存知かと思っております。よろしくお願ひいたします。

【中野】 御紹介いただきました中野でございます。今朝、お話しいただきました諸先生方、あるいは午後、現状報告をいただいた現地専門家の方々には、JICAから常に難題と申しますか、難しい状況の中で、知恵と工夫をいただき、相手国に対する支援をより実質的に意味のあるものにするために日ごろから御支援をいただいておりますので、重ねて、この場を借りて御礼を申し上げたいと思っております。今日お集まりの方々、私どもから申しますと、こうした法整備支援あるいは司法改革支援に向けて御関心をお持ちいただき、将来は、自分としても参画してみたいというお気持ちがお有りの方もいらっしゃると思っておりますので、そうした中では、皆様の御指摘あるいは御批判、あるいは御指導、御助言等も賜りながら、私ども、仕事を進めていきたいと思っております。

今朝、最後のところで、田中教官から御説明のありました現状のアンケートの分析と、そ

れに対する問題認識，対処方針あるいは解決策というのは，非常に網羅的に分析されておりまして，体系的に整理されておりますので，私ども，実施機関からあえて申し上げることはないのですけれども，多少重複するかもしれませんが，4点ほど，配付資料（本誌118ページ参照）の中に書いておきましたので，簡単に内容について付言したいと思います。

私ども，法整備支援は，他の途上国に対する開発支援と同様に移行期といえますか，大きな変化の時期にどのように対処するか，相手国が協力を必要としているときに，我々がどうした内容で力を差し伸べられるかということが中心になろうかと思っております。

戦略がない，あるいは方針がないと言われますが，大まかに申し上げますと，こうした移行期の国はそれぞれ移行する原因とか，背景とか，あるいは将来向かっていく方向については様々でございますが，日本が考えております，あるいは JICA が考えております考え方としては，例えば移行するときに，アメリカ型の方向に改善していこうとか，ヨーロッパ型にしたいとか，あるいはアジアの中心的な日本型のものも捨て切れない，日本型のもの長所を取り入れていきたいという意向がありまして，そうしたものにどうこたえるかというのが私どもの一つの使命になっていると思います。日本型にしたいというのは，よくお話があるように，明治維新の経験とか，戦後の急速な経済成長とかいうところが例に出されまして，お世辞の部分もあると思いますけれども，アジアで共通する価値観というところを強調される方も多くおられます。それから，もう一つの意義は，欧米勢が非常に強力な中で，バランスパワーといえますか，代替案を考える中で日本の経験を活用する支援を得たいということも開発途上国の意向かと思えます。

手探り，手作り，試行錯誤という言葉がございましたが，ようやく現在の段階では，経験を蓄積して，教訓を共有しながら計画的な支援を今後工夫していけるような状況になっているのではないかと考えております。私ども，相手国に対する支援を考えるときに，大まかに言って，4タイプがあると考えております。まだまだ経験が少ないところでは，大勢追随型とでもいうのでしょうか，人材育成が非常に重要だと言われれば，他の援助機関がやっておられるのと同じように，教育訓練を重視しながら進めていくという考え方もございます。それから，例えば，日本が欧米に対して代替案といえますか，アジアではこうしたものが通用する，あるいは有効であると考えられる場合には，違う考え方を示していくというアプローチも持ち合わせております。ですから，例えば，カンボディアの草案，法案の策定支援がフランスのやり方と違って，共同研究ということを重視してきましたのは，お互いに根付くようなものを協同して作り上げていくことが，回り道でも，現地語も活用しながらやることがかえって有効であるという，ある意味で代替案を示したということが言えると思います。あるいは，日本はニッチといえますか，非常に有効な部分について支援を展開しておりますので，日本の比較優位を活用しながら，どこに支援をすると一番有効なのかということも考えていきます。

今後おそらく，例えば，市場経済化が進み，過酷とも言えるような競争社会が生まれますと，そこにはどうしても弱者といえますか，被害を受ける方が出てきますので，そうした人たちに対して，どのようなセーフティーネットを供与していくかというような新しい分野の

法整備支援なり、あるいは日本型の支援が必要になってくる事態も考えられると思います。一つここで強調させていただきたいのは、日本の ODA に対する支援、先ほど各方面からお話がありましたが、ODA 予算を伸ばして、もっと海外に支援をする必要があるというようなところについては現在多少陰りが見えております。1990年代当初には、私はパリの OECD で援助政策の審査を担当しておりまして、当時は、日本が援助量では1位で、「自信の日本」、「模索の欧州」、「低迷のアメリカ」というような表現が当たっていたわけですが、現在ではそれが多少変化しております。アメリカは、安全保障ないしは2001年9月11日事件の後、あつたテロ行為が起こる背景を念頭にどのように国際支援を展開していくかというところで、新たな方向性を見極めておりますし、ヨーロッパでは、各国の社会民主主義政権が標榜する貧困削減、あるいは貧しい人たちの生活水準向上というところに新しい方向を見出して、ODA の支持基盤を強化しております。今、日本では、そうした ODA に対する支持基盤がソフトになっている、軟弱になっている実情がありますので、援助の効果をより実感できると思いますか、実践的に日本にどのような裨益が戻ってくるかという点も強調して、我々、案件を形成していく必要があると思います。これは卑近な言葉で言うと、「情けは人のためならず」といいますか、あるいは我々が途上国に支援することは将来に対する、我々に対する投資であるというところで共有化できるところがあるのではないかと思います。

3番目は、移行期、市場経済化、民主化あるいはより信頼できる政府の在り方というところに向けての知的支援は、法整備支援あるいは司法改革支援だけではありませんで、経済政策をどのように持っていくか、マクロ経済、政府の財政、金融、産業政策あるいは農業・農村分野の改革について、同じようにインドシナの移行期の国に対して支援をしております。インドネシアについても司法改革支援と経済改革支援を新たに始めました。そうした意味では、両者に共通性があるということが言えようと思います。それから、そうした国には、人材育成センターということで、幅広くビジネスの分野を担う人たち、あるいは日本語の教育、あるいは文化交流、あるいは研究協力という分野で、その国に開かれた日本の窓口として機能する「日本センター」というものを設置しております。

最後に、「三位一体」という言葉が日本は好きで、1980年代、1990年代、日本の ODA が成功したのは、三位一体の要素があったと言われております。それは、ODA で、道路、港湾、通信網あるいは電気などのインフラを整備して、それに対して日本の企業が海外直接投資で現地生産に乗り出して行って、生産されたものが日本ないしは欧米あるいはアメリカに輸出されて、その国の経済成長の基盤が出来、飛躍的に進歩したという経緯・歴史がございます。ただ、経済だけではなくて、もう少し社会の仕組みを変えていくということになりますと、そこに書きましたように、ソフトウェア、ハードウェア、あるいはそれを使い切る人間の育成に焦点を当てて支援していくことが必要ではないかと考えます。そうした中では、先ほど御紹介がありましたが、現地の研究者の方とか、現地の専門家、あるいは近隣国の専門家という方々も活用しながら、有効で比較的实现性の高い案件について、今後とも支援を展開してまいりたいと考えておりますので、今日、この場を借りまして、問題提起を差し上げて、皆様方の御意見、御指摘あるいは御批判等も賜れば有り難いと思います。

【山下】 どうもありがとうございました。それでは、質疑応答に入りたいのですが、竹下先生が午後3時までですので、まず、竹下先生に対する質問を優先したいと思います。質問票が出されておりまして、初めに、早稲田大学法学部比較法研究所の戒能通厚教授から出されております。カンボディアの法整備支援の場合に、訴訟法の基本構造について、カンボディア側とどのようなすり合わせがあったか、これがまず第1点目の質問です。それから、先ほどの話では、カンボディアが現状を変革しようという観点から、一定の構造を持ったシステムを導入するということになると思うけれども、この方法は、法整備支援における戦略と考えられると思うが、そういう法の支配を受容しようとする国であるかどうか、そういう基準は戦略の内容に含まれるのでしょうか。これが第2点目です。3点目として、訴訟法と実体法の関連について配慮したことが何かありましたら、お聞きしたい、こういう内容だと思いますが、もし違いましたら訂正してください。よろしいでしょうか。では、竹下先生、お願いいたします。

【竹下】 御質問ありがとうございました。それでは、まず第1点でございますが、カンボディア側と訴訟法の基本構造についてどのようなすり合わせがあったのかということでございますが、午前中の報告でも若干触れましたけれども、例えば、陪審制、参審制というような国民の司法参加制度を取り入れるのか、入れないのか、それからまた、第一審の裁判所を合議体で構成するのか、あるいは単独制でやるのかというような問題。その他、午前中に挙げたようなことについてすり合わせをやりました。具体的に合意に達するまでに時間のなかった問題の例として二つばかり挙げたいと思います。第1は、カンボディアでは、現在は、「調査手続」と翻訳している手続があり、民事事件であっても、刑事事件の予審のように、裁判官が一方の当事者だけからまず該当事件の事情を聞き、次に他方の当事者から事情を聞くという手続があります。それは、一般公開という意味で非公開であるのみならず、当事者公開という意味での対審的な構造もとっていない手続であります。

カンボディアの人たちは、裁判官が直接当事者からいろいろ聞き、尋問をするというようなことが、カンボディアの従来の訴訟に対する観念からすれば、不可欠だと言われる。しかし、それは、どう考えても、我々が考えている近代的な法治国家の訴訟制度としてはおかしいのではないかと。相手方当事者を立ち合わせずに、一方の当事者からだけ資料を得て、それがそのまま判決の材料になるということは、近代国家では認めがたいことだということで、いろいろ折衝しまして、最終的には、日本の新しい民事訴訟法でも認めている弁論準備手続のように、相手方の立合いを認め対審構造だけは維持するが、傍聴人を入れないという意味の非公開の手続とする。しかし、そこで行うことは、争点整理に限られることにしました。それから、もう一つ例を挙げますと、「法の定める裁判官」の原則を採用するか否かの問題があります。カンボディアでは、これまで、ある事件が裁判所に訴えられると、どの裁判官がそれを担当するかは、裁判所長が決めるということになっているのです。これが、いわゆるコラプションの弊害につながりやすいのです。ところが、フランス革命以来の近代司法制度の大原則として、「法律に定める裁判官」による裁判を受ける権利の保障という原則があります。日本では明治憲法24条に定められていた原則でございますけれども、それは、どの事件をど

の裁判官が担当するかは、あらかじめ定めたルールに従って決めるべきだという原則です。裁判所長が裁量で、この事件はあの裁判官にやらせてやろう、これは自分がやるというようなことをすることは、恣意が入る余地があって好ましくないというので、改めることにしようとして提案しましたところ、向こう側もその意味を了解して、そういう原則を入れることにいたしました。例えば、そういうようなことでございます。

それから、2番目の御質問に対するお答え、必ずしもこれは御質問に対する直接の答えになっているかどうか分かりませんが、私が午前中に、現在我々が考える法整備支援は、法の支配の妥当する民主国家体制を作るための法整備を支援する、あるいはその国自身がそういう意志を持っていることが前提になるということを示しましたが、これは、ある程度、長期的な視点も入れたことであります。ですから、当面は、市場経済を確立することが重要で、それができなければ、その国の国民の生活それ自体が維持できない。したがって、外資を呼び込むためにも、そういう意味での市場経済を確立するために必要な法整備をしたいと考えている。しかし、それは必ずしも民主的法治国家の原理を確立することと直接結び付くものではないというような場合でも、長期的に見れば、市場経済が導入されて、次第に民主的法治国家体制に移行する方向に行くのであれば、午前中の私の発言は、そういう場合に、法整備支援をすることを拒否すべきだという意味ではありません。

それから、3番目の、訴訟法と実体法との関連ですが、これはなかなか難しい問題であったわけです。同じ日本で起草支援をしているのですけれども、民法と民事訴訟法とを同時並行的にやっているものですから、その間で、常に意見交換をしながら、作業を進めるということは、実際問題としては相当難しいわけです。この問題が、最も直接出てまいりますのは、判決手続の場面よりも強制執行の場面、とりわけ、不動産に対する強制執行とか、担保権実行の場面です。御承知のように、ヨーロッパ諸国でも、不動産に関する権利というものは非常に多様です。したがって、民法の方で不動産法をどう規律するか。一番簡単な例を挙げれば、土地と建物を一つの不動産として考えるのか、別個の不動産として考えるのかということによって、強制執行の仕方は違ってまいりますし、担保権としていかなる権利が認められるのかが決まらなければ、担保権実行の手続を定めようもありませんので、この点は、民法の方の御協力をいただきました。民法作業部会での原案をこちらに見せていただくのは当然で、それは前からやっていることですから、そのときは特に必要だということで、民法部会の方から4人の委員に我々の作業部会に出席していただいて、こちらからいろいろ質問をして、答えていただき、こちらからも、注文を付けて、民法の方を直していただいたところもあります。そういう形で調整をいたしました。

【山下】 追加質問もあるかもしれませんが、もう1問出されていますので紹介いたします。立命館の鈴木康二さんからですが、鈴木先生は以前、国際協力銀行にいらっしゃった方です。質問は一つであります。市民社会化＝市場経済化ではない国があり、こういう体制移行国の法整備支援では、民法、民訴法を立法しても、商取引の準拠法にも紛争処理法にもなっていないという問題があると考えており、例えば、ウズベキスタンとヴィエトナムは、私人間の取引と商取引を分けて立法する方針である。カンボディアでは、こういう問

題はなかったのでしょうかということですが、私なりにこの背景を説明しますと、社会主義国では、民事法と経済契約法を分けて、私人間の取引は民法、商取引は経済契約法、あるいは商事法は経済裁判所というのがあります。つまり、一般法、特別法の関係ではなくて、並列にあるので、民法、民訴法をカンボディアで起草したところで、実際の商活動には使えないのではないかという前提があります。

【竹下】 実体法に関する部分は民法の問題なので、私どもの方で一般の民事取引法あるいは民事契約法以外に、商事契約法というようなものを想定して何かするというわけにはまいません。ただ、共通の問題としては、裁判所構成法というものは、カンボディアの場合には、フランスの植民地であったという歴史的な事情から、フランス法の考え方が強く反映されておりまして、商事裁判所あるいは労働裁判所というようなものが予定されておりました。しかし、カンボディア側との了解では、そういう裁判所、これはまだ現実にはできていないわけですが、仮に将来できたとしても、原則的には、我々が今作る民事訴訟法が適用になる。ただ、これらの裁判所では、扱う事件の特性に応じて、手続も一般民事訴訟手続とは違ったものとする必要のある場合もあり得るわけでありまして。そこで、もし将来、商事裁判所が出来て、商事事件に固有の訴訟法を作る必要があるということになれば、我々としては、それを否定しないという考え方でやっておりました。しかし、私どもとしては、今回作った民事訴訟法が、カンボディアの経済的発展と直接かかわりのあるような紛争事件には適用にならないことになるというようなことは考えておりませんし、先方もそういうつもりでいると思います。ちなみに、カンボディア民事訴訟法案第1条では、「民事訴訟に関する手続は他の法律に特別の定めがある場合のほか、この法律の定めるところによらなければならない。」とあります。したがって、今申しましたように、特別裁判所で民事訴訟法の特別法として、部分的にそれを修正するような訴訟手続法が出来るということを全く否定しているわけではないと申し上げておきたいと思っております。

【山下】 ありがとうございます。これは、ヴィエトナムやカンボディア、両方携わった先生もここに大勢いらっしゃいますので、もし必要があれば、また第二部の方でお願いしたいと思います。それでは、パネリストの方への質問を、もしございましたら、フロアからいただきたいと思っております。なければ私が質問いたします。多分、坂野専門家が一番長い経験があります。トップバッターで、私の司会も早口であったために、早口になってしまって、十分言い尽くせなかったと思っておりますが、先ほど ICD NEWS に自分の経験を載せるということがありましたけれども、1点、皆さんにこういう苦勞をしたのだというものを御紹介していただければと思っております。例えば、用語確定の際に、旧民法までさかのぼったとか、そういう話を以前伺ったようなことがありますので、その苦勞話がもしありましたらお願いいたします。

【坂野】 訳語と申しますか、クメール語の法律用語を確定していく作業というのは、もちろん私自身一人でできる作業ではありません。カンボディア側の担当者と共同でやっていく作業なのですけれども、具体的な形としましては、起草された条文案をクメール語に訳したものをカンボディア側の担当者と逐条で検討していく際に、用語についても検討するとい

う作業を行いました。日本語では、法律の概念として定着している用語であっても、クメール語ではそれに当たる概念、用語がない場合があります。これはクメール語だけではないと思いますが、ある言語から他の言語に言葉を置き換える際に、どうしても訳しきれない、あるいは特定の言葉で表しきれないという場合がありますので、そういった際の対処方法が、大きく分けて幾つかあります。まずは、造語するというのが一番ドラスティックな方法なのですが、これはなるべく避けたい方法です。特にクメール語は日本語のように漢字という表意文字を使って概念を表すことができない言語ですので、一覧性がないという意味でも、造語は避けました。それ以外に使った方法としては、今、山下教官からも御紹介がありましたように、1975年まで使われていた旧民法や旧民事訴訟法の中で使われている言葉をもう一度復活させるという方法、それから、少し長くなってしまうのですが、説明的にするという方法、もう一つは、日常的に使われているごく普通の言葉に法律的な特別な意味合いを当てはめるという方法が、訳しきれない単語を表すときに対処した主な方法です。

【山下】　カンボディア人も知らなかったような文献を探し出したというような話があったように思いますが。

【坂野】　カンボディア自体は、先ほど1975年にすべての法律が廃止されたと申し上げましたが、廃止するだけでなく、いわゆる焚書坑儒のようなことを行ったために紙になっている文献がほとんど焼かれてしまったという歴史がありますので、残されたわずかな資料を、例えば、国立の書庫から探し出したり、あるいはそれをたまたま持っている人を捜し当てて、片っ端からコピーをさせていただいて、プロジェクトオフィスの方に資料としてそろえました。プロジェクトを始める前にこの作業を半年ぐらい行いました。

【山下】　ありがとうございます。次に、ラオスの専門家に聞きたいのですが、法曹人材が少ない、あるいは主体性がないということになると、例えば、日本が支援する、あるいは他機関でもいいのですが、何を要請してよいかわからない。要するに、自己認識能力が欠如している場合があると思います。かと言って、現在、よくドナーから言われるような先進的な法律を作ってほしいとか、あるいはラオス独自のものを作ってほしいとかいう要請も出てくると思うのですが、つまり、その要請内容に疑義があるのではないか。あるいは日本が考えると、ラオスの人たちにはもっと違うことが必要なのではないかというようなことがあると思うのですが、そういうギャップを具体的に感じたことがあるかどうか。あったとして、どう対処したか、あるいは対処しようと思っているかをお聞かせ願えればと思います。

【工藤】　どこの国でも、多分同じだと思いますが、目新しい法律は好きです。ですから、既存する法律にある問題点を改正して問題をなくすより、それをとりあえず放っておいて、新しい知的財産権法ですとか、格好いい法律をやりたいということはよくあります。そういう場合に、どういう方法で示唆をしているかと言うと、では、今、知的財産権法ではなくて、どんな問題があるのだと言うと、ラオスの生活からは、問題点としては把握しにくく、まあ、ほかの国が作れと、WTO に加盟する際には必要だから作るのだという頭もありますけれども、現実はどういう点で困っているかということをお聞かせ願えればと思います。

今、何が問題かというところまでさかのぼって質問していくと、こちらが考えている基礎科目というか、基本法の方に注意が向いていくということが何回かありました。

【山下】 要するに、十分な対話、あるいはじっくり話すということが必要だということだと思うのですが、ベトナムと違うのは、多分国民性の違いもあると思いますが、現地セミナーでテストをしているという話があるのですが、この評判はどのようなのでしょうか。

【工藤】 おおむね好評だと考えています。なぜかと言うと、現地セミナーで優秀者になり、本邦研修の参加に応募すれば、優先的に採用を考えるわけですし、競争意識も芽生えていることもあります。カンニングがあったと言って怒っている人もいるぐらいですので、テストに対してそれほど反発している様子もありません。あと、テストは、講義の前と後に行っておりまして、講義の効果を測るために、最初のテストにおいては、奇数番号の人はテストA、偶数はBとやって、最後では、逆のテストを受けさせるなどの方法で、効果を測定しやすくしております。また、最初にテストで分からなかったところというのは、講義でも注意が向いて議論が活発になって、ここが分からなかったけど、分かるようになったという効果が実感できるためではないかと思えます。

【山下】 次に、市橋教授に伺いたいのですが、ウズベク特有の伝統ですかね。伝統法といいますと、日本の明治時代を考えても、それ以前のを生かしながらできるかと言うと、近代化するには、そういうものは、まず違うのだという前提があって、なかなか使えないということがあると思いますが、その辺り、ウズベクではどういう状況なのか、説明いただければと思います。

【市橋】 非常に難しいところだと私も思っています。それで、つい最近、マハリヤの調査に行きまして、そこで分かったことは、マハリヤという、これは日本で言うと、市町村よりは小さいですが、現在では町内会、自治会ではない基礎自治体になっているところなのですが、自然村だったものが独立後、行政村になっているというようなところなんです。ここに調停委員会というものがあまして、これが近隣紛争であるとか、あるいは家族内の紛争等々の解決を基本的に担っています。したがって、そういった市民法的なレベルでの紛争は、実際にはほとんど裁判所に行かないです。民事的な表の規律はもちろんあるのですが、それを使う前に調停委員会等で、これが何か独自の地方の掟があって、日本の条例のように規律がきちんとあってという世界でもなくて、全く伝統的というか、文書にもなっていないけれども、倫理的な規律でもって解決をしています。

例えば、高い建物を隣の人が建てようとしていると、ウズベク人にとっては、庭は非常に大事なもので、光が当たらないので、それを削れといったようなことをマハリヤが言うと、それに従うとか、全然親の面倒を見ていなかった人が、親が死んだから突然帰ってきて、この土地は自分の土地だなどと言うと、マハリヤが出て来て、隣の人のものだと言って解決するとか、家族内でけんかが絶えないと、家の中の主人は男であるという精神に立って我慢しろというふうに解決したとか、そういう話が次々に出てくるという実情があります。ただ、様々な土地利用などに関して非常に強い権限を持っていますから、日本で問題になるような迷惑施設等の建設などに関しても、マハリヤの同意がない限りはできないとか、そういう面もあ

りますし、それから、福祉関係で互助的なことをやっているとか、治安の維持に当たっているとか、様々なことをやっています。したがって、非常に古いものと市場経済の、先ほどセーフティーネットの話がありましたが、そういう矛盾を解決していく面と、そこに何かアンバランスの状況で現に存在し、非常に強い力を持っているという状況がありますので、これから実際に様々な立法をしていく際に、こういうものをまずどう考えるのかということからやっていかなければならないということをもすます強く思っているというのが実情です。

【山下】 ありがとうございます。時間が来ましたので、ここで第一部を終了したいと思いますが、また第二部のところでいろいろな質問もできるかと思えます。2000年1月に、第1回法整備支援連絡会を始めたときには、いろいろな関係機関が発表しただけだと私は聞いておりますが、4回目になって、現地専門家からの報告が聞けるというのは、それだけ経験が積まれたということの意味していると思えますので、こういう経験の共有ができたということだけでも非常に意義があったセッションだと思っています。御清聴ありがとうございました。

(休 憩)

～ @閑話 ～

～ @閑話 ～

ユベントス in ヴィエトナム

最近の日本ではサッカーの人気が出てきたとはいえ、まだまだ野球の方が優勢です。しかし、ヴィエトナムではサッカーの人气が圧倒的。ヴィエトナムでも JICA チームとヴィエトナム司法省チームでサッカーの親善試合をしているくらいです。

そのサッカーの世界でユベントスといえば、セリエ A の有名なチームですが、このユベントスの名称は、ヴィエトナムの隠語として被告人、犯罪者、受刑者を指すことがあります。その理由は、ヴィエトナムの被告人や受刑者の衣服（要するに昔で言う囚人服）は、白黒の縦縞模様（横縞ではない）となっており、ユベントスのユニフォームと同じ、いや似ているからだという（もともと、サッカーのユベントスの方が幅広模様である）。

ということは、「彼はユベントスだ」とか「ユベントスに入った」などと言っても、サッカーか被告人か、文脈により意味が異なることがあるのでしょうか？？？

パネルディスカッション 第二部

「法整備支援の新たな展開—その理想像と戦略」

【山下】 それでは、第二部を始めたいと思います。引き続き私が進行役を務めさせていただきますが、この第二部の題名はかなり大上段に振りかぶっております。「法整備支援の新たな展開—その理想像と戦略」と、この題名にふさわしい内容になるかどうかは定かではありませんが、まず私の方から、先ほど午前中に JICA の理事から戦略研究会なるものを立ち上げたという話がありましたので、そこで議論した内容を紹介します。その前にパネリストの方に自己紹介していただきたいと思っています。名前と肩書だけでなく、法整備支援ではどんな経験があるかも言っていただければと思います。では、矢吹先生からよろしくお願いたします。



【矢吹】 日本弁護士連合会からまいりました矢吹でございます。日弁連では国際交流委員会の副委員長を務めさせていただいております。それと、法整備支援の面ではカンボディア、ヴィエトナムの国内支援委員会の委員を務めさせていただくと同時に、他のインドネシア、ラオス、ウズベキスタンといった国へのプロジェクトにも関係させていただいております。95年から始めましたので、はや7、8年経っております。

日弁連の活動を若干御説明しますと、司法支援の活動では大変優位な地位にあるのではないかと思います。特に開発途上国の市場経済化を志向している国においては、弁護士の地位が非常に低いところが多うございまして、そこに対する支援強化というものが法の支配の実現のためには不可欠であり、ここに集中して法整備支援をできるのは日弁連ないしはその他の弁護士の個人、団体が一番適切であると思っておりますので、その点がまず1点あります。具体的に言いますと、カンボディアで JICA の開発パートナーシップ事業の枠組みでカンボディアの弁護士養成校を今年から立ち上げ、その運営、カリキュラム作り、チュータリング等を行っております。

2点目でございますけれども、これも一つ目と関係しますが、日弁連は日本で法律扶助等の活動を地道にやっておりますが、この法支配の実現のためには、貧困層の裁判所へのアクセスということもそれぞれの対象国では重要な点でございます。こういった日弁連が日ごろ日本でやっている活動を参考にして、そういった対象国でも実施することができるという点があります。具体的には、カンボディアのプロジェクトの中でリーガル・クリニックというものを立ち上げまして、他の法律扶助団体と協力して、貧困層に対する法的サービスの供与ということに対して助言を始めております。

もう一つ付け加えますと、日弁連は会社でも法務省のような官庁でもございまして、言わば組織があつてないようなものでございます。したがって、人も潤沢にいればいると、言

い換えますと、専門家ををお願いする環境をつくれれば、いろんな方に参加していただくことができるということであります。具体的に人材バンクを作りまして、既に100名以上の方が登録され、カンボディアの弁護士会プロジェクトでも既に20名、30名の方が参加しています。また、2003年から、経済産業省から委託を受けた CLMV 国に対する IT 調査、これにつきましても IT 関係の専門家を募ったところ、1、2週間で20名ほどが応募してきたという環境にあります。これは私どもにとっては非常に有り難い人材バンクになっているということであります。以上、簡単ですが、報告します。

【山下】 では、次に、鮎京教授、よろしくお願いいたします。

【鮎京】 名古屋大学の鮎京と申します。私も矢吹先生同様に、1996年、ヴェトナムの法整備支援が始まったときから JICA の国内支援委員会の委員として今日までやってまいりました。そして同時に、実は1年ほど前に、このアジア法整備支援という問題について、日本の文部科学省が科学研究費を出して研究をなささいという決定をしてくれまして、現在ではこのプロジェクトの責任者をやっております。後に発言させていただきましても、そういう意味で今日は主として、そうした二つの経験に基づいて、その過程で様々な感じたことについてお話をさせていただきたいと思っております。2002年は、先ほど市橋教授が言われましたように、ウズベキスタンにおける伝統法についての国際シンポジウムに参加したり、あるいはこの2002年12月にヴェトナムで郷約という村の掟についてのシンポジウムを行ったりしてまいりました。よろしくお願いいたします。

【山下】 ありがとうございます。引き続きまして新美先生よろしくお願いいたします。

【新美】 明治大学の新美と申します。鮎京さんと同じように、ヴェトナムの国内支援委員会の委員をしております。また、カンボディアの民法作業部会、ヴェトナムの民法改正共同研究のメンバーでもあります。ヴェトナムに関しましては、国内支援委員会の委員であると同時に、1997年にワークショップの短期専門家として、登記法と供託法の講義をしたのが実質的なかわり合いであります。また、カンボディアにつきましては、基礎作業の第1回目のワークショップでプノンペンを訪れたということで、ある意味ではヴェトナムとカンボディアに対する民法改正ないしは民法の起草に関しましては、最も初期のころから関係をしております。その立場から、今日はいろんな経験を話させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【山下】 ありがとうございます。続きまして作本さん、よろしくお願いいたします。

【作本】 日本貿易振興会アジア経済研究所 (JETRO) の作本と申します。私どもの研究所は、途上国の政治・経済・社会を主に研究している研究所であります。規模としましては250人ほどおりますので、かなり大きい研究所だということができるかと思うのですが、私どもが代々引き継いでおります考え方というか、立場は現地主義でございまして、途上国は全部入るのですが、アジアの人と同じ目線で物を考えるという現地主義の立場に立っております。私どもアジア法グループというのは研究所で5名ほどしかいないのですけれども、アジア法という研究チームを現在作っております。私自身はインドネシアを担当しております。

現在、JETRO、つまり日本貿易振興会全体ですが、そちらの方で経済産業省の支援を受け

まして幾つかの活動を行っております。例えば、通称、法制度研究会を隔月程度で行っております。あるいは最近、JETROの本部の中に経済法制度課という新しい課、これは法制支援を念頭に置いた課だと思いますけれども、そういうものが新設されています。あと、ジャカルタにおきましてAPECの会議を開催して、その場で法整備支援の重要性を訴えていきたいということがあります。私どもの研究所では、どちらかという地味な基礎的な調査研究ということになるのですけれども、2000年前後におきましてインドネシア、タイ及び中国に関しまして、それぞれ競争法、消費者保護法あるいは会社法という分野で法整備支援の作業を行わせていただいたことがあります。私どもは現在、経常的なアジア法研究といたしまして、予算面は経済協力と法制度ということなのですが、プロジェクトを行ってきております。具体的には、アジア諸国というか、主要国の司法制度、ADR、あと開発の法という視点から経済社会関係の法分野と、現在アジア諸国で関心が持たれております民主化、つまり、これまでの権威主義体制が崩壊していった、民主化をどうやって法律によって植え付けたのか、あるいは支援するのかという法の役割、そういうものを調査しております。併せて海外との共同研究あるいはワークショップ等を開催して、これまで調査を行っております。

私はインドネシアということで範囲が限られていますが、その立場から発言していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【山下】 第一部のパネリストでもありました中野次長、お願いいたします。

【中野】 JICAの方では、最近、国別アプローチといいまして、国の発展段階というのはそれぞれ違うので、個別にきめ細かく、それぞれの国の状況に応じて対応していかなければならないという考え方がJICAの中でもODAの中でも一般的になっております。そうした目的から四つの地域部がJICAに出来ましてから3年ほど経ちます。アジア第一部というのは、日本のODAの大手の受取手であるASEANの10か国と東ティモールを担当しております。JICAの中で、60パーセント弱のシェアということですので、まだまだアジア重視あるいはASEAN重視という観点がございます。その中でも、CLMVという言葉が出ました。これは、カンボディア、ラオス、ミャンマー、ヴィエトナムの略ですけれども、シニアASEANの、例えば、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシアあるいはフィリピンが経済開発についてはうまくテイクオフしまして、次にジュニアASEANあるいは後発組が今移行期にあるわけです。こうした国はまだまだLLDCないしは低所得国で、一人当たりのGNPも500ドルを切るようなところがございますので、支援を強化していこうということで、アジア第一部の中でもインドシナのタイを除くCLMVに対する支援が増えております。

ただ、まだまだ日本の支援は、皆さん御承知のように物的施設でありますとか、道路あるいは発電等のインフラ整備が中心であります。これらCLMVの国における2国間支援では、いずれも日本がトップドナーで一番大きな支援をしておるところでございます。そうした意味では全体の支援がうまくいくようにということで、先ほど申し上げた経済政策支援も日本センターも法整備支援もという重点国の位置付けをしております。こうした法整備支援あるいは知的支援というのは、まだまだインフラに比してメインストリームにはなっていませんが、全体の環境を整えて、総合的にうまく相手国の開発の面倒を見ていくといいですか、助

言をしていく、あるいは側面的に協力をしていくという点では非常に重要です。新しい潮流として、従来のハードなものに対して、こうしたソフトなもの協力の重視しながら進めているという状況がございます。

私自身は国際協力分野で30年近く仕事をしてしておりますが、つい2、3年前までは名古屋大学の国際開発研究科ですとか、あるいは東大の国際協力学科というところで研究者ないしは出前の先生のような仕事をしておりました。その恩返しではないですけども、現地にも行って難しい問題に対処できればと、アジア第一部では知的支援に2年近く取り組んでおりますので、先ほども申し上げましたが、皆さんの積極的な御参加を得てこうした重要な仕事をうまく進めていきたいと思っておりますので、引き続き御意見、御支援等をよろしく申し上げます。

【山下】 どうもありがとうございました。それでは、まず私の方から、このパネルディスカッションを進めるに当たって全体の情報を皆さんにお伝えしたいということで、5分ないし10分、できるだけ5分で簡単に説明いたします。

実は先ほど話しましたが、法整備支援の戦略をそろそろ考えなければならないという提言がありまして、JICAで、これまで法整備支援に主に携わってきた人たちの英知を集めよう、そこで議論しようということになりまして、これが2002年8月から始まったわけでありまして、目的は、要するに知的支援を手探りで始めていったけれども、対象国も広がり、要請も多くなる、しかし、一方でどういう分野でやったらいいのか、日本の人材もそんなに多くない、それから、法整備支援を始めると一体どこが終わりなのか、そういう将来を見越してやらなければならないのではないか、そういうことを議論しようという目的で始まりました。現在まで4回開いているのですけれども、メンバーとしてはこれまで携わってきた方ですので、森嶋教授であるとか、鮎京教授であるとか、四本先生という名古屋の方の先生もいらっしゃいますし、それから日弁連の矢吹弁護士、ほかにも財団法人国際民商事法センターなどいろいろな方の出席を得て議論してきております。

そこで何を議論するかといいますと、手法としてはこれまでやってきたことをまず振り返る必要があるだろうと、大分古い言葉であります。総括する必要があるということで、それぞれの機関がいろいろなことをJICAの下、あるいはJICAの外でやっておられますので、そういうことはどういう意義があったか、どういう問題点があったかということの作業を行いました。もちろん、それはヴェトナムであり、カンボディアであり、あるいはラオスであり、それ以外の最近始まったインドネシアであり、ウズベキスタンであります。こういう経験の中に今後何か役立つものがあるかということも議論してきたわけでありまして、ここで大体浮かび上がってきたのは、最近いろんな報道がなされていると思っておりますけれども、カンボディアの成果というのが一つの教訓になるということが言えます。法律の草案を作るということで目標が非常に明確であり、それから、草案を作るのに相手方の起草作業メンバーが固定しており、対象者が限定されていて同じメンバー、少々の入れ替わりはありますけれども、これをターゲットに置いて4年間かけてじっくり対話して、仕上げていっているのです。それはカンボディアに限らず、ヴェトナムではまだ草案という形のものが出ておりませんが、ヴェトナムでも、フェーズ2という言葉を使っておりますけれども、民法改正共同研

究というものがあります。これは日本側の学者の先生を中心に、それから相手は司法省の起草部会が中心となっています。2000年8月から実働しておりまして、継続的な対話をずっと繰り返しております。やはり1回行っただけでは分からないわけで、何度もそういう対話を続けていきますと、市場社会の前提となる民法はどうあるべきなのか、取引の安全をどうすべきなのかということがだんだん分かってくる。そういう状況が見えてきました。

一方で問題は何かと言いますと、そういう継続的なものではないところに若干の問題が出てきているのです。これは特に研修運営に携わっている私どもにとりましてはよく分かるのですけれども、例えば、日本で研修をやりますと、特定のテーマを設定します。そこにヴェトナムの人が来ます。あるいはほかの国の人 comes。次回はまた別なテーマを設定します。また違う人が来ます。要するに単発の繰り返しになっているのです。現地セミナーもそうであります。現地セミナーの出席者の中には毎回出られる方はいますけれども、少し消極評価の言い方で言えば、やりっ放しのところがあるのです。もちろん記録は取っておりますけれども、なかなか成果が見えない。そういう対照的な面が出てきたわけです。もちろん日本に来ることによって非常に役に立ったという声はあります。そうやっている中でだんだんODAの環境が厳しくなってきました、先ほどラオスの方から報告がありましたけれども、環境の厳しさとは別に、研修などももう少しインセンティブがあるような形にした方がよいのではないかと、ラオスでは相手が応じるのでテストしてみたり、いろんな工夫をして少しでも継続性を持たせようということが出てきました。そういう試行錯誤がありまして、結局、やり方にそろそろ日本としてのスタンスを持つべきであろうということが出ています。

今後どうあるべきかということで戦略ということになるのですが、私は2000年9月の第2回では戦略という言葉は嫌い、基本方針でいいのではないかと、言ったのですけれども、便利なものですから、戦略という言葉で言いますが、そもそも日本には法整備支援における戦略がないのではないかと、理念がないのではないかと、ということがよく言われます。それから、対象国が増えてくると一体どういう国にやるのだと、こういうことにまず基本スタンスを持っていなければならない。それから、対象法分野は民商事法に偏っていないかという疑問が出てきています。日本側の人材も足りないし、今までやっている留学生とかの連携ももう少し足りないのではないかと、ということがあります。JICAの方からは、プロジェクト形式で明確な目標を設定して、指標ができるようなものをどんどん設定して、評価も考えてやらなければならないという議論をしてきております。もちろんここで議論したことが外務省の何かに反映されるとは思っておりません。本当の出だしとして議論しているわけです。

そこで、今回、ここにお集まりいただいた方々も巻き込んで、貴重な意見があればと思ひまして、このパネルディスカッションを行いたいと思ひます。よく言われるのが日本には理念がないのではないかと、ただやっているのではないかと。よく外交でも言われますけれども、その点に関して長く法整備支援に携わっている矢吹先生の方から、ODAの法整備支援、あるいはそれ以外の法整備支援のことで、もし御意見があれば、まず皮切りとしてお願いしたいと思ひます。

【矢吹】 私の方から若干、研究会で話した内容をそのまま申し上げます。皆さんそんなことは分かっている、当たり前ではないかという基本からまずお話をしたいと思います。戦略と言いますと、何のためにするかという視点から話し合っただけでまいりました。NGOの活動、ODAの活動を二つに分けさせていただきますと、NGOもそれぞれの設立趣旨、事業目的がありますので、それに羈束されます。その活動に国際協力活動がどうリンクするのかという点が非常に重要な点ではないかと思います。NGOのよいところは交流から始められるところではないかと思います。人材交流は非常に長く時間を要することであって、こういった地道な活動ができるのが実はNGOの一番いいところではないかなと思います。

二つ目のODAですが、これは一言で言いますと、納税者に対してどれだけ説明責任を尽くせるのかということであり、出資者は国民でありますから、国民にきちっと説明するべきであります。何を説明するべきかと言いますと、日本が国際社会の中でその地位を向上させるための活動であると、戦力がない以上、日本のODAは日本の地位向上のために使わなければならないという視点をきちっと明確にすべきではないかというふうに思っております。では、どの分野でどうした活動をするかと言いますと、1992年のODA大綱に掲げられている民主化支援、市場経済化支援、人権及び自由の保障支援といった三つの点が抽象的にはやはり中心ではないか。それは三つ理由があります。一つは、この三つはグローバルに法律家の間で高次の価値観を持っております。したがって、どこに説明するにしろ、ここから始めればきちっと国際社会の中で認知していただけます。二つ目ですが、カウンターパートにとって非常に分かりやすい。この三つから始めることによって、受け入れやすいという点があると思います。これは国内に対する説明責任としても、憲法の中で「国際社会において名誉ある地位を占めたいと思う」という前文から始まる日本国憲法によって、私たちが活動しているということをきちっと説明しやすいというこの3点があると思います。以上です。

【山下】 どうもありがとうございました。今、ODA大綱を前提に話がありましたけれども、この点はODAを取り巻く環境、もっと大きな観点と言いますか、位置付けが分かるように、どのような環境の中でこの法整備支援が行われているのかという観点から鮎京教授にお願いしたいと思います。

【鮎京】 今、矢吹先生が言われたODA大綱ということですが、今、私たちのアジア法整備支援というものがどのような環境の中で行われているのかということで、まず情報提供をしたいと思います。

一つは、既に多くの方が御存知のように、今、日本のODAに対して国内的な批判が非常に高まってきています。ODAをもう一度考え直すという論調の本が年末にも何冊も出るという状況であります。そこでの議論の一つの特色というのは何かと言うと、今、御紹介のあった1992年のODA大綱の3原則、すなわち民主化、市場経済、そして基本的人権というこうした観点から、しかも、対象国としては中国とベトナムという日本が非常に多くのODAを出している国々に対する在り方、それに対する批判という、すなわちそこでの論点というのは、なぜ他国を支援するのか、しかも大きな額でという、そういった批判が寄せられております。そういう意味では戦略論と言いますか、こうしたアジア諸国への法整備支援に携わ

る側はその先にある理念論を明確にしなければならないというのが私の基本的な印象でございます。

それからもう一つの情報は、今、隣の国、韓国で2002年からアジア諸国に対する法整備支援が非常に行われるようになってきたということでもあります。韓国の援助機関、すなわち JICA に当たるのは KOICA といいますけれども、ここで2002年からアジア諸国に対する法整備支援を始める。そこでの理念であるとか、動機付けを少し紹介してみたいと思います。

これは2002年12月の現地の法律新聞に載ったものを私たちの研究プロジェクトの韓国側の先生が翻訳して送って下さったもので、ここで紹介させていただくのですが、韓国の場合には例のアフガニスタンへの司法分野支援というのが一つのきっかけとなっているということです。それと同時に、近隣の国であるモンゴルへの支援という形で始まっております。ここで重要なことは、韓国においてなぜ法整備支援をするのかという理由付けについてであります。それはこのように2点に要約できると思います。一つは、彼らが言うには、法律文化の輸出というものは、低費用で高効率を持つ国家戦略事業であるという点です。それから、その後が非常に韓国的な状況を表しているのですが、統一後の北朝鮮の効率的な法体制転換のための経験を蓄積するということを述べております。そして、対象国としては旧ソ連圏及びアジア諸国ということで、具体的にはカザフスタン、キルギス、ウズベキスタン、アゼルバイジャン、モンゴル、カンボディア、ミャンマー、ヴィエトナム、ラオスとなっております。そして、彼らが対象とする法律の分野としては、憲法、民商事法、経済法、刑事法、また、人権保護・腐敗防止のための各種の国家制度及び法制度というようになっております。

したがって、また後で日本の理念ということについては発言させていただきますけれども、今、述べたことから最低限言えることは、少なくともこの内外の法整備支援を取り巻く環境、動向に真正面から向き合う形での議論が必要であると考えています。それから第2番目には、先ほど矢吹先生が言われた ODA 大綱の基本理念であるとか、原則論をどのように読むのか、また解釈するののかということ最低限度の認識とした上で議論する必要があるというのが私の考えであります。

【山下】 ありがとうございます。今、理念論から始めますので、もし理念論のことで続けてありましたら、お願いします。

【鮎京】 そうでしたら、もう少し発言させていただけるということで、具体的にもう少し申し上げたいことがあります。今、言いました ODA 大綱の3原則という問題をどう解釈するか、どのように読むのかというのは極めて難しい問題ではありますが、先ほどから出ている議論とのかかわりでより具体的に申し上げますと、市場経済化という一つの考え方なり方向というものが、民主化であるとか、あるいは人権という、その他の2領域とどういうふうにかかわるのかという問題だろうと思います。確かに市場経済化が進展すれば、また、民商事法が制定されていけば、先ほどの議論にもあったように、民主的法治国家へ向かって一つの前進である、あるいは人権の確保へ向けての一つのステップであるということは確かに言えるかもしれません。しかしながら、それと同時に大事なことは、先ほど JICA の中野さんも言われたように、実はそれと同時に、例えば、経済的弱者が存在してくるであるとか、

あるいは逆に人権の侵害という問題も起こってくるのです。私がこの3領域について申し上げたいことは、少なくとも市場経済化、そして基本的人権、民主化というそれぞれのファクターというのは、重なる部分はあるにしても、それぞれ独自のベクトルを持った概念、考え方ではなかろうか。そうであるとするならば、これらがそれぞれ独立の内容を持ったものであるということを明確にしながら、そしてこの3点をどういうふうに考えるかということについては、これまで学問の世界で様々な理論モデルが出されているわけであって、その意味ではこの戦略であるとか理念を考える上では、これは学問に携わる者の特に使命として私は受け止めたいと思うのですが、早急にこの3点の関連をどう考えるかということを経済理論化していく、その作業が私は大変重要だろうという気がします。

もう一言だけ言いますと、これは何も抽象的な問題として言っているだけではなくて、例えば、午前中の議論の中でロック前司法大臣が立法技術、法の解釈と適応への支援、運用への支援ということを提案されました。この場合に直ちに出てくるのは、ヴェトナムの場合には例えば憲法とか、あるいは法律の解釈権限というのは、御存知のように国会の常務委員会というところにあるわけです。これは中国と同様でありますけれども、そうなってくると立法府自体が自ら作った法律等についての解釈権限を持つという中で、例えば、他国が行っているような憲法裁判所への動きであるとか、そういう動きが他方ではあるわけです。そうなりますと、こうした問題も統治機構全般にかかわる問題としてどうしても論じなければならなくなります。その場合にこういう支援要請について私たちが支援を受け止めるといった場合には、どのような幅で受け止めていくのかという問題にかかわるものですから、今、述べたようなことを申し上げたということでございます。

【山下】 分かりました。その理念の話から多分それを具体化していくと、どういう対象国とか対象法分野という話にもなっていくと思うのですが、新美教授の方から、これまで民法を中心にヴェトナム、カンボディアでの経験で、もしこの理念論あるいはその分野のことに関して意見がありましたら、よろしく願いいたします。

【新美】 ODA大綱の3点というのは確かにそのとおりですが、一つ考えなければならぬのは、この3点を満たさなければODAはできないのかということだと思います。先ほど鮎京さんもおっしゃられたように、3点を同時に満たすということを持たなければODAはできないということになれば、何もできないということにもなりかねません。一つ言えることは、理念のうちの一つを手掛かりとして、他の理念を配慮しながらODAを進めるというのが一番実務的なことではなかろうかと思います。市場経済というのは国家のシステムの一つでありますので、市場に失敗すれば必ず国家が更生という観点から介入するわけですので、これを3点ワンセットでやらなければならないということは、なかなかODAとしては難しいだろうと思います。ただ、言えることは、市場経済によって効率性の高い経済システムを導入することは、一つには経済的な国家の基盤を作ることにはなりますので、その程度での三つの指標のベースを作ることにはあり得るだろうと思います。ただ、これはいろいろな国等の支援団体と話していますけれども、経済は進んでいるけれども、民主化も人権保護もできていない国もあるじゃないかということをおっしゃるので、そういうことから

すると市場経済だけをやるというのは問題があるというふうに言われる余地もありますが、基本的にはそのプロセスの中でどういうことをアドバイスしていくべきかということになるかと思います。

これまでの現地からの報告にもありましたように、日本のやり方というのは市場経済のための民法とか民訴法を導入するという単純なものではなくて、それを入れることによって国のシステムがどうなるのか、どういう利害と得失があるのかということをお知らせないしは情報提供しながら法案を作っているわけでありますので、その中で幾つかの理念というのは、市場経済化という当面の目標の下で、その他の理念について盛り込んでいるということになっていることも注意しておく必要があります。後でも出てくると思いますが、あるいは先ほど来の議論にありましたけれども、押し付けの支援なのか、押し付けない支援なのかという議論がありますが、押し付けない支援というのは別段どうぞ好きなら取ってくださいというのではなくて、これは医療の分野でよく言われていますけれども、インフォームド・コンセントという言葉がありますように、相互に情報を出し合って、それぞれどういう解決の選択肢があるのかを見ながら方向を探っていくというものでありますので、表現だけで、中身を見ないというのはむしろ不適切であろうと思います。ですから、ODAの3理念について、どこから取っ掛りを見つけるのかということだろうと思います。ですから、他の分野について、市場経済から始まっていった中で足りない部分があれば、次の段階あるいは別のプロジェクトで進めていくということを考える方が実際的ではないのか。そういうふうに私は思っております。

【山下】 ありがとうございます。おそらく鮎京教授が申されたことは、3点ワンセットでなければODAはやらないという意味ではなくて、多分、今までがあまりにも市場経済移行への支援に偏りすぎていて、もしかしたら他を排除しているように見えている、あるいは何もやってないというだけで、もっと間口を広げたらどうかということだと思います。優先順序の問題にもなるかと思いますが、そこで、JICAの支援とは違いますけれども、アジア経済研究所の方から見て、この点に関して何か意見がありましたらお願いいたします。機関代表ではありますが、個人の意見で結構でございます。

【作本】 あくまでも個人にさせていただきたいと思います。今、新美先生がおっしゃるように、市場経済化は必ずしも民主的な、あるいは民主化に結び付く、結び付かないということはあるのではないかと思います。もちろんそれ以外に、移行経済でないインドネシアの国にとりまして非民主的な時代がありましたし、現在、多少とも民主化されているということで、ここで移行経済だけをODA大綱の中で取り上げているということに私は反対したいのですけれども、これを必要とする途上国が法制度について日本に対して期待しているならば、私は支援してよいのではないかと思います。この援助理念につきまして、既に鮎京先生の方からお話があったのですが、ODA大綱が出来た背景には、日本の援助全般ですが、非民主的あるいは軍事的な政権に対して援助しているという批判があったために、こういう大綱で明らかにするという経緯があったのではないかと私は記憶しているのですけれども、そのように考えますと、ODAというこの援助理念を明らかにすべきだということは分かるの

ですが、理念といいますと、我々にはかなり崇高なもの、立派なものというように思えてしょうがないのです。英語で置き換えたら、これはフィロソフィーに当たるのではないかと。変な日本語を持ってくればこれは哲学、援助に本当に哲学は要るのだろうかということで、私は堂々巡りをしているわけですが、そこまで本当に理念というものにこだわる必要があるのだろうかという疑問を持つわけです。かと言ってなくては済まないだろうと考えますと、どうして戦略性との間にずれが出てきているのだろうかということを少し考えていました。

一時期、要綱が出る前後でありますけれども、ちょうど1990年ごろに援助のことを議論した際に、先ほど御紹介がありましたように、三位一体ということで人道主義、これはどちらかと言えば貧困問題を解決するとか、あるいは人権ですとか民主化への配慮です。2点目が経済協力、これは日本との経済関係ということです。ODA そのものがありますし、日本の投資ということもあります。3点目に相互依存関係というものがありました。この相互依存関係というのは極めて内容が定まらない内容かと思うのですが、例えば、日本とアジア諸国とのつき合いということでもあります。ここでは先ほど投資と言いましたけれども、そういうもろもろのもの、あるいは日本がどういう支援、又は ODA に期待を寄せるかという戦略的な部分がこの相互依存という言葉の中に入っているのではないかと思います。人道主義は、例えば、民主化、人権に分かりやすくつながる言葉かと思うのですが、経済協力、これは移行経済諸国を扱えば移行化を支援するということになりますので、かつて援助目的として言われていました3点のうちの相互依存関係という考え方が、おそらく ODA の理念という、さも立派そうな概念に当てはめたときにこぼれてしまったのではないかという気がいたします。

話が戻りますけれども、アジアには今、いわゆる民主的な国も非民主的な国もあります。あるいは移行経済の中で民主化につながるだろう、あるいはつながらないかもしれないというような幾つかのグループがあると思うのですけれども、それにしてもアジア諸国がこれだけの経済発展を遂げてきて、国際社会への仲間入りをしたいというのはグローバル化です。あと、移行経済の国につきましては市場経済を取り込みたい、あるいは貧困な国につきましてはより経済発展を高めたい、一方、民主化に進んでいる国は更に遂げたい、あるいは分権化の方に進みたい、こういうふうな幾つかの方向あるいは希望を持っているのではないかと思います。そういうことで、具体的にはアジアの国は司法改革を進めているわけであるかと思えます。

ただ、今のような視点から考えまして、これまで一般的な日本の経済インフラを中心とする ODA から見ますと、幾つか変わり目に来ているのではないかという気がするのです。一つ目に、日本のこれまでの過去の援助は経済インフラ、ダムを造るとか、橋を造るとか、そういうものになんか特化してきた、あるいは継承していたのではないかと。だけれども、ある程度アジア諸国が経済的な発展をエンジョイしたところでは、経済だけではなく、社会発展というものも眼中に入れる形でやっていかなければならないのではないかという気がします。さらに、先ほどお話がありましたように、経済発展といいましても、今これが富の配分にまでかかわってくるということですから、今、途上国問題の一番の急所の部分である貧困解決に立ち入らなくては議論が進まないのではないかという気がします。そういうことで2点目

になりますけれども、経済発展の中に社会発展という概念を一緒に込みにした形で、援助の考え方をまとめていかなければならないのではないかと思います。3点目として日本とアジアとの関係、先ほど相互依存関係ということで十何年前のお話が出しましたけれども、関係が微妙に変化してきているのではないかと思います。かつては明らかに日本の方が経済力も技術力も持っていた。それが徐々に経済力を持つようなアジアに変わってきた。そういうところで、場合によっては日本との競合関係さえ生まれることもあります。そういう立場から先ほどの相互依存関係が変わってきているので、そこにどうしても新たな日本の立場というか、戦略的な物の考え方を注入しなければならないのではないかと思います。かと言いましても途上国というか、アジア諸国から日本に法整備支援をしてもらいたいという、必要としている声は入っているわけですし、既に御紹介がありましたように、日本の経験の中から何かを学びたい、既に欧米の知識を日本で一度ふるいにかけて、その日本の知恵を日本から学びたいということがありますので、これは一つのアジア諸国の日本に対する要望として当然の成り行きであると考えます。以上です。

【山下】 ありがとうございます。よく日本の法整備支援に理念がないという人がいるということがありまして、それは要するに相手から要請されれば何でもやっているのではないかと。これは多分、知的支援以前のことで、あるいは知的支援も含むのかもしれませんが。そういうときに多分いつも矢面に立たされるのは JICA なのだと思うのですが、要請主義ということがよく分からないかもしれませんので、最近、よく要請主義のことが問題になったり、悪しき要請主義とも言われたり、この辺のシステムといいますか、なぜそういうことが問題になっているのかを御説明願えればと思いますので、中野次長、お願いいたします。

【中野】 分かりました。もし御関心のある方は名古屋大学大学院の国際開発研究科の「開発と文化叢書」の29号にですが、「転換期の日本の国際協力」というワークショップ報告論文集に「要請主義と国別アプローチ」という論文がありますので、詳しくはそれをお読みいただければと思います。国際的に ODA とか他国の経済発展段階の支援というのは第2次世界大戦以降の現象でして、それに対する理念というのはここ30年なり40年の間に変遷してきているのです。

一番最初は利他的といいますか、他人に何らかの施しをする、あるいは助力をするというのが ODA の理念であって、それに対する見返りを求めてはいけないという極めてストイックな潔癖な態度をとっていたときがあるわけです。これもどんどん変わってきてまして、例えば、アメリカは今や自分の国のために援助をする、あるいは1990年代の初めにアメリカの援助が低迷したのは、自分の国のためにならないのになぜ援助する必要があるのだという、今、日本が直面している問題と同じような事態にアメリカ自身が直面していた事実があります。歴史的には、日本が「要請主義」という相手国の要請に非常に重きを置いて考えたのは、日本の援助が賠償から始まったということに起源があると考えられているのが一般的です。これはなぜかと言いますと、戦後の賠償をやっていく中では何が御入り用ですか、どんなものが有効なのでしょうかといい形で、日本からオファーないしは申し出ることなく、相手側から欲しいと言われるものを、全く無差別に与えたわけではないのですが、それにおこたえす

るというのが基本的な考え方で、それで大きな問題はなかろうというのが当初の発想であったと言われます。

それから、次に1970年代、1980年代には、相手方から要望されるので、要望されたものを供与するのであれば、日本の ODA 実施機関の負担が少ないということも考えられて、拡大する ODA に対して、要請主義は事務量をこなすのに都合がよいという側面もあったと言われています。要請主義というのは、この「主義」、「プリンスパル」というほどの原則ではなくても、アメリカでも、カナダでも、ヨーロッパの国でも手続をフォーマライズするためのものとして、押し付けや押し売りの支援はしていませんと言うために、最後に要請してもらって、頼まれたという手続面を完了することはやっています。ただ、日本のように、要請されるまで当方からの申し出は考えませんというのではないということです。ただ、1980年代から2点大きな問題が出てきます。これは、一つは要請案件の中身を考えるのが、当時、海外進出を手掛けていた日本の商社であったり、ゼネコンであったり、コンサルタントの方だったりしたということで、相手方からの要請はあくまでも擬制されたものであって、その中身は日本側が作ったものであって、それを相手方からの要請という手続の中で、日本は頼まれてやっているという形式を作っているだけではないかという批判が日本国内でも出てきます。また、途上国からも出てきますし、他の援助国からも出てきます。

さらに、日本もうまくいかなかったときには、相手から頼まれてやったことだ、我々が言い出したことではないという形で、うまく難題を避けられるという意味で「要請主義」を使った場合もあると言われています。「要請主義」に変更をもたらすきっかけは、環境問題が1980年中葉から注目されてきたことに関連します。特に、アジアでも他の地域でもそうですけれども、経済成長を急ぐ国は環境を後回しにすることがあって、経済成長の副次効果として環境の悪化が予想された場合でも、日本は要請主義で相手方からの依頼を待っていたのでは、環境問題に対応できない焦りといいますか、ジレンマに陥るわけです。そうした中で新しく出てきたのが「共同形成主義」という考え方です。ですから要請も待つことが本来であるけれども、こちらからのオファーないしはプロポーザルも出して、日本が考える環境保全と成長、あるべき発展の形態を確保したいという考え方が出てきて、「要請主義」は「主義」と言われる原則ではなくて、手続として形式化あるいは相対化されて、「共同形成主義」が現れるのが1990年代です。これは当時の ODA 白書を見ていただければ要請主義の変遷が説明してありますので、御関心のある方は御覧いただきたいと思います。

1990年代の中葉から出てきたのが今度は国別アプローチということで、司馬遼太郎ではありませんが、支援対象国の国の形、あるいは相手国をどういう方向に支援した方が正しいと考えられるのだろうかを吟味するようになります。相手国の立場もありますし、あるいは日本にとって都合がいいということもありますけれども、そういう意味で相手国の発展の方向や形を考えた上で、日本が申し出られるもの、あるいは相手国の要望してくるものを政策対話と呼んでいますけれども、双方がよく話し合った上で一番いいものを選んでいこうということで、以来、外務省が約15か国の重点国については国別援助計画というものを作っております。こうした中で各国別の法整備支援や経済政策の知的支援も位置付けられております。

JICA の事務所は全世界に60ぐらいありますので、そうした JICA 事務所がある約60か国については、JICA 国別事業実施計画を作っております。カンボディアについても、ヴェトナムについても、ラオスについても、法整備・司法改革支援がそれぞれ国別計画の中に位置付けられるという格好になっております。

結論になりますが、形式的な、あるいは過度の受け身的な要請主義というのは今や形骸化し、相対化されて姿を消して、よりプロアクティブに日本から働き掛ける姿勢が求められ、一般的になっているというのが私の認識です。

【山下】 ありがとうございます。その要請主義についても、現在、確か ODA 大綱の見直しが始まっていて、多分、要請主義の見直しという言葉を見たような記憶がありますが、そういうことでよろしいでしょうか。どうも言葉が一人歩きしているというところもあるのだと思います。

【中野】 そうですね。今現在、ODA 大綱も見直しの時期に来ていまして、それから政府与党も ODA の在り方を抜本的に見直すということですから、1992年に出来上がった日本の援助の基本方針は10年経って、今や転換期に来ているということが言えると思います。

【山下】 時間が押している関係がありますので、議論を進めます。

確かに理念がありまして、要請主義というものがあまして、それから対象分野という対象国があります。それはすべて日本側の人材に跳ね返ってくる問題であります。要するにどこまで広げるのか。結局は日本側の人材がいれば、対応できる部分ではできるだけ対応するでしょうし、少なれば優先的順位を付けなければならないということはあるのだと思います。先ほど鮎京教授の方から、なぜ民商法だけなのかということで、韓国の例を引きつつ公法も入っているという話がありましたけれども、対象分野、対象国と日本側の人材との関係で名古屋大学の方で何か、あるいは御自身の経験で今やろうとしていることがありましたらお願いしたいと思います。

【鮎京】 ありがとうございます。今までの話とは少し違いますけれども、人材育成ということについて申し上げたいと思います。

これも午前中、ロック前司法大臣が日本の大学でヴェトナムの学生を育成してほしいとか、あるいはヴェトナムでの日本法センターの設立というお話をされました。そのこととの関係で少し申し上げますと、実はこの会場でお配りしております私どもの CALE NEWS というニューズレターがございますが、(この7号に杉浦センター長の顔がぱっと写っているものなのですけれども、)ここの中を開いていただきますと、実は2002年の6月に私ども名古屋大学は「体制移行に伴う法整備と法学教育」ということで、ヴェトナム、ラオス、カンボディア、モンゴル、ウズベキスタンという国から集まっていたいて、日本における、特に人材養成、法学教育の在り方について議論をいたしました。そこで出てきた議論というのは、簡単に申し上げますと、現在はこれらの国々の研修生、留学生に対して英語による授業という形で行っております。ところが、英語による授業というのは、それはそれとして非常に貴重な場であるわけですが、それだけではなくて、英語による授業という形式を維持しつつも、実は日本語による授業をこれらの国々に対する授業として行い得ないかという

ことを私どもは考えております。ロック前司法大臣は学部の学生から呼んでということと言われましたが、それも一つの方法だろうと思います。私どもが考えているのは、そういった学部段階で呼ぶということとともに、例えば、ハノイで言えば、ハノイ法科大学に日本語コースとともに、日本法の授業を受けられるシステムを日本の大学と共同しながら作り上げる。そこでよくできる人たちを、例えば、JICEの奨学生として日本に連れて来て、大学院教育を受ける。そうすると、都合7年、8年、日本の日本法というものにかかわるのですから、より効果的な日本法教育が行われるのではないかとことを私どもは考えております。

【山下】 今の話だと、もちろん直接の話は支援相手国の人材育成の話です。今度はそれを教える側の体制なのですけれども、これは困難に突き当たったことはありますでしょうか、それとも困難だらけなのでしょう。

【鮎京】 この問題は、今の文部科学省の方が、これは高等教育だけではなく、初等教育レベルから、実は日本の大学の教員であれ、小学校の教員であれ、こういう人たちが国際協力という形で外国に出ていく場合の問題点をかなり整理してきております。例えば、現状で言いますと、私どもの大学の教員が2年間ヴェトナムにぱっと行くということがなかなか制度上難しい状況にありますので、そうした制度を変えていく努力が早急になされるならば、かなり大学の教員もこうした現地への協力ということが可能になってくるだろうと考えております。

【山下】 人材という面ではよくカンボディアの方には弁護士が派遣されているのですが、ヴェトナムにももちろん派遣されております。先ほど自由なための利点もあるという話が矢吹弁護士からありましたけれども、日弁連では登録制度などを作っているという話ですが、実際にはどういうふうに効果が上がっている、あるいは弁護士が行くにはどういうところで困難があるというのがありましたらお願いしたいと思います。

【矢吹】 弁護士の場合は、フルタイムで国際支援に参加している方は、JICAの長期専門家で行っている方以外はありません。日常、自分たちの仕事をして、そこで糧を得て、そして、その一部になるかもしれませんが、かなりの時間を国際司法支援活動に投入する。そういった弁護士の生活状況を踏まえた人材育成をしなければ、机上の空論になってしまうというのが私たちの視点です。したがって、私たちは、長期で行かれる方についてはきちっとした条件整備をし、短期で行かれる方については、1年間のうち1週間海外に出ていただきたいということを申し上げております。そして、前者については、JICAと長期専門家の条件についてこれまでいろいろと話し合いをして、かなり改善してきたと思いますし、先ほど申し上げたように、登録制度を既に3、4年立ち上げておまして、100名以上登録しています。この登録した方から、長期専門家も今、ヴェトナム、カンボディアの方に行かれています。

問題は短期の方でありまして、アジアで法整備支援をする一つの利点は近いという点であります。カンボディアで1日会議をしても、日曜日に行って火曜日の朝には自分のオフィスで仕事をしている。フルに朝から夕方までカンボディアで会議をしても帰って来られる。したがって、アジアが対象地域として、日本が非常に優位な立場にあるということを忘れては

ならないと思います。短期の方は、特にあまり法整備支援に馴染のない方に対しては研修会を開いておりますが、1点だけいつも申し上げますのは、先ほどの要請主義との関係で、要請主義は要請があってプロジェクトを決定して、そして終わりまで、これがすべて要請主義の一環でありまして、その裏返しがサステナビリティでありますから、自分たちが20パーセントから80パーセントの力を投入して、先方と協力してプロジェクトを運営していけるという方をいかに生み出していくかというのが私たちの方針であります。

一つだけ申し上げますと、トレーニングは年1回していますが、オン・ザ・ジョブトレーニングが一番いいのです。それは現地に数多くの方が行っていただいて、現地で1週間びっちり相手国の方と議論をして、経験を積んでいただくということが一番よいということは経験的に言えると思います。

【山下】 ありがとうございます。国際協力部と申しますか、法務省の立場から言いますと、これも新しい事業でありまして、国際協力部が出来て、教官が来ますけれども、結局その供給源はどこかというところ、せいぜい広げて裁判官になるかと思っておりますけれども、もちろん、いろいろな採用枠組みを作ることによって、弁護士あるいは大学の研究員から入れることもできないではないと思うのですが、結局、体制が整っていないというのが、多分、大学でも、役所の方でも共通の問題だと思います。議論していても長くなりますので、できるだけ出席されている方の議論も巻き込みたいのですが、今までお話しいただいたことから分かりますと、大体理念の話とか、あるいは要請主義の絡みで、相手との対応をどうするかという問題と日本の人材、更には留学生の問題があると思います。

それで、ここから質疑応答に入りたいと思うのですが、一応50分間をめどにいたしますけれども、ここでお話しいただいたことをまず念頭に置いていただきまして、質問がありましたら質問票を適宜出していただきたいと思います。その前に、第一部では竹下先生に対する質問がありました。第二部では森嶋先生に対する質問がございます。まず、戒能教授から出ておりますが、御本人から、この質問票には極めて簡単に書いたため、自分で質問したいということですので、戒能教授、よろしいでしょうか。

【戒能】 ありがとうございます。それでは、私の方から質問をいたしますが、森嶋先生には単純な質問をしますと反論されて終わってしまいますので、むしろ提案型質問という形で、先生の午前中の非常に興味深い御報告について、今の議論も含めて少し質問させていただきます。

先生は特に法整備支援が ODA であるということと要請主義であるということ、その2点を非常に強調されて、言わば、そこに一つの法整備支援の目的とともに、完了時点と申しますか、一体どこでそれが終結するかという、おそらくそのメルクマールも多分そこに求めておられると思うのです。今、議論の中で、特に鮎京さんから民商法と市場経済あるいは人権といった点が出ておまして、先ほどの鮎京さんの御紹介に少しありました文科省の科学研究費のプロジェクトも実はそういう理念と申しますか、法整備支援全体についての、今日は戦略という言葉が出ましたので、戦略についても研究しようということで実際やっているわけですが、そのとき私が非常に感じるのは、日本の改革はどうも連関性を持っていないので

はないかということです。

午前中いらした竹下先生がお帰りになってしまったので、少し残念なのですが、御承知のように法科大学院がつくられつつあるわけですし、そして竹下先生もおっしゃったように、正に司法制度改革審議会は法整備支援も非常に重要な課題として提起されているわけですが、森嶋先生のおっしゃる ODA であるというところから、どういうふうにこれを戦略的に広げていくかという観点は非常に重要だと思うのですが、残念ながら法科大学院構想の中にはそれに結び付く、つまり法整備支援に何らかの形で結び付くような構想はほとんど入っていない。特に、国際的に活躍するロイヤーをいかに育てるかという観点がほとんど欠落しておりまして、したがってリーガルライティングとか、そういうものは書いてありますけれども、法科大学院で外国語とか、そういう正に国際的なリーガルノレッジをどういうふうに蓄積していくかという点はないのではないかと思うのです。そういう点で、私は法整備支援というものを是非法学教育、さらに、NGO、NPO、そういったところへ拡大するような戦略を作る必要があつて、そういう意味で法を作った段階から以降は、これは政府間というレベルを超えて、もう少し広がりを持った形のシステムを法整備支援の概念の中に作ることはできないだろうかと思っているわけです。

そういうふうに思いましたのは、実は新美さんなどと一緒に先ほどのプロジェクトでオーストラリアに行きましたときに、オーストラリアでは我々は法は作らない。つまり、法の担い手を支援して作るのが我々のいう法整備支援であつて、日本は法を作っているようであるけれども、それは我々はやらないのだということを非常に言われまして、その考え方は多分、法整備支援の概念とともに、どこを終点にするかというところについての日本の戦略が必ずしもはっきりしていないと思うのです。ですから、法整備支援をしていけば、仮に民法を作れば、その民法がどこまで適用されているかということの正に法社会的な調査が当然必要になってくるわけですから、法整備支援のコンティニューイティーの中で問題が広がっていくという形になると思うのですが、それだけでは法整備支援の外延は拡大しないのではないかと。それは法科大学院づくりの中にも端なくも反映されているのではないかと思うのです。

長くなって恐縮ですが、その意味で法整備支援を日本の方が変えていくような概念を含む形のものとしてとらえれば、これは法学教育も重なりますし、法曹養成も重なりますし、それから正に政府ではなくて、民間レベルの交流とか、そういうものを全部含んでくる。ですから、どこかで法整備支援の段階論のようなものを作る必要があつて、法典整備はどこで完成したことになるのか。そして、その次に一体どの段階に日本は行くべきなのかということを見ると、これは結局、日本のシステムの問題だと思うのです。つまり、日本のシステムをいかに作るかという問題に結局は跳ね返ってくるわけですから、そういう意味では法学論も含めて、法整備支援を通じた全体的なステージといいますか、段階論的なものを構築する必要があります。それは多分、法整備支援に専念しておられる弁護士さんとか、先生方はともそこまでやっている余裕はないと思うので、そういう集団的な作業を是非やるようなことを、この場だけではできないと思いますけれども、そういうことを考えていただきたいということを前から思っていますので、是非お願いしたいと思います。これは質問ではなくて、

むしろ提案型質問ということでよろしく申し上げます。

【山下】 森島先生、何かございますでしょうか。

【森島】 午前中に出していただいた質問ですとお答えできますけれども、提案型質問で、何をおしゃりたいのかがよく分からないので、それに対して答えることはできません。そこで一応、問題点を整理したいと思います。

まず、法整備支援という言葉ですけれども、我が国の法整備支援はこれまで主として ODA の枠でやってきたわけですから、ODA としての法整備支援の話をしてきたつもりです。前に日弁連がカンボディアで人権の模擬裁判をやったりしたことがあります。そういう立場から法整備といいましょうか、法についての支援活動をなさることは構いませんし、名古屋大学が学問として法の在り方、あるいは民主主義というのはどうあるべきか、憲法裁判所はどうあるべきかということをおやりになることは、全く構わないわけであります。ですから、ここではまずファンクショナルに、操作的に、法整備支援というものを、ODA による法整備と定義しておいた方が混乱がないのではないかと思います。

法整備支援を ODA の一環として考えますと、先ほどから理念ということが問題になっていきますけれども、ODA 全体の理念の下で、法整備という法律についての技術的な支援・技術協力というものをどうやるかという戦略が問題となります。ここで私のいう戦略というのは理念イコールではなくて、その理念の下で何をターゲットにして、どういう方法でやるかということについてであります。これは午前中にお話しましたように、その国の状況によって違い得るわけでありまして、例えば、民商事法の整備がその国にとって今必要だということならば、それについて対応するということだと思います。

そこで、先ほどから要請主義というものが非常に悪者のように、これもまた二つの別の意味で使われていまして、要請主義だから要請されないことはしないのかという意味で要請主義が批判され、もう一つは要請がありさえすれば何でもするのかという意味で要請主義が批判されているのですが、これは要請主義に対する全く別の理解であります。先ほど鮎京さんが言われたように、要請主義ということが、要請がない限り何もしないという意味だとするならば、これは、政策対話の重視という形で、既に1992年の段階では解消されています。政策対話というのは、相手国に対して我が国の考え方を説明し、我が国の ODA の理念に沿った要請を出してもらおうということです。しかし、ODA は政府間協力ですから、相手の政府が望まないものを ODA としてやるわけにいかないことは確かです。相手方の政府が望むようにするかどうかということが政策対話にかかっていることになりましてけれども、政策対話の結果で相手国が日本の法整備支援で憲法裁判所をつくってくれとか、民主化を進めることを一つ教えてくれというのなら、それはやるべきかもしれませんけれども、少なくとも今まではそういうことではなかった。ですから、鮎京さんが言われるように、ODA 大綱の理念としての民主化もやりたい、市場経済を進めたい、基本的人権を確立したいということならば、そのような政策対話を今後進めていくべきだろうと思うのですが、これまで1996年のヴェトナム、1997年のカンボディアの法整備支援を始めるに当たっては、ヴェトナム政府、カンボディア政府が内外ともに市場経済化を進めるに当たってそれぞれが抱えている問題につ

いて、日本の経験に基づいて法的技術の上でどのような貢献ができるかという観点からやってきました。その意味で正に戦略でありますから、そこでのターゲットというのは、長期的なターゲットとしては市場経済法の確立ということであり、短期的なターゲットとしては民法なら民法の立法を支援するということでもあります。

もしかすると鈴木さんの質問が別に出るのかもしれませんが。

【山下】 そうなりますと、鈴木康二さんの質問をここで紹介いたします。ヴェトナムでは私的契約、民法ですね、商法契約、そして先ほど説明しましたけれども、経済契約を並列させる考え方が明確になってきたときに、民法は一般法であり、商法は特別法であるという立法の方が役に立つということをより主張しなかったのでしょうかという質問であります。相手国の立法方針が要請主義だから、ここに絡めておりますが、つまり並列させるということだからということで支援しているのではないのかという疑問ということでもあります。

【森嶋】 ヴェトナムの場合について申しますと、経済契約法が先に出来たのは、外資を導入した段階で、外資会社が取引をするための経済契約法として、通常の契約法がまだできていない段階で特別のルールを作ったわけです。その意味で民法やその他の法律についての支援要請があったときには、既にそういうものが存在していたわけです。そこで、我々が民法のルールを提案していくに際して、法技術的にみて、既に存在する経済契約法とどのように調整するのかということを検討していくわけであります。相手から要請されたら何でもやるのでは、それこそストラテジーがないわけでありまして、相手国の要請はあくまでもプロジェクトをやるかどうかのきっかけでありまして、民法について支援する際に、経済契約法のルールと抵触があるのならば、相手方に十分説明しながら、我々の側から民商法の体系はどうあるべきかということ提言していくわけであります。例えば、カンボディアについて申しますと、ADB（アジア開発銀行）が融資をして担保をとるために土地法を先に作っております。この土地法は現在検討している民法のルールとは異なったルールを導入していますが、我々は、民法が出来た場合には土地法については修正する、ないしは土地法は私法のルールだけでなく、行政規制も入っていますから、その限度で土地法は私法ルールに関する部分を削除するという土地規制当局との間の了解の下でやっています。理念だけ突っ走って、おれのやりたいことはこうだというのではなくて、あくまでも政府間の開発援助という前提で、しかも法律の技術支援だということを出発点として、日本が持っている人材、資金でプロジェクトを最も有効に進めていくためにはどのような方法があるか、それを考えるのが一つの戦略であるわけです。

なぜ私が最近法整備全体についての戦略を考えようということを出したかと申しますと、実はWB（世界銀行）が最近ルール・オブ・ローという理念の下に各国の法整備事業を統一しようとしています。私の邪推かもしれませんが、世界の国をアメリカ型の裁判ルールに従わせようとしているのではないかと思います。そして、WBは、ルール・オブ・ローをそういう仕組みにすることの目標は貧困の解消であると言っていますが、果たしてアメリカ型の市場経済（自己責任原則）最優先ルールで途上国の貧困が解決できるのか、私は少なくともそういう前提で、WBがイニシアチブをとることに危惧の念を持っています。そ

れから、先ほどありましたリーガル・ニーズ・アセスメントというのものも、世界的なグローバル化の方向で法の改革を進めようとしているのではないかと思います。このような流れの中で、我々として最もいいものは何だろうかということを考えながら我々の戦略を構想しているということでもあります。ですから、理念論も結構ですし、そういうところではそういう議論をしなければならないことは十分分かりますけれども、少なくとも理念議論をするときに、現実に行っていることを十分に視野に入れた上で、現実に行っていることが理念の観点からみてどういう問題があるのかという議論を出すべきであって、要請主義とか戦略という言葉だけをつかまえて議論を先走りさせることに対しては、私は要請もしないし、私から見るとそういう議論の戦略は間違っていると思います。

【山下】 ありがとうございます。それから、同じく鈴木先生の方から鮎京教授に質問がきておりますので、すみませんが、御本人から簡単にお問い合わせいたします。

【鈴木】 非常に簡単な話なのですが、いわゆる法文化の違いというのはあります。ただし、それは押し付けになってはいけません。けれど、調和できそうなところは調和すべきだろうというのが私の考えで、それは今、森脇先生がおっしゃったところのいわゆる世界銀行の法整備支援の目的というのがあるわけです。多くの開発援助団体に共有される法整備支援の理解は、法の支配の普及が意味のある経済発展と不平等の減少を両立させるための根本的な前提条件である。これでよいのではないかとというのが私の考えるところです。ODA の理念とか、いろいろありますけれども、正に森脇先生が言われたように、もっと具体的に、現実に行っている法支配というのは英米法のものか、それとも大陸法のものか、日本のものか、その違いをもう少し具体的にやればいい話なので、あまり理念、理念と言うのは意味がないと思います。もっと言えば、意味のある経済発展のためには市場経済化があり、それから、不平等の減少のためには民主化や基本的人権の保障があるのだと考えればよいのではないだろうかというのが私の見るところです。現実に行っている日本の企業が現地のビジネスでやりやすくするための法整備支援という一つの大きな効果、それともう一つは日本の市民社会とか、日本人の個人とか、日本の国家セクターが現地の各社会セクターと交流しやすくするための前提条件が法の支配なのだと考えれば、それでよいのではないだろうか。もっと中身の手段の話とか、具体的な話をした方が役に立つのではないだろうかというのが私の考えなのですが、どうでしょうか。

【鮎京】 鈴木先生、ありがとうございます。今の問題にお答えする前に、森脇先生からも私の発言に対して幾つかお話がありましたので、そのことについて少しだけ私の考えを述べさせていただきます。

私も先生と同じように、私の先ほどの報告は ODA としての法整備支援について話したわけであって、学問としてのそれであるとか、あるいはさっきの議論で言えば、民間として行う法整備支援というふうに話したつもりはありません。それなるがゆえに私は ODA 大綱というものをあえて取り上げて、それをどういうふうに読み、解釈するのかということを書いたわけでありまして。繰り返しになりますけれども、憲法裁判所というふうに言ったのは一つの事例であって、例えば、ベトナムから要請される立法技術の問題というのは、実は統

治機構全体にかかわる問題を不可避的に含んでくるわけで、そうした場合に、日本の ODA としての法整備支援がそうした構造を持つ対象・問題のどこまでを受け入れ、どこから切っていくかという判断をどういう基準で行うかということが重要なのではなからうかということをお願いしたかったわけでありまして。そういう意味では、今の鈴木先生の御質問との関係なのですが、理念、戦略論というのは、私は個人的には重要だと思っておりますし、今回そういう議論をやるから、発言を準備せよということで私は準備したわけであって、これだけが重要だということであえて長々と続けているわけでは全くありません。

【山下】 多分、伺っておりますと、要請主義であれ、例えば、鈴木先生の森嶋先生への質問であれ、他のドナーとの協調をいう前に、日本の中で共通認識が全く出来ていないと感じます。そのためにこのような会があるとすればあるのですが、そういうことが少しでも解消されればよいと思っております。そういう意味で日本の中での協調ということで、UFJ 総研の土生さんの方から経済分野と法整備支援の法律分野に関する連携についての御質問がございますので、簡単に御説明願えますでしょうか。

【土生】 土生と申します。実は JICA の方で、市場経済化支援又は経済構造調整支援というものをアジアの重点国において行っておりまして、その経済政策を策定する支援において、私は今まで法政策又は既存法体系の調査を担当してきております。ただ、このような経済政策の策定支援というものは分野別に分かれておりまして、これが産業貿易部会、金融財政部会、IT 部会、農業部会等々に分かれているのですが、それぞれの部会長はほとんどが経済学部の先生方になっております。その中で、例えば、法政策又は法制度を担当する部会は存在しないわけです。経済政策には2種類がありまして、一つは方向性を示して市場の自主的な反応を促す側面と、もう一つは政府が制度改革を行うことを必要とするものがあると思うのですが、実際にこういった政策策定支援において政策の実施をするときには、当然のことながら透明性を持って実施されるべきと思うのですが、それを担保するのが制度変革を伴うような政策の場合には、立法化をすべき部分が多々出てくると理解しております。

それで、特に体制改革の場合、各部会が策定した政策提言を実行するに従って、関連する基本法又は手続法が存在しないか、不備であるという部分がたくさんあるのですけれども、こういうものを放置して、政策だけを策定・審議して、実施に結び付けていこうとすると、どちらかというところ独裁的又は権威主義的な政策実施に結び付いていってしまう可能性がある。法というものがすべての分野において経済政策の実施に必要とされていますから、今後、例えば、経済政策の策定支援において、現在のスキームのように経済学者の方々を中心とした部会のみで構成するのではなくて、こういった政策実施において必要とされる法制面での政策提言を担当する部会を設ける必要があるのではないかと私は考えております。今現在のはたまたま経済学部の担当している教授が、もしかしたらこの部分は法律の分析が必要ではないかということで個人的にピックアップされて、法律の部分を調査されるという感じになっているのですけれども、この部分をもう少し制度化して、経済政策の策定支援を実際に実施するに当たって、法を基盤として策定できるような連携というものを考えていただける余裕、又はこういった側面の検討を JICA として行っただけの余地があるでしょうか。これが

私の質問です。ありがとうございます。

【山下】 ありがとうございます。直接的には多分 JICA への質問だと思いますので、中野次長、答えをお願いいたします。

【中野】 私は経済学部出身で、エコノミストですので、どちらかと言うと経済政策支援の方が分かりやすいところがあるのですが、おそらく、今日のレジュメ(本誌118ページ参照)の中にも書きましたように、社会の構造なりを変えていくための支援を実施したときに、例えば、その提言とか、あるいは助言とか、示唆というものがどういう形で実現されるべきかということの御質問だろうと思います。提言はただ言いっ放しではだめなので、それに対する強制力を持つような一つの仕組みを作っていくべきではないか、それは法律ではないかというお考えなのだろうと思うのですが、ある点については賛成いたします。それから、そうした問題提起、日本が考える提言や助言が実現されることは非常に重要なことだと考えます。

ただ、具体的にいろんな場面を考えてみますと、提言の実現手段というのは多様で先ほど森脇先生も言及されたように、コンディショナリティーを作って、中小企業振興法を作らなければ、例えば、構造調整のためのお金は貸しませんとか、国営企業改革をしなければ、あるいは民営化を図らなければ、世銀や国際金融機関は資金を出しませんという条件を付けて、政策実現を目的に支援するという段取りも国際金融機関は採用しているわけですから、そうしたアプローチもあるということだと思います。ただ逆に、例えば、リンケージという言葉がありますが、これもネガティブリンケージとポジティブリンケージという格好で、そういうことをすればよりたくさん支援を差上げますよという形で、日本や韓国が北朝鮮に対する太陽政策の形で、できるだけ相手方の肯定的な行動を促すようなやり方もあるということです。

例えば、ヴェトナム経済政策支援の場合でも、1997年のアジアの経済危機のときに、ヴェトナム政府が一時的に国内産業を保護するために、非関税障壁を設定することによって制限的な貿易を図ろうとしたことがあったわけですが、このときは当時の提言の仕組みが日本側の石川先生が党の幹部に助言ができる立場にあったので、短期的にはこうした政策が必要であるかもしれないけれども、政策を硬直的にしたのでは必ずヴェトナムの経済に支障がありますと、短期的にその方策はやむ得ないけれども、長期的には関税を下げ、関税の代わりに、例えば付加価値税を導入する政策とした場合もあります。必ずしも法律を制定することではなくて、その国の意思決定メカニズムにどう働き掛けるかということだと思います。同じく、宮沢構想という形で、大量のお金が日本から支援に回ったわけですが、このときも40項目ぐらいのコンディショナリティーに似たものがヴェトナム政府に課されましたが、この場合にはある程度、選択的にヴェトナム側に都合のいいところは実施されましたが、都合の悪いところはいまだに手付かずで残っている項目もありますので、一概に言えないということがあると思います。

それから、ミャンマーについても、今現在、提言完成の時期に来ていまして、ミャンマーの為替の二重構造を是正しませんとうまくいかない、あるいは国営企業改革を断行しませんとうまくいかないという形で、そうした改革を提言するわけですが、現在は提言と提言を实

施するための支援を切り離して考えております。というのは、向こうの政府としても、たくさん改善を言われても何もかもすぐにはできないということもありますから、それぞれの問題に対して対処の仕方が違っているということです。ただ、今日のレジュメの中でも申し上げたように、こうした改革の支援ないしはそれを促す努力というのは短期間ではできませんので、それが持続性があるかどうか、あるいは構造的に変革されるかどうかというのは別問題だと思います。我々はベトナムと同じように、ミャンマーでもラオスでも息長く支援していくということと、政策提言の協力は一応完了しても相手方との対話がつながっているような状況を作り上げておきたいと考えております。先ほども申し上げましたが、日本センターが経済政策支援の提言の継続的な対話のチャンネルになったり、あるいは法整備支援でも息長く継続していけるようなチャンネルとしてうまく設立されれば、今後そうした問題は改善されるのではないかと考えております。

完全ではないですけども、それが今の私どもの考え方でございます。

【山下】 少し整理させていただきたいのですが、土生さんの質問では政策実施において必要とされる法制面での政策提言も必要で、これを実行するに当たって、関連する基本法あるいは手続法が存在しないという問題があるということです。一方で経済学者ばかりでやっている部会があり、これを解消する法制面での政策提言を担当する部会が必要だというのは、法律分野、今、我々が言葉で言っている法整備支援に通常携わっている、民商事法に携わっている法律分野の専門家の人たちと経済分野の専門家を合体したような部会も必要ではないかというふうに理解してよろしいのでしょうか。

【土生】 おっしゃるとおりです。

【山下】 そうすると、法整備支援に携わる人は、またまた要求が来ることにはなりますが、その件で何かありますでしょうか。

【新美】 そういう意味では興味のある提案ですけども、我々現実に法整備支援に携わっている者としてはかなり困難な注文だと思います。と申しますのは、経済分野での政策提言、経済学者がなされるものはほとんどサポーズ、サポーズ、サポーズということで、かなり所要の条件を絞ってきています。ところが、法律家にとってみれば、そのサポーズが大事なのです。ですから、経済学面から出てくる提言を法律にプロットするときには、ほとんど不可能な場合が多いのです。その一番よい例が、カンボディアとかベトナムで担保取引法の提案があります。これは ADB が提案しております。その中で見てみますと、ある債務者について、すべての財産はバンクローンが優先的に担保価値を把握できるから、これを認めると言ってくるわけです。そういうものは確かに銀行ローンからしてみれば極めて効率的ですし、好ましいものです。しかし、それをやりますと、それぞれの国内における動産取引が完全に萎縮してしまうわけです。そういうものを調整してやるのが法律論なわけですので、そこまで経済学の方で提案されるならば、法律家も十分乗る余地はあるということです。

【田中】 私は土生さんの御意見に賛成で、中野次長がおっしゃったような難しいお話ではなくて、ラオスに行きましても経済の方と法整備の方と両方あるのですけれども、スキームとして交流するというものは特に設定されておりませんで、簡単に言えば、経済政策支援

のために経済学部で経済関係の法律を教えよう、教科書も作ろうというプロジェクトをしておられて、それを何も知らずに法整備支援が始まっているのです。そういうばかげた重複はやめましょうという卑近な話から、もう少し経済政策支援と法整備支援は当然兄弟のように協力し合うべきであるという前提をまず JICA の方でも持っていて、定期的に今何をしておられますかとか、何か協力し合えるようなことがありますかというような話し合いができる、又は情報交換できる場が当たり前のようにあつてしかるべきであり、法整備支援に経済学部の人にも時々は来てもらうとか、常駐すべきかどうかは難しいかもしれませんが、もっと簡単に情報交換できる場があるべきだという素朴な気持ちを常に持っております。今、新美先生がおっしゃったような ADB の提案にはなかなか難しいかもしれませんが、それを日本がやっている場合もあるわけですから、日本の国内同士で、又は同じ機関同士でそれぞれ情報交換がない状態というのはよくないという、もっとちゃんと情報交換しましょうということを言いたいのです。

【土生】 少し補足させていただくと、例えば、非常に卑近な例で、ベトナムで民間企業を振興しなければいけないということになったときに、それを可能とするような、ベトナムでは企業法と言っていますけれども、会社法を作ったわけです。ただ、会社法を作った後も企業の登記数が全然増えない。なぜだろうとベトナム当局はいろいろ悩んでいたのですけれども、それは当然なのですが、会社法はできたのですが、いわゆる会社を登記する登記法がなかったのです。例えば、こういう側面で民間企業の数を増やしましょうというときに、会社法を作れば民間企業が増えるのではなくて、それにかかわる手続というものも制定しなければならないし、その手続を担う機関も育成しなければならない。この部分というのは、例えば、経済学者中心の部会の場合には、会社をたくさん作って、民間企業振興をなさいと言うのですけれども、会社そのものを成立させるような法律が不備な場合にはなかなかそれが達成できない。こういう例もあるわけです。だから、その部分で、例えば、経済政策策定支援をする部会の中に法制度を法政策として提言していけるような部会が、もししたら、必要じゃないのかなというのが、私の現場からの感想ということです。

【新美】 今のお話はそのとおりなのですが、もう一つ言いますと、登記手続ができれば登記するかと言うと、これも望みが薄いのです。というのは、ベトナムで家屋の登記制度を作ったのですが、登記料がべらぼうに高いものですから、だれも登記しないという状況があるわけです。そうしますと、制度を用意したけれども、費用がどれだけかかるのかということもきちんと押さえないとできませんし、ベトナムの場合、カンボディアもそうですが、基本的には国民の大多数が税金を払わないという国なわけですので、それを前提にしてそういった登録システムをどう整備するかというのは、これは法整備の問題でもあろうし、経済の問題でもありますけれども、その辺も読んでおく必要があるだろうと思います。

【中野】 田中さんがおっしゃっていただいたことは、現地でも国内でもそうした情報を交換し合いながら、相乗効果といいますか、ポジティブシナジーを働かせることは当然のことで、アジア第一部の中でも次長職がフォーカルポイント、情報のクリアリングハウスの機能を受け持っていますので、今後とも努力をしていきたいと思っています。それからもう一つ、

部会を設けるかどうかということについては、ヴェトナムで土生さんにも入っていただいた、あるいはミャンマーでも土生さんに入っていただいたということで、相手国政府の法律や制度がどうなっているかということについては、私どもは関心があるのですけれども、ただ提言を法律で実現するか、異なった形で実現するかという点については更に検討を重ねたところもありますので、御批判はあるかもしれませんが、意識を持って今後とも取り組みたいと思っております。

【河本】 先ほど議論されていた理念の問題を私の担当しました会社法とか、証券取引法の分野に当てはめてみたいと思うのですけれども、証券取引法までやるのかと実は思ったぐらいなんです。ところが、現在の日本の証券取引法は精密極まるものになっているわけです。証券六法だけでも10センチ近くある。それを向こうに教えてみたって意味がない。それで、結局、証券取引についてデクレができていましたので、それを翻訳したものを我々が逐条調べて、我々のコメントを付けましょうということになりました。3日ほどもらいましたので、実務家にも協力してもらってこれをやったのです。それを向こうがどういうふうにしやくしたのか、まだ答えは聞いておりませんが、これなどはとてもこちらから日本の証取法を食べなさいというような状況ではないのです。向こうが考えておるものを、これはおかし、ここは将来のことを考えたらこうしなさいということしかできないのではないかと。

次にこのような仕事の協力者として、このときに、弁護士の話がさっきあったけれども、学者の中でもどうしてこれを養成するか。実はヴェトナムの証券取引を読んでも私は少しも賢くならんのですよ。これを若い者にやれなんていうことは絶対言えない。そこで、だれがやるのだとなると、我々みたいなロートルがやるということになる。私は名古屋大学が非常にうらやましいのは、あそこでこういう仕事をなさることがその方にとっては学者としての業績になるという体制になっているのでしょう。今日も、御覧になって分かりますように、私は、私の関係している研究会で30人ほどの神戸大学、京都大学その他の大学の学者に今日の案内状を配ったのです。何人出てきていますか。出てきてない。関心がないのですよ。そうなりますと、一体学者のトレーニングをどうするか。こちらの担当官に頼まれて、この講義をだれか適当な人に頼んでくれと言われる。名前を挙げるとその先生はあかんと言うのです。話がものすごく下手だという。そうすると、その方にはお願いできませんしね。

だから、それぞれ分担して、しゃべれと言われるのだけれど、本当に何が要るのか、向こうに、何を教えたらええんだということについての全体をコントロールするというものがないのです。民法、訴訟法では成果を上げられましたけれども、これからいよいよ市場経済の話になると会社法、証券取引法と来るのですが、これを一体どうして、だれが対応していくのか、これは私の実際の経験から見まして、非常に難しい問題だと思っておるのであります。

【山下】 ありがとうございます。河本先生のように経験があると何も賢くならないということになるかもしれませんが、私のような者からすると、例えば、実務家にとって何が役に立つかという、日本法がどうやって育ってきたのかとはたと考える機会にはありません。ですから、河本先生がおっしゃる若い人と私がいう若い人はまず層が違うと思いますが、若い人をまず巻き込むことが必要なのではないかと私は実は思っております。

それで、先ほど手を挙げられました森島先生にお願いいたします。

【森島】 河本先生の御発言の一つ手前の話になりますが、ベトナムで一橋大学の石川先生が経済政策についてベトナム政府に助言をしておられたのですが、そのときに、JICAでベトナムの経済政策に関して会議を開いたことがありました。この会議に私は出ました。この会議の成果が直ちに法整備の作業と結び付いたわけではありませんけれども、市場経済ということで経済学的なアプローチをしておられるチームがある場合に、法律チームとの間で情報を相互に交換しておいた方がよいと思いました。先ほど御提言のあったような部会を作るのがいいかどうかは別として、会社の登記もそうですけれども、ほかの登記制度がどうなっているのかということも、経済の方に知っていただくとよいこともあるかもしれません。先ほど中野さんはクリアリングハウスとおっしゃったけれども、しょっちゅう情報交換するのはお互いに大変ですが、JICAの方で、そういう情報交換の機会を作っていたければと思います。

【山下】 ありがとうございます。そろそろ時間がまいりましたので、欲求不満がたまる、このままでは帰れないという方がいらっしゃいましたら、あとお一人質問をお受けしたいのですが、よろしいでしょうか。

それでは、一応、進行役を務めました役目上、簡単にまとめさせていただきます。

理念につきましては、ODA大綱が基本になるであろうと分かりました。それから、対象分野、対象国などいろいろな議論はあります。ただ、要請主義という言葉も問題になって、その理解もなかなか一様ではないということがまず分かってきましたし、誤解している方もいるということも分かってきたのだと思います。法整備支援と言うと、法律だけ作るのではないかと受け取られがちなのですが、そうでもないということは我々のパンフレット、あるいは日ごろの活動、皆さんの発言から分かるかと思います。ですから、要するに言葉が一人歩きするおそれがありますので、その言葉にとらわれなくて、国内でもお互いによく意思疎通をする必要がある、それが第1点だと思います。

それから第2点は、同じことですが、経済分野と法整備分野のリンクもあまりないではないかという点です。部会と言うと、確かに何か大きな制度を作らなければならないような感じになりますけれども、風通しをもっとよくした方がよいのではないかと。そういう意味ではJICAが同じようにやっているのですから、お互い風通しがよくなるようにやっていたらと非常に有り難いということになります。

それから、人材確保が問題であって、今、日本が法整備支援の経験を培ってきたとは言え、体制は整っていないということです。多分、どの機関でも整っていないのだと思います。2000年の段階で比較法学会でも報告されておりますけれども、個人のボランティアのような協力、個人に頼っているところがまだまだあるのではないかと。これを今後どうするのだということになりますと、体制作りが整っていないということが必ず出てきます。整っていないなら整えようという発言を本日は期待したのですが、その発言は、多分、時間がなかったせいだと思いますが、出てきませんでしたので、今後はそういう体制作りをそれぞれの機関が風通しをよくして進めていくことが求められるのではないかと方向性だと思います。もちろん

提言型という話もありましたので，形式的要請主義にとられる必要はないということになるかと勝手にまとめさせていただきます。

もっと重要なまとめはこの後にございますので，よろしくお願いたします。皆さん，御協力ありがとうございました。

所 感

法務省特別顧問 三ヶ月 章

【司会】 パネリストの皆様，どうもありがとうございました。ここまで予定どおり進行しておりまして，17時15分になりました。

ここで，私の資料にありますとおし肩書を御紹介申し上げます。

元法務大臣，法務省特別顧問，財団法人国際民商事法センター特別顧問，日本法律家協会副会長，日本ローエイシア友好協会会長，日本学士院会員，東京大学名誉教授，まだまだあろうかと思いますが，であります三ヶ月章先生を御紹介申し上げます。これから本日の総括と御感想などを頂戴いたしたいと存じます。

三ヶ月先生，どうぞ前の方へお願いいたします。

【三ヶ月】 大変な御紹介をいただきました三ヶ月章でございます。私のところに最初に



配布されました，こういうことを頼みたいという文書には，17時15分から「所感及び閉会あいさつ」ということになっております。ところが，今日受け取りましたブルーのペーパーによりまして，いつの間にかこれが変わりがして，「総括及び所感」ということになっております。これは皆さんも感じておられると思いますけれども，本日の会議の総括などということはそう生易しいものではありませんので，総括という語は2種類の表記のうち片方しかないから，これは落とさせていただきます。それから，閉会の辞というのも片方しかございませんので，これも落とさせていただきます。

そうすると，残りますのは「所感」ということだけです。そこで，本日の会にずっと参加させていただきました者の一人としての「所感」を述べさせていただくということで，私の責めを果たしたいと存じます。

初めに，極めて一般的なことから申し上げさせていただきますが，実はこの連絡会に初めてお出ましになった方も随分いらっしゃって，これは大変な会だと思われるのですが，これは4回目です。私はたまたま法務省特別顧問という資格によりまして，第1回るときからこれの運営の企画あるいはその組立て方，そういうことについて相談に乗ってまいった者です。

実は，一番初めのときはどんなことであつたかと申しますと，法整備支援とか何とかということではなしに，それぞれのグループ，例えば，日中法律家友好協会であるとか，ローエイシアだとか，あるいは日韓法律研究会とか，こんなものがばらばら幾つもございます。日本法律家協会の国際協力委員会というのもあります。そういうものが幾つもあるのですが，同じような方向に向かっているようでありながら全然横の連絡がない。これはちょっと問題ではないだろうかということで，実は初めの3回ぐらいのところまでは，そういう各団体の出席を半ば強制的にいたしまして，出ていただきました。自分のところはこんなことをやっている，君のところはそんなことをやっているのかと，そういう情報交換といえますか，自己宣伝といえますか，そんなことをしてもらいました。それでも何も連絡の全くないよりは

いいだろうということで始めましたが、大体1回目で、それから2回目、3回目とそういう形式を踏襲してまいりました。そして、その場合も、場所も東京の法務省の地下室でちょこちょこやっていたのが実情でしたが、今回、すなわち第4回を境といたしまして、がらりと形及び内容が変わってまいったというのが私の所感でございます。どういうことかと申しますと、たまたま2001年、今まで法務総合研究所の中の総務企画部というところの一つの仕事としてやっておりました国際協力関係の事業を、国際協力部として一つの部に昇格させたのです。法務大臣としての経験から申しますと、今のこの時世に一つの部局を新しく創設する、そして、それに人員を配置する、予算を付ける、これは大変難しいことですが、そういう難しさを克服いたしまして、新しく国際協力部というものが生まれたわけですが、それと時を同じくいたしまして、これだけ立派な会議場を持っておりますこの建物の中に、国際協力部が移ってまいりまして、言わばそういう新しい国際協力部と、それからこの建物のお披露目という意味も兼ねましたのが、この第4回の今回の連絡会でして、私のように第1回からずっとタッチしてまいりました者といたしましては、本当によくここまで来たものだという感を新たにするわけです。そういうことが一般論でございまして、あと多少一つ一つの問題について所感を申し上げさせていただきます。

今回の一つの特徴は、まず冒頭に、主催者であります国際協力部と JICA の責任者の方が今までの過去の業績を踏まえ、将来の展望を正式に表明されました。これは今までの連絡会にはないことです。同時に、それは皆様といたしましても、ああ、そうか、国際協力部というのはこういうことを今までやってきたのか、それから JICA は法整備支援という面でどんなことをやってきたのかということ非常に正確に、かつ感銘深く受け取られたのではないかと感じるわけでありまして。この冒頭のあいさつはこれまでの過去の経緯及び将来の展望と、誠に要領のよい御説明でして、繰り返しますけれども、皆さんも大きな感銘を受けられたことと存じます。それに引き続きますところのロック前司法大臣の講演ですが、これは支援を受ける国から見た、先ほどのお二方の冒頭の講演で触れられました問題点をどう受け止めておられるかということ、一国の司法大臣経験者という立場から述べられたものでありまして、このことの意味は極めて大きく、こういうふうなところで述べられましたことは、本会の主催団体のこれからの計画の実行に当たりまして、大きな指針の一つとなるものと私は感ずるのです。

こうした冒頭のごあいさつ、あるいは報告と申しますか、それとロック前大臣の講演、それに引き続きますところの、本日の一番の主眼である法整備支援の具体的な体験の一番豊富な竹下、森島両報告者の経験に裏付けられた報告は、初めてお耳にされる方にとりましてはそんなことがもう何年も続いているのかと、おそらく非常に驚かされた点もあるかと思いません。言わば現在及び将来の展望ということにつきまして、これまでは必ずしも適切な情報開示と申しますか、情報の提供がなされていなかったという欠陥を完全に補いまして、今後の課題を明らかな形で提示されましたことは、非常に貴重なことであります。おそらく皆さんも JICA 及び法務省の国際協力部の今後の仕事について評価を新たにされると同時に、非常に感銘を受けられたのではなかろうかと存ずるわけです。これは同時に、この次以降のこの

連絡会の運営の仕方につきましても、第4回のこの経験というものが大きく広げられ、また深められていくものと私は信じておる次第です。

先ほども少し述べましたように、発足当初からこの連絡会に関係してまいりました一人の老学者といたしまして、本日の講演を担当された方、パネリストとして御意見を述べられた言わば現役の同学の方々の皆様に、心から感謝の念と敬意を表明したいと存じます。それと同時に、本日、御参会の皆様方も、今日のお話を伺いまして、なるほど、そういうふうな仕事が今日本の法律に携わる者にとって一つの課題として現実化しているのだという認識をもし新たにされたとするならば、どうぞ遠慮なく手を挙げられまして、自分もそこに入りたいという形で、こういうふうな国際協力部の事業なり、JICAの法整備支援の仕事などについて御協力をいただければ、誠に有り難いことでもあります。それともう一つ忘れてはなりませんことは、今回も、先ほど申しましたように、冒頭のあいさつ、支援対象国の責任者の発言、それに続きます基調講演、パネルディスカッションと並んで、広範かつ適切なクエスチョネアを作られて、その回答を集めて分析され、それを公にされたということもまた極めて大きなことです。その点で、田中教官がなされました分析の発表につきまして、私は高い評価をさせていただきたいと思うのです。率直に申しまして、この新しい庁舎での仕事から1年の間に、これだけのクエスチョネアを各方面に発して、そして今日、配付資料の中にございますような形での見事な整理を成し遂げられたということについて、私は深い感銘を受けるのです。少し時間が足りなかったこともありまして、田中教官は必ずしも意を尽くされなかった点があるということを押聴しておりまして非常によく分かったのですけれども、この報告で利用された各パネルは、どうぞ皆様、各人がそれぞれの立場で一つひとつと考えていただきたいことだと私は思います。これは、実は、日本の法律家、法律学者が直面したことの無い全く新しい面をこれから開いていくのに非常によい手掛かりとなる整理であろうと思います。そういうことを付け加えさせていただきます。

最後でございますが、これは本連絡会とは直接関係のないことですが、実は私を紹介するこのパネルの下の方に、小さくローエイシア友好協会とか、ローエイシア東京大会という言葉が出ておりまして、主催者の方からも、せっかくここに載せたのだから、一言宣伝しなさい、よろしいよ、ということでしたので、お言葉に甘えまして申し上げさせていただきますが、実は、この肩書がここに書かれただけじゃなしに、皆さんのお手元にローエイシア友好協会です出したニューズレターが渡されておると思います。これを読んでいただきますと、実は2003年の9月に非常に大掛かりなNGOのアジアの法律家の国際大会が開かれることになっておりまして、ただいま私はここにある肩書のゆえに一所懸命そのために奔走しているわけです。

どうぞ本日の会議を契機といたしまして、アジアにおける法律家の相互理解あるいは法律家の交遊、法律家同士の友情について興味をお持ちの方ならば、本日の会議の議題となっております国、すなわちオフィシャルな立場での交流の対象になっている国以外にも、国の関与のないNGOとしての活動に徹底している一つの組織があつて、それがこのニューズレターに書いているような形で今年の秋に大会が開かれることになっておりますということ

お披露させていただきまして、せっかくパネルに書いていただきましたことですので、お許しを得ておしまいにつけ加えさせていただいた次第です。

初めにいただきました要望には閉会の辞というものも入ってございましたけれども、これは落とさせていただきまして、これは主催者の方にバトンをお渡しさせていただきます。どうもありがとうございました。

【司会】 大変ありがとうございました。三ヶ月先生から所感を頂戴いたしました。

これをもちまして、本日予定の議事はすべて終了いたしました。長時間の御参加、誠にありがとうございました。議事進行への御協力、改めて感謝申し上げます。

また、今日の模様は近いうちに私ども国際協力部の ICD NEWS で御報告できるのではないかと考えております。今後とも法整備支援に御理解と御支援を頂戴いたしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

長時間本当にどうもありがとうございました。

(閉 会)

第4回法整備支援連絡会資料

1 午前の部の資料

(1) 講演レジュメ

竹下守夫 駿河台大学学長，一橋大学名誉教授	1
森嶋昭夫 財団法人地球環境戦略研究機関理事長，名古屋大学名誉教授	2
(2) 「質問票に基づく問題分析の報告及び問題提起」の資料	3

2 午後の部の資料

パネルディスカッション第一部の資料 — レジュメほか —

坂野一生 元長期専門家 (カンボディア)	7
工藤恭裕 長期専門家 (ラオス)	9
市橋克哉 元長期専門家 (ウズベキスタン)	12
山下輝年 国際協力部教官 (インドネシア)	17
河津慎介 長期専門家 (ヴェトナム)	18
中野 武 JICA アジア第一部次長 (アジア諸国全般—ODA 実施機関の立場から)	19

3 その他

各機関の調査票に対する回答	20
---------------	----

(注) 本会の開催に当たり，あらかじめ法整備関係機関に調査票を送り，その回答を取りまとめたものであり，機関名の五十音順（「財団法人」等は除く。）に配列したものである。

※ 合計38ページ（表紙を除く。）

「カンボディア民事訴訟法起草支援と法整備支援の今後の課題」

駿河台大学長 竹下守夫

- I. 先進国としての我が国と法整備支援の意義
 - 1. 法整備支援の意義
 - 2. 国家的責務としての法整備支援の位置付け
 - (1) 政府開発援助（ODA）としての法整備支援
 - (2) 国際化時代の司法の役割としての法整備支援

- II. カンボディア民事訴訟法起草支援の実施過程
 - 1. カンボディア法整備支援プロジェクト発足の端緒
 - 2. 民事訴訟法作業部会の発足
 - 3. 起草支援の基本方針
 - (1) 起草する法典の内容：民主的法治国家の訴訟原則に基づく民事訴訟法典の起草
 - (2) 起草作業の実施方法：両国作業部会の協同作業として民事訴訟法案を完成
 - (3) 人材養成を兼ねる
 - 4. 起草作業実施の具体的進行
 - 5. 起草作業の現段階

- III. 起草作業完成の諸条件
 - 1. 作業部会の構成とその運営
 - (1) 起草に当たる人材の確保
 - (2) 全員による共同作業の必要
 - (3) 終期を見通した作業計画の設定
 - 2. 作業部会を支える周辺諸条件
 - (1) 法律用語に通じた通訳の確保
 - (2) 現地派遣専門家の熱意と責任感
 - (3) 人材養成のための研修との連携
 - (4) 事務局体制の確立

- IV. 法整備支援の今後の課題 — 他の開発途上国に対する法整備支援を目指して
 - 1. 上記III. 記載の諸条件の確保
 - 2. 日本側の責任体制の在り方
 - (1) プロジェクト全体の企画・管理の責任体制の確立・充実化
 - (2) 対内関係：責任あるスケジュール管理・作業の品質チェックの必要
 - (3) 対外関係：対外折衝・調整の責任の所在の明確化
 - ① 支援対象国との折衝・作業支援の環境整備・立法化への支援
 - ② 他の援助国・国際機関との関係調整
 - 3. 人材養成プロジェクトの統合的整備・拡充

「ベトナムにおける法整備支援」

財団法人地球環境戦略研究機関

理事長 森 暁 昭 夫

1 市場経済移行国に対する法整備支援

法制度支援の考え方 投資対象国における金融環境の整備
市場経済社会の基盤整備

2 我が国の法整備支援の基本的考え方

市場経済社会における司法制度の基盤作り

3 ベトナムにおける法制度の現状

基本法制度の不備
人材育成

4 ベトナムに対する法整備支援

基本法制度の整備
WTO加盟のための法制度整備
人材育成

5 今後の課題

支援事業の評価
法整備支援事業の戦略

第4回法整備支援連絡会

質問票に基づく問題分析 の報告及び問題提起

法務省法務総合研究所国際協力部
教官 田中嘉寿子

始めに

- 回答数 16
- 支援対象国 アジア地域のみ
- 支援形態 現地WS, 国内研修, 留学生受入, 現地調査, 講師派遣等
- 全体を通して
 1. 問題意識の共通性
 2. 課題: 戦略性の向上, 目標の明確化, 評価手法の開発
 3. 方法論: 国内外の情報交換・連絡・協力, 各種データの蓄積・利用, 人材ネットワーク, 広報

指摘された問題点

- 計画策定段階
- 支援実施段階
- 評価段階

計画策定段階での問題点

- 戦略性の欠如ないし不明確さ
 1. 関係者間における基本認識の不統一
 2. 法整備支援の国別援助計画における位置付け不明確
 3. 中長期的視野の欠如
 4. 経済政策支援と法整備支援との連携不足
 5. ODA大綱の基本原則における①市場志向型経済導入と②民主化の促進, ③基本的人権及び自由の保障との関係
- 目標のあいまいさ→評価の困難さ
- 各支援活動の相互協力・調整が不十分
 1. 日本国内
 2. ドナー間
- 基礎調査の不備
 1. 被援助国の法制度事情
 2. 社会的背景
 3. 政治的情勢

実施段階での問題点・1

- ODAの従前の枠組みと知的支援との不整合
従前の枠組み: 物づくり
知的支援: 制度・人づくり→目に見えにくい, 継続性・フォローアップが必要
- 形式的要請主義の弊害
- 実施過程の透明性確保と効率性の向上
 1. 専門的・実質的活動とロジ面との割合
 2. 工事受注型ODA→手続の透明性・公正競争原理
知的支援型ODA→ノウハウの蓄積による効率性

実施段階での問題点・2

- 言語上の問題点
 1. 現地語・日本語の通訳上の問題
 - ① 専門用語, 特に経済法関係の用語
 - ② 公定訳
 - ③ 用語の統一
 - ④ 支援対象国: 大陸法系ベース
他ドナーの支援専門家: 英米法系→使用言語 英語中心→訳語の混乱が増大
 2. 法律用語辞典(本国語, 本国語・英語対訳のもの)
 3. 通訳人の不足
 4. 英語使用の問題
 - ① 英語のできる日本人専門家の不足
 - ② 英語のできるカウンターパート・研修員の不足
 - ③ 法律: 言語に依存する学問→技術移転の壁
 5. 日本法の国外への情報発信不足
 - ① 日本法の英訳の公定訳がない
 - ② 日本法の解説の英文が少ない

実施段階での問題点・3

- **実施機関側の問題点**
- 1. プロジェクト実施チームの編成・プロジェクトの運営監理の問題
- 2. 一貫性・継続性の欠如
- 3. 常設の協力実施機関の不足
- 4. 各研修実施機関相互の連絡・調整・協力の不足
WTO関連での各種研修等が別個に行われている例
WTO研修、知財研修、特許関係の研修、民商事法研修、
市場体制移行国研修、独禁法施行支援研修
市場経済法調査等の各種調査研究・政策評価
留学生の教育
- 5. 国内研修の成果
 - ① 帰国後のフォローアップなし
 - ② 研修員以外へのインパクト
 - ③ 研修員のレベルのばらつき
 - ④ マルチ研修特有の問題
- 6. 経済法制度整備支援と法制度整備支援の関係
- 7. ドナー間会議への対応の不足

7

実施段階での問題点・4

- **カウンターパート側の問題点**
- 1. カウンターパートの条件
 - ① 政策決定権
 - ② プロジェクト内容と所管の合致
 - ③ 主要人物(フォーカル・ポイント)の任期
 - ④ 省庁間の縦割り・権限争い・利権確執
- 2. 人材の基本的素養
 - 法律関係者:「経済と法」の関係の無理解
 - 経済関係者:法律的知識に乏しい
 - 両方を理解している優秀な人材:希少・多忙
- 3. 法令相互間の矛盾・重複
 - ① カウンターパートの調整能力の欠如
 - ② ドナー間調整の欠如
- 4. 政治状況の影響の大きさ

8

評価段階での問題点

- **知的支援に適する評価手法の欠如ないし困難性**
- 1. 指標の取りにくさ
- 2. 統計等のデータの信頼性の低さ
- 3. 数値化・定量化の困難さ
- 4. プロジェクト全体の評価→サブ・プロジェクトの評価
- 5. 講師による評価の欠如
- **外部調査**
法律知識が必須
- **プロジェクト・サイクルの確立の必要性。**

提案された解決策

- **計画策定段階**
- **実施段階**
- **評価段階**

10

計画策定段階についての解決策・1

- **事前基礎調査の拡充**
- 1. 法文化・社会的要因・法社会学的な基礎調査の拡充
- 2. 調査結果の公開(一括管理された情報プール化)
- 3. 支援対象国の法制度の特性把握
- 4. 法と経済社会との関係を規律する諸要因の解明
- 5. 法令のエンフォースメントの阻害要因(行政機関の行政能力・汚職のメカニズム等)の調査
- 6. 中央政府と地方との関係の把握
- 7. 関連分野の調査報告・他ドナーによる調査結果等の活用

11

計画策定段階についての解決策・2

- **戦略の策定**
- 1. ODA総合戦略・国別援助計画との整合性
- 2. 国際協力
 - 資金拠出の意義
 - 結果は? 友好関係は向上したのか
 - 広報なくして理解なし
- 3. 市場経済化向け法整備支援と民主化・人権向上との関係の整理
 - ① 民商法:財産権、営業の自由、結社の自由等基本的人権の保障→契約自由の原則は民主化の第1歩
 - ② 訴訟法:裁判を受ける権利の保障、三権分立の確保
- 4. 経済戦略:投資環境の整備
 - 国際的な銀行系援助機関:法制度全体との整合性に無関心
 - 日本:法制度全体との整合性重視=エンフォースメント重視=運用主体である人材育成の重視=自立発展性
 - エンフォースメントあってこそ投資が増加
 - 相手国の満足と日本の国益との合致

12

計画策定段階についての解決策・3

- **目標の明確化**
- 1. プロジェクト目標の具体化
 - ① 法令の制定
 - ② 制度の確立
 - ③ 人材の育成
 - ④ 人材の交流、情報・意見の交換
- 2. エンフォースメントまで視野に入れる
- 3. 中長期的計画
 - ① 期間、② 予算制度、③ 終了事由、④ 自立発展性ある終期の設定
- **支援活動の適切な選択と有機的活用**
 - ① 研修
 - ② セミナー(意見交換)
 - ③ 資料収集・報告書の作成・公開・調査結果の広報
 - ④ 法整備関連データベースの作成
 - ⑤ 基礎的調査における相互協力
- **他ドナー・他活動との連絡・協調による矛盾・重複の回避**

実施段階についての解決策・1

- **知的支援のノウハウの蓄積とデータベース化**
- 1. 他ドナーの活動内容の調査・分析、教訓、問題点の整理
- 2. 今後のプロジェクトのための参考資料を残すという視点での活動
 - ① 各種資料の作成・保存・公開
 - ・ 参考資料リスト
 - ・ プロジェクト・ドキュメント
 - ・ 講師リスト(CV付き)
 - ・ レジメのセットと講義録のセット
 - ・ 協議の議事録
 - ・ 担当者作成の実施報告書
 - ② 報告会
 - ③ 広報
 - ④ 実施機関相互の協議会
- **ドナー間協議への積極参加・イニシアティブ**
- 1. 現地ドナー会合出席者の権限強化
- 2. 活動の重複回避、効率向上のための協力(ジョイント・プロジェクト等)

実施段階についての解決策・2

- **プロジェクト実施チームの編成・効率的運営**
- 1. 人材を集めてチームを編成する
 - 非常設実施機関と常設組織
- 2. カウンターパートの確保
- 3. チーム内における定期的協議
 - ① 担当者間の定期的協議
 - ② 担当者とカウンターパートとの間の定期的協議→問題点の共有化・解決方法の対話的解決→信頼関係
- **実施過程の透明性の確保**
- 1. 経理処理の合理化・透明性確保
 - 簡便かつ透明性のある経理マニュアルの作成
- 2. 各関係者の権限・役割・義務内容の明確化・認識の共通化
- 3. 関係者相互間の定期的報告・連絡・記録化

実施段階についての解決策・3

- **言語上の問題点の克服**
- 1. 専門用語：訳語と英語を二重表記
- 2. 法律辞典作成
- 3. 来日前：JICA日本センターで事前研修(日本語、基礎的科目)
- 4. 人材ネットワークの構築
 - ① 日本人専門家(講師・派遣専門家等)
 - ・ 専門家の言語能力、専門分野、関心国、過去の協力活動歴等のデータベース化
 - ・ 裾野を広げるための広報
 - ② 元研修員
 - ネットワーク化(同窓会的組織、名簿)。
 - ③ 留学生(在日・帰国後)
 - ・ 留学生(現・元)の国別・言語別・分野別のリスト→ネットワーク化
 - ・ 帰国後：JICA人材センターにおける継続教育
 - ・ 非法律分野の留学生：通訳・パラリーガルとして活用
 - ④ 外語大学生の活用

実施段階についての解決策・4

- **国内研修・現地WSを実施する際の留意事項**
- 1. ケース・スタディの活用
 - 一例：日系企業の現地での問題事例を基にした具体的なケース・スタディ方式の導入
- 2. モデレータ
 - 研修員・WS参加者と講師との橋渡し役
- 3. 講師へのアンケート→次回に反映
- 4. 研修後のフォローアップ→プロジェクト内に取り入れ
- **カウンターパート側にインパクトを与える方策**
- 1. 帰国後：職務と研修との関連性維持のフォローアップ
- 2. 日本での学習成果の発表の機会の確保
- 3. JICA人材センターでの継続教育
- **広報の充実**

評価段階についての解決策

- **知的支援に適する評価手法の開発**
- 1. 独自の評価方式の開発
- 2. 客観化の努力
 - **外部調査の導入**
 - 1. 第三者による外部評価の導入
 - 評価者に法的素養が必要
 - ・ 研修員による評価：研修終了時+帰国後
 - ・ 講師からの評価
 - 2. 報告会←質疑・討議等を通じた「評価」の検証(広報、プロジェクトの透明性確保という副次的効果)。
- **プロジェクト・サイクルの確立**
- 1. 明確なPDM
- 2. 終了時評価
- 3. 終了時評価→次期プロジェクト実施の可否・適否の分析→次期プロジェクトの計画策定(長期的スケジュールリング)



終わりに

優先課題

- 戦略の策定とその共有
- 情報・ノウハウの蓄積とその共有
- 相互連絡・協力のシステムの構築
(法整備支援連絡会議だけでは不足)
- 広報の拡充
- 国内外の人材ネットワーク作り
- 知的支援のための評価手法の開発

19

御協力ありがとうございました。

20



.....

現地事情国別報告（カンボディア）

元長期専門家 坂野 一 生

(1) カンボディアにおける支援の特徴

法典の起草支援（ゼロからの起草）

R/D（1999年3月5日締結，カウンターパートは司法省）では

- (a) 民法起草支援
- (b) 民事訴訟法起草支援
- (c) 両法典に関連する法令の整備
- (d) 裁判所行政改善支援
- (e) 裁判官，検察官その他の法曹の人材育成
- (f) 法曹教育支援
- (g) 市場経済に係る法分野での情報提供

上記の支援項目のうち，(c)，(d)，(f)については結局実施せず，(e)，(g)については法案起草を通じて間接的に実施

日本側が起草のイニシアティブ

カンボディア側の人材不足（法曹の層の薄さ）から，基本法であり条分数も多い両法典を独力で起草するのは困難，そこで日本側が条文案を提示する形に

ワークショップ形式による頻繁な意見交換（起草を目的に人材育成も）

上記のような事情があったとは言え，カンボディア社会と乖離した法案やカンボディア側が望まないような内容の法案を起草しないよう，ワークショップの場での意見交換をプロジェクトの中心活動とする（民法17回，民訴法13回，加えて本邦研修をそれぞれ3回，その他のテーマでも数回）

日本側起草担当者の充実

部会方式での起草（各法案につき10数名，計50回程度，集中審議も）

(2) 現地活動から得た有益な体験

政治的要素の影響の大きさ

政党間の対立と大臣の交代（1998年以来3人の司法大臣）

法案起草スケジュールと政治日程と兼ね合い

司法省自体の力

信頼関係構築の難しさと貴重さ

法律用語を選択していく方法

(3) 現地活動で遭遇する困難（対カウンターパート，他のドナーとの調整など）

法曹人材層の薄さ

日本サイドとのコミュニケーション

.....

関連分野での他ドナー等との調整

法整備の枠組み作り：世界銀行（MAP，戦略ペーパー等，閣僚評議会との作業）

個別の起草支援・制度整備支援（括弧内は主なカウンターパート又は所管官庁）

- － 刑法・刑事訴訟法：フランス（商業省）
- － 商事契約法：世銀（商業省） ただし，未完成のまま支援終了
- － 商業企業法：世銀（商業省）
- － 担保取引法：世銀→IMF→ADB（商業省）
- － 破産法：IMF（商業省）
- － 土地法：ADB（国土管理・都市計画・建設省） 既に施行済（2001年）
- － 土地法付属法令：ADB，Finmap（国土管理・都市計画・建設省）
- － 労働仲裁：ILO（社会福祉・労働・職業訓練・青年更正省）

アドヴォカシー

- － 全般：UNCOHCHR（国連人権高等弁務官カンボジア事務所）
- － 女性及び子どもの権利：Unicef，女性・退役軍人省，社会福祉・労働・職業訓練・青年更正省，その他人権 NGO など
- － 労働問題：ILO，社会福祉・労働・職業訓練・青年更正省

法制度・司法制度改革の枠組みと個々の法案起草との調整

枠組み策定（世銀主導）は政治的要素が強く，起草の技術的側面を無視しがち
個々の法案の必要性をあまり吟味せず，何でも法案リストに入れがち

(4) 今後の方向性

起草した法案の制定に向けて

法案施行に至るプロセス

司法省→閣僚評議会内法律家委員会→同評議会各省担当者会議→閣議→国民議会立法委員会→同常任委員会→同本会議→上院立法委員会→同常任委員会→同本会議→憲法院

法案成立後，施行のための制度作り

民法・民事訴訟法の施行法令の起草

制度が未整備の下での施行に必要な規定

施行前に発生した事項，行われた手続についての取扱い等

公証人・供託・執行官に係る法及び制度

不動産登記（ただし，所管官庁は国土管理・都市計画・建設省）

人材育成

裁判官・検察官養成校，弁護士養成校

プノンペン法科経済大学

法制度整備の戦略・枠組みの検討

世銀・閣僚評議会の計画との調整（効果的な意見交換，主張の方法）

日本の法制度整備自体の方針

.....

現地事情国別報告（ラオス）

長期専門家 工 藤 恭 裕

(1) ラオスにおける支援の特徴

対象国との間で支援内容をミニッツ，R/D 等で定めていない
対象機関が多数（司法省，最高裁，検察院，国会及びラオス国立大学）
基本科目に重点を置いた人材育成
各支援項目の連係を重視
少数のドナー
日本側に国内支援委員会が存在せず，意思決定過程が不明確

(2) 現地活動から得た有益な体験

相手国主導で支援内容を決定する困難さ
他分野 JICA 専門家との協力

(3) 現地活動で遭遇する困難（対カウンターパート，他のドナーとの調整など）

法曹人材の層の薄さ
法律用語も対応可能な通訳の層の薄さ
ラオス語の壁
日本の人材の薄さ
外国向けの日本情報の少なさ

(4) 今後の方向性

人材育成の継続
教材作成支援の拡大

ラオス法整備支援の実情と課題

法務総合研究所国際協力部
教官 工藤恭裕
(JICA長期専門家)

1

1 ラオスの特色

- 1) 国として小規模
- 2) 法制度整備の遅れ
- 3) 法律関係者の法律全般に関する知識が乏しい
- 4) ラオス語の壁
- 5) ヴィエトナムと社会制度が類似する
- 6) 日本側の体制が整っていない(国内支援委員会等)
- 7) 支援内容が相手国との間で定められてない

2

1) 国として小規模

(利点)

- 支援活動相互の連携が図りやすい
- ドナーも少数であり情報把握が容易

(欠点)

- カウンターパート職員の奪い合い

3

2) 法制度整備の遅れ 3) 法律関係者の知識不足

(特色)

- 基本分野中心
- 人材育成及びインフラ整備に配慮

4

4) ラオス語の壁

- 法律用語の未発達
- 通訳の層の薄さ
- コンピュータ利用の限界

5

5) ヴィエトナムとの類似

- ヴィエトナムにおける法整備支援活動の利用

6

2 ラオスにおいて経験した問題

- ラオス側に主体性が乏しい
- JICAの枠組みと機動的な対応の困難性

7

3 ラオスにおける工夫(1)

- JICA支援の価値を高める
 - 質の重視, 修了の効果, 競争の導入
- 各支援活動の連携
 - 現地セミナー → 本邦研修 → 留学
 - セミナー → 法律文献
- 南南協力
 - ヴィエトナムにおける現地セミナーへのラオス研修員の参加

8

ラオスにおける工夫(2)

- PCM等のブレインストーミングワークショップを用いて, ラオス側の意識を高める
- ラオス側が負担可能な部分はラオス側に負担させる

9

(別表1) これまでの活動及び体制

年度	体制 (アドバイザー及び調査)	本邦研修 (国別特設)	現地セミナー
1998	短期専門家(1週間)×1名	年1回(17名)	
1999	短期専門家(1週間)×1名	年1回(10名)	商事法(2日間) 刑事法(2日間)
2000	短期専門家(1.5か月間)×3名	年1回(10名)	刑事法(1週間)
2001	短期専門家(3か月間)×3名 企画調査員1名(9月～)	年2回(15+15名)	民商事法(5週間) 刑事法(1週間)
2002	長期専門家(1年間)×1名 企画調査員1名	年2回(15+12名)	民商事法(5週間) 刑事法(2週間) 国会の機能(2日間) 商法起草支援(3日間)
2003	?		

.....

現地事情国別報告（ウズベキスタン）

「ウズベキスタン共和国における法整備支援の仕事に従事して」

元長期専門家 市橋克哉

I ウズベキスタンにおける法整備支援の概要

1 背景

2001年11月12日付ウズベキスタン共和国大統領命令（rasporjazhenie prezidenta）R-1471号「国家・法制度及び裁判制度の改善並びに住民の法意識の向上の諸問題に関する評議会の設置について」

配属機関であるタシケント国立法科大学では、この評議会の議長である Rustambaev M. Kh.が学長職についており、評議会の事務局もこの法科大学に置かれている。

配属機関（タシケント国立法科大学）の沿革

タシケント国立法科大学は、独立前の1991年3月29日付ウズベキスタン共和国政令によって、それまで高等・中等教育省に属していたタシケント国立大学の法学部を大学から分離して司法省に移管し、独立の法曹養成専門単科大学として新たに再編・設置された。

大学の歴史と伝統は、ソ連崩壊と独立後の現在も、大学スタッフが誇りとしている点である。このことは、タシケント国立法科大学を配属機関として、この国において法整備支援の業務を行うに際しては、所与の「条件」として注意を要する点であった。

市場経済への「対応」という点では、こうした法学と法実務の歴史と伝統が多くの問題を抱え、しばしば改革にブレーキをかけていることは明らかである。しかし、いい悪いは別にして、既に長年にわたり慣れ親しんできた法制度及びそれを運用する法律関係の組織と法曹人材の「存在」、そして、それらが今もなお相当の力をもって機能しているという「現実」、その上、この国の法曹によって、それらの制度も組織も人も、自らの誇りとする「歴史」として現在も「評価」されているということを、まずは所与の条件として、業務を行わなければならなかった。

2 教育

学部

修士

高等教育後教育（研究者養成）

3 研究

大学には、研究成果を発表するための法学雑誌『国家と法』及び新聞『法学教育』がある。また、大学独自の出版部も今年度設けられ、研究書、シンポ等の記録集の出版事業をはじめた。

- 4 図書館
- 5 大学附属施設
 - 法宣伝センター
 - 人権及び人道法研究センター
 - 法学研究センター
 - 法学アカデミー高等専門学校（リセ）
 - 法律相談所

- 6 国際協力

大学は、JICA のほかに、TASIC, AYREKS, SOROS, COLPI, DAAD, AAY, UMID, YSTOZ, GTZ 等多くの国や地域の援助機関と関係を持ち、様々な教育及び研究プロジェクトが行われている。

- 7 将来構想

国立のロースクールを設置すること。

II ウズベキスタンにおける法整備支援

1 JICA の法整備支援

配属機関への専門家派遣以外に、ウズベキスタンにおける JICA の法整備支援案件は、2年前から始まった新しい事業である。

- (1) 内閣法制局による「日本の立法」に関するセミナー
- (2) 法務省法務総合研究所と名古屋大学大学院法学研究科から講師を派遣して実施した「日本の司法改革」に関するセミナー
- (3) カウンターパートであった司法省及び最高経済裁判所並びに検察庁からそれぞれ1人を日本の法務総合研究所に派遣して実施した研修
- (4) 法務省法務総合研究所及び JICA が共同で、ウズベキスタンにおける法実務を担っている諸機関の調査と11月に法務総合研究所が実施する2回目のセミナー（中小企業法制）

2 名古屋大学の法整備支援

- (1) 3大学との学術交流協定
- (2) 留学生の受入
- (3) 中央アジアにおける法改革シンポ
- (4) 法改革及び伝統法に関するシンポ
- (5) マハリヤー調査

3 日本弁護士連合会（日弁連）の法整備支援

この10月、初めての代表団をウズベキスタンに送って、日弁連としての法整備支援の可能性を調査する。

III 活動内容

1 業務実施計画

着任時、配属機関からは、当該機関で開催されるシンポジウム・セミナー等での報告を次々に依頼された。また、地方で開催されるシンポジウム・セミナー等への出席と報告もしばしば要請された。

2 業務

業務実施計画に基づいて、以下の業務を実施した。

- (1) 短期派遣（7か月）の専門家（法律アドバイザー）として、配属機関から要請されている国家・法改革に関する技術支援

配属機関及びその長である Rustambaev M. Kh. タシケント国立法科大学学長が議長を勤める評議会では、現在、前述したように、国家・法制度及び裁判制度の改革とそれを実現する新たな立法整備の課題に精力的に取り組んでいる。特に、市場経済化の達成のための必須条件として商法典の制定と、拙速で作ったため不備の多い民法典の全面改正は焦眉の課題となっている。そして、Rakhmankulov Kh. R. アカデミー会員・国際私法講座教授を中心とする配属機関の私法関係のスタッフとこの評議会の下に置かれた「法学教育及び法律学の諸問題に関する作業委員会」（同じく Rakhmankulov Kh. R. 作業委員会委員長）が、この二つの課題に取り組んでおり、これらの立法制定・改正準備作業に対する技術支援が要請された。

民法全面改正と商法制定のためのコンセプト

日本の民法及び商法のロシア語訳

- (2) 技術協力に関する新規候補案件要請の背景調査、情報の入手、配属機関(カウンターパート)との協議、日本側関係諸機関との調整、当該各種技術協力事業の計画及び実施

市民社会及び民主的法治国家の形成と市場経済の基礎となる民商法典の制定・改正と並んで、現在ウズベキスタンでは、統治構造の改革、司法改革、そして中小企業法制、銀行法制、税制等の個別法整備も進行している。こうした個別具体的な改革や経済関係法律の整備の進捗状況や政策動向については、配属機関、司法省等で行われるシンポジウム・セミナー、会議等の場でしばしば紹介されたり討議されている。そこで、これらの会議等に出席して情報を得たり調査を行った。

市民生活の慣習法や住民の自治組織とその「法」について、できるだけそれらを活かす方向で法整備を進めることが、円滑に、市民社会及び民主的法治国家を形成し、市場経済化を進めるためには必要である。この問題については、名古屋大学の研究プロジェクトの一環として実施されたシンポジウム「ウズベキスタンにおける法整備と伝統法」において、主要なテーマとして議論された。その際、ウズベキスタンの伝統法は、家族及び地域共同体（マハリヤー）の中に、法意識や慣習として強い影響力を今でも有していること、政府もこれらの伝統的な制度を、市民社会及び民主的法治国家の形成と市場経済化を目指す中でも発展強化していく政策を採っていること、実定法制度の運用の特徴は、伝統法の影響とそれによる解決と衝突しないように行われる

ことが多く指摘された。今後、名古屋大学による「ウズベキスタンの市民生活における伝統的法の影響に関する法社会学的調査」が予定されており、その成果を、民商法典の制定・改正準備作業等の JICA の法整備には活かしていく必要がある。

(3) 国際・地域組織並びに他国政府の技術協力事業の調査及びそれとの協力

法整備の分野における技術協力は、配属機関との関係では、国連高等難民弁務官事務所等の国連関係組織、世界銀行、アジア開発銀行、TACIS、アメリカ法律協会、GTZ 等が、この間様々な実績を積んでいる。

しかし、1990年代に実施されたプロジェクトが修了した後は、今のところ法整備の分野における目立った支援は行われていない。

こうした状況の中で、比較的まとまった支援を、現在まとまった形で系統的に行っているところは、TACIS、Open Society（ソロス財団）及び OSCE である。

(4) 配属機関（カウンターパート）以外の法律関係国家機関及び政府機関からの技術協力に関する新規候補案件要請の調査及び助言

司法省において、「日本の統治構造について」をテーマにした講演

中小企業法制に関するシンポで、日本の中小企業基本法についてその概要と特徴を報告した。

テロ対策に関するシンポジウムで、平和主義を掲げる日本国憲法の枠内という解釈の下で、9.11事件以降政府がとっているテロ対策とそのための法令改正について報告した。

最高経済裁判所及び検察庁において、「日本の司法改革について」の講演

3 課題の達成度

(1) 短期派遣（7か月）の専門家（法律アドバイザー）として、配属機関から要請されている国家・法改革に関する技術支援

民法全面改正のためのコンセプト及び商法制定のためのコンセプトを作成した。

日本民法及び商法のロシア語訳を作成した。

(2) 技術協力に関する新規候補案件要請の背景調査、情報の入手、配属機関（カウンターパート）との協議、日本側関係諸機関との調整、当該各種技術協力事業の計画及び実施

配属機関、司法省等で行われるシンポジウム・セミナー、会議等に参加して情報を得たり調査を行った。また、当該テーマに関する日本の制度や取組について、ウズベキスタン側の要請を受けて報告を行った。そして、その際に得た情報・資料等は、随時、JICA 事務所に提供した。

テーマがその時々課題に答えるためのものであるため系統性とまとまりに欠けたものであったこと、自己の専門から掛け離れたテーマもあり十分な対応ができなかったこと、質疑応答がなく一方的なものであること、大半がウズベク語であること等問題も多かった。

(3) 国際・地域組織及び他国政府の技術協力事業の調査及びそれとの協力

比較的まとまった支援を、現在系統的に行っている TACIS、Open Society（ソロス

財団) 及び OSCE については、配属機関やその他の法律関連組織等から情報が入り、自らもその催しに参加でき、その取組の特徴を把握することができた。

(4) 配属機関 (カウンターパート) 以外の法律関係国家機関及び政府機関からの技術協力に関する新規候補案件要請の調査及び助言

配属機関 (カウンターパート) 以外の法律関係国家機関及び政府機関では、司法省、最高経済裁判所、最高裁判所、検察庁で講演を行ったり、情報収集に当たった。

(5) 日本政府による将来の継続的・体系的な技術協力を実現するための可能性の探究

この間の法整備の分野における技術協力は、これまでみてきたように、いずれも、短期の専門家派遣、カウンターパート研修の受入れといった単発のものにとどまっている。そこで、今回の配属機関 (カウンターパート) による民商法典の制定・改正準備作業に対する専門家及び短期専門家派遣によるワークショップ・セミナーやカウンターパート研修の実施、そして、次の段階の実際の民商法典の制定・改正の作業に対して、継続的で体系的な技術協力を実施するためのプロジェクト型協力の可能性を探究することも、業務実施計画の課題であった。

4 まとめ

民法全面改正及び商法制定に向けた作業は、その第1段階としてのコンセプトの作成及び日本民法、商法のロシア語訳の作成を行っている。引き続きロシア語訳の確定版を完成させるとともに、草案の幾つかのバリエーション作りに入る作業という第2段階へと進むことが求められている。その際には、この作業を支援するために、引き続きできるだけ早い時期に、専門家 (短期又は長期) を、評議会議長と事務局を有し、この間の作業に当たったメンバーがいる配属機関に置くことも必要であろう。

ウズベキスタンにおける日本の法整備支援は、2年前に始まった新しい事業である。しかし、現在では、JICAをはじめ、法務省、名古屋大学がそれぞれの立場から協力しながら、この事業に取り組んでいる。そして、ここに日弁連も加わろうとしている。この意味では、短い期間の間に、性格を異にする多様な機関・団体が参加する段階に既に入っているとと言える。したがって、これからのこの国における日本の法整備支援を考える際には、政府関係機関、大学及び民間、NGOの連携・協力はいっそう不可欠になっている。関係機関及び団体は、今まで以上に連絡を取り合って、それぞれの活動状況を把握しながら協力して、この事業に取り組む必要がある。

ウズベキスタン側を見ても、配属機関であるタシケント法科大学はもちろん、司法省、最高経済裁判所、検察庁、そして最高裁判所も法整備支援の対象機関となっている。将来は、ここに弁護士会も加わると思われる。

この意味では、ウズベキスタン側もそれぞれの立場は尊重しつつも、相互に連携した活動を行わなければならない段階に入ったと言える。特に、民法全面改正及び商法制定といったまとまった事業を考える場合には、これらの機関・団体の連携は不可欠である。この点で、これらの機関がすべて参加している法改革及び司法改革に責任を持つ評議会の役割は重要と考える。

.....

現地事情国別報告（インドネシア）

国際協力部教官 山下輝年

1 現状

(1) 情報収集段階

- 2001年9月 外務省と JICA から調査団派遣の話あり
- 2002年1月 インドネシア現地調査（2週間）
- 2002年3月 インドネシア大学教授を招へいし情報収集
- 2002年7月 本邦研修（司法制度比較）
- 2003年1月 インドネシア現地調査（予定）

(2) これまでの支援対象国との相違

- ・ 個別の立法支援の必要性は薄い→法案作成能力，法曹人材の存在
- ・ 司法の独立，司法の透明性に問題あり
- ・ 司法行政権の移行，憲法裁判所の設置，司法委員会の設置などの改革が憲法改正済み

(3) 他の支援機関の先行

IMF, WB, ADB, UNDP, AUSID, Sida など多数の支援機関が関与
司法改革支援はグッド・ガバナンスの一項目
支援形態の段階的変遷

- インドネシア国家開発企画庁(BAPPENAS)を通した支援（国家機関へ直接）
 - 国家法制委員会(KHN)を通した支援
 - パートナーシップ基金(各ドナーが拠出)を通した支援

2 現地活動で遭遇する困難

司法の汚職が公然と語られる
日本のような六法の不存在→改正がある法律の場合に一覧ができない
言語の問題
日本の制度の英語による発信

3 今後の方向性

次回調査後に更に検討
候補 司法の独立や透明性の確保に資するような支援
判例公開の促進
法曹養成制度の改革
(警察支援とのゆるやかな連携の考慮)

.....

現地事情国別報告（ヴェトナム）

長期専門家 河津 慎 介

(1) 当該国における支援の特徴

- －ヴェトナム法整備支援：フェーズ2の最終段階
- －3本の柱（個別立法支援，共同研究，人材育成）⇒民商事法を中心としながらも幅広い支援が特徴
- －カウンターパート：司法省，最高人民裁判所，最高人民検察院（立法・司法分野，民商事，刑事分野も対象）
- －日本側投入：法曹三者の参加，強固な国内支援体制
- －支援の受け手であるヴェトナム側の意識の高さ

(2) 現地活動から得た有益な体験

- －人と人とのつながりの重視，人的関係に基づく活動範囲の広がり
- －実際に現地で勤務することにより，他のドナーとの接触を通じた国際潮流，国際感覚の醸成

(3) 現地活動で遭遇する困難（対カウンターパート，他のドナーとの調整など）

- －越側：人的関係（上記）と表裏一体の問題の存在。人的関係に対する過度とも言える依存。情報の非対称性。
- －ドナー：改善の方向，10を超えるドナーの存在，上記情報の非対称性の問題とあいまって生じる調整の困難。影響力の強いドナー（及び越側国家機関）の不存在（群雄割拠状態，戦国時代初期のような様相）⇒JFMの失敗
- －国内と現地のコミュニケーションが必ずしも十分とは言えない。

(4) 今後の方向性

- －越国の支援ニーズの高さ←司法改革，WTO加盟を中心とした市場経済化に適合する法整備
- －フェーズ3の方向性（目に見える成果，目的の明確化）
- －「人と人との関係」に過度に依存しないプロジェクト体制構築の必要性

アジヤ諸国全般—ODA 実施機関の立場から

JICA アジヤ第一部 中 野 武

法整備支援に関する全般的な問題意識として

1 移行期・転換期への対処・支援として、何が貢献できるか

アメリカ型、欧州型、日本型等の仕組みや社会を目指す将来指向と日本が支援することの比較優位性に留意しながら

- (1) 個別的・試行錯誤的対処から
- (2) 経験蓄積・計画的支援を経て
- (3) モデル設計へ

2 支援方針の検討に向けて

- (1) 政治的・外交的意図表明等を受けて、専門的・実務的な立場から吟味し実施へ
- (2) 移行期・転換期を適切に支援するために、常に見直しと柔軟性の維持確保を
- (3) 支援方針の類型として

- ①大勢追随型 ②代替案提示型
- ③ニッチ・隙間埋め型 ④セフティー・ネット供与型 等

(4) 支援方針の検討項目として

- ①優先順位・対処順序 ②支援対象者・機関 ③日本の得意分野
- ④国内・国外の援助資源の賦存状況 ⑤実務・実践的成果の持続性
- ⑥先方の整備段階、取組姿勢、自助努力等の実態と過不足のない対応
- ⑦中長期な日本への裨益効果等の検討 ⑧他ドナーとの調整・連携 等

3 市場経済化、民主化、人権尊重、良い統治等の実現に向けての知的支援の関わり方

- (1) 法整備・司法改革支援
- (2) 経済構造調整・政策支援（ヴェトナム、ラオス、ミャンマー、インドネシアほか）
- (3) 人材開発（日本）センター（ヴェトナム、ラオス、モンゴル、カザフスタン、ウズベキスタン、ミャンマー、カンボディアほか）

4 ソフト、ハード分野の整備とユーズ・ウエア（人材開発・能力向上）の取組

現況の阻害要因・制約条件の分析・解明と最適支援資源組み合わせの選定：

- (1) 文献・資料・ガイドライン・マニュアルほか情報整備
- (2) 施設建設・整備
- (3) ローカルコスト負担（作業補助、残業代・副業代支弁）
- (4) 調査・研究
- (5) 研修員・留学生の受入れ
- (6) 専門家・調査団派遣 他

法整備支援関係機関調査票

ふりがな 機 関 名 称	ざいだんほうじんあじあけいせいざいだん 財団法人アジア刑政財団
英 文 名 称	ASIA CRIME PREVENTION FOUNDATION (ACPF)
機 関 ・ 団 体 種 別	公益法人
管 轄 官 庁	法務省
設 立 経 緯	昭和57年に、①国連アジア極東犯罪防止研修所（アジ研）の活動を支援するとともに、②独自にアジアを中心とする開発途上国における犯罪防止及び刑事司法の発展に寄与する活動を行うことを目的に設立されたもの。
業 務 概 要	②の分野においては、開発途上国各国において、各種の犯罪防止活動を支援し、犯罪防止・犯罪者処遇に関するシンポジウムを開催し、また、国連の行う国連犯罪防止世界大会等の活動にアジアの意見・経験を反映すべく、財団としての世界大会を開催し、その成果を国連等に報告している。 法整備支援は、それらの活動の一環である。
平成14年度内 研 修 ・ 研 究 プロジェクト等	<ul style="list-style-type: none"> ・国連経済社会委員会犯罪防止委員会に出席・アジア各国からの同委員会出席費用補助 ・インドでの「極貧解消と刑事司法」シンポジウム開催 ・第9回アジア刑政財団世界大会開催・東京宣言採択
主 な 支 援 対 象 国	アジアの開発途上国：その他の地域の開発途上国
定 期 刊 行 物, URLアドレス名等	ACPF Today (英文) アジア刑政通信 (日本語)

法整備支援関係機関調査票

ふりがな 機 関 名 称	きょうとがくえんだいがく 京 都 学 園 大 学
英 文 名 称	Kyoto Gakuen University
機 関 ・ 団 体 種 別	大学
管 轄 官 庁	無
設 立 経 緯	1992年に志村が訪中，人民大学で日本会社法の集中講義を行ったのに端を発し，その後約10回に及ぶ訪中，招へいを実施し，中国社会科学院法学研究所，人民大学，清華大学と交流。
業 務 概 要	<u>会社法</u> ， <u>企業組織法</u> ， <u>証券取引法</u> の立法変遷を <u>情報交換</u> している。
平成14年度内 研 修 ・ 研 究 プ ロ ジ ェ ク ト 等	『東アジア（日・中・韓・越）における企業組織法の現状と発展』（仮題）を平成15年3月末迄に出版する。目下，法律文化社で組版中。その内容は，日本，中国，韓国及びベトナムの企業・会社法の解明にある。
主 な 支 援 対 象 国	中国，ベトナム
定 期 刊 行 物， URLアドレス名等	

法整備支援関係機関調査票

ふりがな 機 関 名 称	こくさいきょうりょくぎんこう 国 際 協 力 銀 行
英 文 名 称	Japan Bank for International Cooperation
機 関 ・ 団 体 種 別	政府機関
管 轄 官 庁	財務省・外務省
設 立 経 緯	平成11年10月に、我が国企業の海外における活動を支援してきた日本輸出入銀行と、開発途上国の経済社会開発を目的としてきた海外経済協力基金（OEFCF）が統合して設立。
業 務 概 要	「輸出金融」、「輸入金融」、「投資金融」、「アンタイドローン」、あるいは日本企業の海外事業に対する「出資」などを通して、日本の輸出入、海外における経済活動の促進や国際金融秩序の安定に貢献することを目的とする「国際金融等業務」と、開発途上国の経済社会基盤整備、経済の安定などの自助努力を支援するための長期・低利な譲許的条件での資金提供を行うことを目的とする「海外経済協力業務」を実施。
平成14年度内 研 修 ・ 研 究 プ ロ ジ ェ ク ト 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 途上国政府関係者を受け入れ、公害対策等についての研修を多数実施。 ・ 開発金融研究所が教育、IT、平和構築など様々なテーマで研究プロジェクトを実施している。
主 な 支 援 対 象 国	インドネシア、タイ、マレーシア、中国、フィリピン、モンゴル、インド、パキスタン、スリランカ、バングラデシュ、ベトナム、ペルー
定 期 刊 行 物、 URLアドレス名等	年次報告書、円借款活動レポート、円借款事後評価報告書 http://www.jbic.go.jp

法整備支援関係機関調査票

ふりがな 機 関 名 称	こくさいきょうりょくじぎょうだんおおさかこくさいせんたー 国際協力事業団大阪国際センター
英 文 名 称	Osaka International Centre, Japan International Cooperation Agency (JICA)
機 関 ・ 団 体 種 別	政府機関
管 轄 官 庁	外務省
設 立 経 緯	開発途上国に対する国際協力を実施する JICA の近畿 2 府 3 県（大阪府，京都府，奈良県，滋賀県，和歌山県）における窓口機関として 1967年に開設され，1994年に現在の茨木市西豊川に移転した。
業 務 概 要	<p><研修員受入事業> 開発途上国から年間約1500人の研修員を受入れ，関西の地域特色を生かした80を超す研修コースを実施している。</p> <p><国民・市民参加推進事業> 国際協力推進員を各府県に配置し，地方自治体や NGO との連携，国際協力への市民参加プログラムなどを行っている。また，地域住民対象に，開発途上国及び国際協力について考えてもらうための様々なプログラムを用意している。</p>
平成 14 年度 内 研 修 ・ 研 究 プ ロ ジ ェ ク ト 等	<p>ヴェトナム法整備フェーズ 2（パート 9～12）</p> <p>日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー</p> <p>ウズベキスタン法整備支援研修</p>
主 な 支 援 対 象 国	ヴェトナム，インドネシア，ウズベキスタン
定 期 刊 行 物， URL ア ド レ ス 名 等	<p>OSIC NEWS LETTER</p> <p>http://www.jica.go.jp/branch/osic/index.html</p>

法整備支援関係機関調査票

ふりがな 機 関 名 称	こくさいきょうりょくじぎょうだんちゅうぶこくさいせんたー 国際協力事業団中部国際センター
英 文 名 称	Chubu International Centre, JICA
機 関 ・ 団 体 種 別	政府機関
管 轄 官 庁	外務省
設 立 経 緯	政府開発援助のうち技術協力を実施する JICA の国内機関として、中部地区（愛知・岐阜・三重・静岡）における国際協力及び国際交流の拠点を目指し、1971年に設立された。
業 務 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・研修員受事業 主として、開発途上国の国づくりの中核となる人材を育成する目的で、各国の要請に基づき技術者や行政官など、年間約500人の受入を行っている。 ・国民・市民参加推進事業 児童・学生をはじめ市民に途上国や国際協力について知っていただくため、高校生国際協力実体験プログラムや国際協力市民講座等、開発教育支援事業に取り組んでいる。また、自治体や NGO と連携し、途上国への技術協力を行う「草の根技術協力事業」も行っている。
平成14年度内 研 修 ・ 研 究 プロジェクト等	ラオス法整備支援研修 モンゴル法整備支援研修
主な支援対象国	ラオス，モンゴル
定 期 刊 行 物， URLアドレス名等	http://www.jica.go.jp/branch/cbic/index.html

法整備支援関係機関調査票

ふりがな 機 関 名 称	こくさいぼうえきとうしけんきゅうしょ こうせいぼうえきせんたー (財) 国際貿易投資研究所 公正貿易センター
英 文 名 称	Fair Trade Center
機 関 ・ 団 体 種 別	公益法人
管 轄 官 庁	経済産業省
設 立 経 緯	公正貿易センターは通商問題を取り扱う研究機関として通産省及び産業界の支援を受けて1984年に設立された。
業 務 概 要	通商問題及び WTO (世界貿易機関) に関する事項について官民学の有識者を委員とする各種研究会による研究活動, セミナー, シンポジウムの開催, 会員企業への助言, JICA 研修の実施等。
平成 14 年度 内 研 修 ・ 研 究 プ ロ ジ ェ ク ト 等	JICA 研修 (公正貿易センターが実施を担当するもの) ・ 貿易救済措置 (平成14年12月 / 2 週間) ・ WTO 紛争解決了解 (平成15年 2 月 / 2 週間) ・ 中国 WTO 加盟支援 (平成15年 3 月 / 2 週間)
主 な 支 援 対 象 国	APEC 諸国, エジプト等途上国, 中国等
定 期 刊 行 物, URL ア ド レ ス 名 等	ホームページ (http://web.infoweb.ne.jp/fairtradec/) に 週 : Washington Monitor, Brussel Monitor 月 : 対日アンチダンピング情報 掲載

法整備支援関係機関調査票

ふりがな 機 関 名 称	ざいだんほうじんこくさいみんしょうじほうせんたー 財団法人国際民商事法センター
英 文 名 称	International Civil and Commercial Law Centre Foundation
機 関 ・ 団 体 種 別	公益法人（財団法人）
管 轄 官 庁	法務省
設 立 経 緯	平成8年3月28日民間会社25社の代表を含む27名の設立発起人会で設立決議，同4月16日法務大臣による財団の設立許可，同4月24日財団設立登記申請，同5月22日第1回理事会開催。
業 務 概 要	<p>1 法整備支援 JICA，法務総合研究所の実施する民商事法分野での国際研修の受託，協力（ベトナム/マルチ研修等）及び法整備プロジェクトへの支援協力（カンボディア民法・民訴草案作成作業部会，ベトナム民法改正研究会等）</p> <p>2 シンポジウム・セミナー開催 中国，ASEAN 諸国等との民商事法分野での相互理解を目的とする。（日中セミナー，知財シンポ等）</p> <p>3 調査研究 アジア太平洋諸国の民商事法分野の特定テーマ研究委託（ADR 研，知財研等）</p>
平成14年度内 研 修 ・ 研 究 プロジェクト等	ベトナム研修（第18～21回），国際民商事法（マルチ）研修，カンボディア民法・民訴法起草支援研修，フィリピン（ADB）研修，日韓パートナーシップ研修，インドネシア法整備支援研修，ウズベキスタン司法支援研修，カンボディア民法・民訴法部会，ベトナム民法改正共同研究会，アジア太平洋諸国知的財産権研究会
主な支援対象国	アジアの市場経済移行国
定 期 刊 行 物， URLアドレス名等	機関誌 ICCLC，ICCLC NEWS http://www.icclc.or.jp

法整備支援関係機関調査票

ふりがな 機 関 名 称	さいこうさいばんしょ 最高裁判所
英 文 名 称	The Supreme Court of Japan
機 関 ・ 団 体 種 別	国家機関
設 立 経 緯	昭和21年11月3日に日本国憲法が公布され、昭和22年5月3日の施行と同時に最高裁判所が発足した。
業 務 概 要	最高裁判所は、上告や特定の抗告などについて裁判権を持っているが、司法事務処理に関する事項について規則を制定する権限や、裁判所の人事、予算等の運営を行う司法行政権が与えられている。外国の司法機関との交流及び裁判官や裁判所職員の海外への派遣事務についても、最高裁判所が担当している。
平成14年度内 研 修 ・ 研 究 プ ロ ジ ェ ク ト 等	<ol style="list-style-type: none"> 1 ヴィエトナム国へ長期専門家（杉浦専門家）の派遣 2 法務総合研修所が行う以下の研修に参加する研修員の受入れ 第2回 ADB 研修(フィリピン裁判官研修:司法制度の効率的運用) 第4回日韓パートナーシップ研修 日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー 第18回ヴィエトナム国法整備支援研修 第20回ヴィエトナム国法整備支援研修 ヴィエトナム最高人民裁判所副長官一行 第1回ウズベキスタン共和国法整備支援研修 第7回国際民商事法研修 第7回ラオス法整備支援研修 第21回ヴィエトナム法整備支援研修 3 法務総合研修所が行う以下の研修への裁判官及び裁判所職員の派遣 第2回 ADB 研修(フィリピン裁判官研修:司法制度の効率的運用) 第4回日韓パートナーシップ研修 第7回国際民商事法研修 4 カンボディア王国での現地セミナー及び同王国民法・民事訴訟法起草支援研修への講師派遣(南敏文徳島地方裁判所・家庭裁判所所長)
主 な 支 援 対 象 国	ヴィエトナム, カンボディア, インドネシア, ウズベキスタン
定 期 刊 行 物, URLアドレス名等	英文・和文「日本の裁判」、英文「日本の裁判所制度」、同「日本の民事裁判の概要」、同「日本の刑事裁判の概要」、同「日本の家庭裁判所案内」。URL アドレス： http://www.courts.go.jp/

法整備支援関係機関調査票

ふりがな 機 関 名 称	しゅうぎいんじむきょく 衆議院事務局
英 文 名 称	Secretariat of the House of Representatives
機 関 ・ 団 体 種 別	国会機関
管 轄 官 庁	無
設 立 経 緯	昭和22年4月30日、国会法及び議院事務局法により設立。
業 務 概 要	本会議及び委員会の運営事務、調査事務、議員に関する庶務事務、議院の管理事務、会議録の作成に関する事務、議院警察に関する事務、議会政治の歴史資料に関する事務等を行っている。
平成14年度内 研 修 ・ 研 究 プ ロ ジ ェ ク ト 等	
主 な 支 援 対 象 国	ヴェトナム及びラオスに対する支援について、JICAの短期専門家として職員を派遣した（これまでの実績）。
定 期 刊 行 物, U R L ア ド レ ス 名 等	

法整備支援関係機関調査票

ふりがな 機 関 名 称	ないかくほうせいきよく 内 閣 法 制 局
英 文 名 称	Cabinet Legislation Bureau
機 関 ・ 団 体 種 別	政府機関
管 轄 官 庁	無
設 立 経 緯	明治6年の法制課を前身として、明治18年、近代的中央行政組織としての内閣制度の発足に伴い、内閣に法制局が置かれた。
業 務 概 要	法律問題に関し、内閣並びに内閣総理大臣及び各省大臣に対し意見を述べる事務（意見事務）、閣議に付される法律案、政令案及び条約案を審査する事務（審査事務）を行っている。
平成14年度内 研 修 ・ 研 究 プ ロ ジ ェ ク ト 等	なし
主 な 支 援 対 象 国	
定 期 刊 行 物, URLアドレス名等	http://www.clb.go.jp

法整備支援関係機関調査票

ふりがな 機 関 名 称	なごやだいがく ほうせいこくさいきょういくきょうりょくけんきゅうせんたー 名古屋大学 法政国際教育協力研究センター
英 文 名 称	Center for Asian Legal Exchange (CALE), Nagoya University
機 関 ・ 団 体 種 別	大学
管 轄 官 庁	文部科学省
設 立 経 緯	1991年に名古屋大学法学部は学部創立40周年に当たり地元各界から寄せられた基金により「アジア太平洋地域法政研究教育事業」を開始。事業実施の過程でアジア諸国に対する法整備支援の課題に遭遇し、1998年から市場経済への移行などの経済的・社会的改革に邁進するアジア諸国に対する法整備支援事業に学部・研究科を挙げて取組を開始した。 このアジア法整備支援事業とそれを支えるアジア法政研究のコーディネーターセンターとして、大学院法学研究科は2000年4月研究科内に「アジア法政情報交流センター」を発足させた。同センターは2002年4月に文部科学省令に基づく学内共同教育利用施設「法政国際教育協力研究センター」として法学研究科より独立した組織となり、現在に至っている。
業 務 概 要	○ アジア諸国の法と政治に関する基本資料・情報の収集と発信 ○ アジア諸国の法と政治に関する理論的研究の推進とコーディネーター ○ アジア法整備支援事業の企画・実施 ○ アジア諸国の司法省等政府機関、大学・研究機関、弁護士等との人的ネットワークの構築 ○ 留学生の受け入れに関するコーディネーター、教育プログラム策定支援
平成14年度内 研 修 ・ 研 究 プ ロ ジ ェ ク ト 等	<調査・研究> ＊シンポジウム・講演会の開催、現地調査等を含む ・ベトナムにおける「郷約」 ・ウズベキスタンにおける社会主義法 ・イスラム法と現代法の継承関係 ・カンボジアにおける立憲主義 ・法整備と法学教育 ・法整備支援の手法と評価 等 <研修> ・JICA ラオス国別特設研修「法整備支援」受入れ（2回） ・JICA 個別研修員（ウズベキスタン、モンゴル）の受入れ <その他> ・JICA 法学教育アドバイザー（ウズベキスタン）の派遣 ・JICA ベトナム法整備支援 ・終了時評価調査団員の派遣 ・2002年度・留学生支援無償（JDS）留学生の選考・受入れコーディネーター ・JICA 受託講座等による留学生向け特別講義の開催 ・国内協力員データベースの構築等
主 な 支 援 対 象 国	ベトナム、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン、モンゴル、中国
定 期 刊 行 物、 URLアドレス名等	<定期刊行物> CALE NEWS（和文、年3～4回発行） CALE UPDATES（英文、隔月発行） CALE 叢書（和文、不定期） CALE Annual Report（2002年度より発行予定） <ホームページ> http://cale.nomolog.nagoya-u.ac.jp

法整備支援関係機関調査票

ふりがな 機 関 名 称	ざいだんほうじんにほんこくさいきょうりょくせんたーちゅうぶししょ 財 団 法 人 日 本 国 際 協 力 セ ン タ ー 中 部 支 所
英 文 名 称	Japan International Cooperation Center, Chubu Branch Office
機 関 ・ 団 体 種 別	公益法人
管 轄 官 庁	外務省
設 立 経 緯	国際協力事業団の支援組織として、国際協力の推進に貢献することを目的に昭和52年3月に設立。
業 務 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発途上国からの研修員（技術者や行政担当者等）受入関連事業 ・ 青年招へいプログラムの実施 ・ 広報セミナーの運営 ・ 国際協力に関する要員の派遣 等
平成14年度内 研 修 ・ 研 究 プ ロ ジ ェ ク ト 等	
主 な 支 援 対 象 国	
定 期 刊 行 物, URLアドレス名等	JICE NEWS URL : http://www.jice.org

法整備支援関係機関調査票

ふりがな 機 関 名 称	にほんしほうしょしかいれんごうかい 日本司法書士会連合会
英 文 名 称	The Japan Federation of Shiho-Shoshi Lawyer's Association
機 関 ・ 団 体 種 別	司法書士法第十七条による法人
管 轄 官 庁	法務省
設 立 経 緯	昭和2年11月創立 昭和42年司法書士法一部改正 (日本司法書士会連合会へ改称・法人格取得)
業 務 概 要	司法書士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、司法書士会及びその会員の指導・連絡に関する事務、司法書士の登録に関する事務を行うことを目的とする。
平成14年度内 研 修 ・ 研 究 プ ロ ジ ェ ク ト 等	モンゴル国が平成15年5月から土地の私有化を実施することに伴い、平成14年5月と8月、それぞれ2週間程度、不動産担保及び登記制度の整備に関して、モンゴル国の中央銀行、法務内務省、大学などとセミナーや意見交換などを行った。
主 な 支 援 対 象 国	モンゴル
定 期 刊 行 物, URLアドレス名等	月報「司法書士」 http://www.shiho-shoshi.or.jp/

法整備支援関係機関調査票

ふりがな 機 関 名 称	にほんせいさくとうしぎんこう 日本政策投資銀行
英 文 名 称	Development Bank of Japan
機 関 ・ 団 体 種 別	政府機関
管 轄 官 庁	財務省
設 立 経 緯	国際協力活動については、旧日本開発銀行にて昭和42年よりアジア諸国向けに開始し、平成5年に専任担当部署を設置。平成11年の日本政策投資銀行設立に伴い国際協力部発足、現在に至る。
業 務 概 要	研修（国内・海外）、ワークショップ、調査研究
平成14年度内 研 修 ・ 研 究 プ ロ ジ ェ ク ト 等	<ul style="list-style-type: none"> ・国内研修：市場体制移行国研修（アジア移行国開発金融機関等向け）、開発金融研修（ASEAN 諸国開発金融機関等向け） ・海外研修（ODA）：カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム ・ワークショップ：世銀環境セミナー、世銀 PFI セミナー、米州開銀企業行動セミナー、中国開銀幹部級会議 等 ・調査研究：世銀 PFI 国際比較調査、ミャンマー経済構造調整政策支援調査（ODA）、米州開銀品質管理サークル等調査、ベトナム政策金融調査（ODA）等
主 な 支 援 対 象 国	中国, 東南アジア市場体制移行国(カンボジア, ラオス, ミャンマー, ベトナム) テーマ：政策金融, 環境, インフラ, 中小企業支援等
定 期 刊 行 物, URLアドレス名等	DBJ Dispatch http://www.dbj.go.jp

法整備支援関係機関調査票

ふりがな 機 関 名 称	にほんべんごしれんごうかい 日本弁護士連合会
英 文 名 称	Japan Federation of Bar Associations
機 関 ・ 団 体 種 別	弁護士法に基づき設置された法人
管 轄 官 庁	無
設 立 経 緯	1949年9月に弁護士法に基づき設置された。
業 務 概 要	日弁連は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現する源泉であることを標榜し、弁護士名簿を管理し、弁護士の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士事務の改善進歩を図るため、弁護士及び弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的に設立された。本目的を達成するために多数の委員会を設置し、人権擁護や司法制度改革のための活動を行っている。社会のグローバル化に伴い、日弁連の活動も国際化し、特に国際人権、国際司法支援の分野の活動が活発になってきている。1997年7月に国連 NGO 協議資格を取得する。
平成14年度内 研 修 ・ 研 究 プロジェクト等	JICA 開発パートナー事業「カンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクト」として、今後3年間で、弁護士養成校、法律扶助制度、セミナーの実施、ジェンダー問題について実施する予定。
主 な 支 援 対 象 国	カンボディア、ヴェトナム、ラオス等
定 期 刊 行 物, URLアドレス名等	日弁連新聞、自由と正義 http://www.nichibenren.or.jp

法整備支援関係機関調査票

ふりがな 機 関 名 称	にほんぼうえきしんこうかい あじあけいざいけんきゅうじょ 日本貿易振興会／アジア経済研究所
英 文 名 称	Institute of Developing Economies Japan External Trade Organization
機 関 ・ 団 体 種 別	公益法人（特殊法人）
管 轄 官 庁	経済産業省
設 立 経 緯	1960年通商産業省（現経済産業省）所管の特殊法人として設立され、以来、開発途上国・地域の経済、政治、社会の諸問題について、基礎的、総合的研究を実施。アジア、中東、アフリカ、ラテンアメリカ、オセアニア、東欧諸国などすべての開発途上国・地域を対象に、現地主義、実証主義に基づく調査研究を実施。さらに、関連の資料・情報の収集及び提供、調査研究成果の普及活動を展開し、国内外の研究者、研究機関との共同研究交流を実施するとともに、開発途上国・地域の経済社会開発に係わる人材の育成にも貢献。1998年に日本貿易振興会と統合し、千葉県幕張新都心に移転。
業 務 概 要	調査研究活動として、開発途上国・地域を中心に毎年40-50の研究テーマを設定して、共同研究会方式により、基礎的、総合的な調査研究を実施。地域研究、開発研究、経済協力研究、流動研究の4領域の調査研究を行う。さらに、資料情報活動、成果普及活動、IDEAS 開発クール及び海外・国内との研究交流を実施する。
平成14年度内 研 修 ・ 研 究 プ ロ ジ ェ ク ト 等	特に、法制研究事業との関連で「アジアの経済協力と法制度」研究事業（平成12～14年度の3か年事業）
主 な 支 援 対 象 国	中国、タイ、インドネシア
定 期 刊 行 物、 URLアドレス名等	アジア経済、ワールドトレンド、Developing Economies, 研究双書、 経済協力シリーズほか

法整備支援関係機関調査票

ふりがな 機 関 名 称	にほんろーえいしあゆうこうきょうかい 日本ローエイシア友好協会
英 文 名 称	THE FRIENDS OF LAWASIA ASSOCIATION IN JAPAN
機 関 ・ 団 体 種 別	
管 轄 官 庁	無
設 立 経 緯	アジア・太平洋地域（ESCAP 地域）の法律家及び法律関係者の相互の理解・協力を深め、法を通して同地域の進歩・向上に貢献しようとするローエイシアの活動を日本において推進する。
業 務 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・ ローエイシアの諸事業への参加・協力 ・ 日本の会員に対する日本語によるアジアの法律情報の提供 ・ ビジネス法部会、家族法部会等、部会活動 ・ 日本語ニューズレターの発行
平成14年度内 研 修 ・ 研 究 プ ロ ジ ェ ク ト 等	該当なし
主 な 支 援 対 象 国	該当なし
定 期 刊 行 物, URLアドレス名等	「ローエイシア・ニューズレター」

法整備支援関係機関調査票

ふりがな 機 関 名 称	かぶしきがいしゃ　　そうごうけんきゅうじよ 株 式 会 社 UFJ 総 合 研 究 所
英 文 名 称	UFJ Institute Ltd.
機 関 ・ 団 体 種 別	民間総合研究所
管 轄 官 庁	無
設 立 経 緯	UFJ 総合研究所は、2002年4月に三和総合研究所と東海総合研究所が合併して新たにスタートしたUFJグループ傘下のシンクタンクである。
業 務 概 要	UFJ 総合研究所は総合シンクタンクとして、研究開発本部、経営戦略本部、金融本部、国際本部、調査本部、経営情報開発本部によって構成されており、国内外における様々な分野において調査・研究及びコンサルティング業務を行っている。途上国における制度整備支援は国際本部内の政策研究部研究員が担っている。政策研究部は主に日本政府及び自治体の政策策定、法制度研究、政策評価を行っており、その実績を国際支援に生かすことが求められたことによって、途上国の法制度整備関連支援に携わるようになった。
平成14年度内 研 修 ・ 研 究 プ ロ ジ ェ ク ト 等	JICA「市場強化のための制度整備協力に係る調査研究」 JICA「ミャンマー国経済構造調整政策支援・市場経済法調査分析」 JICA「効果的なガバナンス支援枠組の検討に係る調査研究」 経済産業省「WTO加盟後の中国法制度整備及び施行に係る調査研究」 その他、行政能力評価、行政官育成に関する調査研究多数
主 な 支 援 対 象 国	東南アジア諸国 インドシナ半島諸国 中国 アフリカ諸国
定 期 刊 行 物, URLアドレス名等	UFJ 総合研究所レポート URL : http://www.ufji.co.jp

法整備支援関係機関調査票

ふりがな 機 関 名 称	わせだいがく ひかくほうけんきゅうしょ 早稲田大学 比較法研究所
英 文 名 称	Institute of Comparative Law, Waseda University
機 関 ・ 団 体 種 別	大学
管 轄 官 庁	文部科学省
設 立 経 緯	当研究所は、日本及び諸外国の法制の比較研究を通じて、我が国の法制度と法学の研究・教育に寄与するとともに、世界の法学の発展に貢献することを目的として、1958（昭和33）年4月に設立された。
業 務 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同研究の実施（平成14年度7研究会） ・ 公開講演会の開催（年間25回程度） ・ 定期刊行物の発行 ・ 協定校との学術交流活動の実施（中国社会科学院, 清華大学, デューク大学, メルボルン大学, マックスプランク外国・国際刑法研究所） ・ 外国人研究者, 実務家の受入 ・ 法律文献情報センターの運営（外国の法制関係資料の収集整備）
平成14年度内 研 修 ・ 研 究 プ ロ ジ ェ ク ト 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「比較法研究の新段階－法の継受と移植の理論－」に関する連続公開講演会の開催 ・ 日本法のアイデンティティに関する総合的・比較法的研究－源流の法とグローバル化の法－
主 な 支 援 対 象 国	
定 期 刊 行 物, URLアドレス名等	<p>「比較法学」（年2冊）</p> <p>「Waseda Bulletin of Comparative Law」（年1冊）</p> <p>「Waseda Proceedings of Comparative Law」（年1冊）</p> <p>「早稲田大学比較法研究所叢書」（年1冊）</p> <p>URL http://www.waseda.ac.jp/hiken/index-j.html</p>

～ @閑話 ～

～ @閑話 ～

ブスケの耳

ブスケといえば、ボアソナード来日前の1872年に司法省に雇われた「お雇い外国人」。フランスの若手弁護士で、日本人はブスケから1年半フランス法を覚書付きで原語で学んだからこそ、その後ボアソナードの高度な講義に何とかついていけたと言われている。

そのブスケが書いた見聞録が日本語に訳されている（絶版）。そこには、ブスケが耳で聞いたままの日本語が出てくるので面白い。その中に相撲見物で、行司が「カラ、カラ、カラ」という奇声を発するという場面がある。はて？翻訳者もその意味が分からないようで、そのまま記載し、訳注もない。しばらく考えてハタと思いつきました。これは「残った、残った、残った」のことであろうと。行司の発音は独特で、ノの発音は今でも聞こえにくいから、「cotta」となり、tt発音はLの発音に近くなるのが常であり、calaつまりカーッラと表現したのではないか。ブスケの耳はやはり正確であったのだろう……。

～ 国際研修 ～

第1回ウズベキスタン国法整備支援研修結果の概要

国際協力部教官 丸 山 毅

1. はじめに

ウズベキスタン共和国から我が国に対する司法分野での支援要請にこたえるため、当職は、平成13年9月、国際協力事業団（JICA）の短期専門家として同国に派遣され^{*1}、法制度の実態調査を実施した。その結果、同国は計画経済から市場経済への移行を進めるために諸制度の改革を模索しており、特に司法制度の改革を重視していること、同国は旧ソ連邦時代から高いレベルの法学教育の伝統があり、確固とした法曹養成制度を有しているが、独立から間がないため、自由主義と市場経済を十分理解する者が乏しく、特に若い世代の法律家を研修する必要があるが生じていること、同国の法制度は基本的に大陸法系に属しており、同じく大陸法系に属している我が国に対する関心が高いことなどが判明した。そこで、今年度から JICA が同国を対象とする司法分野での国別特設研修を5年間の予定で^{*2}開始し、当所がその実施機関となることとなった。以上の経緯で始まったのが、本件の研修である。

この第1回研修は、平成14年10月28日から同年11月22日までの日程で実施した（カリキュラムについては添付資料1、研修員等については資料2参照）。来日したのは、最高検察庁未成年者保護局ウマーロフ副局長、タシケント市ピシユケント地区検察庁キヤーモフ長官、タシケント市経済裁判所ホルバイエフ副所長、ブハラ州経済裁判所アジーモフ裁判官、司法省経済改革法令分析局カニャーゾフ局長、司法省法制局チュリーエフ局長の6名である。主テーマは、ウズベキスタンが市場経済への移行を図っていること等を考慮して「経済取引を促進する法制度」としたが、近時同国では中小企業の保護育成に関心が高まっていることから、今年度は、副テーマを「中小企業に関する法制度」とした。同時に、ウズベキスタンの法律家に日本の法制度の基本的情報を提供する必要がある、また、今後の同国に対する支援を充実させていくためには、その司法改革に関する情報を入手することが不可欠である。そこで、我が国の民事・刑事裁判手続や法曹養成制度など、上述したテーマの前提となる我が国の基本的司法制度についても講義を実施したほか、ウズベキスタン側にできるだけ発表の機会を設けて、相互討論の形式でなるべく多くの情報を入手できるように努めた。なお、この研修と同時期に、当所は、ウズベキスタン最高裁判所バルキバエバ裁判官、タシケント法科大学グリャーモフ講師を専門家として招へいし、両国司法制

*1 名古屋大学大学院法学研究科の杉浦一孝教授（現同大学法政国際教育協力研究センター長）と当職が司法改革アドバイザーとして派遣された。

*2 ただし、3年後に改めて見直しをする。

度の比較研究を実施したので、両氏にも発表会に参加していただいた。本稿は、上記研修員6名と招へい専門家2名による発表内容を紹介するものである*3。これらの発表内容に触れて、少しでも多くの方々がウズベキスタンの司法制度や同国に対する法整備支援に興味と関心を抱いていただけるように念願している。

この研修の実施に当たり、御多忙中にもかかわらず、講師をお引き受けいただいた河本一郎先生を始めとする学者・実務家の方々、見学等を快くお引き受けいただいた最高裁判所を始めとする諸機関の方々、円滑な実施に多大な協力をいただいた財団法人国際民商事法センター（ICCLC）ほか関係機関の方々に、この紙面を借りて厚く御礼を申し上げる。

2. 各研修員・招へい専門家による発表の概略

発表内容を書き取った記録を資料として末尾に添付している(資料2-1ないし2-8)が、それぞれの発表要旨を当職において簡単にまとめて紹介したい。

(1) ウズベキスタンの刑事司法手続（ピシュケント地区検察庁キヤーモフ長官）

ウズベキスタンの主たる捜査機関は、内務省（警察）、検察庁、国家安全保障局であり、事件の種類によって担当する捜査機関が定まる。捜査機関には、「取調官」という捜査の専門官が置かれている。取調官は、犯罪の嫌疑があると判断すれば、刑事事件として手続を開始できるが、刑事事件の開始は24時間以内に検察官に通知しなければならない。被疑者を逮捕することは各捜査機関の権限であるが、逮捕後24時間以内に検察官に通知することを要する。逮捕による拘束期間は3日間であり、その後の勾留には検察官の許可が必要である。刑事事件の開始後の段階は、「取調べ」と呼ばれており、取調官が被疑者や参考人を取り調べるなどして証拠を収集する。取調べには弁護士が同席できる。「取調べ」期間は、原則3か月以内であるが、重大事件などは、制度上は最長で1年間まで延長が可能である。「取調べ」を終了した取調官は、起訴状を起案して記録とともに検察官に送付し、検察官が5日以内に起訴・不起訴を決する。起訴する場合は、一件記録とともに起訴状を裁判所に提出する。裁判所は、記録を検討し、7日以内に審理を開始する。審理は2か月以内に終了しなければならないが、制度的には最長6か月間まで延長が可能である。

(2) 経済裁判所の訴訟手続（ブハラ州経済裁判所アジーモフ裁判官）

ウズベキスタンの裁判所は、憲法裁判所、通常裁判所（民事・刑事・軍事）、経済裁判所の三つの系統に分かれている。民事事件と経済事件の区別は、民事訴訟法と経済訴訟法で定められているが、民事裁判所と経済裁判所の管轄が競合する場合には、民事裁判

*3 なお、本誌第5号（2002年9月号）に掲載の拙稿「ウズベキスタン共和国の司法制度について」及び本誌第7号（2003年1月号）に掲載の当所小宮由美国際協力専門官執筆にかかる「ウズベキスタン見聞録」を併せて御参照いただければ幸いである。

所で審理する。例えば、当事者（被告）が法人であれば経済裁判所、一般市民であれば民事裁判所が管轄するが、法人が法人と一般市民を同時に訴えた場合には、民事裁判所が管轄する。民事事件と経済事件の区別が判然としない場合にも、民事裁判所が管轄する。その意味では、民事裁判所は経済裁判所の機能を兼ねていると言える。

民事裁判所とは別に経済裁判所が設置されているのは、歴史的な要因による。旧ソ連邦時代には、国営企業間の紛争を仲裁委員会が処理していたが、ソ連から独立して市場経済への移行が始まったときに、仲裁委員会が経済裁判所に組織変更したのである。現在では、民事裁判所と経済裁判所を統一すべきであるという意見が強くなっているが、そのためには人材育成など課題が多い。

経済裁判所の第一審は、州経済裁判所で単独の裁判官による審理が原則である。裁判官は、訴訟が提起されてから5日以内に訴状を差し戻すかどうか決定し、審理をする場合には、訴訟提起から10日以内に審理の日程を決めなければならない。審理を開始すると1か月以内に判決の言渡しをしなければならないが、この期間は、州裁判所長官の判断により2か月まで延長することができる。訴訟費用は、訴額が100万スム^{*4}以下の事件では訴額の3パーセント、1000万スム以下では2パーセント、1000万スムを超えると1パーセントである。

第一審の判決に対して、当事者は1か月以内に控訴の申立てができる。控訴審は、州裁判所の3名の裁判官による合議体で審理される。控訴審判決は直ちに確定する。当事者は、確定した判決に対して、破棄審の申立てができる。破棄審の審理を行うのは最高経済裁判所である。また、違法な判決を発見したときには、最高経済裁判所長官、副長官、検事総長及び次長検事が最高経済裁判所に対して、監督審を申立てることができる。

(3) ウズベキスタン司法省の組織／弁護士監督（司法省法制局チュリーエフ局長）

ウズベキスタン司法省の機能は、大別して、①立法審査、②企業家の権利保護、③裁判所の管理及び判決の執行、④国民に対する司法的支援の四つがある。

法令は、憲法を頂点として以下、法律、国会令、大統領令、内閣令、省令の順序で階層を構成しており、下位の法は上位の法に違反することができない。法律の起草は所管の官庁が担当するが、国会に提出する前に、司法省がすべての法案を最終的に審査している。また、すべての法令は、司法省に登録して初めて効力を有する。司法省はすべての法令をデータベース化して管理している。

（企業家の権利保護については、カニャーゾフ氏の発表に譲る。）

次に、裁判所の管理について、司法大臣は通常裁判所の予算を賄う特別の基金を直轄している。裁判所の機材設備のほか裁判官の給与も司法省が管理している。司法省の各地方支部が管轄内にある通常裁判所の予算を管理するという形態を採っている。判決の執行も、各支部において管理している。なお、経済裁判所については、最高経済裁判所

*4 ウズベキスタンの通貨単位（1スム約10円）

が独自の予算権限を持っており、司法省の管理下にはない。司法権の独立のため、通常裁判所の予算権限も司法省から最高裁判所に移管するべきだという意見もある。

国民に対する司法的支援とは、具体的には企業の登録、公証業務、身分事項の登録である。公証人役場や民事登録所は司法省の付属施設である。

ウズベキスタンで弁護士になるには、ウズベキスタン国籍を有し、法科大学を卒業し、司法省の実施する試験に合格してライセンスを取得しなければならない。ライセンス交付時に、弁護士となる者は「弁護士の義務を遵守する」旨の契約を司法省と交わさなければならない。さらに、弁護士活動を始めるには、事務所を法人として設立して司法省に登録しなければならない。弁護士は、国民の権利を守る義務があり、依頼された弁護を拒絶することができない。弁護士に対して訴えが提起できるのは検事総長及びカラカルパクスタン共和国^{*5}検事総長に限られているなど、弁護士は法律上保護されている。

(4) 中小企業の活動に対する干渉の防止（司法省経済改革法令分析局カニャーゾフ局長）

ウズベキスタンでは、税務署、保健所、検察庁、エネルギー省、消防署、自然保護局など50近くの官庁が企業に対する監督権限を持っているが、旧ソ連邦時代から勤務している官吏の企業活動に対する無理解などから、官吏の干渉が横行して企業活動を阻害していた。そこで、1994年以来、企業活動を保護する法令が順次制定された。1996年に特別評議会が設置されて、監督機関が企業の審査をするには、この特別評議会の許可が必要とされ、1998年以降、企業に対する審査は1年に1回しかできないことになった。

企業の審査をする機関は、司法省の定める審査登録簿に審査を登録することが義務付けられており、司法省は監督機関の活動をチェックし、不当な干渉を発見すれば、損害賠償を求めて訴訟を提起したり行政処分をすることができる。不当な干渉の例としては、ある企業の審査中に他の企業の違反行為を発見して口止めの賄賂を要求する、審査対象の企業に出向かずに企業側を自分のオフィスに呼び出す、権力を誇示して不当に時間を掛けて審査するなどである。また、裁判所が企業家に対して有罪判決をした場合には、司法省の調査のために、その判決を司法省へ送付しなければならない。司法省の活動により、2002年1月から6月までに、780名の官吏が職権乱用により処罰を受け、106名が解雇された。また、有罪判決を受けていた企業家のうち500名以上が、司法省の調査後、裁判のやり直しで無罪となった。（もっとも、この点については、刑事法令の改正に問題があったという特殊事情がある。インフレのため脱税事件の罰金額が引き上げられたのだが、改正前の事件に旧法が依然適用されるか否かはっきりと決めていなかったため、改正前の事件は刑事事件として処罰できなくなったとして無罪とされた事件が含まれている。）

*5 ウズベキスタン共和国内の自治共和国である。

(5) ウズベキスタン民法の基本構造（最高検察庁未成年者保護局ウマーロフ副局長）

旧ソ連邦時代、連邦を構成する各共和国は自国の民法を制定していたが、連邦民法と矛盾することは許されなかったため、内容はほとんど同じだった。

ウズベキスタンの独立後、1995年に制定されたのが現行民法であり、私的所有を認めるほか、知的財産権、国際私法についても規定している。旧ソ連邦時代には生産手段はすべて国有とされ、相続の対象にならなかったが、現行民法では生産手段は私有することができるので相続の対象になる。しかし、土地と自然資源については私的所有が許されておらず、問題が残っている。

契約については、契約自由の原則が認められているが、他方、小麦などの重要な農作物については、農家と国有企業との間で契約が義務付けられているなどの例外もある。

所有権は法律で保障されるが、裁判官のほか検察官もその保障を監督する。所有権の侵害が検察庁に告訴された場合には、検察官が審査を実施して、どのような処分をするか—刑事事件を開始するか、民事訴訟を提起するか、行政事件として処理するか—を決める。司法省が一般市民のために損害賠償の訴えを提起する事例の方が多いが、検察官も同様の訴えを提起している。所有権侵害の告訴のうち刑事事件として処理するのは5パーセント程度であり、95パーセントは民事的に処理している。

(6) ウズベキスタン民法改正・商法制定の動向（タシケント法科大学グリャーモフ講師）

ウズベキスタンでは、国家基盤の強化、民主的國家の建設、経済発展による社会の安定、対外取引の活性化などを目的として、民法を改正し、商法を制定しようとしている。現行民法は、CIS 諸国の作成したモデル法に基づいて起草されたが、欠陥がある。例えば、公共財産と私有財産が区別されているにもかかわらず、公共財産の主体に関する規定がない。土地取引についても規定がない。法人に関する規定はあるが、詳細ではない。所有権、後見、保佐など基本的な概念について定義規定がない。また、「～については、他の法令で定める。」という引用規定が多すぎるという問題がある。引用規定が多いため、裁判官でさえ、法律の定める内容を理解するのに苦労している。ウズベキスタン経済に今必要なことは外国からの投資を促進することであるが、民法には外国人投資に関する規定がなく、外資との合弁会社についても何ら定めがない。

法人に関する規定や商業取引に関する規定は、新たに制定する商法に移し、民法は知的財産や相続法など詳細にすべきところを詳細に書き直し、IT など新しい技術に関する規定も新設するなどすべきである。

なお、現在ウズベキスタンでは自然人が商人になるには登録が必要であるが、それは徴税が主な目的である。監督官庁による各種の審査を容易にする目的もある。税金は定額であり、銀行口座から引き落とす方法で徴収されている。

(7) ウズベキスタンの民事訴訟手続（最高裁判所バルキバエバ裁判官）

ウズベキスタン裁判所制度の基礎をなすのは、憲法107条の規定と1993年制定のウズベ

キスタン共和国憲法裁判所法である。裁判制度改革の中で、通常裁判所が専門化され、民事裁判所と刑事裁判所に分離した。裁判制度は、地方行政区画に対応しており、最下級の裁判所として民事裁判所は64庁の地区間裁判所（裁判官374名）、刑事裁判所は254庁の地区裁判所（裁判官476名）を持つ。最高裁判所と最下級の裁判所との間には、州裁判所、タシケント市裁判所及びカラカルパクスタン共和国最高裁判所がある。最高裁判所は下級裁判所の監督機関であり、裁判実務の監督を行っている。

民事裁判所はどの審級も第一審として審理することができるが、主に民事第一審を務めるのは地区間裁判所である。民事事件の訴えの提起は、訴状を裁判所に提出することによる。訴えを提起できるのは、自己の権利・法律上の利益の保護を求める者、検察官及び他人の権利・法律上の利益の保護を裁判所に求める職務上の権限を有する国家機関・個人である。

訴状を受理した裁判官は、原則として10日以内に証人の採否や証拠の採否を決定するなどの審理の準備をする。審理は証拠調べ、当事者による弁論、判決言渡しとの3段階に分けることができる。証拠調べにおいて、裁判官は訴状に記載されていない事項についても積極的に質問する。弁論が終了すると、裁判官は特別室で判断を決し、直ちに法廷に戻って判決の言渡しをする。ウズベキスタンでは、判決は法令の一種と考えられている。

第一審の判決に対して、当事者又は検察官は20日以内に控訴の申立てができる。20日間が経過すると判決は確定するが、確定した判決に対しては、確定から1年以内に破棄審の申立てができる。控訴審と破棄審の手続は同じであり、申立期間が異なるのみである。控訴審・破棄審は第一審の続審である。なお、上級審から判決の取消しを命じられた原審の裁判官は、再度の考案を求めて上級審に不服申立てをすることができる。

控訴審・破棄審に対する上級審として、監督審がある。監督審の申立てができるのは、タシケント市裁判所長、州裁判所長、最高裁判所長官・副長官及び検事総長・次長検事である。監督審への申立てがなされると、判決の執行を一時停止することができるが、扶養料の請求、健康被害による損害賠償の請求など判決の即時執行が規定されている事件については、執行の一時停止ができない。

ウズベキスタンの民事裁判制度は、まだ流動期にある。発表者の見解であるが、当事者に申立権のない監督審は、将来的に廃止される可能性がある。

(8) 経済裁判所の役割（タシケント市経済裁判所ホルバイエフ副所長）

経済裁判所の審理と民事裁判所の審理に大きな違いはないが、1998年の経済訴訟法改正によって「裁判の命令」という制度が新設された。これは、金銭の支払いを求める請求を被告が認諾する場合に、経済裁判所が直ちに支払い命令を出す手続である。申立費用は訴え提起の費用の半額であり、原告・被告とも裁判所に出頭する必要がないので、時間と費用が節約できるため、効果的に利用されている。

経済裁判所は、中小企業に対する法的サービスを拡充している。裁判官が毎日当番制

で、訴状の作成に関する相談を受けて指導をしている。また、裁判官が講義や論文の発表により、経済法令の遵守に関するプロパガンダをしている。2001年の実績では、経済裁判所の裁判官が経営者に対して515回の講演をし、ラジオ・テレビに65回出演して現行法の説明をし、新聞・雑誌に64本の論文を発表した。裁判官は、タシケント国立大学で経済法の講義も担当している。そのほか、最高経済裁判所は独自の教育センターを有し、中小企業の経営者や法律家の再教育を行ったり、新法や経済問題についてのセミナーを実施するなどしている。

個人事業主が訴えを提起する場合には、訴訟費用について特典がある。費用支払いができないときは、裁判所が手数料を免除して審理をし、後に被告から取り立てることができる。監督機関や公務員の越権行為を訴える場合には、費用が免除される。

ウズベキスタンは経済活性化の努力をしている。外資導入のため、外国人投資家の優遇を図り、新法が外国人投資家に対して従来よりも不利益な条件を課す場合には、旧法が10年間適用されることになっている。会社設立手続も改善され、従来は様々な役所別に申請手続を行う必要があったが、2001年10月から一つの窓口ですべての手続を行うことに改められ、個人事業の場合は8日以内、法人の場合は12日以内に手続が終わるようになった。

しかし、まだ課題は残っている。まず、企業に掛かる税金の税率が高いこと、官吏が企業に圧力を加える事例があることである。経済裁判所の問題としては、州レベルの裁判所までしかなく、経済事件の当事者が出廷に困難を来す場合があることである。経済裁判所としては、裁判官の方が出向いて審理することで対応している。また、企業家の法律知識が低いために経済紛争が発生しているという問題もあるが、根本的には、法律が毎日のように改正されていることが問題である。



〈ウズベキスタン研修カントリーレポート発表会風景〉

資料 1

第 1 回ウズベキスタン法整備支援研修日程表

月 日	曜	10:00 12:30	14:00 17:00	備考
10 / 28	月	講義：法務省の機構と役割 国際協力部長 尾崎道明	講義：会社法泣かせの中小企業 神戸大学名誉教授 弁護士 河本一郎	法総研 (大阪)
10 / 29	火	講義：日本の司法制度 国際協力部 教官 田中嘉寿子	大阪高等検察庁 検事長表敬	講義：日本の裁判所制度 国際協力部 教官 山下輝年
10 / 30	水	講義：民事訴訟法（第一審の訴訟手続） 大阪地方裁判所 判事 徳岡由美子	講義：民事訴訟法（上訴） 大阪高等裁判所 判事 小野洋一	
10 / 31	木	講義：刑事訴訟法（捜査） 国際協力部 教官 丸山 毅	講義：刑事訴訟法（公判） 国際協力部 教官 丸山 毅	
11 / 1	金	法廷傍聴 大阪地方裁判所	裁判官との座談会 大阪地方裁判所	
11 / 2	土			
11 / 3	日			
11 / 4	月	祝日		
11 / 5	火	ウズベキスタン発表・質疑応答 セミナー室	ウズベキスタン発表・質疑応答 セミナー室	
11 / 6	水	ウズベキスタン発表・質疑応答 セミナー室	ウズベキスタン発表・質疑応答 セミナー室	
11 / 7	木	ウズベキスタン発表・質疑応答 セミナー室	ウズベキスタン発表・質疑応答 セミナー室	
11 / 8	金	自由研究	カントリーレポート発表 国際会議室	
11 / 9	土	東京へ移動		大阪→東京
11 / 10	日			

月 日	曜	10:00 12:30	14:00 17:00	備考
11 / 11	月	所長表敬 最高裁判所見学	見学／講義：司法修習制度と裁判官の研修制 司法研修所	法総研 (東京)
11 / 12	火	講義：日本の法体系と立法手続 法務省刑事局 局付 山田利行	講義：中小企業政策の背景及び最近の施策概要について 中小企業庁国際室企画官 大久幸昭	
11 / 13	水	講義：中小企業基本法の概要について 中小企業庁企画課企画一係長 遠藤幹夫	講義：中小企業金融の全体像及び中小企業に対するファイナンス 国民生活金融公庫 融資部管理課長 高梨晴雄 国際交流室副調査役 角田謙一	
11 / 14	木	講義：日本の弁護士制度 日本弁護士連合会 弁護士 田邊正紀	法務事務次官 表敬 見学 森綜合法律事務所	
11 / 15	金	講義：財産法の構成と社会発展 横浜国立大学 教授 松尾 弘		
11 / 16	土	名古屋へ移動	討論会：日本から見たウズベキスタン司法改革 (名古屋大学法政国際教育協力研究センター)	東京→名古屋
11 / 17	日			
11 / 18	月	見学 トヨタ自動車	名古屋大学訪問 (大学院法学研究科長表敬) 大阪へ移動	名古屋→大阪
11 / 19	火	講義：日本の近代経済史 神戸大学 教授 吉井昌彦	質疑応答	法総研 (大阪)
11 / 20	水	見学 大阪刑務所	見学 大阪証券取引所	
11 / 21	木	PCM 「ウズベキスタンの中小企業振興における法令上、法制度上の問題点」		
11 / 22	金	資料整理	評価会 閉講式	OSIC
11 / 23	土			
11 / 24	日			

資料 2

第 1 回ウズベキスタン共和国法整備支援研修員名簿

1		ウマーロフ トリブジョン アブドゥアジゾヴィチ	
		Mr. UMAROV TOLIBJON ABDUAZIZOVICH	38才
		最高検察庁未成年者保護局副局長	
2		キヤーモフ ムヒディン テムロヴィチ	
		Mr. KIYAMOV MUHIDDIN TEMUROVICH	35才
		タシケント市ピシュケント地区検察庁長官	
3		アジーモフ ヤンダシュ アフメドヴィチ	
		Mr. AZIMOV YANDASH AKHMEDOVICH	39才
		ブハラ州経済裁判所判事	
4		ホルバイエフ ソビル バラトヴィチ	
		Mr. KHOLBAYEV SOBIR BORATOVICH	37才
		タシケント市経済裁判所副所長	
5		カニヤゾフ エセムラト スルタムラトヴィチ	
		Mr. KANYAZOV ESEMURAT SULTAMURATOVICH	31才
		司法省経済改革法令分析局長	
6		チュリーエフ シュフラット アスカロヴィチ	
		Mr. CHULLIEV SHUHRAT ASKAROVICH	30才
		司法省法制部長	

(招へい専門家)

1		バルキバエバ ジャナグル イスマイロブナ	
		Ms. BALKIBAEVA JANAGUL ISMAYLOVNA	40才
		ウズベキスタン最高裁判所判事	
2		サイディラ S. グリヤーモフ	
		Mr. SAYDILLA S. GULYAMOV	26才
		タシケント法科大学国際私法講座副主任・講師	

研修監理員：大橋千加子 通訳：メルギチョーワ ナターシャ

主任教官：丸山 毅（田中嘉寿子） 事務担当：上谷智子（植田廉太郎）

第1回ウズベキスタン国法整備支援研修

日時

2002年11月5日午前10時～12時30分

場所

法務総合研究所国際協力部セミナー室

発表

タシケント市ピシュケント地区検察庁長官
キヤーモフ ムヒディン テムロヴィチ

記録

研修コーディネータ 木村恭子

ウズベキスタンの刑事司法手続

私は、ウズベキスタンの刑事司法制度について、できるだけ分かりやすくお話したいと思います。

1. 刑事事件開始まで

最初に刑事事件開始の理由について話します。捜査を始めるには、刑事事件の開始をしなければなりません。ウズベキスタンの刑事訴訟法によると、公判審理を始めるまでに数段階あります。刑事事件開始の理由を得ること、事前捜査、初動捜査、取調べです。刑事事件を開始する理由としては次の五つがあります。

- ①個人の要請（告訴・告発）
- ②企業・機関・公的団体・官吏の通報（告訴・告発）
- ③マスメディアの通報（報道）
- ④捜査機関・取調官・検察官による証拠の発見
- ⑤自首

これらは刑事事件を始めるきっかけであって根拠ではありません。そして、刑事事件を始めるかどうか、まず事前捜査を行います。この手順は法律には定められていません。具体的にどんな事件についてどんな機関が事前捜査を行うか決められていないのです。それは通報を受けた機関が始めます。

（質疑応答）

Q. 刑事事件の開始を要請する個人とは被害者ですか、それともだれでもできるのですか。

A. だれでもできます。

Q. マスメディアの通報とはどのようなものですか、だれかを逮捕するようという通報ですか。

A. 例えば、法律違反が記事になれば、それを調査します。

事前捜査というのは、法律には定められていない手続であり、法律上の用語ではありません。あらゆる捜査機関は事前捜査に従事することができます。

内務省（警察）、国家安全保障局、検察庁が主な捜査機関です。例えば、経済裁判所の事件を審理しているときに、刑事事件の疑いが生じれば、検察庁がその事前捜査を行います。犯罪の嫌疑が明白であれば事前捜査は必要ありません。例えば、自首の場合は、事前捜査は必要ありません。事前捜査の期間は定められていませんが、例えば、個人による要請があった場合、通常は1か月以内に事前捜査を終了しています。

（質疑応答）

Q. 事前捜査は、法律に定められていないということですが、秘密のうちに始めてもよいのですか。

A. 秘密にする必要はありません。

Q. 秘密にやらないと、情報を集めにくいこともあるのではないですか。例えば、マスメディアで報道された公務員の事件などはどう捜査するのですか。

A. マスメディアで明らかになった場合など、その資料に基づいて捜査を始めます。

2. 刑事事件の開始

事前捜査の結果、犯罪の嫌疑があると判断された場合は、刑事事件が開始されます。刑事事件捜査の主な課題は、証拠を集めてその真偽を判断し、その犯罪が本当に起きたかどうか調べることです。事前捜査を実施した機関が刑事事件を開始したときは、24時間以内に検察庁に通知をします。刑事事件開始後の手続は取調べです。取調べをすることができるのは、取調官と検察官だけであり、内務省、検察庁、国家安全保障局に取調機関として取調官が置かれています。日本の郵政監察官のような専門的な取調官はいません。各捜査機関は犯罪の種類によって取調べを分担します。殺人・強姦・エコロジー犯罪など重大な犯罪は検察庁が担当し、内務省は健全な肉体に対する犯罪や道徳に対する違反などを担当します。

しかし、地方で事件が発生した場合など、その付近に取調官が不在の場合もあります。そのようなときは、警察官など取調官以外の者が初動捜査を実施します。初動捜査の期間は10日間です。初動捜査を実施した機関は、取調官にすべての捜査書類を渡します。

被疑者の逮捕は、各捜査機関の権限でできます。しかし、逮捕後24時間以内に検察官に逮捕を通知しなければなりません。逮捕後の勾留を許可するのは検察官の権限です。

3. 取調べ

取調段階では、証拠を集めたり、証人を呼んで話を聞いたりします。日本のシステムと違うのは、刑事事件の90パーセントが取調段階で有罪か無罪かほぼ見通しがつくことです。そして、もう一つ違うの

は、取調段階から弁護人が入り、取調べにも立ち会うことです。取調段階から弁護人は取調機関の証拠に対して反駁できます。そして犯罪者がそれ以上の犯罪を重ねないように、犯罪者に誓約書を書かせたり、職場の人に保障させたり、勾留や保釈金等の処置を採ります。未成年者の場合は保護者の監督下に置きます。

(質疑応答)

Q. 初動捜査段階や取調段階に分けるのはなぜでしょうか。

A. 初動捜査段階で捜査をやめて、取調段階を経ずに事件が検察庁へ送られることもあります。初動捜査段階では、本当に犯罪が起こったかどうか確認するのです。

Q. それでは事前捜査と初動捜査の違いはどこにありますか。

A. 事前捜査の段階ではまだ刑事事件が開始されていません。刑事事件を開始するかどうか、審査します。

Q. 刑事事件を開始するにはだれの決裁が必要ですか。

A. すべての取調官が開始できます。開始した取調官は24時間以内に検察庁に連絡しなければなりません。

Q. 刑事事件はどのように管理されていますか。例えば、事件番号が付けられますか。

A. 番号が付けられます。

Q. 事前捜査に期間はありますか。

A. 法律では決められていません。根拠があれば刑事事件を開始します。

取調べにおいては、特別なカテゴリーがあります。未成年者が起こした犯罪、精神病患者の犯罪は普通の犯罪とは別に取り調べられます。犯罪を起こしたときに、本当に精神病であったかどうか確認しなければなりません。本当に精神病を患っていれば、裁判では判決ではなく、強制的医療措置の決定が出ます。未成年者の場合は、必ず弁護士と親権者が取調べに同席しますし、教師又は心理学者が取調べに参加することができます。

取調べは3か月以内に終わらせなければなりません。初動捜査が行われた場合は、初動捜査期間である10日間を含めて3か月以内です。地区検察庁の検察官はそれを4か月まで延長できます。カラカルパクスタン共和国、州級の検察官は5か月まで、次長検事は7か月まで、検事総長は9か月まで延長ができます。また、重大事件や複雑困難な事件については、検事総長は最大1年まで延長ができます。

(質疑応答)

Q. 刑法341条には、10日以内に初動捜査を終えなけ

ればならないとありますが、初動捜査段階ではどんなことをするのですか。

A. 事前捜査と基本的に同じです。

Q. 逮捕の期間はどれくらいですか。

A. 3日間です。

Q. 逮捕は捜査機関の判断で逮捕できるのですか。

A. できます。

Q. それを決裁するのはどんな立場の人ですか。

A. 各取調官ができます。その後検察官に報告します。検察官は逮捕の条件に違反がないかどうか調べます。

4. 起訴の決定

取調官は、取調べ終了後、起訴状を作成して記録とともに検察官に送ります。検察官は5日の間に記録を検証し、次の5種類の内どれかの判断を下します。

①起訴状を承認して、事件をそのまま裁判所に送る。

②犯罪を軽くして起訴状を承認し、事件を裁判所に送る。

③追加取調命令を出して取調官に差し戻す。

④事件の一時中断。

⑤事件の打ち切り。

取調べはここで終わり、次に法廷審理に入ります。

Q. 起訴前に最長1年間身柄を拘束されるわけですね。

A. そうです。

Q. 平均的な拘束期間はどれくらいですか。

A. 3か月です。3か月以内に終わらないと、担当の捜査官にマイナス評価が下されます。

Q. 特に重大な犯罪、例えば、殺人など検察官自身が捜査することはありますか。

A. その権利はあります。

Q. 検察庁の他の職員が調べることはありますか。

A. 検察庁には取調官と検察官がいます。検察官は取調べのどの段階にも介入できます。

Q. 3か月は長いですね。それを短縮することはできますか。

A. できます。3か月は一般的上限です。

Q. 例えば、路上の引ったくりなどの犯罪では何日くらい取調べをするのでしょうか。

A. 1か月から1か月半くらいでしょうか。

5. 法廷審理

裁判所に刑事事件が起訴されると、担当裁判官は7日以内に審理を開かなければなりません。その間に裁判官は証拠を検討し、どの証人を公判で尋問するかなど、どのように審理を進めるか決めます。公判では証拠集めは行いません。審理は基本的に公開

裁判ですが、未成年者の事件や強姦事件の場合は非公開にすることができます。審理に参加するのは、被告人、弁護人、必要ならば医者、検察官、さらに、被害者、民事原告、民事被告です。検察官は公訴人として参加します。日本では審理中でも検察官が証拠を集めることがあるそうですが、ウズベキスタンでは検察官は公訴を行うだけです。ウズベキスタンでは、裁判を行った結果、無罪と分かれば、検察官は公式に公衆の面前で公訴の取下げを行います。ウズベキスタンでは、弁護士より検察官の方の立場が強いという議論がありますが、私見としてはそうは思いません。検察官は公訴人なので公訴をしなければなりません、それが無罪だと分かった場合、公衆の面前で公訴の取下げを行わなければなりません。その点、弁護人は被告人が有罪でもそのような決まりはないので強い立場で発言できると思います。

(質疑応答)

Q. 検察官は、有罪だと確信するから起訴するのではないのですか。

A. 有罪か無罪かを決めるのではなく、公判を始める条件が整っていると判断したときに起訴します。

Q. 例えば、どんなときに無罪になりますか。

A. 具体的には様々です。証拠や証人が間違っていたとか、精神病患者の鑑定が間違っていたとか。

Q. 経済事件なら、原告と被告の言い分が食い違って、その評価によっては有罪か無罪か判断が難しい場合があるのは分かりますが。

A. そういうこともあります。最初に刑事か民事か経済事件かを決めますが、その分け方が間違っていた場合は、検察官は公式に公訴を取り下げ、訴訟のやり直しをします。

ウズベキスタンでは審理の期間は2か月以内と決められています。期間の延長について、州裁判所長官は4か月まで、最高裁判所副長官は5か月まで、最高裁長官は6か月まで延長することができます。この期間内に審理を終えなければなりません。

(質疑応答)

Q. 原則として2か月以内で終えないと裁判官はマイナス評価されるかも知れないわけですね。

A. そうです。

裁判の審理では、取調べの段階で集められたすべての証拠に加え、必要な鑑定書などが審理されます。審理が始まると、口頭弁論が始まります。弁論を開始するのは公訴人である検察官です。検察官は被告人の罪状と証拠を述べます。そして、罪を加重あるいは軽減する状況があるかどうか述べます。そして損害の程度を述べ、賠償できるかどうかを述べ、求刑します。弁護人は被告の無罪を証明するための証

拠を出し、意見を述べます。その後被告人の陳述があります。

審理が終わると、裁判所はふさわしい刑罰を決めます。判事は合議室に集まり、刑罰の重さと期間を話し合います。主な刑罰は8種類です。罰金、特定の権利の剥奪、強制労働、役務制限、拘留、懲戒部隊への編入、自由の剥奪、死刑です。

拘留と自由の剥奪は別々の罰です。拘留では刑務所に入ります。自由の剥奪は社会から隔離して服役地に送ります。拘留は1か月から6か月間、自由の剥奪は6か月以上25年以下です。

判決を言い渡した後、当事者がその判決に不服があればそれを申し立ててよい旨、説明があります。上訴は控訴審、又は破棄審で行われます。

判決を言い渡してから10日間以内に控訴ができます。破棄審と監督審の申立期限は1年以内です。控訴がなければ、10日後、裁判の判決の執行が始まります。犯罪者の処分に際して、犯罪者がそれに従わない場合、更に重い刑罰が科せられます。

以上で報告を終わります。一つだけ言っておきたいのは、今のウズベキスタンの司法制度はすべて、旧ソ連邦のシステムを引き継いだものだという事です。ウズベキスタンでは現在司法改革が進んでいますが、我が国には「新しいものを作る前に古いものを壊すな」ということわざがあります。ですから、今、新しい法律作りのために諸外国の司法制度を学んでいます。例えば、日本では人材教育の方法に感銘を受けました。古いシステムからいいものだけを残して、より良いものを作り上げていきたいと思っています。

(質疑応答)

Q. 控訴せずに破棄審の申立てをすることはできますか。

A. できます。

Q. それはウズベキスタン特有のシステムですか。

A. そうです。旧ソ連邦諸国の法律はお互いに似通っていますが、差異もあります。

第 1 回ウズベキスタン国法整備支援研修

日時

2002年11月 5 日午後 2 時～ 5 時

場所

法務総合研究所国際協力部セミナー室

発表

ブハラ州経済裁判所判事

アジーモフ ヤンダシュ アフメドヴィチ

記録

研修コーディネータ 木村恭子

経済裁判所の訴訟手続

私の発表では、経済裁判手続の要点を紹介し、質疑応答により日本の皆さんの疑問に答えていきたいと思えます。

ウズベキスタンの裁判所は 3 種類に分けられます。憲法裁判所、通常裁判所（民事・刑事・軍事）、経済裁判所です。民事裁判所では民事訴訟法に従って、経済裁判所では経済訴訟法に従って審理されます。経済訴訟法は 1997 年に制定され、1998 年 1 月 1 日に施行されました。訴訟は、損害を被ったあらゆる人が起こすことができます。経済裁判所は与えられた権限の範囲で審理を行い、経済訴訟法に定められた手順に従って訴訟を取り扱います。

経済裁判所の第一審は、州経済裁判所の単独の裁判官による審理が原則です。訴訟が起こされてから 10 日以内に裁判所は審理の日程を決めなければなりません。訴訟が起こされても、裁判官は審理を行わず当事者に差し戻すこともあります。差し戻すかどうかは 5 日以内に決めなければなりません。そして、当事者は審理の日時を郵便などの方法で知らされます。審理を開始してから判決を言い渡すまでの期間は 1 か月以内ですが、州経済裁判所長官の判断により、2 か月まで延長できます。

当事者は判決が確定するまでに不服の申立て、控訴ができます。控訴審は州経済裁判所で 3 名の裁判官による合議体で行われます。控訴期間は第一審の判決から 1 か月以内です。控訴審判決は言渡しにより確定します。

当事者は確定判決に対して、破棄審の申立てをすることができます。破棄の申立ては、判決が確定して以降も、控訴の判決が言い渡された後でもできます。破棄審申立ては最高経済裁判所に対して行います。判決が言い渡されてから不服の申立てをするには、州裁判所を通じて最高経済裁判所に記録を送ります。第一審で出された判決、控訴審で出された判

決はともに、確定から 1 か月以内に破棄審へ申し立てることができます。

また、違法な判決や決定を発見した場合には、最高裁長官、副長官、検事総長、次長検事は最高経済裁判所に対して、監督審の申立てをすることができます。どういうときに監督審を行うかと言えば、例えば、審理が不法に行われたときです。

（質疑応答）

Q. 経済訴訟法第 157 条に、控訴審は第一審を行った州経済裁判所で行うとありますが。

A. 州経済裁判所では、第一審のときに単独の裁判官が審理し、控訴審では合議体で判決の見直しを行います。

Q. 第 23 条は、通常裁判所の管轄に属する要件と経済裁判所の管轄に属する要件が絡み合う事件の場合には、通常裁判所で審理するとされていますが、例えば、どんなときですか。

A. 当事者が法人と法人の場合は経済裁判所で、法人が個人や非登録の法人を訴える場合は通常裁判所、つまり、民事裁判所で行います。原告が個人と企業の両方を同時に訴えたりしている場合には民事裁判所の方へ送られています。

Q. なぜ通常裁判所へ送るのですか。なぜ経済裁判所と民事裁判所で別々に審議しないのですか。

A. どこまでが経済事件で、どこまでが民事事件かははっきりしていれば、別々に審議しますが、はっきりしない場合は通常裁判所に送ります。

Q. 民事裁判所の判決と経済裁判所の判決が矛盾する場合はどのように解決するのですか。例えば、企業が個人を代理人として行った取引の有効性が争われた場合に、代理人の責任に関して民事裁判と経済裁判の判断が違っていたりする場合はないのですか。

A. そういうことはありません。最初に個人の責任が追及されるべきかどうか決められます。代理人に責任があれば、個人で責任を取ります。責任がなければ企業に対する裁判になります。取引が有効かどうか経済裁判所で判断します。取引が無効が認定されれば経済裁判所では裁けないので、民事裁判所で審理されます。経済裁判所は企業と企業の争いしか扱いません。個人の裁判は民事裁判所が扱います。

Q. 経済裁判所が民事裁判所へ送った事件が、個人は関係ないとして、再び経済裁判所へ送り返されたりする場合はないのですか。

A. その場合も民事裁判所は自らの判断で判決を出します。つまり、民事裁判所は経済裁判所を兼ねることもあるわけです。

Q. 経済裁判所と民事裁判所が事件ごとに協議して管轄を決めたりしていないのですか。

- A. それは法律で定められています。
- Q. 何という法律ですか。
- A. 経済訴訟法と民事訴訟法です。
- Q. 何条ですか。
- A. 経済訴訟法第23条, 第24条です。
- Q. 民事裁判所の負担が大きいではありませんか。
- A. 以前は一つの通常裁判所が刑事・民事のすべての事件を審理していました。2000年度に変更があって民事裁判所と刑事裁判所が分かれ, 通常裁判所の負担が軽減されました。経済裁判所は州級しかありませんが, 民事裁判所は地区級もあるので, 多くの事件に対応できていると思います。
- Q. なぜ当事者に個人が含まれていると民事事件になるのですか。個人の権利を守るためだと思いますが, 特に理由があるのですか。
- A. それは歴史的な要因によります。旧ソ連邦時代には経済裁判所はなく, 仲裁委員会がありました。この仲裁委員会は企業間の争いを見ていましたが, 当時はすべて国営企業でした。個人が企業を起こす権限はありませんでした。そして, 市場経済への移行が始まり, 民営化が始まりました。仲裁委員会は経済裁判所になりました。民事裁判所と経済裁判所とを統一しようという声は上がっていますが, まだ理論的に詰める必要があります。経済裁判所では裁判を行う費用も高く, 民事の方が個人には容易にできます。
- Q. 裁判の費用はいくらかかりますか。
- A. 経済裁判所の訴訟費用は, 訴額が100万スム以下の事件では金額の3パーセント, 1000万スム以下では2パーセント, 1000万スム以上では1パーセントです。民事では小さな争いでは最低賃金の50パーセント, 遺産などがかかっているときなどは, カテゴリー別に料金が決まっています。
- Q. 民事裁判所と経済裁判所とを統一しようという声があるということでしたが, 皆さんはどういう御意見ですか。
- A. 一人ずつ順番に言いましょう。
- ウマーロフ: 私の意見は, 5~6年経てばこのような区分は必要なくなると思います。我が国は若い国なので, いろいろな経験が必要なのです。この区分が必要ないという意見と, 統一には時期尚早という2通りの意見があります。人材の育成などの準備ができていないというわけです。社会的な合意ができるには, まだ時間がかかりそうです。例えば, 私はキヤーモフ氏と10年くらい一緒に仕事をしており, お互いよく理解していますが, 逮捕の許諾権を裁判所に委ねるかどうかに関しては二人の意見は一致しません。私は賛成ですが, 彼は反対です。それくらい合意というのは難しいものです。しかし, このセミナーは新たな一歩を踏み出すために役に立つでし

よう。

キヤーモフ: 私としては, この二つを一緒にすることを恐れる必要はないと思います。日本のように, 一つの最高裁判所の元に裁判所を統一して, 専門部を設ければよいと思います。しかし, 午前中にも言いましたが, 新しいものを作り上げる前に古いものを壊すことはよくありません。

バルキバエバ: 旧ソ連邦時代は仲裁委員会という組織でしたが, 今は経済裁判所となりました。これは統一への一歩だと思います。民事と刑事は全く別のものですが, 民事と経済は似ています。統一することは可能です。逮捕許諾権を裁判所に委ねるという件については, 逮捕よりもその見直しの権利を裁判所に与えるべきではないかと思います。日本の司法制度にも一長一短があると思いますが。

グリヤーモフ: 私は民事裁判所と経済裁判所の統一に賛成ですが, そのためには人材育成が必要です。経済裁判所では非常に狭い範囲で仕事をしていますから, 統一しても経済裁判所の判事がいきなり民事の他の事件を見ることはできません。統一しても専門ごとの区分が必要です。それは他の国でもそうだと思います。それからピラミッド型の権限をはっきりさせることも必要ですね。それから逮捕許諾権を裁判所に委譲する件に関しては反対です。現場ではスピードが必要な場合があります。裁判所の決定を一々待っているのは, お役所仕事になってしまう恐れがあります。また, 逮捕許諾を裁判所に渡すと, 検察の権限を減らすことになります。日本では検察官は皆廉潔だとおっしゃいましたが, ではどうして裁判所の許可が必要なのですか。

ホルバーエフ: 私は統一に反対です。もしかしたら10年後には可能かもしれませんが, 今ではありません。2000年の末に新たな裁判所法が採択されましたが, その法律が出来上がるまでには非常に大きな論争が沸き起こり, 国会をも巻き込みました。非常に感情的な争いでした。そして意見はまとまらず, 経済裁判所と民事裁判所は結局そのまま並立することになりました。また, 別の専門裁判所, 例えば, 税裁判所を作ろうという動きもあります。私は経済裁判所で働いていますが, ここでは非常に広い範囲の事件を扱っており, これを更に分割しなければならないと思うほどです。なぜなら今は法律がたえず変わるからで, それに対応するのが大変だからです。私たちは経済裁判所の中で部局を分けてみたことがあります。建設部門や破産専門などに。しかし, これは効率的ではありませんでした。例えば, 建設問題は経済裁判所で扱われていますが, 当事者から裁判官の変更を申請されたこともあります。そういう事態は避けなければなりません。建設問題の裁判官が一人しかいなければ, 休暇などでいないときに事

件が起これば対応できません。私が思うに、経済裁判所と民事裁判所が分けられていても問題は起こっていないと思います。もし裁判所を一緒にしてよくなると確実に分かっているならば、もちろん賛成しますが、それはまだ分からないのです。今、他国の事情を見てそれに従うことは可能ですが、内容を議論せずに外見だけを取り入れても意味のないことです。

カニヤーツフ：私は裁判官ではないが、司法省で働く私の経験では、実際一つの屋根に集まっているのに、専門別の仕事しかしないというのは、非常に難しいことです。専門的に分けた方がよいと思います。また、訴訟手続など非常に複雑で一般の人には非常に分かりにくいので、訴訟法は統一した方がよいと思います。

チューリエフ：経済裁判所と民事裁判所は二つとも民事に関係していますが、一緒にしてよいのか分けた方がよいのか私には分かりません。私はこの件に関しては専門ではないので、もっと資料を集めたり、専門家の意見を聞いたりすることが必要です。

アジーモフ：私は一緒にした方がよいと思います。なぜなら同じ法律を使っているわけですし、経済裁判所には州級の裁判所しかないので不効率です。旧ソ連邦時代には裁判所は一つしかありませんでしたが、今は専門ごとに分けられて一般の人には分かりにくくなっています。一つの屋根の下で、専門ごとに分かれるのがよいと思います。今は司法改革が行われていますので、いつか必ず統一されると信じています。

日本側コメント：ありがとうございました。みなさん一人一人からはっきりとした意見を伺うことができて参考になりました。もちろん、これは単なる議論ですから、ここで結論を出す必要はありません。(質疑応答)

Q. みなさん職場では専門ごとに司法改革に携わっていらっしゃるからお聞きしていますが、その現状を教えていただけないでしょうか。

A. 大統領の命令により最近特別委員会が作られました。この委員会は国会議員や裁判官・刑事・検察官・司法省職員などが参加している大きなものです。そこでそれぞれの参加者がそれぞれの職場の意見をまとめ、委員会に提出するという課題が与えられました。私もその一員なので、全国から500以上の意見を集めました。

Q. その委員会の正式名称は何ですか。

A. 正式名称は長すぎて覚えていませんが、ウズベキスタン共和国司法制度改善委員会といったようなものです。

Q. 最近というのはいつですか。

A. 去年の終わりか今年の初めころです。

Q. そのようないろいろなところから参加する委員

会があるのは分かりましたが、それぞれの所属組織ごとにそういったグループはないのでしょうか。

A. あります。

Q. 例えば、経済裁判所ではどのようなテーマで話をしていますか。

A. 裁判所でも検察庁でもそれぞれの改善と改革案をまとめ、先ほど言った委員会に渡します。例えば、経済裁判所では人材育成などについて話し合っています。

Q. この委員会からテーマについて指示はありますか。

A. 委員会の方から質問がきます。内容は我々が司法改革についてどう思うか等です。すると裁判所や検察はそれぞれ意見をまとめて委員会に提出するわけです。つまり、各職場の代表に質問のアンケート表を配り、それを職場に持ち帰ったメンバーがそれについて回答を出します。

Q. 司法省で19のワーキンググループが出来たと聞いたことがあります。この委員会の下部組織ですか。

A. それは違います。それは具体的な法律に関するワーキンググループです。例えば、企業家の保護についてなどです。

Q. この委員会やワーキンググループは一般に公開されているのですか。

A. 非公開です。秘密ではありませんが、だれも見に来る人はありません。

Q. ワーキンググループも一般の意見を聞くことが必要になるところがあるのではないですか。

A. それはマスコミを通して行います。

Q. それは定期的に行われるのですか。

A. いいえ、必要なときに断続的に行われます。検察でも一般の意見を求めたことはありますが、非常に多くの意見が寄せられ、まとめるのは困難な作業でした。

Q. 検察ではどのようなテーマについて話し合われていますか。経済裁判所では人材育成について話し合われているということですが。

A. 逮捕許諾権を裁判所に渡すべきかどうかや、取調べや公判における検察官の役割について話し合っています。司法制度は範囲が広く、すべてのことが密接に絡んでいます。私たちは総合的に司法制度を改革して合理的にするように努力しています。法律改正には二つの方針があります。一つは特別委員会で作った草案を検察庁や裁判所に送付して修正意見を求めるというものです。もう一つは2005年までに国会の委員会が法案を作成して特別委員会に回すというものです。農業や未成年者、障害者に関して分野ごとに法案を作ります。それを検察庁などに送ります。裁判官もこれに参加し

ています。一般的な企業の意見を聞くこともあります。私は検察代表として、法案に対する意見を新聞で述べたこともあります。

Q. するとまたマスコミを通して一般の意見が返ってくるわけですね。

A. そうです。

Q. さっき言った委員会は国会に属しているのではありませんのですか。

A. 内閣です。

Q. 国会の委員会と内閣の委員会はお互い意思の疎通ができていますか。

A. はい。どちらの委員会の法案も結局は国会で審議されることになりますから、行き着くところは同じです。

資料 2 - 3

第 1 回ウズベキスタン国法整備支援研修

日時

2002年11月 6 日午前10時～12時30分

場所

法務総合研究所国際協力部セミナー室

発表

司法省法制局長

チュリーエフ シュフラット アスカロヴィチ

記録

研修コーディネータ 木村恭子

ウズベキスタン司法省の組織／弁護士の監督

私の今日の報告は、司法省の組織と弁護士の監督についてです。皆さん私のレポートをお持ちだと思いますが、司法省の組織について簡単にお話したいと思います。

(注：レポートに記載されている司法省の基本的14局は次のとおり。)

組織管理・分析局

人事局

法制局

国民に対する法的是正局

公団局

国家経済における合法活動局

省令登録局

経済改革の法制規範文書計画に関する法案審査局

国際法局

法律政策・教育機関調整局

経営主体契約責務による成績管理局

中小企業支援・保護局

法案分類・法的文書情報化局

財務経済局)

1. 司法省の活動

ウズベキスタンの司法省は、執行機関である内閣の一員であり、大統領の直属となっています。司法省の活動は主に4種類に分けられます。まず、立法です。これについては詳しくお話しします。次に、企業家の権利を守ることです。これについてはカニャーゾフ氏が詳しくお話しします。3点目は、裁判所が出した判決がきちんと執行されているかどうか監督し助言することです。最後に、一般の人に対する司法実務支援です。そして、裁判所の機材や予算についても所管しています。裁判所の人材育成はかつて司法省が担当していましたが、司法改革の結果これは廃止されました。今では裁判所自身がこれを行っ

ています。しかし、ウズベキスタンでも三権分立が導入された後も、裁判所の機材や予算に関しては司法省が所管しています。そのための特別局があります。もう一つ裁判所関係の局は、裁判の判決が妥当か、きちんと執行されているかどうか監督する局です。一般人の法律相談にも応じます。そのために幾つかの局があります。一つは司法実務支援、もう一つは経済関係の法律に関しての相談窓口です。

(質疑応答)

Q. 一般人の法律相談を担当する局は、チューリエフ氏のレポートのどの局に当たりますか。

A. 4番目と6番目です。どちらも国民に関係する局です。4番目の方は婚姻登録など、6番目は企業の登記などを扱っています。同じような役割を持つ局としては公団局があります。この公団局長は、司法省の副大臣を兼ねています。この局は政党や団体を登録します。

司法省の役割の一つは立法です。法案作りには幾つかの局が関係しています。まず私が局長を務める法制局。それから省令登録局、法案分類・法的文書情報化局、中小企業支援・保護局などです。そのほか名を挙げなかった局や下部組織にも重要な役割があります。しかし、主な活動には入っていません。人事局、国際法局、出版部門などです。なぜかという、同様の組織は他の官庁にもあり、司法省独自のものではないからです。

(質疑応答)

Q. 翻訳の確認をしてもいいでしょうか。経営主体契約責務による成績管理局（経営体の契約義務履行監督局）とはどんな業務を行う局でしょうか。

A. これに関しては、カニャーゾフ氏が詳しくお話ししますが、企業の取引などを管理する局です。

Q. 国営企業でなく民間企業同士の契約を監督するのですか。

A. 監督というより相談です。いろいろな契約案の作成などを行っています。

Q. 裁判所の機材や予算を管理する局はここに入っていますか。

A. それを担当するのは内部部局ではなく、独立組織である付属機関です。司法大臣に直属しています。その中で独自の人事部などを持っています。

法制局についてお話しします。司法省は国内のすべての法律を集め、番号を付けています。どんな法律でも司法省が管理し、システム作りをしなければなりません。大統領令や政令もすべて管理し、データベース作りを行い、改正があればデータベースを修正します。司法省は、例えば、対外経済省が出した省令なども管理しています。この管理については非

常に難しいのですが、それはウズベキスタンだけの問題ではないと思います。

(質疑応答)

Q. 法令についてはどのような種類があり、どのような優先順序になっていますか。

A. 法令を整備する法律が作られています。まず、法律と国会令。それから大統領令、内閣令、省令と続きます。法律と国会令以下の法令は、一括して法的文書と呼ばれ、下位の法令は上位の法令に違反してはいけません。同レベルの法令同士では、新しい方の法令が有効となります。

Q. 国会が作るのは法律と命令の両方があるのですね。その区分はどうなっていますか。

A. 法律は法典など組織的なものであるのに対し、命令は単独のもので、法律を補います。新しい法典が作られたときには、その施行開始期日などを命令で決めます。何も特別な命令で決められていなければ、10日後に施行されます。

Q. 裁判所や検察庁は独自に法令を作ることはできますか。

A. 最高裁判所の合議部は決定を出しますが、立法権は持っていません。それから下部の法令に関して補完する法令もあります。この法令に関する説明などです。憲法裁判所だけが法令の合憲性を判断できます。

法令の登録についてお話しします。1994年以降、司法省はあらゆる法令を登録することになりました。先週、日本ではどのように法律が登録されているか質問しました。例えば、省令が省令を作った場合はそれぞれの省令がそれを登録するわけですね。ウズベキスタンでもそうですが、登録された省令がどのように執行されるかはすべて内規に書かれています。省令を出すには2条件が必要です。まず上部の法令から指示が出たこと。それからその省令に省令を出す権限があること。例えば、税に関する省令は財務省しか出せません。しかし、どんな省令が政令を出しても、司法省に登録するまでは効力を持ちません。なぜならそのようなシステムになっているからです。お陰で様々な省令が出す法令が重複することも少なくなりました。実際に上位の法令よりも、細部にわたる下位の法令の方がよく使われていますが、重要なのは下位の法令が上位の法令に違反しないことです。

もう一つ言っておかなければならないのは、人権制限に関しては必ず法律で定められていなければなりません。例えば、刑法・税法などです。

そして経済改革に関する法律作りも重要ですが、それはカニャーゾフ氏に任せ、私は法制局についてお話しします。

立法手順についてですが、ウズベキスタンでは各省庁が法案を作成します。新しく出来た法案はすべて司法省に送られ、可否を判断します。すべての法案に関して司法省が法的判断を下すという特別な法律があります。

法案が完成すると、司法省には法律を作る権限がないので、その法案を国会に提出して判断を仰がなければなりません。新しい法令を作るときに国会で起草するか内閣で起草するかを協議する委員会があり、それには司法省も参加しています。国会にも立法に関する様々な委員会がありますが、司法省からも委員を出しています。この国会の委員会では様々な法案を作っていますが、司法省の職員もそれに参加し、審議します。

(質疑応答)

Q. 大統領令に関してはどうですか。

A. 大統領令や内閣令は、それぞれの利益を守るものではなく、国民のためのものですから、やはり国会や司法省と相談して決めます。

司法省には幾つか付属組織があります。例えば、タシケント法科大学、公証人役場、裁判官審査研究所などです。主な組織は、各地方に支部を持っています。12の州、カラカルパクスタン共和国、タシケント市に合計14の支部があります。

私が詳しくお話ししたいのは、裁判所に対して司法省が管理権を持っていることです。司法省の中には特別基金があり、裁判所の機材や予算について決めます。この基金のトップは司法大臣です。あらゆる裁判所や公証人役場は予算案を作り、司法省に提出します。司法省は裁判所の予算を決める権限はありますが、裁判審理について口出しする権限はありません。そして、司法省は裁判所の判決執行においても重要な役割を果たしています。裁判所の予算や機材については、ウズベキスタン全国14か所にある支部が管理します。その他、裁判所の判決執行についても支部が管理します。タシケント市でこの任に就く支部は司法大臣直属ですが、ほかの地方の支部は省に属しています。各支部にそれぞれ執行を担当する職員がいます。執行を担当する職員は、司法省にも裁判所にも直属せず、執行を担当する機関だけに属しています。新しい法律でそのように決められました。以前は、執行職員は裁判所と司法省に二重に属していました。今は独立機関となっています。ウズベキスタンでは決定を出すのは裁判所だけでなく国の機関にも権限があります。細かなことに関してですが、それを執行するのはすべて執行職員です。

次に、国民に対する法的支援と経済改革に対する法的支援です。経済改革に対する法的支援とは、主に企業の登録に関するものです。国民への法的支援

とは主に公証人役場、民事登記役所ですが、これは司法省の管轄です。ウズベキスタンではあらゆる市役所に民事登記役所が置かれています。誕生・死亡・結婚・離婚について登録します。公証人役場もこの付属組織です。

(質疑応答)

Q. 土地や建物を登記するシステムはありますか。

A. 以前は司法省が担当していましたが、今は違います。そのための特別機関がありますが、また司法省に戻そうという動きもあります。これには法的な問題があります。

Q. そのような土地の登記所は各地方局にあるのですか。

A. 中央にセンターがあり、各地方局に支部があります。

Q. 土地の面積や所有者に関する登記は信用できるものですか。

A. 登記をするには17か所くらいの審査を受けなければなりません。もちろん間違いや詐称もありますが、私の経験では信用できるものです。しかし、土地の権利をめぐる争いももちろんあります。そのときは民事裁判所で解決します。

司法省のもう一つの役割は、弁護士の監督ですが、その前に、司法省の職務ランクについてお話しします。司法省の職員はすべてランク分けされています。トップの幾つものカテゴリーは大臣や副大臣ですが、これは大統領が任命します。それからもう一つ大事なものは、人材育成です。それは司法省の内規で決められています。ですから法科大学が付属機関となっています。司法省で働いた者は、裁判所などにもいつでも異動することができます。

(質疑応答)

Q. コンサルタントと呼ばれる職員がいると聞いていますが、どんな役職ですか。

A. 役職名はそれぞれ違いますが、最下級の職員はコンサルタントと呼ばれ、そして上級コンサルタント、課長、部長となっています。

Q. 司法省のスマートフ次官から、公証人のアシスタントを含めると537人、民事登録局では1,000人以上の職員がいると伺っています。

A. 詳しい数字はわかりませんが、スマートフ氏が言うならそうでしょう。

Q. 裁判所から予算案が上がってくるということですが、それは各地方裁判所が独自に出すのですか、それとも最高裁判所がまとめて行うのですか。

A. 予算機関の各地方支部が、それぞれ管轄地域内の裁判所から予算案を集めて中央に提出します。

Q. それは通常裁判所だけですか、それとも、経済裁判所も同様ですか。

A. 通常裁判所だけです。最高裁判所には予算権限がありませんが、最高経済裁判所は独自の権限を持っています。

Q. 予算の中に裁判官の給料も含まれているのですか。

A. 含まれています。

Q. 通常裁判所の方から、予算の権限を渡せという要求はないのですか。

A. 今まではあまりそういう声はありませんでした。10年くらい経てば、この権限を委譲することもあるかもしれませんが、今のところ司法省が管轄しています。ウズベキスタンにも様々な意見があり、司法権の独立のためには権限を移譲させた方がよいという意見もあります。しかし、直接裁判にかかわることではないので、裁判所には裁判に専念させた方がよいという意見もあります。

Q. 予算に関しては、それに従事する職員が多数いると思いますが、司法省にはどれくらいいますか。

A. 司法省には予算専門の職員はいません。局長が副大臣で、上がってきた予算案は経理部が見ます。地方の予算を決めるには、支部の部長が上京してきて合議を開きます。この局は言わば小さな財務省のようなものです。なお、裁判所の予算権限については、昨日の話にあった改革委員会があって、そこでもいろいろ案が出ています。

2. 弁護士制度

これから弁護士制度についてお話しします。弁護士は完全に独立していて、どこにも属していません。しかし、司法省から指導を受けることはあります。法科大学を卒業し、ウズベキスタンの国籍を持つ者はだれでも弁護士になれます。ウズベキスタン国籍を持たない者を弁護士にするべきかどうかについては論争があります。ウズベキスタンの弁護士には、ウズベキスタンの大学だけでなく、他国の法科大学を終了した者もなれますが、ウズベキスタンの国家試験を受けなければなりません。

日本と同じように、弁護士になるには法科大学を卒業した後、司法省の試験を受けなければなりません。弁護士の業務を始めるに当たっては、ライセンスが必要です。そのためには、次の手続が必要です。国内14か所にある司法省の支部に資格審査委員会があります。資格審査委員会のメンバーは、経験のある裁判官や弁護士、司法省の職員です。ウズベキスタン国籍を持つ者で国内外の法科大学を卒業した者が、この委員会に來ます。申請には卒業証書と願書が必要です。この委員会では書類を受け取り、試験の期日を知らせます。その日に面接試験が行われます。この試験に合格すると、ライセンスを受け取る権利が与えられます。さらに、司法省地方支部

にライセンス交付を申請します。このとき司法省地方支部は手数料支払証明書と交換にライセンスを交付します。これは単なる手続ですが、これにより弁護士の数を調整したいと思っています。ライセンス交付の際に契約を交わします。その内容は、これから弁護士になる者が弁護士の規則を守ることに關するものです。弁護士契約には権利と義務に關して書いてあります。例えば、守秘義務もその一つです。

ライセンスを交付された弁護士にはもう一つ手続があります。法人を作ることです。一人なら弁護士事務所、二人以上なら弁護士会社をつくるわけです。弁護士事務所の開設には司法省への登録が必要です。定款を添付して提出します。二人以上では申請書とどのように活動するか議事録を付けて登録します。法人として登録すれば、弁護士活動を開始できます。

司法省がこのように弁護士活動を始めるに当たって介入するわけですが、それはなぜかと言えば、最初は弁護士の資格について、その後、法人資格について審査するわけですが、最初は弁護士の人格を見ます。弁護士規定を守るかどうかです。法人として登録しなければならないのは、商業活動ではなく、弁護士活動を行うという約束をさせるためです。つまり、弁護士はお金儲けのためではなく、国民に法的支援を行うために働かなくてはならないのです。そのために司法省は弁護士活動を始めるに当たって介入し、指導するのです。

弁護士制度を規定する二つの法律が作られています。一つは弁護士活動に關するもの、もう一つは弁護士支援に關するものです。この法律には弁護士の地位、権利及び義務について詳しく述べられています。今、弁護士制度についても改革が進んでいますので、この二つの法律も将来統一されるかもしれません。今、司法省では弁護士会とチームを作って、弁護士制度の改革について考えています。

弁護士の権利ではなく、義務について詳しくお話ししたいと思います。弁護士の義務として、弁護を断ることはできません。被告人や原告は弁護士だけが頼りなのですから、これは非常に重要なことです。事件が起こった場合、被告人にお金がないときは国選弁護人が付きます。それは裁判所の合議部が決めますが、これを断ることはできません。もう一つの義務は守秘義務です。依頼者の個人情報、検察官にもだれにも言うてはいけません。弁護士にはアシスタントを雇う権利があります。このアシスタントは、中等教育以上を受けていなければなりません。普通、法科大学や法科専門学校の卒業生がアシスタントに就きますが、アシスタントが弁護士の業務を代行することはできません。秘書のような役割を果たしています。

弁護士の権限は検察官よりも大きいです。例えば、

弁護士に対して訴訟を起こすのは検事総長又はカラカルパクスタンの検事長しかできません。弁護士の身辺捜索を行う許可も、検事総長、州検事長又はカラカルパクスタン検事長しか許可が出せません。これは先に述べた弁護士に関する法律で定められています。

(質疑応答)

Q. 弁護士の試験が免除されるシステムはありますか。例えば、裁判官や検察官を長く勤めた人も弁護士になるには受験が必要ですか。

A. 試験の免除はありません。必ず受験が必要です。しかし、良い弁護士は、取調官や裁判官などの経験者が多いです。

Q. 弁護士以外が法律業務に携わることはできますか。例えば、企業の法律相談や訴訟の代理人など。

A. 刑事訴訟法・民事訴訟法では、委任状があれば弁護士でなくても代理人になることができます。企業の法律相談については、弁護士しかできません。弁護士にはそのための特別権限があります。ウズベキスタンの国家機関でも権限以上のことはできません。弁護士事務所や弁護士会社は法律相談の権限を与えられています。

Q. 実際の裁判で弁護士以外の人立ち会うことは多いのですか。

A. 取調べのときに弁護士以外の代理人が立ち会うことはできませんが、裁判審理には弁護士以外の代理人が立ち会うことはできます。取調べには法律知識が必要なので、知識のない人にはできません。刑事訴訟法には逮捕時から弁護士が付いてもよいと書いてあります。

Q. 国選弁護人には国がお金を払うのですか。

A. そうです。

Q. 経済裁判所でも代理人を使うことはできますか。

A. できます。

Q (ウズベキスタン側) : 日本のシステムですと、検察庁は法務省の組織に入っていますね。ウズベキスタンでそれを取り入れる場合どうなりますか。裁判所の予算を決める局のように独立したものになるのでしょうか。検事総長には司法大臣が就くのでしょうか。日本のシステムの意味が分かりません。独立機関として付属しているなら、なぜ一緒にする必要があるのでですか。

A (日本側) : 日本には大統領がないのでウズベキスタンと事情が違います。日本の制度は、検察を民主的にコントロールすること、つまり、政治的コントロールの必要があるという発想に基づいています。検察官は法律に基づいて権限を行使しますが、その権限は強大なので、民主的なコントロールが必要なのです。日本には大統領がないので、政治的コントロールを受けさせるためには法

務省に附属させるしかありません。しかし100パーセントコントロールを受けているわけではないことは講義で説明したとおりです。ウズベキスタンでは検察庁は大統領に直属しているので、政治的コントロールを受けていると思います。

コメント (ウズベキスタン側) : 司法省に検察庁を入れようという意見は、ウズベキスタンでも出ています。私はそれに反対ですが。

(質疑応答)

Q. 司法省には、弁護士の数はすべて登録されているのですか。

A. 弁護士の数については今資料がありません。ライセンスを何枚交付したかの数字は分かりますが、ライセンスを持っている人がすべてすぐに弁護士になるわけではありません。必要ならライセンス交付数、法人登録数については調べることができます。統計により、弁護士の数を調べるより、今大事なことは弁護士の地位を高めることです。そのため今、特別規則を作っています。

Q. 全国で3,000人くらいだと聞いたことがありますが、少なすぎませんか。この数字についてどう思いますか。

A. 少ないと思います。ですから地位を高めて弁護士希望者を増やしたいと思っています。

Q. つまり人気がない職業だということですか。

A. ないわけではありませんが、最も人気のある職業というわけではありません。日本で言えば企業の法務担当者のようなものです。

Q. 司法省で法令のデータベース化が進んでいて、一般人でも閲覧できるようになると聞いていますが、それはいつごろになりますか。

A. 2003年の第一四半期に終わらせようと思っています。困難な作業です。昔の法律などもすべて入れようとしていますし、ウズベク語とロシア語で作らなければなりません。

第 1 回ウズベキスタン国法整備支援研修

日時

2002年11月 6 日午後 2 時～ 5 時

場所

法務総合研究所国際協力部セミナー室

発表

司法省経済改革法令分析局長

カニヤゾフ エセムラト スルタムラトヴィチ

記録

研修コーディネータ 木村恭子

中小企業の活動に対する干渉の防止

私の発表テーマは、ウズベキスタンの中小企業の活動に対する司法省の支援についてです。最初にウズベキスタンの中小企業発展の歴史についてお話しします。皆さん御存知のように旧ソ連邦時代には計画経済しかありませんでした。しかし、1980年代、1990年代から徐々に企業が出来てきました。そして、ウズベキスタンにも所有に関する法律が出来ました。それにより、国有財産だけでなく私有財産も存在すると規定されました。ウズベキスタンの中小企業の根本となっているのは、この所有形態に関する法律です。所有形態により企業の種類も違います。国有企業、株式会社、有限会社などです。

国有会社の民営化に関する法律も作られました。1992年に採択された法令が基礎になっています。憲法では自由な経済活動が保障されていますが、それに関する新しい法律はまだありませんでした。そこで古い法令を廃止して新しい法令を作らなければなりません。最初に発生した企業は、共同企業であり、企業に関して特別に法律が作られました。

企業化が進み、法的保護の問題が出てきました。旧ソ連邦時代からいた官吏は、企業とは何かということが理解できていなかったのです。そこで市場経済のためのインフラ整備が始まりました。保険や税に関する会社が作られました。しかし、国の官吏が個人事業主に干渉して、なかなか自由にできませんでした。個人で事業を起こすぐらいだから金持ちだろうという考えから干渉してきたのです。そこで1994年、個人事業主の活動を保証する大統領令が出されました。

(質疑応答)

Q. この大統領令には罰則はあったのですか。

A. 特にありませんでした。

どうして国の干渉がいけないかというと、国の体

制が変わったのにそれが理解できない人がいたからです。市場経済のために新しく作られた省庁には権限がなかったのに、企業への干渉を続けました。それで大統領令の中で司法省は特別の権限を与えられ、新しく作られた省庁を統括することになりました。再編された省庁は企業に対して指導はできますが、命令はできなくなりました。新しく出来た内閣令には、企業活動への干渉に関して罰金を伴う罰則が出来ました。最低賃金の100倍です。さらに、市役所は企業のお金を使って基金を作ってはいけないことになりました。昔は、市役所が事業主からお金を集めて基金を作るという慣行があったのですが、私営企業に対しては、それはできなくなったのです。

さらに、新たな政令が出ました。個人事業主は経済裁判の審理に関して手数料を払わなくてよいというものでした。その大統領令に基づいて新しい政令が出されました。個人事業主の活動を保証する内容です。そして私が今従事しているのは、民間企業と個人企業の支援と保護です。しかし、この課には職員が3名しかおらず、努力はしましたが、すべての企業を守ることはできませんでした。

もう一つ法律に定められていないに行われる干渉としては、各省庁の規制や審査がありました。1996年の大統領令で、このような規制や審査は体系的に行われるように定められました。このとき特別評議会は監督機関の監査を行いました。企業の審査を行う前に評議会にかけなければならないように決めました。この評議会の議長は同時に税制委員会の議長も兼ねていました。1998年にこの評議会の権限を更に強くする新たな政令が出されました。この評議会を合法化し、その活動について詳しく規定したのです。1998年3月、今まであった様々な取引を改善しなければならぬという政令が出来ました。契約が守られず損害を被る企業が多かったのです。そこで取引に関して様々な契約サンプルを作る局が司法省に出来ました。そして、その契約義務が履行されているかどうかチェックし、守られていないと経済裁判所が判断すれば、刑事事件として捜査を行うことができました。

それから様々な経営体に対する法的支援を行います。そして、その局は取引そのものには干渉しません。義務が守られているかどうか監視しているだけです。日本では市場経済が根付いていますので、日本人には分かりにくいと思います。ウズベキスタンでは、昔は企業が出来ても、すぐ干渉されて企業の民営化が進みませんでした。そこで契約義務履行を監督することで刺激を与えようとしたのです。農家に関しては法律に詳しい人がいなかったもので、だまされることが多くありました。そこで、この局で様々な契約のサンプルを作ったのです。

(質疑応答)

- Q. 取引のサンプルとは、どのようなものですか。
- A. 例えば、農業水産省の局が取引のサンプルを作って、司法省に出します。司法省でそれを鑑定します。なぜなら綿花や小麦などに関しては国家規模の取引になるので、そこで間違いがあれば国の損害になるからです。
- Q. 一般の家庭が電気会社などと結ぶ契約や、運送業者との契約のサンプルではないのですか。契約の相手が公の団体など、契約する個人に選択の余地がない場合を推測しているのですが、この綿花や小麦というのは、だれとだれとの契約ですか。
- A. これは大きな経営体、例えば、綿花を集める公団が加工工場に渡すときなどです。

このサンプルを作る局は、全国の地方に支部を持っています。それと同時に法律家が民間企業のコンサルタントを務めている場合に、その資格評価を行って再教育・訓練を行います。なぜかと言うと、企業間の争いにはコンサルタントが絡んでくるので、そのコンサルタントの審査をしなければならないのです。

(質疑応答)

- Q. このコンサルタントというのは弁護士ですか。
- A. 違います。コンサルタントは弁護士ではありませんが、法律家がコンサルタント業務を行うことはあります。
- Q. そのようなコンサルタントすべてを管理することは可能なのですか。
- A. 大企業ではコンサルタントが数人、小さな企業でも一人くらいはいますが、我々は監督というより再教育を行っています。

1998年の末には、経営体の活動に関する新たな政令が採択されました。この政令に審査の種類や期間について詳しく定められています。審査を監査する評議会の委員長は税制委員会の議長が兼ねていましたが、後に大統領顧問が務めるようになりました。そして企業審査は1年に1回しかできないようになりました。評議会の許可が出ると1年に1回できます。評議会は1年間にどのような企業を審査するか予定表を作っていて、審査機関は許可が出ればその許可証を持って審査に赴きます。しかし、予定表外の審査もあります。これは例外的なものです。

(質疑応答)

- Q. 企業自体はもちろん予定を知らないのですよね。
- A. 知っています。公開されています。
- Q. すると企業はだれがいつ来るか分かっているわけですよね。それでは審査にならないのではありませんか。

- A. そのために予定表外の審査があります。怪しい企業があれば、監督機関は許可をもらって審査します。それから、企業は予定表に関して審査のある月は知っていますが、具体的な日にちは知りません。

ある企業に対して刑事事件が開始されれば、監督機関はいつでも審査に入れます。審査の対象となる企業活動は過去3年間です。あらゆる審査は30日以内に終えなければなりません。

(質疑応答)

- Q. 日本で企業活動を調査する機関としては、税務署、労働基準監督署、保健所などがありますが、ウズベキスタンの監督機関とはどのようなものですか。
- A. 40以上、50近くの監督機関があります。税務署とか、財務省、保健所、検察庁、エネルギー省、消防署、自然保護局、獣医所、反独占委員会その他いろいろです。この中で日本にないものはありますか。我々は幾つか削減したいと思いますが、当然既得権益を守る抵抗勢力がありますので、どうすればよいのか思案中です。
- Q. 財務省はどんな審査をするのですか。
- A. 国営企業の予算は国の財源ですから、財務の審査です。
- Q. エネルギー省はどんな審査をするのですか。
- A. 電気の無駄遣いをしていないか、料金をきちんと払っているかどうか調べます。
- Q. 日本では、そういうのは役所でなく電力会社などが行います。それに電力会社やガス会社などが行う点検は審査というよりサービスなのではありませんか。

- A. メーターを自分で変えたりする人がいるのでチェックします。

Q. そのようなチェックを定期的に行うのですか。

- A. エネルギー省に関しては、人員が足りないので、定期的に行うというわけではありません。

Q. 消防署の検査とはどんなものですか。

- A. 日本と同じです。消火器が置かれているかなどチェックです。

Q. 獣医所の検査とはどんなものですか。

- A. 畜産業が発展しているので、家畜の病気などについて検査します。

コメント(日本):日本ではそのような検査は審査というよりもサービスですね。

Q(ウズベキスタン):そのような検査はだれが行いますか。

- A(日本):厚生労働省です。

コメント(ウズベキスタン):審査というかサービスというかの違いだけで、やっていることは同じで

すね。ウズベキスタンではそれを審査と言います。コメント（日本）：言葉の問題があるとしても、日本ではそれほど審査は多くないと思います。

企業の審査をする機関は、司法大臣令で定める審査登録簿に審査を登録しなければなりません。この審査登録簿制度が、不当な審査から企業を守る制度の一つです。

もう一つは改善と投資に関する評議会です。この評議会のトップは大統領なので、非常に重要な評議会です。この評議会には4委員会があります。そのうちの一つは司法大臣がトップとなっていて、法的基盤の改正に関する委員会です。それは中小企業の法的基盤の改正にも関与しているので中小企業の代表も入っています。この委員会の主な役割は、一般企業の法的基盤の強化と中小企業の振興です。もう一つの委員会は中小企業振興委員会です。この委員会のトップは副首相です。その執行委員会は司法省です。

中小企業の定義について少しお話しします。企業の定義は従業員の数によって決まります。日本では資本金や資産で決まるとのことですが、それは国によって違います。例えば、ロシアでは資金の運用方法なども基準になります。まず、製造業と非製造業に分かれます。個人事業主は一人の企業で、従業員を雇うことはできません。それから零細企業とは、製造業では従業員10人以下、非製造業では5人以下です。小企業とは製造業では従業員40人以下、建設業・農業では20人以下、非製造業では10人以下です。零細企業と小企業を合わせて小企業と呼びます。中企業とは、製造業では従業員100人以下、建設業では50人以下、農業その他の製造業・卸売業・飲食業では30人以下、小売業・サービス業など非製造業では20人以下です。資本金の額は関係ありません。

個人事業主は従業員を雇えませんが、合弁企業を作ることはできます。例えば、夫と妻で合弁企業を作ることができます。それから個人事業主が集まって、法人でない合名会社を作ることもあります。利益配分などについては詳しく決められています。もう一つ農家が数家集まって法人でない団体を作ることもあります。

昨日、司法改革委員会の19のワーキンググループが司法省に出来たという話がありましたが、それについて詳しくお話しします。グループの名前で分野が分かります。所有権法の改善グループ、民営化法の改善グループ、税法の改善グループ、企業の免許、破産関係、外国投資関係、会計監査機関の役割、企業の摘発に関するグループなどです。このグループのメンバーは、司法省のスタッフ、法律家、実務経験を持っている人たちです。理論と実践を結び付け

るために研究をしています。司法省、その付属機関のスタッフ全員がこのグループに分かれています。このワーキンググループではタシケント大学の大学院生もたくさんいます。このグループは定期的に話し合いを行っています。メンバーも必要に応じて入れ替えます。19グループの提言は、担当部局に送付され、草案や法律に盛り込まれています。

2000年に出された内閣令では、中小企業の保護機関として司法省が認められました。そして企業家の権利の保護、利益の保護のために新しい局が作られ、地方にも支部が作られました。最初に中小企業の振興の課が出来たときは3人しかいませんでしたが、今は局に昇格しています。

企業の自由な活動に関する政令は、商業活動に関する法の基礎になりました。この法律には、すべての国民が自由に企業活動に従事でき、その利益が保護されると書かれてあります。この企業活動の自由な活動に関する法律のほかに、会計監査局や対外経済活動に関する法律も作られました。この企業活動の自由の保証に関しては、過去のすべての法律が統一されました。そして会計監査の活動に関しては、監督機関が会計監査を行うように勧告を出した場合、その手数料は監督機関が払うと定められました。対外経済活動に関する新しい法律では、昔は必ず対外経済活動省に登録しなければならなかった貿易が、自由にできるようになりました。法人として登記すれば輸入も輸出も自由です。

そして企業家をもっと保護するために新しい法律が作られました。昔は個人所有の概念がなく、物をみんなで分け合っていました。この意識が個人企業を作り出す上で障害になっており、その改革を司法省が担当しています。昔は民間企業に対して官庁の干渉が激しかったので、民間企業がどんどん廃業しました。今では、企業の活動に対する官庁の干渉は国の政策に干渉することになります。企業家の保護は、国家の政策の保護と同じように考えられています。

このような干渉が明らかになれば、司法省の方から防止対策を採ります。賄賂を取ったりすることを防止しなければなりません。裁判所の審理についても、企業家を守ろうとしています。企業家にとって裁判は大きな問題です。地方裁判所が企業に対して有罪判決を出した場合、その判決の理由を付けて司法省に通知する制度を始めました。そのような活動を始めたところ、この半年で有罪を宣告された企業のうち500以上が裁判のやり直しで無罪になりました。

私たちは企業家にアンケート調査を行って、権利が保護されていると思うかどうか聞いてみました。すると、審査登録簿が出来てからは効率的になった

という答えが返ってきました。例えば、140人以上の企業家が、審査があるなら審査登録簿に記入してくれと言ったところ、審査員が帰ってしまったといいます。つまり、不法審査だったわけです。30人以上が年に2度の不法審査、18人が年に5回以上の不法審査を受け、それ以上の不法審査を受けた人もいました。審査の結果で刑事事件を開始するとか、民事事件として調べると言われた場合、審査登記簿を見せてもらいます。その審査員について何も書かれていなければ企業は無罪になります。不法審査だったからです。例えば、2002年の7月1日までの実績では多くの役人が職権濫用により罰金を払っています。780人が処罰を受け、106人が解雇されました。こういった事件は連日マスコミで報道されています。それは何のためかと言うと、職員の職権濫用を防ぐためです。職権濫用した官吏は法廷審理を待たずに企業に自分で賠償することもあります。このような活動のお陰で企業に関する干渉が減ったことは統計が証明しています。

数年前まではよく行われていたことですが、監督機関から審査が入るときには別の企業も審査を受けていました。監督機関が企業を審査するとき、この企業の関連で別の企業の違反が発覚した場合、職権を濫用して賄賂を要求する審査官がいました。それで企業を審査するときにはその企業だけしか審査できないようにするため、司法省が会社の審査に関して新しい規則を作りました。また、現場に行かず自分のオフィスへ企業家を呼んで不法審査をする官吏がいたので、それもできないように法律を整えました。

そのほか、毎年行われている審査があります。それは市役所や地方役所・税務署など国の機関に対する審査です。地方にある役所を調べるときにはそのデータはすべて司法省に集められます。調べるのは、職権濫用がないかどうかです。違反が発覚すれば、司法省に記録が送られ、それを是正しない限りはこの記録を抹消しません。こうしなければ、地方の税務署などはいよいよ加減で職権を濫用している者を取り締まる方法がないのです。ほかによい方法があれば教えていただきたいと思っています。

(質疑応答)

Q. 司法省の審査規制が強すぎるという苦情はないのですか。

A. もちろん批判は多いです。我々はマスコミと提携して、不正を告発していますが、地方の機関から司法省の宣伝活動ではないかと言われていました。しかし、そんなことはありません。今まで強すぎた行政機関の力を少しばかり弱めようとしているのです。

Q. 裁判所でもない司法省が、どうして処罰できる

のですか。そのような権限はどこからくるのですか。その懲戒処分はどのように行われるのですか。

A. 司法省は直接懲戒処分を行いません。我々の仕事は不正を見つけることです。不正ホットラインを通じて告発があれば調査を行います。法律にそのような違反があれば処罰を受けると規定されています。企業家等の要請があれば、司法省が訴訟を起こします。その損害に対して賠償するよう訴訟を起こすわけです。そのほかに行政処分を行います。

Q. それは国が個人に対して裁判を起こすのですか。

A. そうです。

Q. それは民事裁判所に対してですか。

A. 損害賠償に関しては民事裁判所ですが、行政罰を与えるには刑事裁判が必要です。

Q. 検察庁は関与しないのですか。

A. 捜査や審理には関与しません。しかし、判決が出た後、それが正しいものであるかどうか捜査します。企業家を守るためのスタッフが少ないので、なかなか手が届かないのが現状です。

Q. 賄賂をもらえば刑事事件でしょう。それを行わず行政処分を行うのは証拠が足りないということですか。

A. 必ずしも賄賂を受け取っているとは限りません。審査の違反が問題です。例えば、審査が30日以上かかった場合や、圧力をかける場合などです。

Q. 圧力をかけるのは賄賂を要求するためではないのですか。

A. それだけではなく、権力を誇示したいからです。あるいは、怠け者の審査員で期間をオーバーしてしまい、そのことにより企業家が損害を被るときもあります。

Q. お金を払えば速かに審査を行ってくれるのですか。

A. 全員が時間をかけるわけではありません。きちんとやる職員もいます。汚職事件だと刑事事件になります。

Q. 司法省が起こす民事裁判についてですが、司法省は個人である企業家に賠償するように訴訟を起こすのですか。それとも国家に罰金を払わせるのですか。

A. 両方です。司法省は弁護士と違って、本当に権利が侵害されている場合のみ企業の肩を持ちます。

Q. 裁判所が企業に有罪判決を出した場合、その理由を司法省に通知しなければならないというのは、司法権の侵害ではありませんか。

A. 違います。地方裁判所が有罪判決を出した場合、以前の司法省は情報を受け取るだけで何もできませんでしたが、今は少し事情が変わりました。こ

の企業が控訴しなくても、司法省が調査して上級の裁判所に意見を仰ぎに行くようになりました。それは企業家に対してだけで、個人に対してではありません。

Q. 500人が有罪から無罪となったというのは、裁判所が自発的に認めたのですか。

A. そうです。2年半の間ですが、2000年には特に多かったです。

Q. つまり、州裁判所が監督審を行ったということですか。

A. 州の裁判所は地方裁判所に対して控訴審・破棄審・監督審あらゆる審理を行えます。もし不服を申し立てれば控訴審か破棄審、なければ監督審になります。

Q. 普通は検察が判決の見直しを行うと思うのですが、そのとき検察庁は全く関与していないのですか。

A. 司法省が検察の役割を肩代わりしていました。500件の無罪について補足します。ある企業がきちんと税を払わなかった場合、そのときの脱税が50,000スムだったら500,000スムが罰金です。最低賃金を基本にして罰金が決められますが、インフレがありますから、審理中に罰金の額が上げられることもあります。しかし、罰金改正前の事件に旧法が適用されるかどうかははっきり定められていなかったため、改正前の事件を刑事事件として処罰できるのか法的に微妙になってしまいました。こういった理由で無罪とされ、行政処分になったものもあります。500件の中にはそういう事件も混じっているのです。

Q. 2002年の7月1日までに処分された公務員が多いですが、そんなに違反が多かったのですか。

A. 違反だけでなく怠慢なども含まれます。

Q. 官吏の嫌がらせて企業がそんなに困っているとは意外でした。

A. 今は急速に改善されつつあります。だから報告の始めに旧ソ連邦時代からの歴史をお話したのです。計画経済の下、個人事業主という概念もありませんでしたので、悪意だけでなく無理解もあったのです。

資料2-5

第1回ウズベキスタン国法整備支援研修

日時

2002年11月7日午前10時～12時30分

場所

法務総合研究所国際協力部セミナー室

発表

最高検察庁未成年者保護局副局長

ウマーロフ トリブジョン アブドゥアジゾヴィチ

記録

京都大学大学院 久保秀雄

ウズベキスタン民法の基本構造

共和国の民法の構造についてお話しします。その前に自己紹介をさせていただきます。私は、タシケント法科大学を卒業しました。それから17年間検察庁に勤めてきました。3年間は取調官、14年間は検察官でした。1997年に修士号を取りました。現在、博士号を目指して研究中です。私の発表は、テーマを4項目に分けました。最初は民法の構造、次は契約、3番目は所有権、最後は企業活動の安全確保について、つまり会社法です。最後に質疑の時間を取りたいと思います。

1. 民法の構造

私たちの民事法は幾つかの種類に分けられています。法律の下には命令や決定があります。私たちが今日勉強するのは、法律についてです。法の種類について話せば、憲法とそのほかの一般の法律に分かれます。民法は一般の法律の方に入っています。新しい民法をよく理解できるように、1963年の民法と比べてみます。これは旧ソ連邦時代に作られました。今の民法は1995年に新しく承認されました。

(質疑応答)

Q. 旧ソ連邦時代の民法は、ウズベキスタンの民法として制定されたのですか。

A. 旧ソ連邦の民法が基礎にありましたが、ウクライナはウクライナで、ウズベキスタンはウズベキスタンで、各国の民法が制定されていました。ただ、ソ連邦民法の規定と矛盾してはいけませんでした。ですから、内容はほとんど同じでした。

1963年の民法は622条から成っています。旧憲法には市場経済という定義はありませんでした。社会主義経済のための民法でした。新しい民法には、社会主義経済は全く出てきません。新しい民法では、私的所有と公共財産が認められています。けれども、

土地の所有権の問題はまだかなり残っています。自然資源の所有の問題も同じく残っています。これらは、なかなか解決しません。民法の第4編では知的財産について定めています。1993年に出来た商標サービスマークに関する法律、1994年に出来た発明・実用新案・工業デザインに関する法律、1996年に出来た著作権に関する法律を基礎にして作られています。所有権については、1991年から現在まで150以上の法律が制定されました。法律家の中には、これらの法律と民法の内容を適合的にする必要があると議論する人もいます。そして、民法には、非財産的人格権も定められています。具体的には、だれでも名前を持つ権利があるなどといったものです。もし損害を与えたら賠償を払わなければならないと書かれた規定もあります。1963年の民法は、だれでも名前が持てるといった規定はありませんでした。新しい民法には、こうした非財産的人格権に関して六つ以上の規定があります。

(質疑応答)

Q. ウズベキスタン民法は、権利を物権と債権に分けていますが、今説明された人格権はどちらの категорияに分けられますか。

A. 人格権は、財産権ではありませんので、どちらにも入りません。しかし、個人的に損害を与えた場合は、賠償を支払わなければなりません。損害賠償については、3種類あります。一つは、身体を損傷した場合の賠償。次に、その人の評判や名誉を害した場合。最後に精神的な損害を与えた場合の賠償です。こうした民法の規定に基づいて、既に裁判が幾つか行われています。

Q. それに関する条文を挙げていただけますか。

A. 1005条、1006条、10021条、1022条になります。(注記：1005条及び1006条は、契約履行中又は権力的公務遂行中に市民の生命・身体を侵害した場合の不法行為責任に関する規定であり、1021条及び1022条は、精神的損害の賠償に関する規定である。)

相続について少しお話しします。生産手段は、かつては相続の対象ではありませんでした。しかし、今は生産手段も企業も相続できます。

(質疑応答)

Q. 生産手段とは具体的には、どういうものですか。

A. 工場の機械や工場そのものを全部含みます。計画経済のときは全部国が持っていたので、相続できませんでした。

民法は大きく第1部と第2部に分けられていて、第2部の最後に、国際私法規定と民法の関係が書かれています。しかし、このメカニズムは、まだ動い

ていません。ウズベキスタンの国民が国際舞台に出ていく中で、彼らをどう保護していけるのか。この人たちが持っている相続権はなくなるのか。外国で投資したら、その分を保護できるのか。こうした問題があります。

(質疑応答)

Q. 戸籍に登録していれば、たとえ外国にいたとしても相続の権利は保護されるのではないですか。

A. そういう問題ではありません。問題なのは、ウズベキスタンの裁判所が外国法の規定を使えないということです。また、外国で出された判決は、ウズベキスタン国内では執行できません。ウズベキスタンの判決もまた外国では執行できません。判決執行の問題です。

Q. そういうことなら、日本は、外国と条約を結ぶことで執行の問題を解決しています。ウズベキスタンはどうですか。

A. ある国とは条約があります。しかし、国際私法がウズベキスタンで遵守されていません。ウズベキスタンのビジネスマンが、イタリアやトルコ、そしてドイツのビジネスマンと取引していただきます。問題が発生したとき、向こうの国で裁判が行われるでしょう。さて、どの国の法律に基づいて解決するのでしょうか。大半のヨーロッパの国は、国際私法で解決しています。ウズベキスタンは、国際私法を作ろうとして草案は作成しましたが、まだ制定されていません。

2. 契約法

次に、契約法についてお話しします。契約は取引の中で最も一般的なもので、自由度が高いものとなっています。契約を結ぶか結ばないかは全くの自由です。相手も自由に選べます。契約の内容をどういう条件にするのかも自由です。本質的な条件と、通常的な条件とに分かれて、契約の主な内容を決めなくてはなりません。一番大事なものは、支払いに関することです。例えば、ビジネスマンが共同事業の契約をするとき、目的が一致していないと契約できません。種類については、自由ですが、国からサンプルが示されたときは、それに従わなくてはなりません。また、契約は主な契約と契約の予約に分けられています。片務契約と双務契約という分類の仕方もあります。そのほか、自由な契約と義務付けられている契約があります。義務が付いている契約としては、国の企業と民間の農家との間で契約を結ばなければならないというようなものがあります。義務的に契約を結ばなければならないのです。小麦などの国の重要な産物などが対象となっています。

(質疑応答)

Q. 契約の予約をする場合、主な契約の内容までも

決めるのですか。

A. 契約の予約でも、契約の目的・種類・条件が書いてあります。以前に言われていたインテンド契約というのは、これからあなたと契約を結びたいということしか書かれていません。これが契約の予約との違いです。片務契約は、片方が権利だけで、もう片方は義務だけというものです。双務契約なら、互いに権利と義務があります。

Q. 日本にも片務契約という概念はありますが、ウズベキスタンで片務契約とされるのは、具体的にはどんなものなのでしょうか。

A. 例えば、金銭貸借です。貸主は返還してもらう権利が、借主は返還する義務が存在します。そして、もう一つ分類の仕方があって、それは有償契約と無償契約というものです。有償契約は物品に対する金銭的な支払いがあるものをいいます。

Q. 日本では、有償契約は金銭であれ物品であれ、ともかく対価の支払いがあるものことを行います。無償契約ではただで使わせることとなります。ウズベキスタンの有償契約は、金銭を対価とするものに限られるのですか。

A. ウズベキスタンでも日本と同様です。

Q. 日本では、片務契約の例として、贈与がよく挙げられますが、ウズベキスタンではいかがですか。

A. ウズベキスタンも贈与は片務契約です。

Q. 日本でも契約締結が義務的な場合がありますが、それは行政に関する法律で決められています。ウズベキスタンではどうでしょうか。

A. 民法には規定がありません。政府の命令によって決められます。民法には、契約の締結のときは、申込みと承諾が必要だと規定されています。また、契約の変更と解約について詳しく書かれています。

Q. 当事者が契約を自由に変更できるのは当たり前だと思うのですが、民法には変更の何について書かれているのですか。

A. 民法には、変更や解約があったらどういうことになるかが書かれています。例えば、商品の提供について、最初に消費者と決めていた品質を下げることができます。この場合、契約の目的物は変わりますが、種類や提供の期間などの条件は変わっていません。こうすると、取引が継続し、安定性が確保されます。解約のときは、すべてが取り消されます。

3. 所有権

所有権についてお話しします。所有権の保障には、一般的な保障、経済的な保障、社会的な保障、そして法的な保障があります。検察官や裁判官又は憲法裁判所が、所有権の保障の確保を監督してくれます。一番トップの監督者が大統領です。もう一つ、所有

法の改善についてお話しします。保障とは、所有権を守るための条件や手段などのことです。例えば、検察官はどうやって保障するかというと、まず四つの管区に分かれて行っています。キヤーモフ氏が働いている管区、アジーモフ氏が働いている管区というようになっています。この人たちはどのように監督しているかということ、民事訴訟を起こすときや、また刑罰を与えるときなどに、まず審査を実施します。調査については昨日司法省のカニャーゾフ氏が話したとおりで、検察官についても審査を登録することが必要です。例えば、株主から所有権侵害についての訴えがあったとき、検察官は、その所有権がだれにあるのか、株式が盗まれたのかなどを審査します。

(質疑応答)

Q. 社会の状況が違うのでよく分からないのですが、株主の所有権が侵害される事件というのは具体的にはどういう状況のときに起こるのでしょうか。

A. 例えば、ある株主が株式会社の所有権を侵害していると検察に電話します。会社のお金を使い込んだり、機材を自宅に持って帰ったりなどしているのだと。これが一番よくあるパターンです。また、株主の決めたことを遵守しないのも、所有権侵害と言われています。

Q. 会社の財産を持っていくことは、犯罪とならないのでしょうか。

A. 最初に通知されたときは、犯罪かどうか分かりません。そこで、審査するのです。そこで、評議会に審査の許可を申し出ます。許可が出たら、検察官は審査をして、それが終わったら、10日間以内に起訴するかどうか決めなければなりません。

Q. それはキヤーモフ氏から説明のあった初動捜査というのですか。

A. 違います。あくまで、検察官が刑事事件として取り扱うか、民事訴訟とするか、行政的な訴訟にするか、あるいは行政的な軽度の罰を与えるか、又は検察官が行使できる罰を自分の権限で用いるかなどを決定するためです。そして、審査した内容を文書にして、それに基づいて命令を下せる機関に送付しておきます。税金関係なら税務署へ送付するという具合です。

Q. 司法省のお話でもあったのですが、検察官も民事訴訟で賠償を求めることができるのですか。

A. 司法省の方の件数が多いですが、検察官も同じ権限を持っています。民事事件で損害賠償を求めた事件数は2万件ほどあります。

Q. 今伺った民法の構造の話の中でいろいろと問題があると思うのですが、ウズベキスタンの皆さんは、先ほどの事例を株主の所有権侵害の事例だと考えているのですか。

- A. 株主の所有権侵害と会社法の違反です。
- Q. 日本であれば、株主の財産ではなく会社の財産に対する侵害であると説明します。
- A. 確かに会社の財産ですが、株主の財産でもあります。
- Q. 株主の利益だとは言えますが、株主の所有とまで言えるのでしょうか。
- A. 例えば、ある株主が、ほかの10人の株主は黙っているが、自分は社長を解任したい。しかし、株主総会では解任決議されないの、検察官に頼みに行くとなるわけです。
- A. 株主は部分的に財産を持っていることになりま。それは株主の所有といえます。
- Q. 日本でも同じ状況があります。例えば、会社内で対立があり、経営者と敵対する側が検察庁に経営者を告訴してくることがあります。ただ、どうしてその告訴の捜査をするときに評議会の許可があるのででしょうか。会社を保護しすぎているのではないのでしょうか。
- A. それは、検察官が過剰に介入しないようにするためです。残念なことです。検察官が権限を濫用して企業活動に干渉した例がありました。そこで、検察官が企業を審査する場合にも評議会の許可が必要になったのです。こうした事件の95パーセントは民事事件として解決できます。刑事事件になるのは5パーセント程度です。

4. 企業活動の安全確保

次はビジネス・セイフ・ローについてです。どの国家でもこの保障は必要です。だれが保障するかというと、裁判所と他の公的な機関です。例えば、検察庁です。どのように保護しようとしているかについては、先ほど見たとおりです。国家が一番重要な役割を果たしています。国家は、規範の基礎を定めています。企業活動家を保護するために、法律をまず作って、次に、その法律を皆が守る安定した状況にしなければなりません。また、こうした法律メカニズムを使って、皆を動かしていけるようになることも必要です。そのためには、企業家と親しくなる必要もあるでしょう。刑事とはどう関係するかと言うと、警備会社を作ったりしています。法律で規制を作るのは、国家の最も大事な役割です。そして、法律を作成する中で、規制する目的や権限について定めなければなりません。市場経済化が完全に達成されれば、一時的な監督機関や評議会からの特別の許可はいらなくなります。会計検査院などができるからです。私の意見では、検察庁にある監督機関を減らした方がよいと思います。検察官の権限で紛争を解決するのは普通ではなく、裁判所での公開審理で解決した方がよいからです。

(質疑応答)

- Q. 「市場経済化が完全に達成されたら」というお話でしたが、ウズベキスタンは、民法の構造上では、つまり、制度的には完全に市場経済化しているのではないのですか。
- A. 中国人が日本に来て着物を着ても、日本人にはなりません。民法が出来ても、社会には法意識がありません。理論で作れるものではないからです。
- Q. 日本の中小企業政策については、後日講義がありますから、政策の点は触れないで今日は民法を問題にしたいのですが、ウズベキスタンでは一般の人に法意識がないことで、どういう問題が起きているのですか。
- A. 自然資源の問題もありますし、土地の所有の問題はまだ解決していません。民営化が進んでいても、テレビ会社や鉄道会社や航空会社はまだ国有です。
- Q. 特定の分野の事業が国有であることは、ウズベキスタンだけのことではないでしょうか。日本でもかつてはそうでした。大きい会社を設立するには莫大な資本が必要なので、いきなり民間会社としては設立できないからです。土地の所有権の問題ですが、民法で定めていることとどう違う問題が発生しているのでしょうか。
- A. ウズベキスタンでは、市民は土地の使用権の売買などはできるのですが、所有権はありません。
- Q. イギリスと同じなのですか。香港もそうでしたが、イギリスでは国民には使用権はありますが、所有はできません。
- A. ウズベキスタンでは、所有権は3種類あると考えられています。使用権、所有権及び譲渡権です。コメント(日本):日本では、所有権と言えば、そのすべてを含むことになります。
- Q (ウズベキスタン): では、もし私が土地を持っていて、そこから石油が出てきたとします。これはだれのものになりますか。
- A (日本): 日本であれば、その土地の所有者のものです。日本では、土地の上下も含めて所有者のものになります。
- コメント(ウズベキスタン): ウズベキスタンでは、国のものになるのです。
- Q. ウズベキスタン民法209条を見てください。どんなものも法律で禁止されない限り所有権の対象となると書いてありますが、これはどういうことですか。
- A. 土地と自然資源は所有が禁止されています。別に土地法が存在するのです。
- Q. 分かりました。ウズベキスタン憲法に、土地はウズベキスタン全体の富であると規定してありますね。確認しておきますが、土地の使用権は売買

できるのですね。

A. はい、できます。

Q. 是非伺いたいのは、ウズベキスタンの民法をざっと見たところ、第三者を保護する規定が見当たらないことです。裁判所が取引の無効を宣言するときに、取引の対象物が第三者に移転されてしまっていたとします。このとき、その第三者は保護されないのですか。

A. 第三者に損害を与えた場合は賠償をしなければなりません。第三者が個人であるか法人であるかはあまり関係なく、損害があれば賠償させることとなります。

Q. 例えば、自動車が取引で譲渡され、さらに、第三者に譲渡されていたとします。最初の取引が無効とされた場合に、第三者の手に移っていたこの車は、最初の持ち主のところへ戻ることになるのですか。第三者は車を返さなければならないのでしょうか。

A. その場合は、車を返して、代わりに損害賠償を請求することになります。もし、第三者が手を加えたり修理したりしてお金を掛けていた場合は、その費用の分も賠償の対象になります。

Q. ウズベキスタン民法の124条に関連して質問します。本当は車を売買していないのに、売買したという偽装を取引当事者同士でしていた場合に、その車が第三者に渡った場合はどのように処理されるのですか。

A. 給料の10か月以上の金額の契約は、口頭ではできないことになっています。

Q. では、書面で偽装の取引をしていたなら、どうなるのですか。

A. 本当は売買していないということを裁判官に証明できたら、車は返されます。第三者は損害賠償を求めることができます。

Q. では、例を変えます。車の売買を書面でした。その車が転売された。しかし、最初の売買で代金が支払われなかった。そこで、最初の売主は契約を解除したい。この場合はどのように処理するのですか。

A. 車の返却を求めることはできません。できることは、契約で定められたとおり、代金の請求だけです。どんな場合に車を返さなければならないかは、115条、116条及び117条に規定されています。(注記：第114条 法律行為の無効の結果に関する総則)

① 無効の法律行為は、その無効に関連する結果を除き、法律効果をもたらさず、その行為のときから無効とする。

② 法律行為が無効である場合には、いずれの当事者もその法律行為によって受領したものを相手方

に返還しなければならず、受領したものを現物で返還することができないとき(受領したものが財物の利用、労務の提供又は役務の提供であるときなど)は、その価額を金銭で返還しなければならない。ただし、無効の法律行為について、法律が他の効果を定める場合はこの限りでない。

第115条 法律に定める法律行為の方式の違反

法律行為が法律に定める方式に違反する場合には、違反が無効を来す旨を法律が明示している場合に限り、その法律行為を無効とする。

第116条 法令の要件を満たさない法律行為の無効

法令の要件を満たさず、法秩序又は倫理の基本に故意に反する目的で行われた法律行為は、無効とする。当該法律行為には、第114条第2項の規定を適用する。

第117条 14歳未満の者が行った法律行為の無効

① 14歳未満の者が行った法律行為は、無効とする。ただし、第29条第2項の規定する法律行為についてはこの限りでない。

② 当該法律行為の各当事者は、その法律行為に関して受領したすべてのものを相手方に返還する義務を負い、受領したものを現物で返還することができないときは、その価額を金銭で返還する義務を負う。さらに、行為能力を有する当事者は、相手方が行為能力を有しないことを知り又は知り得るべきであった場合には、相手方がそれにより被った現実の損害を賠償する義務を負う。)

A. もし、契約法で定められた6種類のポイントが示されたら、最初の取引は無効になります。しかし、その次の取引は有効です。

Q. いろいろお聞きしたのは、日本ではそういう場合に第三者を保護する規定が民法に置かれているからです。今、おっしゃった内容は民法に規定されていないのでしょうか。

A. 9条3項にあります。

(注記：第9条 民事上の権利の行使)

③ 民事上の権利を行使するときには、法律の保護する他人の権利及び利益を侵害してはならない。民事法上の関係の当事者の行為は、信義誠実にのっとり、合理的かつ公平でなければならない。)

Q. これは一般的にすぎませんか。

A. 具体的な規定があるかどうか分かりません。

第1回ウズベキスタン国法整備支援研修

日時

2002年11月7日午後2時～5時

場所

法務総合研究所国際協力部セミナー室

発表

タシケント法科大学講師

サイディラ S. グリャーモフ

記録

京都大学大学院 久保秀雄

ウズベキスタン民法改正・商法制定の動向

このセミナーに参加させていただいたことを感謝いたします。それでは、始めますが、テーマは、ウズベキスタン民法の改正と商法制定の動向についてです。そして、皆さんとお話したいのは、商法制度の必要性についてです。まず、商法の草案についてお話ししますので、それについてのコメントを皆さんからお願いします。今まで存在していた商業規則などを体系的に規定するため、商法制定が必要となってきました。制定されれば商業が活性化し、取引が迅速に行われるようになるでしょう。

1. 民法の問題点について

まず、民法改正と商法制定の政治的・経済的・社会的・法的背景についてお話しします。私の話しする内容は、理論的なものであり、実務的なものは含まれていません。ですから、私がここでしている提案は、この理論に基づいたものです。政治的な観点からは、独立国家としての基礎を強くすることができます。また、民主的な国家が建設できます。社会的な観点から、より多くの人々が起業することを可能にします。経済的な観点からは、経済発展を可能にします。対外的にも、外国との取引を活発にし、外国人投資家もウズベキスタン国内でもっと自由に活動できるようになります。今までは、複雑な手続があり、ほとんど利用されていませんでした。法的視点から、個人の権利を保護されることになりません。こうした観点から、なぜ商法が必要かお分かりになると思います。

(質疑応答)

- Q. 確認ですが、民法改正と商法制定のターゲットは、国民全体ですか。それとも、将来企業家になれるようなある程度財産を持っている人だけですか。
- A. 国民全体であるとともに、現在企業家になっている人やこれからなろうとしている人、また、外

国人投資家が対象です。なぜかという、改正が国際私法の基礎を築くために必要だからです。今のウズベキスタンの法律では、国際私法と適合させるのが困難です。現在の状況では、国内の命令などが国際私法に反していて、しかも、そうした命令は大量にあり複雑になっているので、一つにまとめて制定した方がよいでしょう。そして、もう一つ言っておきたいのは、ここで使う資料は、私の先生が国際シンポジウムで利用したものです。皆さんのコメントは、メモして後で先生に報告いたします。

民法の取り扱う対象は非常に広く、相続から合弁企業にまで及びます。午前中の説明の中に、旧民法と新しい民法の違いがありました。私は、現行民法の欠陥についてお話ししたいと思います。何が公共財産で、その境界はどこで、だれが所有主体かがはっきり決まっています。公共財産が共和国と地方自治体のどちらに属するかも不明瞭です。土地や自然資源もまだ所有できません。土地取引についても、まだ規定がありません。また、経済的な協同組合や団体は、具体的な法律上の地位が定められていません。細かく書いた規定はありません。

(質疑応答)

- Q. 法人の規定が民法にはあまりないということですね。株式会社についての法律はあったと思いますが、そういう特別法でもまだ不十分だということですか。
- A. 民法の中では、会社については一か条しか扱っていません。「他の法律を見るように」となっています。株式会社と株主の権利について定める法律もありますが、ここでも、別の法律や命令を参照するよう書かれています。そして株主の保護について書かれてありますが、別のところでも書かれていたり、また、お互いに矛盾していたりして複雑になっています。ですから、株主は、株式会社の法律だけでは保護されないのです。法典化されないままたくさんの法律や規定がバラバラに存在していて、透明性にも欠けます。だから、法律家が考えているのは、改正したら民法の中に引用先の法律名をはっきり書かせて勝手に解釈させないようにしようということです。
- Q. それはよく分かります。64条にも「他の法令で」とありますね。
- (注記：第64条 株式会社)
- ④ 株式会社の法的地位並びに株主の権利及び義務は、本法その他の法令により定める。)
- A. 裁判官の仕事も大変になってきます。なぜなら、必要な法律をわざわざ探さなくてはならないからです。法律以外にも、大統領の命令などもたくさん

ん出されていて非常に大変です。

Q. 裁判官でさえ実際に法令を探すのが難しいと感じているのでしょうか。

A. 精神的な損害については、3種類のケースが民法に書かれています。それ以外については、「他の法律で」と書いてあります。すると、それが労働法であるということは、裁判官をやっているので分かるのですが、その労働法にも「他の法律で」と書かれています。ここから先は、さすがに分かりません。しかも、毎日何かの規定について変更があるので、引用規定を探すのはとても大変なのです。ただ、引用規定を削減しなくてはならないのですが、残すべきものもあります。フランチャイズの規定などは、今は必要になってきているのですが、民法の作成時には、きっちりと定められることがありませんでした。

コメント(日本): こういうのは立法技術の問題だと思います。日本の立法については来週講義を予定しています。

Q (ウズベキスタン): 民法は「他の法令で」と書かれています。引用規定は民法に違反してはならないとなっています。日本ではどうですか。

A (日本): 日本の民法は基本となる法律です。特別法で別の規定があれば、特別法の方に従うこととなります。日本の場合は、法律もその下の政令や省令も同時に立法するのが原則なので、矛盾するという事態は起こりません。日本にも引用規定があります。例えば、日本の民法33条は「本法その他の法律によるにあらざれば」とあります。その他の法律とは会社法です。確かにウズベキスタンの法律は引用規定が多いですね。

法人は、民法上の主体としてしか民法では扱われていませんが、他の国の民法では、法人は公法などの主体としても扱われています。我々にとって問題になるのは、国の機関である法人も存在するからです。

(質疑応答)

Q. 公法上の法人は、何か政治的権限に係るのですか。

A. 例えば、地方自治体は、銀行口座を持ったり、法人として市場で取引したりします。

Q. にもかかわらず、法人として考えられていないのですか。

A. 考えられていますが、規定がないのです。

次は、定義の問題です。207条では「所有権は法律で定める」と書いてあります。所有権法で別に定められています。しかし、民法においても、例外的な種類の所有権を除いて、定義を書いておく必要がある

でしょう。協同組合を定めている53章を見てください。4章で法人について書かれているのですから、53章は4章のところで書いておくべきでした。構造に誤りがあります。

(質疑応答)

Q. シンプル・パートナーシップは法人として規定すべきということですか。

A. はい。

また、インターネットについて何も書かれていません。もし問題が出てきたら、他の国の法律を参考にして判決を出しています。今までに2回しかありませんが。そして、民法の改正は次のところで必要になるでしょう。第1章の総則はこのまま残してもよいでしょう。しかし、幾つか追加条項が必要です。3章は、保佐と後見について付け加える必要があります。それぞれの定義が必要です。また、だれが保佐・後見できるかについても書いておく必要があります。4章では、法人の設立書類についてもう少しシステムティックになるよう定めなければならないでしょう。また、設立者の権利と義務をもっと細かく定める必要があるでしょう。会社の種類についても詳しく書く必要があります。

(質疑応答)

Q. ウズベキスタンの民法は、ロシアの民法によく似ていると思います。ロシア民法は、法人の種類についてもっと詳細な規定がありますが、なぜウズベキスタン民法には詳細な規定がないのでしょうか。

A. ロシアに似ているとはあまり言えません。CISの作成プロジェクトで作られたものをモデルにしているので、それには似ていますが。今のロシアの民法は、もう改正されていて違うものになっています。CISの国々は今も委員会に集まって、モデルを作って提供しているので、そうした国々の民法や商法はよく似ています。

民法は何でも定義から始まるはずなので、ウズベキスタンの民法もこうした国際的な規則に従って定められなければなりません。特に、第1部と第2部に分かれている民法の後半の部分については改善されなければなりません。特定事業の特権については、特別の法律が作られていますが、民法には何の規定もありません。そして、投資についても、もっと詳しく書く必要があります。今のウズベキスタンに必要なのは、外国人投資家の投資です。国会の会議で、大統領はもっと外国投資を導入できるようにしたいと呼び掛けていますが、実際には何の変化もありません。民法においても、外国資本の入っている合弁会社についての規定は何も入っていません。また、

相続や知的財産権についても、もっと詳しく書く必要があります。特別規定でITについて定めることも必要です。改正は、他の国内の現行法と調和させなければなりません、一方で国際的にも調和するものにならなければなりません。

(質疑応答)

Q. 外国投資を奨励するという規定についてお話しされましたが、具体的にはどういう規定なのでしょう。よくある例は、税金の減免ですが、それでは民法には関係ないではありませんか。

A. 今の民法には、外国資本の入っている企業について一言も書いてありません。何も書いていないので、法人であるかどうかも分かりません。税金については別に書きませんが、とにかく定義を書く必要があります。

Q. 外国人から見れば、ウズベク人と同じに扱ってもらいたいのだと思います。すると、何も書いてないというのは、同じように扱われると受け取ってよいのではないのでしょうか。

A. そもそも、外国からの投資についての法律の規定もないのです。また、外国企業への恩恵を定めたととしても、民法で法人の規定を置いておくことが必要でしょう。

2. 商法私案について

それでは、商法で予定されている構造についてお話しします。ウズベキスタンの皆様にも、私の提案する商法の構造について考えていただいて、コメントしていただきたいと思います。(商法私案の全体は、末尾添付資料参照。)第I編総則に定めるべきことは、そこに書かれていることだと思われませんが、これについて何かコメントはありませんか。

(質疑応答)

Q. 第XII編について疑問があります。商業関係の紛争解決のところですか。また、第2章法人は別の法典に入れたらと思います。

A. 順番に進んでいきましょう。その提案に対しては、ある意味で賛成、ある意味で反対です。なぜ反対かと言うと、日本、ドイツ、スペインあるいはメキシコなどいろいろな国の商法を調べたら、法人と自然人を分けて、更にいろいろと定めてあるからです。ウズベキスタンは、商法が今までなかったもので、法人については既に別の法律で定められています。それは、商法が制定されても有効で、しかも、既にうまく動いているので、商法にはもう必要ないと言え、そうかもしれません。ただ、外国の商法には定められているので、ここでは入れておきました。

Q. 個別に聞きたいのですが、2.1の株式会社と2.3の会社の違いは何ですか。

A. 2.3はコンツェルンです。例えば、石油部門と繊維部門を持っているような会社です。組織の管理はコンツェルンにあります。

Q. 株式会社とは別の規定を置かなければならない法律上の必要性は何ですか。

A. 株式会社は一つの事業しか扱いません。

コメント(日本): そんなことはないと思います。例えば、三菱商事なら、食料品の流通や鉄鋼の取引や石油の開発投資も行っています。

Q(ウズベキスタン): その事業部門ごとに銀行口座は違いますか。

A(日本): 口座は幾つあっても構わないのです。

コメント(ウズベキスタン): 口座に関しては私たちの国でも同じです。会社が幾つかあって、それらが集まっていて規模が大きいので別に規定を用意しているのです。

コメント(日本): つまり、持株会社、ホールディング・カンパニーでしょうか。でも、日本ではそれは結局のところ株式会社なので、株式会社として規定されています。

コメント(ウズベキスタン): 全く同感です。持株会社ならば株式会社なので、分ける必要は全くありません。

Q. また、前から疑問に思っていたのですが、自然人が登録して商人になるというのが不思議です。商人になるためには、なぜ登録が必要なのですか。これは他の国にも規定があるのですか。

A. それは税金が課されるからです。また、貸借対照表の作成が必要だからです。

Q(ウズベキスタン): 日本では、どうやって税金を取るのですか。皆きちんと納めてくれるのかもしれませんが。

A(日本): 日本では会社にした方が税金は得になります。個人で営んでいる人は、税務署に確定申告しますが、まじめにやっていたら青色申告といって、法人と同じ扱いにする特別扱いが認められています。

コメント(ウズベキスタン): コンツェルンは株式会社として定めればよいと思います。

Q. 会社の分類の仕方は、いろいろな考え方があると思います。内容については、民法と大分重複すると思うのですが。例えば、商取引の対象などについては民法で定めれば済むのではないですか。

A. 逆に、民法から商法に移した方がよいと思います。逆に民法では、移して空いたところに、ITなど足りない条項を追加したらよいと思います。

Q. でも、金銭のやり取りと有価証券の取引は一般の人もかわることがあるわけで、民法で定めておく必要があるのではないのでしょうか。

A. それは結局のところ商業に関係するので、

商法に書くべきだと思います。

Q. しかし、商業の対象はどんどん変わっていくのですから、あまりここで定めてしまうのではなく、民法で法律行為の一般的な対象として定めておけばよいのではないのでしょうか。

A. 知的財産、サービス及び情報については、これまでどこにも定められていませんでした。しかし、今やサービスが一番商業的に価値のあるものとなっています。情報についても同様です。商業の対象になるということで定める意義はあります。

Q (ウズベキスタン) : 先週、中小企業について講義を受けました。ウズベキスタン側にとっては、日本には個人事業主という定義があるのかどうか分かりませんでした。私が理解したところでは、すべての人が確定申告しなければなりません。ある人が、すごく儲けたときは、確定申告して税金を納めなければなりません。個人の企業家は、税務署に行って青色申告をします。すると、個人事業主という定義は日本には存在しないのですか。

A (日本) : 私も法律上定義されているかどうか分かりませんが、一般的には個人事業主という言葉は使います。日本にはたくさん行政の法律があるので、そのどこかで定められているかもしれません。

Q (ウズベキスタン) : 青色申告かどうかはどうやって決めるのですか。

A (日本) : まじめに税金を納める人は、お金や物品の帳面を付けているので、それで判断します。会計書類がしっかりしているかどうかで客観的に判断できます。

Q. ウズベキスタンの皆さんにお聞きしたいのですが、企業を始めるに当たり登録を不要とすれば事業者が増えると考えられませんか。

A. 税金をどうやってとるのですか。払う人がいなくなります。確定申告という制度もまだありません。また、食品を扱っていたらどうやって保健所がチェックするのですか。

Q. 日本でも保健所に届けなければならないですが、それと商法の適用とは違うのではないのですか。

Q (ウズベキスタン) : 日本では、税金がかかる主体は法人と自然人だけですか。

A (日本) : はい。

Q (ウズベキスタン) : 大企業と中小企業とでは、税金の割合はそれぞれどのように違ってきますか。

A (日本) : 割合自体は同じです。

Q (ウズベキスタン) : アメリカでは脱税に対してもとても厳しい姿勢をとっていて、刑事処分が科されると聞いています。その点について、日本ではどうですか。

A (日本) : 最近厳しくなっているでしょう。数千万円以上脱税すると、刑事処分が下されると思

います。また、刑事処分の前に、税務署の処分として罰金をたくさんとられてしまいます。脱税して見つければものすごく損をするということは、一般の人に広く知られています。

Q (ウズベキスタン) : 銀行は税務署をサポートしていますか。

A (日本) : いいえ。ただ、税務署は対象者をピックアップして調査するときに、強制的に立入り調査する権限が与えられています。付け加えておきますが、日本では、サラリーマンの場合は源泉徴収がほとんどです。

Q. ウズベキスタンでは、どうして登録したら税金が取れるのですか。

A. 税金は定額なので銀行口座から引き落とすか、又は口座がない人は現金で払うということになります。公務員は源泉徴収です。

コメント (日本) : 最後は税金の話ばかりになりましたが、どうもありがとうございました。

(資料)

グリャーモフ氏 商法私案

第I編 総則

第I部 総則 (商法の目的, 課題, 原則, 商業法の基本的課題, 商法と国際的な法規範との相関関係, 権利擁護, 商号, 商標等)

第II部 商取引の主体 (定義, 概念)

第1章 自然人 (法的地位, 登録, 活動の停止等)

第2章 法人 (法的地位, 設立, 登録, 他の形態への再編成, 閉鎖等)

- 2. 1 株式会社 (すべての種類)
- 2. 2 共同出資会社 (すべての種類)
- 2. 3 会社 (すべての種類)
- 2. 4 財閥 (すべての種類)
- 2. 5 団体・協会 (すべての種類)
- 2. 6 商社 (すべての種類)
- 2. 7 外国資本の入った組織 (すべての種類)
- 2. 8 その他

第III部 商取引の対象

第3章 商取引の対象

- 3. 1 定義
- 3. 2 商品
- 3. 3 金銭
- 3. 4 有価証券 (すべての種類)
- 3. 5 外貨
- 3. 6 知的財産
 - 3. 6. 1 特許
 - 3. 6. 2 著作権
 - 3. 6. 3 実施権
- 3. 7 サービス (すべての種類)
- 3. 8 情報
- 3. 9 その他

第IV部 商業活動の種類

第4章 商業活動の種類

- 4. 1 小売商
- 4. 2 卸売商
- 4. 3 定期市商
- 4. 4 競売商
- 4. 5 委託販売
- 4. 6 通信販売
- 4. 7 注文販売
- 4. 8 移動販売
- 4. 9 公共外食制度
- 4. 10 その他

第5章 仲介斡旋業

- 5. 1 定義
- 5. 2 手数料
- 5. 3 通商代表部
- 5. 4 ディストリビューター (ディーラー)

5. 5 純粋な仲介 (仲買業・ブローカー)

5. 6 保証

5. 7 その他

第II編 契約権

第6章 契約

- 6. 1 定義
- 6. 2 オファーと受諾
- 6. 3 契約の種類と形態
- 6. 4 契約の条件
- 6. 5 契約の締結
- 6. 6 ひな型となる契約
- 6. 7 その他

第7章 契約に付随する義務

- 7. 1 定義
- 7. 2 義務の概念と当事者
- 7. 3 義務の遂行
- 7. 4 義務遂行の保証
- 7. 5 義務遂行の責任
- 7. 6 義務の停止
- 7. 7 不可抗力
- 7. 8 その他

第III編 商取引

第8章 売買

- 8. 1 総則
- 8. 2 定義
- 8. 3 不動産売買
- 8. 4 動産売買
- 8. 5 小売業
- 8. 6 卸売業
- 8. 7 バーター (交換)

第9章 個別の種類別の商取引

- 9. 1 定義
- 9. 2 債権買取業
- 9. 3 金融リース
- 9. 4 先物取引
- 9. 5 フランチャイズ
- 9. 6 請負
- 9. 7 ライセンス及びライセンス契約 (産業所有物に関連して)
- 9. 8 賃貸借
- 9. 9 その他

第IV編 電子商取引

第10章 電子商取引の規制

- 10. 1 総則
- 10. 2 電子 (商業) 情報の法的条件
- 10. 3 電子 (情報) サービス提供者の法的規定, 義務と責任
- 10. 4 電子商取引における契約締結と法的効力
- 10. 5 電子商取引における取引の有効性の特別な諸条件

10. 6	電子商取引における電子署名の使用	22. 4	税金・関税等
10. 7	電子商取引参加者の責任	22. 5	商業関係を調整する組織・人の違法な行為に対する抗告
第V編	支払い	22. 6	商業における法律違反に対する責任とその主体の権利
第11章	支払いの種類	第X編	破産
11. 1	定義	第23章	破産
11. 2	支払いの委任	23. 1	総則
11. 3	現金払い	23. 2	定義
11. 4	クレジット払い	23. 3	商業活動主体の破産認定の根拠
11. 5	信用手形	23. 4	破産認定の結果
11. 6	現金取立て	23. 5	破産認定後の商業活動主体の責任
11. 7	手形	23. 6	訴訟
11. 8	小切手	23. 7	罰金
11. 9	その他	23. 8	差押え処分
第VI編	商業活動の組織化とインフラ	23. 9	破産認定決定への抗告
第I部	商業活動	第XI編	国際貿易関係
第12章	総則・定義	第24章	外国貿易業務の規制
第13章	運送料	24. 1	総則
第14章	商品の輸送（運送）	24. 2	原則
第15章	発送	24. 3	参加者とその権利
第16章	保管（倉庫業）	24. 4	外国貿易業務の国家規制の総則
第II部	勘定	24. 5	外国貿易業務分野での国家間の関係
第17章	総則・定義	24. 6	外国の要素を持つ貿易主体の権利保護
第18章	簿記	24. 7	外国貿易の分野における非常事態省の法規の適用
第19章	会計報告	24. 8	外国貿易業務に関する法律の違反についての責任
第20章	監査	第XII編	商業関係の主体の紛争解決
第VII編	金融取引	第25章	紛争解決
第I部	融資	25. 1	自由意思の紛争
第II部	信用	25. 2	裁判による紛争の解決（調停）
第III部	保険	25. 3	裁判の決定（調停）の遂行義務
第VIII編	消費者の権利の保護	第XIII編	結び
第21章	消費者の権利保護の保証	第26章	商法発効の手続
21. 1	総則	第27章	効力を完全に、又は部分的に喪失した法規範のリスト
21. 2	定義		
21. 3	商業サービス市場における消費者の権利保護の基礎		
21. 4	商業組織に関する情報開示の基準と公開可能な会計報告の構成		
21. 5	裁判による消費者の権利保護の特徴		
21. 6	商業上の秘密保護		
21. 7	種々の根拠で銀行にある顧客の金銭・他の財産の差押えや取立て		
21. 8	商業サービス市場での平等な競争の保護に関する独占禁止法の適用		
21. 9	個々の商業活動遂行時の消費者の権利保護の特徴		
第IX編	国内商業の国家規制		
第22章	商業の国家規制の法的根拠、目的、原則		
22. 1	総則		
22. 2	定義		
22. 3	商業の国家規制の方法と方式		

第 1 回ウズベキスタン国法整備支援研修

日時

平成14年11月 8 日午後 2 時～ 3 時

場所

法務総合研究所国際協力部国際会議室

発表

ウズベキスタン最高裁判所判事

バルキバエバ ジャナグル イスマイロブナ

記録

大阪大学大学院法学研究科博士後期課程 大江 毅

ウズベキスタンの民事訴訟手続

尊敬する皆さん、こんにちは。お忙しい中、お時間を作っていただき、誠にありがとうございます。時間が制限されておりますので、直ちにレポートに移ります。今日のテーマは、ウズベキスタン共和国の司法制度及び裁判制度改革の主要な段階についてですが、まずこれについてお話ししたいと思います。また、第一審、控訴審及び監督審における訴訟手続の特徴についてもお話ししたいと思います。

裁判制度の法的基盤は、ウズベキスタン共和国の憲法第107条に規定されており、これに基づいて、ウズベキスタン共和国では憲法裁判所、経済裁判所及び通常裁判所が機能しています。また、裁判制度全体は、統一的なシステムになっています。ウズベキスタン共和国の憲法裁判所の組織と活動に関する最初の法令は、1993年の5月6日に採択された「ウズベキスタン共和国憲法裁判所法」です。また、一般裁判所と経済裁判所の活動は、1993年9月2日に国会により採択された「裁判所法」により、初めて秩序立てられました。

司法権の体制確立及び「ウズベキスタン共和国憲法裁判所法」、「裁判所法」並びにその他一連の法律である「刑法典」、「刑事訴訟法」、「ウズベキスタン共和国行政責任法」の採択は、ウズベキスタン共和国で行われている裁判改革の最初のステップとなりました。

裁判制度改革を実現するために、1995年8月30日にウズベキスタン共和国憲法裁判所法が改正されました。裁判制度改革が実現される過程で、裁判所の権限に重大な変更がなされました。裁判所の権限が拡張され、裁判所が国家権力の一翼を担うことになりました。また、ウズベキスタン共和国大統領令により、通常裁判所は専門化され、刑事裁判所及び民事裁判所に分離しました。さらに、裁判所の専門化に伴い、刑事訴訟法及び民事訴訟法も改正されま

した。民事訴訟法及び刑事訴訟法の改正により、当事者の権限は拡大され、より平等な司法制度になりました。ウズベキスタン共和国の裁判制度は、民族的な国家区分と地方行政区画に対応し、地方、共和国の単位で構成されています。次の発表者であるホルバーエフ氏から経済裁判所についてお話があるでしょうから、私は通常裁判所についてお話ししたいと思います。

通常裁判所は、ウズベキスタンで民事事件、刑事事件及び行政事件の審理を行っています。最下級の裁判所として、地区間の裁判所と地区裁判所があります。民事裁判所の第一審については、全部の地区に地区裁判所を設置するまでに至らず、64の地区間の裁判所が民事事件の第一審を担当しています。裁判官の人数は374人です。他方、刑事裁判所は、第一審を行う地区裁判所が254あり、裁判官の人数は476人です。裁判制度の中で、地区裁判所・地区間裁判所と最高裁判所の中間に位置する裁判所として、州裁判所、タシケント市裁判所及びカラカルパクスタン自治共和国最高裁判所があります。州裁判所、タシケント市裁判所及びカラカルパクスタン自治共和国最高裁判所は、幹部会と合議体という構成で活動を行っています。その権限は、裁判所法に基づき、第一審、控訴審、破棄審及び監督審の審理を行っています。ウズベキスタンの最高裁判所は、司法制度の中で最高の機関です。同時に、最高裁判所は、下級裁判所の監督機関であって、裁判実務の監督を行っています。最高裁判所は、第一審の手続、控訴審及び破棄審を行います。最高裁判所には、幹部会及び総会並びに民事合議体、刑事合議体及び軍事事件合議体があります。ここでは幹部会の活動、総会及び合議体について詳しくはお話ししませんが、御質問があればお答えしたいと思います。本日の報告では、後ほど、最高裁判所がいかにして下級裁判所の監督を行っているのか、つまり、民事事件の審理をする下級裁判所に対する最高裁判所の監督活動について述べるにとどめます。

ウズベキスタンの民事裁判所は、いかなる裁判所でも民事事件の審理をすることができます。しかし、主に民事事件に関する第一審裁判所として使われているのは、地区間裁判所です。民事事件の訴えの提起は、訴状を裁判所に提出してから始まります。訴状は、民事訴訟法の規定に合致するものでなければなりません。訴状の記載事項に不備があれば、裁判官はその事件の審理を開始することはできません。訴状を返却して、その補正を命じます。訴状に不備がないか、あるいは不備があっても訴状の補正がなされ再提出されれば、その後、審理の準備期間を開きます。民事訴訟法によると、裁判所は、次のよう

な個人又は組織の訴状に基づいて、民事訴訟を開始します。第1に、自己の権利又は法律により保護されている利益の保護を求める者、第2に、検察官、第3に、職務上、他人の権利又は法律により保護されている他人の利益の擁護を裁判所に求める権限を有する国家機関及び組織並びに個人です。

裁判官は、訴状の受理後、審理の準備を開始します。これをそのまま直訳しますと、審理の準備期間といいます。審理の準備期間は、当事者が同じ地区内に住んでいる場合、10日間に制限されています。当事者が遠隔地に住んでいる場合、審理の準備期間は20日間まで延長することができます。審理の準備期間は、裁判官にとって、また、これからの審理にとって、非常に重要な期間です。なぜなら、審理の準備期間内に、裁判官は、訴状を読んで事件の筋をつかみ、当事者、参加人を決定します。また、審理の準備期間内に、裁判官は、証人の採否を決めたり、証拠の採否を決定したり、当事者双方に訴状のコピーを送達したりします。裁判官は、審理の準備が完了したと認めた段階で、裁判所での審理を行います。

審理そのものも3段階に分けることができます。第1段階は、事件を本質的に審理します。まず、裁判官は、原告に訴状の内容を確認し、被告にその認否を問います。次に、証拠調べを行います。証拠調べでは、証人を尋問したり、書証や物証を調べたりします。証拠調べの際には、民事事件の審理であっても、裁判官は証拠能力・証拠適格の審査を厳しく行っています。事件に直接関係のない証拠は、審理の際には用いられません。また、例えば、筆跡の鑑定は、特別の専門家ないし手続により行います。そして、裁判官は、原告・被告に、追加的に提出する証拠はないかを尋ねます。追加提出する証拠がなければ、第2段階である弁論の段階に移行します。弁論では、原告は再度訴状の内容を陳述し、被告はそれに対して答えなければなりません。また、原告・被告は、弁論の際、保有するすべての情報を、正しく、正直に裁判官の面前で陳述しなければなりません。私どもは、日本の司法制度及び民事第一審手続について講義を受けたのですが、この点で、ウズベキスタンと日本との間に違いがあることが分かりました。すなわち、ウズベキスタンの裁判官が原告に対して、訴状に書かれていない事項であっても積極的に尋ねるのに対して、日本の裁判官は、訴状に掲げられた請求以外は判断しません。検察官が審理に参加する場合には、検察官の意見も聴きます。検察官が訴えを提起した場合、最初の弁論は、検察官が行います。弁論終了後、裁判官は、特別会議室にて合議を行い、判決言渡しの段階に移ります。ウズベキスタンでは、裁判所の判決は法令の一部であるとみられています。裁判官は、特別会議室での合議終

了後直ちに法廷に戻り、判決を言い渡さなければなりません。特に難しい事件の場合、判決言渡しは、3日間まで延期することができます。裁判には、判決と決定の形式があり、事件を本質的に解決するのが判決であり、事件を本質的に解決しないものは決定です。

裁判、すなわち判決又は決定に不服がある場合、不服を申し立てることができます。不服申立期間には、制限があり、判決・決定後20日以内に不服申立てをしなければなりません。中間的な決定の場合、決定の日から10日以内に不服申立てをしなければなりません。

個人からの不服申立てには、複数の種類があります。不服申立てに基づき上級裁判所がすべき裁判及び審理については、法律に規定されています。それは、不服申立てをする者が、当事者であるのか、検察官であるのか、又は裁判官であるのかによって異なります。裁判官の不服申立てですが、当事者から不服申立てがされて上級審で審理がなされ、その結果、裁判を取り消すよう上級審が判断した場合に、取り消されるべき裁判をした裁判官が自分のした裁判を取り消したくないときは、再度の考案を求める権利があります。当事者又は検察官から不服申立てがされた場合、裁判をした下級裁判所は、10日以内に事件の記録を上級裁判所に送付しなければなりません。当事者の一方が不服を申し立てた場合、それを受理した裁判所は、自ら他の当事者にこれを通知しなければなりません。逆に、他方当事者には、上訴状の内容を知る権利があります。不服申立ては、控訴審・破棄審の権限を有する裁判所にしますが、上訴状は不服のある裁判をした下級審裁判所に提出します。不服のある裁判を言い渡した下級審裁判所は、上訴審の日時、場所を当事者に通知し、送達します。他方、不服申立てを受理した裁判所は、審理の準備を開始します。審理の前に、上級裁判所は、証拠を再収集したり、追加の証拠の有無を確認します。また、第一審裁判所の裁判の正しさの程度、どういう過程でそのような裁判になったのかを検討します。

控訴審に対しては、第一審裁判所が判決を言い渡してから確定するまで、20日以内であれば、不服を申し立てることができます。しかし、判決言渡しの日から20日が経過すると判決は確定します。その場合、そのときから1年以内であれば、控訴審ではなく破棄審に不服を申し立てることができます。破棄審の手続と控訴審の手続は、全く同じであり、不服申立期間だけが異なります。

さらに、上級の裁判機関として、監督審があります。当事者は、監督審に対して、不服を申し立てることができません。監督審に対する不服申立てをす

ることができるのは、特別の権限を有する公務員に限られています。監督審への不服申立てができるのは、タシケント市裁判所長、州裁判所長、最高裁判所長官及び副長官並びに検事総長及び次長検事です。地区間裁判所長は、破棄審及び控訴審に対する上訴はできますが、監督審への上訴はできません。つまり、例えば、州裁判所で控訴審ないし破棄審がなされ、それに対して不服があっても、地区間裁判所の所長は監督審への申立ての権限を与えられていないので、監督審への申立てはできません。監督審に対して異議申立てをすることができる期間には制限があり、判決確定後3年以内です。

既に申し上げましたように、最高裁判所には幹部会、総会及び合議体があります。最高裁判所の合議体は、下級裁判所の裁判に対する控訴審、破棄審及び監督審になります。最高裁判所の合議体は破棄審・控訴審を行っていて、当事者から不服の申立て等があれば、その場合の監督審は最高裁判所幹部会になります。幹部会の上の機関は総会です。第一審の手続は、単独の裁判官で審理を行っていますが、控訴審・破棄審・監督審は合議体で行われます。最高裁判所の合議体は、3名の裁判官で構成されています。幹部会の構成員には、なるべく多くの裁判官が加わらなければなりません。総会が監督審として審理をする場合の定足数は、最高裁判事の3分の2以上です。最高裁判事のほかに、カラカルパクスタン自治共和国の最高裁判所長官も最高裁判所の総会の構成員です。

破棄審・控訴審・監督審で出された判決に、下級審裁判所は従わなければなりません。破棄審・控訴審・監督審が、再度審理を行う必要があると判断した場合、その記録を第一審裁判所に差し戻すこととなります。その際に、第一審裁判所に対して、上級審が、証拠の利用等について指示を出すことはできませんし、予断を与えてもいけません。このことは法律に規定があり、裁判官は自立性・独立性が保障されています。監督審と破棄審・控訴審の違いですが、監督審は従前なされた裁判を有効であるとする裁判をすることができます。また、控訴審・破棄審では、追加的に証拠を提出したり、当事者の主張を再度聴く機会がありますが、監督審は不服の申立てに基づいて審理を行っています。監督審への申立てがされると、特別の権限を与えられている公務員は、判決の執行を一時的に中断させることができます。ただし、例外があり、判決の即時執行が規定されている事件についてはできません。どのような事件が判決の即時執行が規定されているのかですが、扶養料の請求、健康被害による損害賠償請求の事件です。監督審は、先ほど申し上げたとおり、不服の申立てに基づき審理をします。

第一審の手続が単独体で行われている場合、裁判官は、判決言渡しの際に判決書に署名をしなければなりません。控訴審と破棄審の場合、合議体を構成する裁判官全員が署名をしなければなりません。監督審の場合、監督審が行われている裁判所の長官が、署名しなければなりません。最高裁判所の民事事件の控訴審、破棄審あるいは監督審として審理を行っている合議体は、判決言渡しの際に、合議体を構成する裁判官全員が署名しなければなりません。幹部会が監督審を行う場合、幹部会の議長が、それに署名をしなければなりません。総会が監督審の役割をする場合、判決・決定が言い渡されてから、最高裁の長官と書記官が署名をしなければなりません。

それでは、非常に短いですが、ウズベキスタンにおける第一審、控訴審、破棄審及び監督審の手続に関する私のレポートを終わります。

(質疑応答)

司会：非常に短い時間に手際よく説明いただき、ありがとうございました。補足して説明をいたしますと、ウズベキスタンでは、検察官が国民に代わって民事事件の訴えの提起をする権限がありまして、それでバルキバエバ氏のお話の中に検察官が登場してきたものです。また、審理が終わった後、裁判官が部屋に入って合議をして、あるいは考えて、そのまますぐ判決を言い渡さなければならないという御説明がありましたが、ウズベキスタンの場合、裁判所は、一つの事件の処理が終わらなければ次の事件に当たってはならないというのが基本的なルールだそうです。それでは、バルキバエバ氏に御質問等ありますでしょうか。

Q. 控訴審手続は、比較的最近導入されたものであると伺っていますが、最近の控訴審及び破棄審の利用の状況、また、今後手続を変革するお考えがないのかについて、お伺いしたいと思います。

A. ウズベキスタンでは、控訴審及び破棄審は、最近導入された制度です。第一審においても、裁判官は和解を勧めています。しかし、第一審手続で和解が成立せず上訴がなされても、上訴審で和解が成立すればそれで訴訟は終了します。利用状況に関してですが、かつては破棄審がなかったため、監督審に係属する事件数が多かったのですが、破棄審が出来た現状では、監督審と破棄審を比べると破棄審の方が多く、破棄審と控訴審を比べると控訴審の方が多く利用されています。例えば、2年前は監督審で約100件の審理がされましたが、現在ではその半分になりました。

Q. ウズベキスタンは司法改革も進んでいると伺っています。現在は破棄審、控訴審、監督審という三つがあるのですが、将来的に手続を変えていく

というお考えはないのでしょうか。

A. 実務的には、破棄審と監督審は極めて類似の手続であって、上訴期間だけが異なります。ですから、将来的には、監督審はなくなるのではないのでしょうか。破棄審か監督審のいずれか一つにした方がよいと思います。

Q. ちなみに、バルキバエバ氏は、どちらを残すべきであるとお考えでしょうか。

A. それは一言では答えられません。なぜなら、今の段階では、両方とも必要であると思うからです。かつては破棄審と監督審しかなく、控訴審は最近出来たシステムです。かつて控訴審がなかった時代、破棄審は控訴審の役割を担い、監督審は破棄審の役割をも担っていました。現在でも、最高裁判所の総会は、監督審の役割を担っていますが、当事者は、監督審に対して不服を申し立てる権利がなく、監督審は特別の権限を与えられた公務員しか申し立てることができません。また、現在、最高経済裁判所の総会では、監督審はほとんど行われていません。そこで、将来的には、監督審のシステムはなくなるのではないかと思います。監督審のほかの問題点としては、当事者から何らの不服もないにもかかわらず、なぜ、記録を送付させて判決を是正する必要があるのかということです。当事者に利用されているのは控訴審又は破棄審であるので、監督審は不要ではないかと思いません。

Q. 現在は、監督審も破棄審も、裁判所が判決をして判決が確定した後でもう一度蒸し返すといいますが、やり直しができる手続になっていますが、これをやめるといふ考えはないのでしょうか。

A. 判決確定後であっても破棄審ないし監督審をすることができることは、現在でも重要なことであると思います。なぜなら、それは、当事者の一つの補足的な保障になるからです。判決確定後にその判決が取り消される場合は、現在でも少なくありません。ということは、裁判官に過失や間違いがあるということの意味しています。そこで、再度当事者に機会を与える意味で、判決確定後であっても破棄審ないし監督審ができるとされているのです。また、例えば、民事事件の審理に原告だけが出廷し、被告が欠席の場合、原告が同意をすれば被告欠席の場合でも審理を行い、判決を下しています。しかし、被告は欠席していたため判決を知らなかった場合に、不服申立てをしたくても控訴することができない場合があります。そこで、このような被告に追加的な機会を与える意味で、破棄審に不服を申し立てることができるとなりました。憲法、民法にも、かつての国家優位ではなく、個人の人権尊重が規定されております。破棄審・

監督審はもう一回機会を与えるのであって、現段階でそれをなくすことはできないと思います。

Q. 誤った判決を正す仕組みを置いておくことは必要ですが、普通の控訴や上告の中で行えばよく、それを一緒に考えるとよく分かりません。

A. 控訴は判決がまだ確定していないときにできますが、判決確定後、その判決の強制執行がされようとしているときに破棄審への申立てがあり審理がされていると、執行は一時的に停止されます。判決が確定後何もできなくなるのであれば、不便ではないかと思えます。日本では、控訴、上告ができますが、ウズベキスタンでは、控訴審又は破棄審のいずれか一方にしか申し立てることができません。期間に遅れば、破棄審しか行えません。日本では二回不服を申し立てる機会がありますが、ウズベキスタンでは一回しかできません。

コメント(日本): 確定後の蒸し返しをどの程度許すかについては、社会的な背景の違い等もあるかと思えます。

第1回ウズベキスタン国法整備支援研修

日時

平成14年11月8日午後3時～5時

場所

法務総合研究所国際協力部国際会議室

発表

タシケント市経済裁判所副所長

ホルバイエフ ソピル パラトヴィチ

記録

大阪大学大学院法学研究科博士後期課程 大江 毅

ウズベキスタンにおける経済裁判所の役割

私の本日のレポートのテーマは、経済裁判所による中小企業支援及び経済裁判所と民事裁判所の違いについてです。

経済裁判所と民事裁判所は、どのようにして中小企業を支援するのでしょうか。はっきり申し上げますと、経済裁判所と民事裁判所の間に、それほど大きな違いはありません。例えば、企業家は、民事裁判所に審理してもらおうか、それとも、経済裁判所に審理してもらおうかとはいっていません。経済裁判所の審理と民事裁判所の審理に手続的な違いはありますが、いずれの審理であっても、法令に基づいてなされるものです。

経済訴訟法と民事訴訟法の違いについてお話します。例えば、破産事件は、経済裁判所でのみ審理されます。そして、経済裁判所が審理をすることのできる期間は30日、つまり、1か月間に制限されています。1998年に新しい経済訴訟法が制定されました。そこに、新たな条項が幾つか追加されました。それは、「裁判の命令」という条項でした。このような制度は、日本には存在しません。裁判所の命令を出せる機関は、経済裁判所です。被告が請求を認諾し、金銭を支払わなければならない場合、直ちに裁判所の命令が出されます。原告及び被告は、審理に呼び出されません。裁判所の命令には、執行力があります。審理開始後、10日以内に、裁判所の命令を出さなければなりません。審理といいますが、皆さんが想像されているような審理ではありません。原告が「裁判所の命令」を求める申立てをした場合、その申立手数料は、訴え提起の場合の半額になります。1998年からこの裁判所の命令を使い始めましたが、当事者と裁判官にとって時間と費用の節約になるため、効果的に利用されています。

次に、経済裁判所がどのようにして中小企業の支援を行っているのかをみていきます。外国と同様、

ウズベキスタンにも、中小企業の支援を行うための様々なプログラムが制定されています。地方計画が策定されており、いかなる地方でも実施されています。社会学的な研究のデータによると、中小企業に最も有利な分野は、サービス分野、次いで商業であり、工業と農業がこれに続きます。

経済裁判所には、地区経済裁判所はありません。最高経済裁判所、カラカルパクスタン経済裁判所、州経済裁判所及びタシケント市経済裁判所しかありませんので、全部で14庁です。

1998年の大統領令により、経済裁判所には次のような権限が与えられました。すなわち、経済紛争の審理に伴う刑事処分、行政処分及び民事責任を課すことに関する権限です。2001年には、経済紛争の訴状は、経済裁判所に36,000件以上提出されました。金額は、総額で2,520億スムです。うち、3,000件以上の訴状が、中小企業からのものでした。中小企業の主体は、多くは被告として登場します。中小企業はまだ新しい形態であるため、しばしば法律違反が犯されています。そこで、中小企業のトップの法律的な知識を向上させ、法律サービスの増強を図る必要があります。

訴えの提起の際には、訴状に何をどのように記載するのかが尋ねられます。そこで、訴状に正しく記載するために、裁判官は、毎日、当番制で訴状への記載に関する質問や相談を受けたり、指導をしたりしています。一方、司法省の代表者も訴状の書き方等について、相談を受けたり、教えたりしています。また、司法省の代表者も訴訟に参加しています。しかし、司法省の代表者は、訴状の内容にまでは立ち入ってはならないことになっています。企業家が訴え提起の手数料を支払うことができないとき、司法省の代表者が原告に代わって当事者として訴訟に参加します。司法省の公務員であれば、訴訟手数料を納めなくてもよいことになっているからです。さらに、企業家を擁護するため、検察官も原告に代わって当事者として訴訟に参加します。日本では、民事事件・経済事件の審理に検察官は全く関与していないということを知りましたが、ウズベキスタンとは対照的です。検察官も、訴え提起の手数料を納めなくてもよいことになっています。例えば、今年の9か月間の実績で言いますと、タシケント市経済裁判所に対して、中小企業主の利益のために197件の訴状が検察官から提出されていて、33件の訴状が司法機関から提出されました。ウズベキスタン共和国全体で、2001年度に、検察庁の機関だけで2,565件の訴状が経済裁判所に提出されました。

経済裁判所は、企業構造をもっと支援するために、様々な援助の供与がなされています。そのために、判事は、経済法令の遵守に関する活動を定期的に実

施しています。私達が、大阪地方裁判所の判事に、何かプロパガンダをしているのかと尋ねたところ、プロパガンダは一切していませんとの答えであったこととは対照的です。ウズベキスタンでの2001年の実績をみると、ウズベキスタン全国規模で、経済裁判所の判事は、経営主体の集団に対して515回の講義を行いました。また、現行法の説明に関して、ラジオやテレビに65回出演しました。さらに、新聞・雑誌等のマスメディアに、64以上の判事の論文が掲載されました。ウズベキスタン共和国の最高裁判所は、タシケント国立大学と契約を締結し、経済法という講座を開設していますので、タシケント国立大学の法学部の学生は、経済法の講義を聴くだけではなく、深い実務経験を積んだ判事に接することができます。経済法の講義は、経済裁判所の裁判官だけが行っています。その他に、最高経済裁判所は、独自の教育センターを有しています。このセンターは、中小企業の経営者、法律家と契約を結び、再教育コースを開設しています。このコースはタシケント市だけではなく、共和国の各州で実施されています。最高経済裁判所の教育センターでの講義の講師は、ほとんど経済裁判所の判事が担当しています。その他、経済裁判所は、様々なセミナーや会議を頻繁に行っています。また、新しい法案が作成された場合や経済問題が生じた場合、しばしばディスカッションが行いますが、その際には銀行、行政機関等からも多くの参加者を招き、質問等にも答えるほか、訴訟実務の問題点についても議論しています。判事が直接経済主体と話し合いを行うことによって、現行の経済法にどのような問題があるのかを知ることができ、経済紛争の解決にも役立ちます。

1990年から、ウズベキスタン共和国では、より中小企業を支援するために、裁判所に対する訴え提起の手数料率が大幅に下げられました。従前は、請求金額の10パーセントとされていましたが、現在は、訴状に記載されている訴訟の目的の価額によって金額を決めます。例えば、請求金額が100万スム未満であれば、訴え提起の手数料は3パーセントです。100万スム以上1000万スム未満であれば、訴え提起の手数料は2パーセントです。1000万スム以上であれば、1パーセントになります。また、ウズベキスタン共和国の国家経済の基は農業ですので、請求金額にかかわらず、農業企業は、訴え提起の手数料は1パーセントに設定されています。個人事業主が訴えを提起する場合にも、手数料に関して、様々な特典があります。手数料額を納めることができない個人事業主の場合、裁判所は手数料を免除して審理をし、被告から手数料を取ります。監督機関又は責任ある公務員の越権行為であるとして訴えを提起する場合の手数料は、払わなくてよいことになっています。

零細企業と小企業については、税金についても優遇されています。税金のシステムは複雑であり、様々な税金があるのですが、零細企業・小企業の経営者は、全部の税金を支払うか又は別に制定されている一つの税金だけ納付するか選択することができます。つまり、税金のシステムは二つに分かれており、経営者はどういう方法で税金を払うかを選ぶことができます。例えば、税金が10種類あるとして、その10種類の税金を全部払うか又はそれとは別に確定している一つの税金だけ納付するかを選ぶことができるのです。

(質疑応答)

Q.「確定している」というのは「定額」という意味ですか。

A. 確定しているというのは、一つの種類の税金だけ一括払いで支払うという意味です。十種類の税金を別々に支払うか、それとは別に一種類の税金を一回払うだけで終わるかということです。税額が定額であるという意味ではありません。それは、企業の活動の分野によって、安くなることもあるし、高くなることもあります。だから、企業家は自由に選べることになっています。しかし、平均してみると、確定している税金の方が少し安くなっており、多くの小企業がそれを使っています。

農業の中小企業は、土地の税金しか払っていません。もっと中小企業を支援するために、今いろいろな税金のシステムも改善されていて、もし、特典とか減免が与えられたときは、その後2年間は新しい法律に従って税金を払うことになっています。

ウズベキスタン共和国により多くの外資を導入するため、外国人投資家の権利を保護し擁護する措置を定めた法律が制定されています。投資に関して、法改正が頻繁にされるのですが、新法には、今後の新法が外国人投資家の条件を不利にする場合には、その後10年間は旧法が適用される旨が規定されています。このため、内国の投資家には、外国人の投資家が優遇されているのに内国投資家は有利な扱いをしてもらえないという不満があります。しかし、外資を更に導入しなければ経済が発展しないため、国は、誘致のための措置などの法律を制定しています。ウズベキスタン共和国は、現在、市場経済化に向かう途上にありますので、外国人の投資は非常に必要です。

ウズベキスタン共和国で、会社設立の手続は改善されており、新たに中小企業等を設立する経済主体者の会社設立手続は、簡素化されました。2001年10月1日より、ウズベキスタン共和国で企業設立の登記における「一つの窓口」という原則が施行されました。従前は、企業設立等の際には、30日間の期間

内に、様々な窓口申請をしたり、手続を踏む必要がありました。さらに、企業設立後も、他の国家機関に登録をしなければなりません。手続簡素化の後には、「一つの窓口」にすべての書類を提出すれば登録が完了することとなりました。この「一つの窓口」になっているのは、地方自治体レベルでは市役所・区役所及び司法機関です。個人事業主の場合には、8日以内にすべての手続が終わり、他の機関にも自動的に登録がなされて終了します。法人の場合には、12日以内にすべての手続が終了します。

しかし、もちろん登録後の企業活動に関して、ウズベキスタンにも問題が残っています。例えば、民間企業が払わなければならない税金の率は、まだまだ高いです。この点、ごく最近、ウズベキスタンのカリモフ大統領は、税率をもっと下げろという命令を出したので、関係機関はそのための法案作成に追われています。また、他の問題として、現在でも上からの命令方法が残っているという点があります。これは、旧ソ連邦のシステムから残った問題です。例えば、現行法ではできないはずなのですが、公務員が勝手に民間企業に審査に入ったり、圧力をかけたりするといったものです。ウズベキスタン司法省は、公務員ないし責任者が自己の職権を越えないように審査をしています。

更なる問題は、先ほど申し上げましたように、経済裁判所は、州レベルの経済裁判所しかないことにあります。近時、中小企業や民間企業はますます進展しており、当然のことながら、経済紛争も増加しています。ところが、州にしか経済裁判所がないため、遠い経済裁判所にまで行かなければならないとか、当事者が法廷に出廷することが困難になるという問題が生じています。そこで、逆に、州の経済裁判所の判事が、経済紛争が起きた場合にはそこに向いて審理を開きます。判事が当事者のところに行くのは、第一審手続だけでなく、控訴審・破棄審の場合にも用いられています。

また、物的資源の不足が問題です。機材は非常に高価で入手困難であり、企業自体を設立することが難しいことが非常に問題になっています。リースというシステムはほとんどウズベキスタンでは発展していません。バーターシステム（物々交換）は、ウズベキスタンでは禁止されています。銀行を通じて決済しなければならないのです。小企業と大企業の交流は、ほとんど進められていません。そういった交流自体は、社会問題の解決になりますし、失業者に仕事を提供できることにもなり、国家にとって非常に好ましいことなのですが、国家が発注する場合には、大企業にしか発注していません。

もう一つの問題としては、中小企業の経営者や中小企業で働いている人たちの法律理解力が低いため、

しばしば経済紛争が発生していることにあります。一方で、法律理解のレベルが低いということの他の理由は、法律がほとんど毎日のように改正されていることにあります。ウズベキスタンでは、中小企業に自由に活動させようとしています。企業の登録の際、提出書類にはどんな活動をするかを記載し、それが国によって禁止されていない活動であれば行ってよいことになっています。そして、銀行は監督機関として使われていません。企業家の資金がどのように動いているのか、銀行からは監督できないことになっています。また、法律により、ウズベキスタンの企業間で取引をする場合、例えば、何か物を買ったり、サービスを提供したりするとき、必ず15パーセントの前払いをすることを義務付けています。しかも、残金は、取引成立後90日以内に支払わなければならないとされています。もし支払いを怠った場合には、行政的な処分がなされます。こうやって、取引の代金が確実に支払われるようにしているのです。

以上で私の発表を終わらせていただきます。

（質疑応答）

司会：どうもありがとうございました。若干補足いたしますと、経済裁判所から大学に教えに行っているというお話がありましたが、ウズベキスタンの場合は、経済裁判所に限らず、他の裁判所や検察官も大学で教えている例が多く、今日来ているウズベキスタンの皆さん方も、正に時々大学で教えている方々でございます。それから、ウズベキスタンの通貨スムの換算レートですが、10スムがおよそ1円です。それでは、全体の質疑に入らせていただきたいと思います。

Q. バルキバエバ氏にお尋ねしたいと思います。第一審の審理の準備についてお伺いしたいのですが、審理の準備で証人尋問もすることがあるとお話しになったと思うのですが、それはほとんどの事件で証人尋問がされているということなのでしょうか。それから、例えば、原告が必要だといった証人を審理の準備段階で証人尋問した場合、被告には立ち会う権利があるのでしょうか。その二点をお伺いしたいのですが。

A. 準備期間に裁判官は審理の準備をするのですが、それは、訴状や記録を読んで、弁論の段階で何を尋ね、確認しなければならないのかを検討するものです。

Q. 審理の準備の段階で証人尋問をすることはないのでしょうか。

A. 証人尋問は直接行われていませんけれども、審理の準備期間に、裁判官は、だれを証人として使うかとか、第三者としてだれを使うか、あるいは審査員や検査員としてだれに参加してもらうのか

などの名前だけは決めます。

Q. 例えば、証人に尋問するかどうかは別として、証人尋問に当たって、準備の期間に、証人から事情を聞くことはあるのでしょうか。準備の期間に証人にインタビューをすることはありますか。

A. 名前だけを決めていて、インタビューは行いません。

Q. 私の質問は、最高裁判所の法令適用の統一機能についての質問であります。具体的には、ウズベキスタンでは判例の拘束性が認められているのか、それはどの程度であるのかという点です。日本では、最高裁判所が判決の中で述べた理論、あるいは判決から導き出される理論というものは非常に尊重されていまして、高等裁判所や地方裁判所だけでなく、最高裁判所もそれを動かすことはあまりしていません。また、そのために、最高裁判所がどのような判決をしたのかということが、判例集という本になって発行されています。このような点は、ウズベキスタンではどのように行われているのでしょうか。

A. 私達は、判例ではなく、法律に基づいて判決を出します。民事の事件において直接の適用法条がない場合、裁判は、民法6条に定められている「同様の法律」という条文に基づいて判決を出しています。つまり、判例ではなく、同様の法律です。もし、事件のときに同様の法律を使えないときは、それは仕方がないので、現行の法律に基づいて裁判をすることになっています。そして、最高裁判所にある総会が判決を出せば、だれも取り消すことができません。民事事件だけでなく、刑事事件、行政事件に関しても、この判決は非常に尊重されていて、だれも取り消すことはできないのです。そして、総会の判決は編纂されます。法曹は、それを判例とは言わないのですが、同様の法律として使っております。ということで、判例は使っていません。最高裁判所の総会のした判決や決定は、下級の裁判所にとっては、必ず使わなければならない法律のようなものになります。しかし、判例という言葉は使わずに、同様の法律と言っています。判例に基づいて判決を出しません。

Q. 最高裁判所の総会が示された理論は、他の裁判所及びその後の裁判において尊重されているということでしょうか。

A. そのとおりです。

Q. 経済裁判所の実情について二つ、それから、民事裁判所と経済裁判所の権限・管轄をより深く理解するための質問をしたいと思います。まず、実情のことですが、ウズベキスタンの企業と外国の企業とが争って経済裁判所で採り上げられた具体的な事例として、どのようなものがあるのでしょうか。

うか。また、ウズベキスタンの企業とウズベキスタンの国家との間で経済問題について争いがあり、経済裁判所で扱った事例がありますでしょうか。それから、登録されている個人企業で働いている労働者が、事故を起こして登録されているウズベキスタンの労働者にけがをさせたというときに、どの裁判所に訴えを提起するのでしょうか。

A. まず、裁判権の質問から答えたいと思います。経済裁判所では、法人と個人の争いも審理されています。例えば、もし何らかの事故が発生し、それにより損害を与えられたのが他の企業に属している車や労働者であれば、経済裁判所が審理を行います。個人が損害を与えられた場合、又は個人事業主であるか、又は個人が含まれる場合は、その事件は民事裁判所で審理されています。1番目の質問についてですが、例えば、ウズベキスタンの企業と外国企業の間の契約の解除や無効に関する紛争は、経済裁判所で審理されています。例えば、最近、タシケント経済裁判所では、ある外国の会社とその子会社との間で、商品の配達が遅れたため、紛争が発生しましたが、この事件は経済裁判所で審理されました。この子会社は、形式こそ外国会社の子会社になっているのですが、ウズベクの資本がほとんどを占めていますので、ウズベキスタンの企業とみてよいものでした。

2番目の御質問ですが、例えば、ウズベキスタンでは企業と国家、特に税務署との間で紛争が頻繁に発生していますが、そのときにも、経済裁判所が審理を行っています。なお、外国の企業が訴えを提起した場合の手数料はいくらかと言いますと、外貨で請求されている場合はその金額の10パーセントです。しかし、ウズベキスタンの通貨スムで請求しているときは、ウズベク企業と同様に扱います。

司会：3番目の質問の答えがはっきりしなかったように思うのですが、企業で働いている労働者が他の企業の労働者にけがをさせた場合には、どこの裁判所で審理をするのですか。

A. そのときには、民事裁判所が審理します。なぜなら、損害は企業に与えられたのではなく、個人が損害を受けたものであって、企業はそれに関係がないので、民事裁判所がこの事件を管轄します。

Q. 先ほど、企業対個人でも経済裁判所が管轄することはあると言われましたが、それはどんな場合でしょうか。

A. 例えば、ある企業の労働者がけがをさせられた場合には民事裁判所で審理しますが、車がぶつかり、けがを負わせた場合には、車は企業のものであることから、経済裁判所が審理します。経済裁判所と民事裁判所のいずれの管轄に属するのかは、

主体がだれであるのかによって決まります。紛争の内容は、日本と違って関係がありません。

司会：本日はブハラ州経済裁判所のアジーモフ裁判官にも来ていただいています。外国企業とウズベクの企業の争いの例について、ブハラ州では、何か事例はないでしょうか。

A. (アジーモフ) 例えば、イタリアの企業家が酒を輸入し、税関から出そうとしたときに、税関の手続きが遅く、何かとやかましくされ、酒を受け取ることができなかつたとして、訴えが提起されたという例があります。審理の結果、この税関の職員の越権が認められ、処分されました。

Q. 国内の企業者が、外国の企業者が優遇されていて不満に思っているというお話がありました。具体的には、どのような優遇がされているのでしょうか。

A. 例えば、先ほど申し上げたように、投資家の活動を管理する様々な法律がありますが、新法が投資家を不利な条件に置くものであつて、旧法が投資家に有利なものであるときは、外国人投資家に対しては、10年間に限り、旧法が適用されます。しかし、内国企業家に対しては、そのような優遇は全くありません。

Q. 何か具体例はありますか。

A. ウズベキスタン劇場という組織があり、このウズベキスタン劇場に、幾つかの附属合弁会社が入っています。これは、企業が設立されてから5年の間、様々な税制上の特典、例えば、品物を輸

入する際の関税やその他の税金が減免されるという措置を与えるというものでした。それは、1998年の法令によって、そのような特典が制定されてきました。この法律によりこのような特典が与えられていたのは、ウズベキスタン劇場の合弁会社だけではなく、障害者を雇用している新設企業にも認められていました。ところが、2000年に法律が改正され、その結果、一部を除きこのような特典が廃止されました。そのため、ウズベキスタン劇場の合弁会社も税金を高く払うことになりました。ウズベキスタン劇場の子会社は合弁会社だったので、そこに外国人の資金も入っていました。そこで、過払いした税金の還付を求める訴えが提起されました。審理の結果、経済裁判所は、税務署に対して、過払いした税金の還付を命ずる判決をしました。なぜなら、外国人の投資が入っているので、旧法が適用されるからです。

司会：分かりました。税法上の特典ということですね。

Q. 経済裁判所という考え方は、ウズベキスタンだけではなく、キルギスタンその他の中央アジアの国に共通しているのでしょうか。

A. カザフスタンでは、経済裁判所と民事裁判所は一緒になり、最高経済裁判所は最高裁判所と合併しました。カザフスタンの最高裁判所では、特別合議体が経済紛争の審理をしています。キルギスタン、トルクメニスタン及びタジキスタンには経済裁判所が存在していますが、経済裁判所ではなく、仲裁裁判所という名称です。

～ @閑話 ～

～ @閑話 ～

ウズベクからコザックまで

中央アジアといえば遊牧民族と思いがちだが、ウズベキスタンは、この辺りでは唯一農耕民族である。ウズベクの意味は「私が王」「自分の支配者は自分」。つまり中心・中央ということであろう。隣国カザフスタンのカザフは「はぐれ者」というイメージの言葉だそう。確かに、カザフスタンは古くはウズベキスタンから分離した国である。

カザフという言葉がロシアに流れて変形したものが、ロシアにおけるコザックだという。コザックは帝政ロシア時代の騎兵隊であり、遊牧民族との関係を伺わせる。皇帝の親衛隊の地位を獲得する以前は、乱暴狼藉を働く輩であつたというから、はぐれ者か？

しかし、カザフはウズベクから見ると蔑称であろうが、カザフ人がこれを使うのは妙である。カザフから見ればウズベクのように土地に縛られた農耕ではなく、遊牧をする自由人とか、「はぐれ」転じて独立なる意味があるのではと想像たくましくしてしまう。

～ 国際協力の現場から ～

“私の国際協力”

国際協力専門官 上谷 智子

平成15年3月31日。国際協力部での最後の日がやってきた。思い返せば3年前、刑事司法分野における国際協力の一環として国際研修を実施している国連アジア極東犯罪防止研修所（法務省法務総合研究所が運営）に勤務したのが、国際協力との出会いであった。そして1年後の平成13年4月、法務総合研究所に民商事法分野を中心とした法整備支援を専門的に行う国際協力部が新設され、国際協力専門官として配属された。いわゆる国際協力の仕事に従事して3年ということになる。我々にとっては遅かれ早かれ異動（転勤）を迎えるのが運命（さだめ）ではあるが、やはり実際に現場を離れる日が来るのは何とも寂しいものである。

国際協力部発足当時、我々は法務総合研究所本所のある東京霞が関を拠点に活動を開始した。それから約半年後、大阪に新設された大阪中之島合同庁舎に本拠を移すことになった。そして我々の活動を多くの人に知ってもらうと同時に、様々な分野で法整備支援に取り組まれている関係機関及び関係者の方々との連携を強化することで、この法整備支援活動の輪を広げていけたらという思いで広報活動も活発に行った。

そうした中、我々の活動で得られたものを形にし、新鮮なうちに関係者の皆様にお届けしようということで国際協力部報「ICD NEWS」が誕生したのである。当初は広報的なものという位置付けで薄いものを想定していたが、より多くの情報を多くの方と共有したいということで研究成果物的なものとして発刊することとなった。喜んでいいことなのか、気が付けば予想以上に分厚い冊子となってしまった。

これまで、第9号まで発刊されているが、私はそのうちの創刊号・2号・5号の編集を担当した。本誌には、当部職員以外に、法整備支援活動に従事されている関係者の方々から多くの玉稿、そして貴重な情報を頂戴した。本誌の編集作業を通じ、全員が集まれるようにと時間外又は休日に作業部会を開催し議論を重ねてこられた部会の先生方、もちろん、こうした部会に臨むには、それぞれの担当部分について意見をまとめ形にするという作業を毎回されているのであるが、そうした先生方の御苦勞、そして熱意を改めて感じさせられたものである。

また、現地専門家の方々の御苦勞、いわゆるロジからサブまで、こんなことまでされていたのかと驚くことも多々あり、と同時に何かと犠牲を払いながらも苦勞を苦勞とも考えず、常に前向きな姿勢で臨んでおられる、そんな姿に逆に励まされたこともあった。また、こうした法整備支援活動を実施していく上で欠かせないのが通訳の存在である。ヴェトナム語、クメール語などといった少数言語の通訳ができる方は本当に少ないもので、とりわけ法律分野、我が国が行う法整備支援活動の通訳としてお願いできる方は数えるほどである。通訳の方の協力があってはじめて我々の法整備支援活動が成り立つのである。これら通訳の方は本

邦研修での通訳、現地セミナーにおける通訳などで常に引っ張りだこであり、日本と現地を行ったり来たりと大忙しである。少し時間が空いたかと思うと、資料の翻訳を依頼されたりなどと休む暇がないのではと思ってしまう。通訳を引き受けて下さっている方々の多大なる御協力、熱意、そして健康なくしてはこの法整備支援はあり得ないものである。本誌「ICD NEWS」においても、現地の長期専門家として働く傍ら、通訳と翻訳も担当されている方の苦労話を採り上げたことがあるが、特に、法律分野の通訳ではその国にその概念そのものが存在しないことも多いことから、相当な苦労をなされたことだろう。

このように本誌では、当部における国際研修の実施、専門家を招へいしての共同研究等の報告をしているほか、法整備支援活動にかかわっておられる方々からの貴重な情報、報告をいただいている。多くの関係者の方々が本業と掛け持ちでお忙しいとは知りつつ、これが編集者の辛いところでもあるのだが、何かと無理をお願いしてきたものだ。こうした関係者の方々の温かい御協力のお陰で、本誌も第9号まで順調に発刊してこることができた。初代編集者の一人として本誌にかける思いは特別のものがあつた、これからも皆様の御協力を頂戴しながら更に充実した内容で皆様にお届けできるよう、また、本誌が法整備支援にかかわっておられる方々と情報を共有する一つの手段・場となり、我が国の行う法整備支援活動の輪が更に広がっていくよう心から願っている。

国際協力専門官として過ごしてきた2年間を振り返ってみたとき、真っ先に頭に浮かんできたのがこの「ICD NEWS」の誕生であつたが、国際研修のロジ担当者として汗を流したこともまた素晴らしい思い出の一つである。当部では、ヴェトナム、カンボディア、ラオス、ウズベキスタン、インドネシアなどを対象に ODA の枠組みで実施される国際研修のほか、平成14年度には法務省、ADB、ICCLC との共催でフィリピン裁判官に対する裁判運営研修も実施した。本誌の編集に目を光らせる山下教官が提唱された国際協力5原則「汗出せ、知恵出せ、金出せ、心出せ、笑顔出せ」という格言があるが、これまで自分が一番出してきたもの、それは「汗」だろう。ロジ担としては当然のことであろうが。研修員からは「なんでそんなに走っているの?」「リラックス、リラックス」とよく声を掛けられたものだ。「廊下を走ってはいけません!」と小学校で習ったにもかかわらず、気が付けば所構わず走っている自分を発見するのである。私がせっちな性格であるからか、日本人の悲しい性なのか、忙しそうに動いている姿は比較的のんびりした国から来ている研修員にとってはこれまた不思議な光景なのだろう。

やはり国によって生活習慣は違うもので、それはそれで面白いものだ。昼寝の習慣のある国があることは皆さん御存知のことだろう。そうした話を聞いてはいたものの、昼休みに教室の電気をすべて消して寝ている姿には、最初は少し驚いたりもした。しかし、これが彼らの生活スタイルであり、「昼休みが長いということはもしかして働く時間が短いのか?」と思うとそうではなく、逆に朝が早いのだ。これはこれで驚きだった。毎年、JICA が実施している技術協力専門家養成研修にて、平成13年度の法整備支援コース研修員として参加させていただいた際、現地研修ということでカンボディアを訪問したことがある。その際、各司法関係機関を訪問させていただいたのだが、日本よりも1時間ほど早い朝の7時半ころから業務を

開始しているのには驚かされた。我々が研修の対象としている国の多くがこのように朝が早く昼休みが比較的長いというスタイルを採っているため、研修プログラムでは昼休みを少し長めの1時間半としている。昼寝をするには十分な時間ではないだろうが、わずかながらも普段の生活スタイルに近くすることで慣れない地で過ごす研修員の負担を少しでも軽減できればというちょっとした心遣いからだ。

また、外国人研修員にとって日本での研修で疲れることの一つ、それは宿泊先から研修場所までの「通勤」である。例えば、研修場所が大阪である場合、通常研修員は JICA 大阪国際センター (OSIC) に宿泊しているため、研修場所である当部まではバス、電車、徒歩で通勤することになる。時間で言うと、乗り継ぎもあるので1時間弱といったところだ。我々日本人にとって1時間程度の通勤は当然のことであるが、やはり自宅と役所がバイクで10分程度といった環境で暮らしている人にとってはひどく疲れるものである。通勤に2時間かかるだけでも言えば、とんでもないと顔をしかめている。そして通勤に伴うのが「満員電車」。駅によっては人を押し込む係員が配置されており、駆け込み乗車の更に上手、閉まりかけのドアに鞆を挟み込み無理矢理乗車しようとする者すら見受けられる。こうした光景をこれがあの「ラッシュ」かと楽しんでいる研修員もいるが、人の多さにうんざりというのが正直なところだろう。幸いなことに、研修員の通勤時間帯がラッシュアワーとは若干ズレているため、こうしたひどい「ラッシュ」に巻き込まれる日はそれほど多くはない。研修実施機関である我々が研修員の方に通勤してもらっているのは単に研修場所の問題からだけではない。通勤も日本の文化の一つであり、そうしたものも是非体験してもらいたいという意図もあるのだ。これも実際にカンボディアを訪れてみて感じたことなのだが、法整備支援は国の根幹に関わるものであるからこそ、その国の歴史、文化、生活習慣などを理解することなしに行うことはできない。その国の事情に合った、そしてその国に根付くような法律を作るお手伝いをするためにはまずその国を知ることから始めなければならない。同じように、相手国の方々にも、日本の文化などについて少しでも興味を持って時にはそれを楽しんでもらえればこれほどうれしいことはない。

我々は研修を実施する側ではあるが、研修員から教えられることも多々ある。休日であるにもかかわらず部屋に閉じこもり、翌日の先生方との協議に向けて研究を重ねていたカンボディアの研修員の熱心さには感心させられるばかりであった。おそらく日本側メンバーの先生方の熱意が伝わっているのだろう。こうしたときには、研修を実施する側としてやりがいを感じ、何か自分の立場で役に立てることはないだろうかという思いに駆られてしまう。また、研修員が積極的に講師に質問をしたり、活発な議論をしている光景はなんともうれしいものである。日本人の場合、自分の学生時代を思い返してみても、講義を受ける側は受け身の姿勢であることが多く、講義中は静かで質問も少ないという傾向にある。分かっているのか、分かっているのか、講師にしてもこれほどやりにくいものはないだろう。そうした意味でも、研修員が積極的に講義に参加し、活発に質問・意見交換がされているのは我々研修実施サイドとしてもうれしい限りである。そのような積極的な姿勢は是非見習っていききたいものである。

国際協力専門官としての2年間の勤務の中で様々な人に出会い、そして時には現地に赴き実際に自分の目で見、聞き、肌で感じることで多くのことを学ばせていただいた。国際協力とはそれを実施する側が一方的に与える側にあるわけではなく、逆に与えられることも多々あるものだ。そして120年前に日本が他の国から与えられたものを、手段、スタイル等に違いはあるものの、今度はそれを他の国に与える立場に立たされている。まさに Give and Take の世界で、その give には take が伴うものである。我が国の援助方法は ownership を大切にしましたもので決して押しつけではない、そのことは一人の日本人として誇りに思うところである。そうした国際協力活動に携われたことを本当にうれしく思う。人材育成を中心とする我々の援助の在り方に対しては、成果というものに注目が集まる中、「そんなのきなことをしているのか。」といった厳しい意見も聞かれるが、やはり法整備という分野においては長い目で見ていく必要があるだろう。いわゆる既製品を与えても何の意味も持たない。今すぐ成果を見ることは難しいが、5年後、10年後、何らかの成果が形となって現れてくるに違いない。そのころ、また現地を訪れてみたい。そしてどのように変わっているか自分の目で見てみたい。そんな期待を抱きながら、国際協力専門官としての最後の日を終えようとしている。

— 編集後記 —

木々の蒼さがまぶしい季節となりました。桜がなかなか咲かなかった今年の寒さが嘘のように思えます。そして、1年前は暖冬で桜も3月に早々と満開になったことと比べると、季節の移り変わりといえども毎年それぞれの特徴があるものだと感じます。国際協力部も2003年4月に3年目を迎えました。1年前とは打って変わって異動があり、新しく田内正宏部長、教官に森永太郎、三澤あずみの両名、専門官に小山田実、土出一美、窪田浩尚の3名を迎えました。田内部長は、ジュネーブ勤務の経験がある上、アジ研（UNAFEI）次長も務めた経験があり、国際分野における経験とその反省を法整備支援に活かしたいという抱負を持っています。私も、これまでの短い経験と反省を活かし、法整備支援を一層有益で効果のあるものにしていきたいと思えます。

一方で、法整備支援も節目といえますか、正念場に差し掛かってきたようです。と言いますのも、ベトナムは、1999年11月から始まった法整備支援プロジェクトのフェーズ2が2003年3月末で終わり、新たにフェーズ3の開始に向かっており、カンボディアの法整備支援プロジェクトも、フェーズ1が2003年3月で民法・民事訴訟法の起草案の作成が一段落し、その立法化と運用を目指したフェーズ2が計画されているところであります。そして、ラオスも遅まきながら、法的インフラの整備、つまり法令のデータベース化、法律集の作成、民商法の教科書作成、判例集改善などを活動に盛り込んだプロジェクトを進めようとしています。

季節も、国際協力部の体制も、そして法整備支援活動も、今また新たな転機を迎えているわけで、身が引き締まる思いがいたしますが、この時期に2003年1月15日に実施した第4回法整備支援連絡会を特集できたのは幸いでした。今回は現地専門家の報告やパネルディスカッションなど、新たな方式で運営しましたが、これも法整備支援の経験が蓄積された証拠でもあります。感慨深いものがあります。

ところで、世界の関心は、東ティモールからアフガニスタン、そしてイラクへと目まぐるしく変遷していますが、その度に日本の貢献が問われています。実は法務省関係でも、必ず「〇〇国に法整備支援で何か貢献できるか」という問い合わせがなされます。そのような問い合わせがあること自体は光栄なことではありますが、さすがに全部に肯定的回答をできるほど体制が整っているわけではありません。そうすると、いずれ北朝鮮への法整備支援が話題となってくるかもしれません。その隣国である韓国には、日本のJICAと同じ様なKOICAという国際協力機関がありますが、第4回法整備支援連絡会でも、このKOICAが法整備支援に乗り出した戦略的位置付けが報告されており、韓国にとってはより切実な問題であることが分かります。

最後に、巷の情報では今年は猛暑だそうです。猛暑だと行動が鈍るのが人間の常ですが（だからアジアの人は歩くのが遅い？）、その暑さを吸収し、情熱に変えて頑張りましょう。

国際協力部教官 山下輝年
国際協力専門官 外尾健一